平成３１年第１回

香美市議会定例会会議録

平成３１年　２月２７日　　開　会
平成３１年　３月２２日　　閉　会

香　美　市　議　会

平成３１年第１回

香美市議会定例会会議録（第１号）

平成３１年２月２７日　水曜日

平成３１年第１回香美市議会定例会会議録（第１号）

招集年月日　平成３１年２月２７日（水曜日）

招集の場所　香美市議会議場

会議の日時　２月２７日水曜日（会期第１日）　午前　９時１２分宣告

出席の議員

１番	萩野義和	１１番	山崎晃子
３番	久保和昭	１２番	濱田百合子
４番	甲藤邦廣	１３番	山﨑龍太郎
５番	笹岡　優	１４番	大岸眞弓
６番	森田雄介	１６番	依光美代子
７番	利根健二	１７番	村田珠美
８番	山本芳男	１８番	小松紀夫
９番	爲近初男	１９番	島岡信彦
１０番	舟谷千幸	２０番	比与森光俊

欠席の議員

２番	山口　学	１５番	小松　孝

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	法光院晶一	ふれあい交流センター所長	明石清美
副市長	今田博明	福祉事務所長	佐竹教人
総務課長	山中俊明	農林課長	西本恭久
企画財政課長	川田　学	商工観光課長	竹崎澄人
会計管理者兼会計課長	森　安伸	建設課長	井上雅之
管財課長	秋月建樹	建設課林業土木担当参事	澤田修一
定住推進課長	中山繁美	環境上下水道課長	安井幸一
防災対策課長	中山泰仁	《香北支所》	
市民保険課長	植田佐智	支所長	黍原美貴子
健康介護支援課長	前田哲夫	《物部支所》	
税務収納課長	公文　薫	支所長	近藤浩伸

【教育委員会部局】

教育長	時久惠子	教育振興課長	横山和彦
教育次長	野島惠一	生涯学習振興課長	岡本博章

【消防部局】

消防長　寺田　潔

【その他の部局】

監査委員事務局長　三谷由香理

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長　猪野高廣　　議会事務局書記　山本絵里

議会事務局書記　一圓まどか

市長提出議案の題目

報告第　１号　損害賠償の額の決定及び和解について

報告第　２号　損害賠償の額の決定及び和解について

報告第　３号　住宅新築資金等貸付事業に係る訴えの提起について

報告第　４号　学校給食費滞納整理における訴えの提起について

報告第　５号　学校給食費滞納整理における訴えの提起について

議案第　１号　平成３１年度香美市一般会計予算

議案第　２号　平成３１年度香美市簡易水道事業特別会計予算

議案第　３号　平成３１年度香美市公共下水道事業特別会計予算

議案第　４号　平成３１年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算

議案第　５号　平成３１年度香美市農業集落排水事業特別会計予算

議案第　６号　平成３１年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算

議案第　７号　平成３１年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算

議案第　８号　平成３１年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算

議案第　９号　平成３１年度香美市後期高齢者医療特別会計予算

議案第　１０号　平成３１年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計予算

議案第　１１号　平成３１年度香美市水道事業会計予算

議案第　１２号　平成３１年度香美市工業用水道事業会計予算

議案第　１３号　平成３０年度香美市一般会計補正予算（第７号）

議案第　１４号　平成３０年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）

議案第　１５号　平成３０年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）

議案第　１６号　平成３０年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第４号）

議案第　１７号　平成３０年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第３号）

議案第　１８号　香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　１９号　香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　２０号　香美市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　２１号　香美市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

の制定について

議案第　２２号　香美市指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　２３号　香美市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　２４号　香美市特定環境保全公共下水道事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　２５号　香美市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　２６号　香美市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について

議案第　２７号　香美市未来の森づくり委員会設置条例の制定について

議案第　２８号　香美市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定について

議案第　２９号　香美市農業集落排水区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定について

議案第　３０号　市有財産の無償貸付けについて

議案第　３１号　香美市香長児童クラブの指定管理者の指定について

議案第　３２号　香美市くじら児童クラブの指定管理者の指定について

議案第　３３号　香美市めだか児童クラブの指定管理者の指定について

議案第　３４号　香美市たけのこ児童クラブの指定管理者の指定について

議案第　３５号　香美市うぐいす児童クラブの指定管理者の指定について

議案第　３６号　香美市かたじ児童クラブの指定管理者の指定について

議案第　３７号　香美市大宮小学校児童クラブの指定管理者の指定について

議案第　３８号　香美市もんべえクラブの指定管理者の指定について

議案第　３９号　大井平体験実習館の指定管理者の指定について

議案第　４０号　美良布地区集落活動センターの指定管理者の指定について

議案第　４１号　香美市バイクライダー交流宿泊施設の指定管理者の指定について

議案第　４２号　香美市べふ峡休憩所の指定管理者の指定について

同意第　　１号　農業委員会委員の任命について

同意第　　２号　農業委員会委員の任命について

同意第　　３号　農業委員会委員の任命について

同意第　　４号　農業委員会委員の任命について

同意第　　５号　農業委員会委員の任命について

同意第　　６号　農業委員会委員の任命について

同意第　　７号　農業委員会委員の任命について
同意第　　８号　農業委員会委員の任命について
同意第　　９号　農業委員会委員の任命について
同意第　１０号　農業委員会委員の任命について
同意第　１１号　農業委員会委員の任命について
同意第　１２号　農業委員会委員の任命について
同意第　１３号　農業委員会委員の任命について
同意第　１４号　農業委員会委員の任命について
同意第　１５号　農業委員会委員の任命について
同意第　１６号　農業委員会委員の任命について
同意第　１７号　農業委員会委員の任命について
同意第　１８号　農業委員会委員の任命について
同意第　１９号　農業委員会委員の任命について
同意第　２０号　教育委員会委員の任命について

議員提出議案の題目

なし

議事日程

平成３１年第１回香美市議会定例会議事日程

（会期第１日目　日程第１号）

平成３１年２月２７日（水）　午前９時開議

日程第１　会議録署名議員の指名
日程第２　会期の決定
日程第３　諸般の報告
　１．議長の報告
　２．総務常任委員会委員長の報告
　３．協働・参画調査研究特別委員会委員長の報告
　４．議会改革推進特別委員会委員長の報告
　５．市長の報告
　　（１）専決処分事項の報告について
　　報告第　１号　損害賠償の額の決定及び和解について
　　報告第　２号　損害賠償の額の決定及び和解について
　　報告第　３号　住宅新築資金等貸付事業に係る訴えの提起について
　　報告第　４号　学校給食費滞納整理における訴えの提起について
　　報告第　５号　学校給食費滞納整理における訴えの提起について
　　（２）行政の報告及び提案理由の説明
日程第４　議案第　　１号　平成３１年度香美市一般会計予算

日程第５　議案第　　２号　平成３１年度香美市簡易水道事業特別会計予算
日程第６　議案第　　３号　平成３１年度香美市公共下水道事業特別会計予算
日程第７　議案第　　４号　平成３１年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
日程第８　議案第　　５号　平成３１年度香美市農業集落排水事業特別会計予算
日程第９　議案第　　６号　平成３１年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
日程第10　議案第　　７号　平成３１年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算
日程第11　議案第　　８号　平成３１年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算
日程第12　議案第　　９号　平成３１年度香美市後期高齢者医療特別会計予算
日程第13　議案第　１０号　平成３１年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計予算
日程第14　議案第　１１号　平成３１年度香美市水道事業会計予算
日程第15　議案第　１２号　平成３１年度香美市工業用水道事業会計予算
日程第16　議案第　１３号　平成３０年度香美市一般会計補正予算（第７号）
日程第17　議案第　１４号　平成３０年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）
日程第18　議案第　１５号　平成３０年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）
日程第19　議案第　１６号　平成３０年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第４号）
日程第20　議案第　１７号　平成３０年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第３号）
日程第21　議案第　１８号　香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第22　議案第　１９号　香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
日程第23　議案第　２０号　香美市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第24　議案第　２１号　香美市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第25　議案第　２２号　香美市指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並

びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第26　議案第　２３号　香美市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第27　議案第　２４号　香美市特定環境保全公共下水道事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

日程第28　議案第　２５号　香美市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

日程第29　議案第　２６号　香美市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について

日程第30　議案第　２７号　香美市未来の森づくり委員会設置条例の制定について

日程第31　議案第　２８号　香美市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定について

日程第32　議案第　２９号　香美市農業集落排水区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定について

日程第33　議案第　３０号　市有財産の無償貸付けについて

日程第34　議案第　３１号　香美市香長児童クラブの指定管理者の指定について

日程第35　議案第　３２号　香美市くじら児童クラブの指定管理者の指定について

日程第36　議案第　３３号　香美市めだか児童クラブの指定管理者の指定について

日程第37　議案第　３４号　香美市たけのこ児童クラブの指定管理者の指定について

日程第38　議案第　３５号　香美市うぐいす児童クラブの指定管理者の指定について

日程第39　議案第　３６号　香美市かたじ児童クラブの指定管理者の指定について

日程第40　議案第　３７号　香美市大宮小学校児童クラブの指定管理者の指定について

日程第41　議案第　３８号　香美市もんべえクラブの指定管理者の指定について

日程第42　議案第　３９号　大井平体験実習館の指定管理者の指定について

日程第43　議案第　４０号　美良布地区集落活動センターの指定管理者の指定について

日程第44　議案第　４１号　香美市バイクライダー交流宿泊施設の指定管理者の指定について

日程第45　議案第　４２号　香美市べふ峡休憩所の指定管理者の指定について

日程第46　同意第　　１号　農業委員会委員の任命について

日程第47　同意第　　２号　農業委員会委員の任命について

日程第48　同意第　　３号　農業委員会委員の任命について

日程第49　同意第　　４号　農業委員会委員の任命について

日程第50　同意第　　５号　農業委員会委員の任命について

日程第51　同意第　　６号　農業委員会委員の任命について

日程第52　同意第　　７号　農業委員会委員の任命について
日程第53　同意第　　８号　農業委員会委員の任命について
日程第54　同意第　　９号　農業委員会委員の任命について
日程第55　同意第　１０号　農業委員会委員の任命について
日程第56　同意第　１１号　農業委員会委員の任命について
日程第57　同意第　１２号　農業委員会委員の任命について
日程第58　同意第　１３号　農業委員会委員の任命について
日程第59　同意第　１４号　農業委員会委員の任命について
日程第60　同意第　１５号　農業委員会委員の任命について
日程第61　同意第　１６号　農業委員会委員の任命について
日程第62　同意第　１７号　農業委員会委員の任命について
日程第63　同意第　１８号　農業委員会委員の任命について
日程第64　同意第　１９号　農業委員会委員の任命について
日程第65　同意第　２０号　教育委員会委員の任命について

会議録署名議員

７番、利根健二君、８番、山本芳男君（会期第１日目に会期を通じ指名）

議事の経過

（午前　９時１２分　開会　開議）

○議長（比与森光俊君）　　おはようございます。ただいまの出席議員は１８人です。定足数に達していますので、これから平成３１年第１回香美市議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

平成３１年第１回香美市議会定例会開会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

立春も過ぎ、暦の上では春となりました。暖かく春の日差しを感じる日々となりましたが、朝夕はまだまだ肌寒さを感じるところでございます。議員各位、執行部の皆様におかれましては、年度末を控え公務多忙の折、平成３１年第１回定例会に御出席していただき、まことにありがとうございます。

去る２月１日付の新聞報道をごらんになられた方もおいでると思いますが、総務省が１月３１日に発表しました平成３０年の住民基本台帳に基づく人口移動報告の記事が掲載されておりました。記事によりますと、全国４７都道府県のうち３９道府県において、転出が転入を上回る転出超過となっています。高知県全体では２，３０７人、そして高知市は７４１人の転出超過との結果でございました。

そのような中、四国９５市町村のうち、香美市では転入が転出を上回る転入超過数２１０人との結果で、四国では第１位の転入超過の自治体となっております。まことに喜ばしいことでありました。さまざまな要因はあろうかと思いますが、本市の取り組みがこのようなすばらしい成果を出すことができ、それらにかかわります全ての方々に敬意をあらわすとともに、今後のさらなる御活躍を期待するところでございます。

さて、本定例会には市長から提出されています議案は、平成３１年度香美市一般会計予算を含む４２件、同意２０件でございます。議員各位におかれましては、慎重な審査と審議の上、それぞれ議案等に対し適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

また、議会の品位を重んじ、円滑な議事運営に格段の御協力を賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たり御挨拶とさせていただきます。

議事日程に入る前に御報告いたします。２番、山口　学君は欠席、１５番、小松　孝君は、今期定例会を通じ欠席との連絡がありました。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じ７番、利根健二君、８番、山本芳男君を指名いたします。よろしくお願いいたします

日程第２、会期の決定を議題とします。

本件につきましては、２月２２日の議会運営委員会で協議をいただいておりますので、委員長から報告を求めます。議会運営委員会委員長、利根健二君。

○７番（利根健二君）　　おはようございます。７番、利根です。

本日招集されました平成３１年第１回香美市議会定例会の運営につきまして、去る２月２２日議会運営委員会を開催しましたので、協議の結果を御報告いたします。

まず、会期につきましては、お手元にお配りしました会期及び会議（審査）の予定表のとおり進めることに決定し、本日から３月２２日までの２４日間としました。なお、会議が順調に進んだ場合の繰り上げての閉会と会期の延長を必要とする場合については、議長に一任することになりました。

続きまして、会期中の会議ですが、本日は今期定例会に付議された提出議案の提案理由の説明までとします。ただし、同意第１号、農業委員会委員の任命についてから同意第２０号、教育委員会委員の任命についての２０件は、本日他の案件と分離し、会議規則第３７条第３項の規定により委員会付託を省略し、審議に付し採決まで行います。

会期２日目の２８日から会期７日目の３月５日までは、休日及び議案精査のため休会としました。

会期８日目の６日から会期１０日目の８日までの３日間は、一般質問を予定しております。

会期１１日目の９日及び会期１２日目の１０日は、休日及び議案精査のため休会としました。

会期１３日目の１１日は、議案質疑の後、各議案等は各委員会への付託となります。本会議散会後、予算決算常任委員会、総務常任委員会、予算決算総務分科会において議案審査となります。

会期１４日目の１２日は、午前９時より教育厚生常任委員会、予算決算教育厚生分科会においての議案審査となります。

会期１５日目の１３日は、午後１時半より産業建設常任委員会、予算決算産業建設分科会において議案審査となります。

会期１６日目の１４日から会期２１日目の１９日は、休日及び議案精査整理のため休会としました。

会期２２日目の２０日は、午後１時半より予算決算常任委員会において議案審査となります。

会期２３日目の２１日は、祝日及び議案精査整理のため休会としました。

会期２４日目の２２日最終日は、本会議において各常任委員会の付託議案の審査報告及び採決並びに追加案件がありますので、委員会の付託を省略して本会議で採決まで行います。

次に、一般質問の通告は、会期２日目の２８日木曜日午前１０時までと決定をいたしました。一般質問の通告内容でありますが、質問の要旨が十分にわかるように具体的に記入の上、提出をお願いいたします。なお、抽せんは今回から１１時からとなりますので、御注意ください。

次に、請願・陳情、発議、決議案、意見書案等の議案について協議を行いました。請

願・陳情、発議、決議案についてはありません。意見書案第１号から第５号までの意見書案については、５件とも書式等が整っていますので、会派代表者会議において、各会派が意見書に対する調整を行い、提出者が署名を整えて、最終日に追加案件として提案することになりました。

その他の協議結果につきましては、お手元にお配りしました協議結果報告書のとおりでありますので、議員各位の格段の御協力をよろしくお願いいたします。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（比与森光俊君）　議会運営委員会委員長の報告を終わります。

お諮りします。今期定例会の会期は、委員長報告のとおり本日から３月２２日までの２４日間にしたいと思います。これに御異議ございませんでしょうか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君）　異議なしと認めます。よって、会期は本日から３月２２日までの２４日間と決定しました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元にお配りしてあります予定表のとおりであります。

【会期及び会議（審査）の予定表　巻末に掲載】

日程第３、諸般の報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

平成３０年第８回議会定例会において決定いたしました、地方交付税法第６条の３第２項を順守し、安定的に地方交付税総額の確保を図るよう求める意見書、国民健康保険の国庫負担の増額を求める意見書は、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣へそれぞれ送付いたしました。

次に、市長から、地方自治法第１８０条の規定による専決処分事項について、報告第１号から第５号のとおり報告がありました。

次に、監査委員から、例月現金出納検査報告書及び定期監査の実施報告書が提出されています。

次に、本年１月及び２月に各常任委員会が実施しました行政視察の報告書の提出がありましたので、お手元に配付してあります。

その他報告事項につきましては、お配りしました議長報告書のとおりでございます。

これから、総務常任委員会の協議事項について、委員長から報告を求めます。総務常任委員会委員長、依光美代子さん。

○総務常任委員会委員長（依光美代子君）　おはようございます。１６番、依光美代子。２月１８日の総務常任委員会を開会した協議事項について報告をいたします。

その協議事項の内容は、昨年７月分の職員給与に対する源泉所得税の納付が期限を過ぎて納付したため、延滞金、不納付加算税が発生し、１０月９日に予備費で処理をした。その原因、経過、今後の再発防止の具体的な対策などについて担当課長より説明を受け、

質疑に入りました。以下、質疑の経過を報告いたします。

最初に、今回の問題は、問題が発生した時点で直近の議会へ報告をすべきではないか、また、議会軽視ではないか、そして、この問題は議会への報告に値しない案件ということかに対し、問題発生後、市長、副市長にてんまつ書を書き、報告を行い、口頭で厳重注意を受けた。この件を議会へ報告すべきかどうかについて、市長、副市長からの指示もなかった。私自身どうすべきかの決まったものはなく迷ったところである。今は、わかった段階で報告をさせてもらえばよかったと深く反省していると答弁。

次に、この不納付加算税の救済措置の資料に、昨年の３月と６月の給与などの修正による追加納付は、修正であるため加算税等の対象外となったと書かれている。今回の件は修正でなく１事故であると認識をしなかったのか。

また、救済措置とは、年に１回の納付遅延で、１カ月以内に納付した場合は加算税はかからないとなっている。しかし、今回の納付遅延が不納付加算税の救済措置の該当とならないのは、修正が日常的に起きているのではないかと心配するに対し、当初の修正は後日、税額の間違いを修正したものであったが、今回の件で、こういう細かいことまでの認識がなかった。そして、昨年は２回職員の申告に勘違いがあり、後日、税額の修正を行った。しかし、今回のようなことは頻繁に起こることではないと考えていると答弁。

次に、この専決権は会計課長か市長なのか、または総務課長なのか、誰になるのか。また、今回の納付遅延は職務怠慢ではないか。長としての管理責任はどこにあるのかに対し、専決権でなく決裁は、歳計外現金については、課長が行うので担当課長である。また、部下のミスや失敗は上司の責任と考えていると答弁。

次に、国家賠償法によると、税金を使わず事故の責任者が払うなどの事例が全国的に出てきているが、どのように考えるかに対し、国家賠償法第１条の第１項と第２項について説明を行い、今回、市長は重大な過失として認定していないので、法令上市として責任を持つことであり、それを担当者に求める第２項の求償の条件には当たらないと答弁。

次に、再発防止対策として、会計課にも一定のチェックを求めるシステムが必要ではないかに対し、会計課ともチェックについて再度協議して検討したいと答弁。

次に、複数での管理体制が必要であり、班の中で相互に補完し合う体制はできないか。現在、班で１つの業務を行っているので、お互いに補完し合い業務を進めることも含め検討したいと答弁。

最後に、同じ課で３年ぐらい前に臨時職員賃金の遅配があった。再び不祥事を起こさないとなっていたが、いまだにチェックが生かされず問題が発生した。再度起こさないようにすべきだが、どのように考えるかに対し、そのときは職員の認識違いにより発生。その後改め対応をしてきた。しかし、そのときには全体的な対応をしていなかったので、今回は二度と問題が起きないように、１つの業務だけでなく、全てにおいて統一的支払

いによる事務を進めていきたいと答弁がありました。

以上で閉会中の協議事項の報告を終わります。

○議長（比与森光俊君）　総務常任委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（比与森光俊君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続きまして、協働・参画調査研究特別委員会の協議の推移・進捗状況等につきまして報告を求めます。協働・参画調査研究特別委員会委員長、森田雄介君。

○協働・参画調査研究特別委員会委員長（森田雄介君）　おはようございます。６番、森田雄介です。１月９日と２３日に開かれた協働・参画調査研究特別委員会の報告を行います。

まず、１月９日に行われた委員会では、香美市協働のまちづくり条例（案）及び施行規則（案）の協議を行いました。執行部からの説明の後、質疑応答を行いました。

委員からは、第１条の「住民自治の実現に寄与」の文言がわかりにくいとの意見で、削除したことには協働参画の根幹をなすものがあり、のけてしまうのは条例の目的がぼやけてしまうとの見解が出されたほか、第５条の「市全体の利益を考慮し、」の表現に対し、わかりやすく明記しているほうがよいとの意見が出される一方で、余り制約を欠くと活発な意見を阻害するとの意見もあり、執行部に検討を依頼をいたしました。

引き続いて、施行規則について説明を受け、質疑応答を行いました。

教育研究機関についての施行規則の中での表記や、情報共有の仕組み、ワークショップ、協働のまちづくりネットワークなどの検討を行いました。実行していく中で、気運の高まりに応じて充実が必要であるとの話がありました。

次に、１月２３日、作成中の香美市パブリックコメント手続条例（案）を議題としました。

条文のうち、第２条の市民の定義について、逐条解説の中で詳しく説明を入れるようになりました。また、パブコメとはどういったものであるのか、ホームページに提示したほうがいいとの意見を伝えました。そのほか、各条文に対応しない意見として、情報の公開やいかにして市民の皆さんに伝わるかが課題であるとの意見がありました。これは本条例の課題にとどまらず、市全体の課題として取り組む内容であるとしました。委員各位に十分な精査を促し、後日に委員会として取りまとめを行うとして散会をしました。

以上で協働・参画調査研究特別委員会の報告を終わります。

○議長（比与森光俊君）　協働・参画調査研究特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（比与森光俊君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続きまして、議会改革推進特別委員会の協議の推移・進捗状況等につきまして、報告を求めます。議会改革推進特別委員会委員長、小松紀夫君。

○議会改革推進特別委員会委員長（小松紀夫君）　おはようございます。それでは、閉会中に開催されました当特別委員会の審査の経緯並びに進捗状況につきまして御報告をいたします。

１月１６日の委員会では、昨年の議会改選前の議会運営委員会から引き継ぎをされ、当特別委員会にて審査する事項を整理し、今後の取り組みを協議の上、決定をいたしました。

まず、タブレット端末導入によるペーパーレス議会につきましては、タブレット端末を導入することによって、利便性や議員活動の充実が期待できますが、導入に際しましては初年度１，０００万円、ランニングコストが年間４００万円程度必要であるということから財源を考慮した上での取り組みとなり、執行部との協議を継続をしながら、調査研究を進めていくことといたしました。

次に、細部説明書の充実につきましては、議会運営委員会におきまして、様式を最終決定をしておりました。そこで、本定例会において配付されているところでございます。当初予算の様式は随分見やすくなったわけでございますが、担当課によって、細部説明の内容に格差があるように思います。今後は、定例会後に検証を重ね、さらなる充実を図る方向で取り組んでいくこととなりました。

次に、常任委員会活動の活性化につきましては、閉会中の所管事務調査の中で直ちに改革を進めていくということといたしまして、常任委員会ごとに年間スケジュールを立て、計画的に活動をしていくことといたしました。

次に、通年議会の導入につきましては、目安として来年からの導入を目指し、調査研究を進めていくことになり、まず、導入に当たってのスケジュールを策定し、議論を進めていくということといたしました。

さらに、広報公聴常任委員会の設置につきましては、通年議会のめどが立った後に、調査研究を開始するということといたしました。

次に、２月１３日の会議について報告をいたします。

まず、通年議会導入に際しての検討課題、そして、スケジュールについて案を示し検討した結果、検討課題とスケジュール案は承認されました。

次に、通年議会導入の目的を明確にするために書面に記すこととし、案文を各会派にて協議の上、次回の委員会にて決定をするということといたしました。

また、会期設定について、会期の始期及び終期について、会議再開におけるルールについて、議会改選時の会期について、それぞれは委員が所属する会派において協議をし、次回の委員会で決定するということといたしました。

最後に、今月２月の初旬に、比与森議長とともに市長を訪ね、通年議会導入に向けて調査研究を開始した旨を報告し、今後、議会と執行部の協議が必要であるということを確認したところであります。

以上、議会改革推進特別委員会の報告といたします。

○議長（比与森光俊君）　議会改革推進特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（比与森光俊君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第４、議案第１号、平成３１年度香美市一般会計予算から日程第６５、同意第２０号、教育委員会委員の任命についてまで、以上６２件を一括議題とします。

行政の報告及び議案第１号から同意第２０号までの提案理由の説明を求めます。市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君）　おはようございます。本日ここに平成３１年第１回香美市議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、年度末を控え何かと御多用にもかかわりませず、御出席をいただきまことにありがとうございます。また、平素は各地域におかれまして、地域福祉の向上を初め、地域振興などに御尽力を賜ってることに対しまして、深く敬意を表すとともに厚く御礼を申し上げます。

さて、昨年の７月豪雨につきましては、西日本を中心に甚大な被害をもたらしました。本市におきましても、幸いにして人的な被害はありませんでしたけれども、物部川では氾濫危険水位にあと３センチに迫り、一部越水、各所で漏水が見られるなど、極めて危険な状況となりました。また、市内各所では、道路が寸断するなど大きな被害に見舞われ、不安な時間を過ごし、不便な生活を余儀なくされた地域もありました。

こうしたことから、今月、流域３市で総務省、国土交通省、県選出国会議員等への要望活動を行い、比与森議長とともに香美市の実情を訴え、災害対策を初め、子育て、教育、人材育成事業などの推進のための特別交付税の増額、また、防災減災国土強靱化のための３カ年緊急点検に伴う物部川河川整備予算の確保などを強く要請してまいりました。要望については、それぞれしっかりと受けとめていただけたと考えているところであります。

路線バス大栃線につきましては、昨年１０月から減便となりましたが、その中さらに、ジェイアール四国バス株式会社から、乗車数減少・乗務員確保の困難などを理由に美良布大栃間の本年１０月廃止との通知があり、比与森議長にも御同行を願い、同社に再考を求めてまいりました。昨日の話し合いでは、社長から困難であるとしながらも、６か月間延長すると答えていただきました。また、新車両の寄贈についてもお話をいただいたところであります。しかしながら、公共交通の維持・確保については、課題山積でありますので、議会の皆様の御意見を賜って、進めてまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願いをいたします。

それでは、各課関連の行政報告をさせていただきます。

まず、防災対策課でありますけれども、１、防災行政無線デジタルシステム（同報系）整備工事について、香北町地区で施工中の同報系防災行政無線デジタル整備は、屋外スピーカー３１カ所の設置を終え、現在、各世帯に戸別受信機の取りつけを行っております。４月から市内全域での運用を開始します。

次に、定住推進課であります。

１、高知県清流保全パートナーズ協定による寄附について、高知県の清流保全活動を協働で進めることを目的とし、物部川流域３市で構成される物部川流域ふるさと交流推進協議会と高知県と民間企業との３者で、高知県清流保全パートナーズ協定を結んでいます。その協定を結んでいただいている民間企業の株式会社伊藤園と、株式会社あさのの２社から寄附をいただくこととなり、３月に寄附贈呈式を予定しています。寄附金につきましては、今後、物部川の環境学習や流域住民の交流事業、環境保全活動などに役立てていく予定です。

２、ふるさと納税について、１月３１日現在で寄附件数１万６，９８３件、寄附金額１億７，２４０万６，００１円となっております。平成２９年１２月から返礼品割合を３割以下に見直しを行ったことにより、寄附金額が減少傾向となっておりましたが、ポータルサイトの増設や１万円以下の寄附コースをふやしたことにより、寄附件数が増加し、昨年度並みの寄附金額まで回復しました。現在の登録状況は、事業者３４社、返礼品１８２品となっており、今後とも登録事業者の新規開拓及び返礼品の充実に力を入れていきます。

農林課。

１、鳥獣対策事業について、香美市猟友会の皆様に御協力をいただき実施している有害鳥獣捕獲数は１月３１日時点で鹿１，１１９頭、イノシシ３４５頭、猿３１頭等となっております。３月には白髪山付近で２回の捕獲作業を予定しており、一層の捕獲を期待するところです。

２、狩猟フォーラムについて、２月２日に健康福祉センター香北を会場で香美市狩猟フォーラムを開催いたしました。基調講演にお招きした講師からは、地元和歌山県でジビエや地元食材にこだわった料理による観光客誘致など、地域の活性化を図る活動の報告があり、また、シミュレーターによるハンティング模擬体験を初め各コーナーにおいて、来場いただいた多くの方に、狩猟の魅力と必要性を御理解いただきました。

農業委員会。

１、農地法等による申請について、平成３０年中に審査した件数は、売買申請７０件、転用申請５５件、貸借申請１７０件、非農地申請４７件となっています。

建設課。

１、土木関係について、がけくずれ住家防災対策事業で復旧要望のあった１３件全て発注済みで、３件は完了、残り１０件については年度内完了に向け施工中です。本年度発生した農林業施設及び公共土木施設災害復旧事業は、１２月末までに国の査定が終了しました。査定後、緊急順位の高い箇所から事業を実施していますが、件数が多いことと被災箇所の諸条件等もあり、一部入札不調となっており、今後は繰越事業及び過年災事業を視野に入れた発注により、早期完成を目指します。また、市道・林道等の道路整備については、現在、年度内完成に向け施工中ですが、追加補正等もあり、一部繰り越

しも視野に入れての事業計画を行います。

２、都市計画関係について、都市計画道路新町西町線における用地については、商店街通りまでの用地買収が完了し、引き続き国道１９５号に向け交渉を行います。あわせて、小学校前踏切拡幅事業については、ＪＲ四国と協定の締結に向けて準備をしています。香美市都市計画マスタープラン策定業務については、庁内幹事会を実施し、策定委員会を３月中旬に開催する予定です。

３、地籍調査について、本年度計画地区については、３月中旬に完了の見込みです。

４、県営工事について、国道１９５号及び各県道の７月豪雨等災害復旧事業については、全ての箇所につき国による災害査定を終了し、早期完成に向け随時施工中です。活動報告については、香南・香美地区県道改良促進期成同盟会の総会を１月１５日に開催しました。また、高知県土木部に香南市と香美市との連名により、県道神母木野市線の改良要望を１月１７日に行いました。

５、河川整備について、物部川改修期成同盟会を通じ、本年度３回目の要望活動を２月２０日、２１日に、治水事業関係補正等予算の増額確保に向け、地元選出国会議員及び国土交通省へ行いました。

教育振興課。

１、鏡野中学校武道館及びプール施設等の完成について、鏡野中学校武道館、プール施設、卓球場及び用務員室を合築した施設が完成し、１月１５日から授業や部活動に活発に使用しています。また、市民への一般開放も行っています。今後は、旧武道館の撤去やグラウンド整備などを、授業環境に配慮し計画的に進めていきます。

２、姉妹都市交流事業について、姉妹都市との友好交流関係の発展を図るため、８月２２日から２５日まで、香美市の児童７名と教職員３名が積丹町を訪問しました。また、１月１０日から１３日まで、積丹町の児童１１名と教職員３名が香美市を訪れ、染物体験や龍河洞探検、舟入小学校との交流などを行いました。

生涯学習振興課。

１、成人式について、１月３日に成人式を高知工科大学の講堂で開催しました。今年の新成人の対象者は２７３名でした。式典には約６割の１６６名が出席し、多くの方々が新しい人生の門出を祝福しました。

２、依光　隆氏作品の寄贈について、香美市出身の挿絵画家、依光　隆氏が手がけた小説や児童書などの作品、約２，０００冊を次女の坪野亜朱さんから、このたび香美市立図書館に御寄贈いただきました。依光氏はＳＦや伝記まで幅広いジャンルの表紙や挿絵を担当し、１９９０年に児童福祉文化賞を受賞されています。今は入手困難な作品も多く、新図書館のオープンに向け、整理作業を進めています。

３、「元気なまち香美市　よってたかって生涯学習ファーラム２０１９」の開催について、１月２６日に、高知県立山田高等学校にて「元気なまち香美市　よってたかって生涯学習ファーラム２０１９」を開催しました。フォーラム当日は、雨や雪が舞うなど

大変寒い中、約２，６００人の参加をいただきまして、小中学生の合唱やダンスによるオープニングセレモニーで始まり、教育振興基本計画（後期５年間）の説明や「香美市のこれからの教育について」をテーマに、小中学生、工科大学生、地域の方々によるパネルディスカッションを行いました。また、保育園・小中学校・山田高等学校・山田養護学校は、香美市の教育の特徴を生かした舞台発表、工科大学はロボット教室を行いました。その他、文化・スポーツ・音楽など、さまざまなイベント等において多くの協力者・参加者の方々に、フォーラムを盛り上げていただきました。今回のフォーラムを契機に、今後、市内の至るところで質の高い学習や探究的学習活動が広がり、教育を通じてまちづくりが大きく前進することを期待するものです。

４、第７回香美市体育文化奨励賞表彰について、２月２４日に、国体・全国大会や四国大会の体育分野において、下記のとおり、すぐれた功績を挙げた１名と４団体を表彰しました。下記に表を掲げておりますので御参照ください。

消防課。

１、平成３０年の火災、救急及び救助出動件数等について、昨年は火災件数１７件、損害額２，０３４万６，０００円、救急出動件数１，７７２件、救助出動件数１７件となっており、救急出動件数は過去最多となっております。詳しくは、下に表を掲げておりますので御参照ください。

次に、施政方針を申し上げます。

日本経済について政府は、雇用・所得環境の改善により、個人消費の持ち直しが続くなど、経済の好循環は着実に回りつつあるとしています。平成３１年度については、消費税率の引き上げが予定されている中、経済の回復基調が持続するよう、当初予算において、臨時・特別の措置を講ずるなど、雇用・所得環境の改善が続き、経済の好循環がさらに進展する中で、内需を中心とした景気回復が見込まれるとし、実質ＧＤＰ成長率を１．３％程度と予測しております。

国は、「経済財政運営と改革の基本方針２０１８」で示された新経済・財政再生計画を踏まえ、交付団体を初め、地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について、平成３０年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補塡措置を講ずるとしています。

こうした国の経済動向や地方財源措置のもと、平成３１年度予算も限られた財源の中で国や県の補助事業を有効に活用しながら、昨年７月豪雨で被災した道路施設等の災害復旧事業を初め、児童クラブ建設事業や鏡野中学校グラウンド整備工事などの学校の教育環境整備を図る事業のほか、地域に根差した産業の育成、少子・高齢化対策を含めた地域福祉施策の充実を重要政策とし、本市の将来都市像である「美しく豊かな自然に育まれ、共に支えあう進化する自然共生文化都市・香美市」の実現を目指して取り組んでいきます。

次に、平成３１年度一般会計予算規模について申し上げます。

平成３１年度の歳入・歳出予算総額は１８６億５，８００万円で、前年度１９７億５，１００万円と比べて、１０億９，３００万円、５．５％の減となっています。

歳入では、市税で市民税が前年度比で３．２％減、固定資産税が前年度比４．０％増、軽自動車税が前年度比で１．７％減、たばこ税が前年度比２０．２％増、入湯税が前年度比６３．８％増により、総額２７億１，３７６万２，０００円、地方譲与税は、森林環境譲与税の皆増により前年度比４５．２％の増、利子割交付金は前年度比１６．０％の増、配当割交付金は前年度比０．３％の増、株式等譲渡所得割交付金は前年度比０．３％の増、地方消費税交付金は前年度比３．６％の増、自動車取得税交付金は前年度比５３．３％減、地方特例交付金は幼児教育の無償化に係る臨時的財政措置である子ども・子育て支援臨時交付金の皆増により前年度比４１５．５％の増、１０月に自動車取得税交付金にかわり、新たに創設される環境性能割交付金の皆増となっています。また、普通交付税は５８億４，０００万円を計上しています。

繰入金については、歳入不足を補うための財政調整基金繰入金１２億８，４３０万７，０００円を計上し、基金繰入金の総額が１３億１，４２７万４，０００円となっています。

市債については、交付税の振りかえ財源としての臨時財政対策債が３億３，９９９万２，０００円となっており、都市計画整備事業、児童福祉施設整備事業、生涯学習施設整備事業等に伴う合併特例債３億５，１７０万円、義務教育施設整備事業や道路新設改良事業、林道整備事業に伴う過疎対策事業債３億６，４４０万円、過疎対策事業債（ソフト分）１億４，０３０万円、公共土木施設災害復旧事業に伴う過年発生補助災害復旧事業債３億６，７１０万円等により、総額１６億５，９９９万２，０００円となっています。

歳出では、性質別に大別すると義務的経費が８０億１，６５２万８，０００円、投資的経費が３０億９，７３０万６，０００円、その他の経費７５億４，４１６万６，０００円となっています。また、総予算額に占める割合は、義務的経費が４３．０％、投資的経費が１６．６％、その他の経費が４０．４％となっています。

以上、平成３１年度一般会計予算案の説明を終わります。

続きまして、今期定例会に上程します議案について、提案及び説明を申し上げます。

まず、報告第１号、第２号は専決処分事項の報告であり、損害賠償の額の決定及び和解です。

報告第３号は、専決処分事項の報告であり、住宅新築資金等貸付事業に係る訴えの提起です。

報告第４号は、専決処分事項の報告であり、学校給食費滞納整理における訴えの提起です。

報告第５号は、専決処分事項の報告であり、学校給食費滞納整理における訴えの提起

です。

議案第１号は、平成３１年度香美市一般会計予算です。

議案第２号は、平成３１年度香美市簡易水道事業特別会計予算です。

議案第３号は、平成３１年度香美市公共下水道事業特別会計予算です。

議案第４号は、平成３１年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算です。

議案第５号は、平成３１年度香美市農業集落排水事業特別会計予算です。

議案第６号は、平成３１年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算です。

議案第７号は、平成３１年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算です。

議案第８号は、平成３１年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算です。

議案第９号は、平成３１年度香美市後期高齢者医療特別会計予算です。

議案第１０号は、平成３１年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計予算です。

議案第１１号は、平成３１年度香美市水道事業会計予算です。

議案第１２号は、平成３１年度香美市工業用水道事業会計予算です。

議案第１３号は、平成３０年度香美市一般会計補正予算（第７号）です。

議案第１４号は、平成３０年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）です。

議案第１５号は、平成１３年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）です（後に「平成３０年度」と訂正あり）。

議案第１６号は、平成３０年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第４号）です。

議案第１７号は、平成３０年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第３号）です。

議案第１８号は、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第１９号は、香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第２０号は、香美市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第２１号は、香美市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第２２号は、香美市指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第２３号は、香美市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第２４号は、香美市特定環境保全公共下水道事業受益者分担金徴収条例の一部を

改正する条例の制定です。

議案第２５号は、香美市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第２６号は、香美市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定です。

議案第２７号は、香美市未来の森づくり委員会設置条例の制定です。

議案第２８号は、香美市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定です。

議案第２９号は、香美市農業集落排水区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定です。

議案第３０号は、市有財産の無償貸付けです。

議案第３１号は、香美市香長児童クラブの指定管理者の指定です。

議案第３２号は、香美市くじら児童クラブの指定管理者の指定です。

議案第３３号は、香美市めだか児童クラブの指定管理者の指定です。

議案第３４号は、香美市たけのこ児童クラブの指定管理者の指定です。

議案第３５号は、香美市うぐいす児童クラブの指定管理者の指定です。

議案第３６号は、香美市かたじ児童クラブの指定管理者の指定です。

議案第３７号は、香美市大宮小学校児童クラブの指定管理者の指定です。

議案第３８号は、香美市もんべえクラブの指定管理者の指定です。

議案第３９号は、大井平体験実習館の指定管理者の指定です。

議案第４０号は、美良布地区集落活動センターの指定管理者の指定です。

議案第４１号は、香美市バイクライダー交流宿泊施設の指定管理者の指定です。

議案第４２号は、香美市べふ峡休憩所の指定管理者の指定です。

同意第１号から同意第１９号は、農業委員会委員の任命です。

同意第２０号は、教育委員会委員の任命です。

以上、平成３１年度香美市一般会計予算など、報告５件、議案４２件、同意２０件の提案及び説明を終わりますが、議案の詳細につきましては、議案細部説明書を御参照くださいますようよろしくお願いいたします。

申しわけありません。私が読み上げるところを間違っていたようでございます。

議案第１５号につきまして、「平成３０年度」と申し上げるべきところを「平成１３年度」と申し上げたようでございますので、「平成３０年度」に訂正をさせていただきます。

その他、少し読み間違ったところもあるかと思いますが、お手元のほうに配付をさせていただきました説明書のとおりでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（比与森光俊君）　　これで市長の行政の報告及び提案理由の説明を終わります。

これから、報告第１号、専決処分事項の報告について、損害賠償の額の決定及び和解についてから、報告第５号、専決処分事項の報告について、学校給食費滞納整理における訴えの提起についての質疑を行います。質疑はありませんか。

１３番、山﨑龍太郎君。

○１３番（山﨑龍太郎君）　　１３番。まず、報告第１号、第２号についてお尋ねします。

非常に賠償の額等が大きゅうございます。４７万７，０００円と６４万５，６００円ということで、その事実経過をお尋ねしたいんですが、これは車両の関係ですが、相手方のけがとかそういう状況は、この２つの案件はどうであったのかお尋ねします。

○議長（比与森光俊君）　　農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君）　　報告第１号についてお答えいたします。

この事故は、香川県に出張中、高松西インターをおりたところで、左折のレーンが２レーンあるのに気づかず左折して、前方が工事のため、右レーンへ移った際に、後方から曲がってきた車に気づかずに接触事故を起こしたものです。それで、相手の方は、軽いむち打ちとなっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君）　　報告第２号について御説明させていただきます。

事故内容につきましては、細部説明書に記載のとおり、文化財事務所駐車場内に停車していた相手車両の前部に公用車の後部を接触させた事故であります。人身事故は発生しておりません。

○議長（比与森光俊君）　　１３番、山﨑龍太郎君。

○１３番（山﨑龍太郎君）　　関連ですが、額が今までより結構大きいという点については、相手の車はかなり傷んだのか。それと、こちら側の車はどういう状況で、その後はどうするのか。それとあわせて、報告第１号のむち打ちという件で、これについてはまだ結果が出てないということなんですが、治療中なのかということについてお尋ねします。

○議長（比与森光俊君）　　農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君）　　お答えいたします。

相手方の事故についての示談はまだ進んでおりません。また、車両につきましては、当方の車も損害を受けましたが、それについては既に修理を済ませております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君）　　報告第２号についてですが、相手の車がトヨタの高級車で、フロント周り、ボンネット、フェンダー、バンパーなどの修繕費が大きかったということです。

公用車につきましても、全額を保険にて修繕をしております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１３番、山﨑龍太郎君。

○１３番（山﨑龍太郎君）　　この件の最後ですが、いつもこれ議員から指摘があって、公用車の運転を慎重にということで、前は議長が事故防止のためにドライブレコーダーをつけみたいなことも言われたような記憶もあるんですが、それは別としまして、やはり非常にこういうところで、停車中の車に当てるとか、バックで発進するにしても慎重さが欠けてるというふうに思います、これは注意喚起をしたいんですが。

報告１号についてちょっと聞きますけれども、これは車のほうは終わったけれども、まだむち打ち等の分の病院通いのほうは終わってないと。専決自体は１００万円までの金額については専決できるということで、これは車のほうですけど。結局、病院にかかってる分を踏まえたら１００万円を超えるような状況になるんですか、実際これもまた専決で出てくるかもしれませんけど。実際のところ、そこら辺のところが、もちろん相手側があることですので相手側に従って、この件についてはここで終わったということでしょうが、実際のところは、長引く場合は実際車両の部分も、病院にかかった分も、１件につき１００万円までが専決できるという規定であったと思いますので、そこのところは、この件は終わったけど、まだまだ人身事故の場合の和解なりは長引くという認識なのか、お尋ねします。

○議長（比与森光俊君）　　管財課長、秋月建樹君。

○管財課長（秋月建樹君）　　人身事故の示談については、今のところどれくらいなのかちょっと想定をしておらないところなんですが、とりあえず、対物のほうについては１回終わったということで、出させていただいたということになっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　５番、笹岡　優君。

○５番（笹岡　優君）　　その報告第１号、第２号の関係なんですが、当然、自動車保険を掛けてますわね。公費の関係を含めて、保険の適用を含んで充当というかどういう形になるのかということと、あと会計処理上はどうなるのか。最初に予備費で対応して相手の関係を支払って、それから後、保険が入ってくる。当然、保険を掛けてますので、相手の車両に対しても。その関係の会計処理はどうなるのか、ちょっと教えていただけますか。

○議長（比与森光俊君）　　管財課長、秋月建樹君。

○管財課長（秋月建樹君）　　保険の関係なんですが、まず相手方については、ちょっと今資料がないんで申し上げることができないので、後で報告させていただきたいと思うんですが、うちの物件につきましては事故の予算を組んでおりまして、そこで支払って、後から保険会社から入ってくるという形になっております（後に訂正あり）。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　ほかに質疑はありませんか。

１３番、山﨑龍太郎君。

○１３番（山﨑龍太郎君）　　１３番。報告第３号について伺います。

まずは、この被告のＡさんという方が主債務者なのか、連帯保証人なのか、相続人なのか。それと債権額ですが、かなり支払っているような状況も見受けられますけど、全体の事実経過というか概略で構いませんので、そこら辺の説明を受けたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（比与森光俊君）　　税務収納課長、公文　薫さん。

○税務収納課長（公文　薫君）　　山﨑議員の御質問にお答えいたします。

被告Ａは、債務者の唯一の相続人である子であります。

経過といたしましては、新築資金を平成９年３月に、宅地を平成８年７月にそれぞれ貸し付けをし、その後、債務者が平成２０年７月に亡くなったため、債務者の唯一の子であるＡのみが相続人となりました。

Ａにつきましては、連帯保証人ではありませんが、その後、平成２２年４月に競売にかけ、平成２３年６月に１８０万２，２７５円の配当がありました。これは、不落により翌年の配当となったため年度が１年繰り越しておりますが、配当がありました。

その後Ａからの弁済はなく、連帯保証人のみが弁済をしている状況でありましたが、平成３０年９月にＡが相続放棄をしたということを聞き、平成３０年１０月に高知家庭裁判所で平成２８年１２月、相続放棄を受理したことを確認しました。

Ａは平成２２年４月に相続人にはなっており、競売を行っており、その後、相続放棄の申述書を提出。相続放棄をしても無効であると思われるため、今回相続放棄の無効を申し立て、債権の支払いを求める訴訟を提起したものです。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１３番、山﨑龍太郎君。

○１３番（山﨑龍太郎君）　　１３番。よくわかりました、説明で。実際、競売のときには相続しておいて競売したけれども、その後、平成２８年に相続放棄したということで、現実は、先ほどの話では連帯保証人の方が支払ってるということを言われたんですが、ということは実際のところは、このＡさんに対する時効を中断させる目的で今回訴えの提起に至ったということの認識でよろしいでしょうか。

○議長（比与森光俊君）　　税務収納課長、公文　薫さん。

○税務収納課長（公文　薫君）　　お答えいたします。

連帯保証人が支払いをしておりますので中断ということにはなりませんが、相続するべき者についての債務を負担してもらうという目的で、今回提訴をさせていただきました（後に訂正あり）。

○議長（比与森光俊君）　　１３番、山﨑龍太郎君。

○１３番（山﨑龍太郎君）　　実際、Ａさんは現状は支払ってないわけですね、連帯保証人が支払っていると。ということは、連帯保証人の方が支払っていただけてるんやったら、この訴えしなくてもというような感覚もあって、私はＡさんがもともと相続人ですので権利があるので、実際それはきれいに保護しちょかんと、あなたが債務者ですよ

ということを知ってなかったら、連帯保証人の支払いも止まるかなというふうな発想で聞いたんですが、そこのところはいかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君）　　税務収納課長、公文　薫さん。

○税務収納課長（公文　薫君）　　お答えいたします。

確認して、後で報告させていただきたいと思います。

○議長（比与森光俊君）　　ほかに質疑はありませんか。

１４番、大岸眞弓さん。

○１４番（大岸眞弓君）　　報告の第４号と第５号でお聞きをします。

両方とも同一の金額、そして同一の期間ですが、被告の関係についてお伺いします。

それから、時期なのですが、１１月以降はどうなっているのか、その点をお聞きします。

○議長（比与森光俊君）　　税務収納課長、公文　薫さん。

○税務収納課長（公文　薫君）　　大岸議員の質問にお答えいたします。

報告第４号、第５号のＢとＣは夫婦であり、共同親権者でありますので、同一のもので提訴をしております。

それから、支払督促の申し立てにつきましては、４カ月分を超したら提訴をして、滞納整理に当たっていくという方針でやっておりますので、今回の場合は６月から１０月分で提訴をしております。１１月以降については、納付があったかどうかの確認は今のところはとれておりません。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１４番、大岸眞弓さん。

○１４番（大岸眞弓君）　　そしたら、子供さんが２人ということですか。

○議長（比与森光俊君）　　税務収納課長、公文　薫さん。

○税務収納課長（公文　薫君）　　お一人のお子様です。以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１４番、大岸眞弓さん。

○１４番（大岸眞弓君）　　この世帯の所得状況ですが、仮に申請すれば、準要保護の対象になったとか、そういうことではないのでしょうか。申請すればですが。

○議長（比与森光俊君）　　税務収納課長、公文　薫さん。

○税務収納課長（公文　薫君）　　お答えいたします。

所得状況につきまして、手元で今すぐお答えできる資料を持ち合わせておりませんので、後で報告させていただきます（後に説明あり）。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　ほかに質疑はありませんか。

１２番、濱田百合子さん。

○１２番（濱田百合子君）　　同じく報告第４号と第５号なんですけれども、４カ月おくれると滞納処分で提訴するということなんですが、１カ月、２カ月おくれた段階での

本人のほうへの支払いの要求といいますか、それなんかはその都度されているのでしょうか。

○議長（比与森光俊君）　　税務収納課長、公文　薫さん。

○税務収納課長（公文　薫君）　　濱田議員の御質問にお答えいたします。

支払督促申し立てを行うまでの流れとしましては、おくれた月の翌月には督促を出しておりますので、督促を送達したものが２回、２カ月分となり、翌月の５日までに入金がない場合は催告を始めます。

次に、督促を送達したものが４回、４カ月分になった時点で内容証明を送付します。内容証明により入金等がなければ、支払督促の申し立てに移行するという手順を踏んでおります。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　ほかに質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

（午前１０時２８分　休憩）

（午前１０時３９分　再開）

○議長（比与森光俊君）　　正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

初めに、先ほどの質問で、笹岡議員に対する答弁を管財課長、秋月建樹君、お願いします。

○管財課長（秋月建樹君）　　先ほどの笹岡議員の質問について、ちょっと訂正をさせていただきます。

市の公用車の修理についてと相手方の修理については、全部同じ処理の方法をしておりまして、保険適用になった事故については、全て市の予算ではなく、直接保険会社と修理工場のやりとりにより支払いを行っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　次に、山﨑龍太郎議員からの質疑に対する答弁を、税務収納課長、公文　薫さん。

○税務収納課長（公文　薫君）　　先ほどの御質問の件で、さきに私が答弁したものをちょっとこんがらがっていたところがあって、訂正をさせていただきます。

被告Ａにつきましての債務の時効は中断しておりませんので、それを中断させるための提訴ということで、議員の御指摘のとおりでしたので、訂正させていただきます。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　大岸議員の分もありましたか。

○議長（比与森光俊君）　　税務収納課長、公文　薫さん。

○税務収納課長（公文　薫君）　　報告第４、５号の大岸議員の質問につきましては、面談をしまして確認をした結果というところですけれども、準要保護に当たる世帯では

ないと判断をしております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　以上で報告に対する質疑を終わります。

お諮りします。先ほど議会運営員会委員長から報告がありましたが、同意第１号から同意第２０号につきましては、本日他の案件と分離し、会議規則第３７条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんでしょうか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君）　異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

日程第４６、同意第１号、農業委員会委員の任命についてから日程第６４、同意第１９号、農業委員会委員の任命についてまで、以上１９件を一括議題とします。

執行部から提案理由の説明を求めます。総務課長、山中俊明君。

休憩します。

（午前１０時４３分　休憩）

（午前１０時４３分　再開）

○議長（比与森光俊君）　正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君）　それでは、同意第１号から同意第１９号まで一括で提案をさせていただきます。

同意第１号、農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和２６年法律第８８号）第８条第１項の規定により議会の同意を求める。

記

住　　所　香美市香北町美良布１５４１番地

氏　　名　小　松　和　啓

生年月日　昭和２７年９月１６日

同意第２号

住　　所　香美市土佐山田町１６８３番地２

氏　　名　原　　心　一

生年月日　昭和２２年１月３０日

同意第３号

住　　所　香美市土佐山田町山田１６５６番地

氏　　名　西　村　広　幸

生年月日　昭和３２年７月２９日

同意第４号

住　　所　香美市土佐山田町植７２７番地１

氏　　名　堤　　昭　雄
生年月日　昭和３２年１２月２０日
同意第５号
住　　所　香美市香北町西川乙２３４７番地
氏　　名　宗　石　和　彦
生年月日　昭和２２年２月２１日
同意第６号
住　　所　香美市土佐山田町新改２１５番地３
氏　　名　三　木　克　司
生年月日　昭和３４年１０月２０日
同意第７号
住　　所　香美市香北町日ノ御子３６７番地２
氏　　名　三　谷　富　重
生年月日　昭和３１年４月２５日
同意第８号
住　　所　香美市土佐山田町神通寺３１７番地
氏　　名　岡　田　修　一
生年月日　昭和３４年１０月２３日
同意第９号
住　　所　香美市土佐山田町佐野９６７番地
氏　　名　水　田　義　郎
生年月日　昭和２０年８月４日
同意第１０号
住　　所　香美市土佐山田町加茂２６１番地
氏　　名　鍵　山　佳　広
生年月日　昭和３９年７月１３日
同意第１１号
住　　所　香美市土佐山田町西本町３丁目１番３２号
氏　　名　上　島　陽　子
生年月日　昭和４６年１１月３日
同意第１２号
住　　所　香美市物部町大栃２３５９番地
氏　　名　山　崎　　彰
生年月日　昭和３５年１月１９日
同意第１３号
住　　所　香美市香北町清爪１０番地１

氏　　名　森　安　　正
生年月日　昭和１９年７月１０日
同意第１４号
住　　所　香美市物部町五王堂６１４番地
氏　　名　横　山　実　男
生年月日　昭和３０年２月５日
同意第１５号
住　　所　香美市土佐山田町１０３３番地１
氏　　名　西　岡　　久
生年月日　昭和２３年８月５日
同意第１６号
住　　所　香美市土佐山田町杉田４５３番地
氏　　名　森　田　良　彦
生年月日　昭和３２年５月８日
同意第１７号
住　　所　香美市香北町五百蔵１１８０番地
氏　　名　平　山　則　雄
生年月日　昭和３１年１１月２１日
同意第１８号
住　　所　香美市物部町大栃２５７０番地
氏　　名　山　内　　茂
生年月日　昭和２８年５月１４日
同意第１９号
住　　所　香美市物部町大栃１３９６番地
氏　　名　岡　本　博　臣
生年月日　昭和２９年６月２３日
平成３１年２月２７日提出、香美市長　法光院晶一
別添に、参考資料としてそれぞれの経歴がありますのでごらんください。
以上でございます。

○議長（比与森光俊君）　　説明が終わりました。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、香美市議会運営申し合わせ事項第７項第２号の規定により質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君）　　異議なしと認めます。よって、さよう決定をいたしました。

日程第４６、同意第１号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君）　全員起立であります。よって、同意第１号は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第４７、同意第２号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君）　全員起立であります。よって、同意第２号は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第４８、同意第３号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君）　全員起立であります。よって、同意第３号は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第４９、同意第４号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君）　全員起立であります。よって、同意第４号は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第５０、同意第５号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君）　全員起立であります。よって、同意第５号は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第５１、同意第６号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君）　全員起立であります。よって、同意第６号は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第５２、同意第７号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君）　全員起立であります。よって、同意第７号は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第５３、同意第８号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君）　全員起立であります。よって、同意第８号は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第５４、同意第９号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君）　全員起立であります。よって、同意第９号は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第５５、同意第１０号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君）　全員起立であります。よって、同意第１０号は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第５６、同意第１１号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君）　全員起立であります。よって、同意第１１号は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第５７、同意第１２号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君）　全員起立であります。よって、同意第１２号は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第５８、同意第１３号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君）　全員起立であります。よって、同意第１３号は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第５９、同意第１４号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君）　全員起立であります。よって、同意第１４号は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第６０、同意第１５号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君）　　全員起立であります。よって、同意第１５号は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第６１、同意第１６号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君）　　全員起立であります。よって、同意第１６号は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第６２、同意第１７号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君）　　全員起立であります。よって、同意第１７号は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第６３、同意第１８号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君）　　全員起立であります。よって、同意第１８号は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第６４、同意第１９号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君）　　全員起立であります。よって、同意第１９号は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第６５、同意第２０号、教育委員会委員の任命についてを議題とします。

執行部から、提案理由の説明を求めます。総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君）　　同意第２０号、教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第４条第２項の規定により議会の同意を求める。

記

住　　所　香美市物部町大栃１５９７番地１

氏　　名　小　松　清　貴

生年月日　昭和２９年１０月３０日

平成３１年２月２７日提出、香美市長　法光院晶一

なお、補足資料をお手元にお配りしておりますのでごらんいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君）　　説明が終わりました。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、香美市議会運営申し合わせ事項第７

項第２号の規定により質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君）　　異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

これから、同意第２０号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君）　　全員起立であります。よって、同意第２０号は、原案のとおり同意することに決定しました。

本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は３月６日午前９時に開きます。

本日はこれで散会いたします。

（午後　１０時５８分　散会）

地方自治法第１２３条第２項の規定による署名者

議　　長

署名議員

署名議員

平成３１年第１回

香美市議会定例会会議録（第２号）

平成３１年３月６日　水曜日

平成３１年第１回香美市議会定例会会議録（第２号）

招集年月日　平成３１年２月２７日（水曜日）

招集の場所　香美市議会議場

会議の日時　３月６日水曜日（会期第２日）　午前　９時００分宣告

出席の議員

１番	萩野義和	１１番	山崎晃子
３番	久保和昭	１２番	濱田百合子
４番	甲藤邦廣	１３番	山﨑龍太郎
５番	笹岡　優	１４番	大岸眞弓
６番	森田雄介	１７番	村田珠美
７番	利根健二	１８番	小松紀夫
８番	山本芳男	１９番	島岡信彦
９番	爲近初男	２０番	比与森光俊
１０番	舟谷千幸		

欠席の議員

２番	山口　学	１６番	依光美代子
１５番	小松　孝		

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	法光院晶一	ふれあい交流ｾﾝﾀｰ所長	明石清美
副市長	今田博明	福祉事務所長	佐竹教人
総務課長	山中俊明	農林課長	西本恭久
企画財政課長	川田　学	商工観光課長	竹崎澄人
会計管理者兼会計課長	森　安伸	建設課長	井上雅之
管財課長	秋月建樹	建設課林業土木担当参事	澤田修一
定住推進課長	中山繁美	環境上下水道課長	安井幸一
防災対策課長	中山泰仁	《香北支所》	
市民保険課長	植田佐智	支所長	黍原美貴子
健康介護支援課長	前田哲夫	《物部支所》	
税務収納課長	公文　薫	支所長	近藤浩伸

【教育委員会部局】

教育長	時久惠子	教育振興課長	横山和彦
教育次長兼学校給食ｾﾝﾀｰ所長	野島惠一	生涯学習振興課長	岡本博章

【消防部局】

消防長　寺田　潔

【その他の部局】

監査委員事務局長　　三　谷　由香理

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長　　猪　野　高　廣　　議会事務局書記　　中　村　友　紀

議会事務局書記　　一　圓　まどか

市長提出議案の題目

な　　し

議員提出議案の題目

な　　し

議事日程

平成３１年第１回香美市議会定例会議事日程

（会期第８日目　日程第２号）

平成３１年３月６日（水）　午前９時開議

日程第１　一般質問

①　　１番　萩　野　義　和

②　１４番　大　岸　眞　弓

③　１１番　山　崎　晃　子

④　１２番　濱　田　百合子

⑤　　７番　利　根　健　二

⑥　１６番　依　光　美代子

⑦　１３番　山　﨑　龍太郎

⑧　１７番　村　田　珠　美

⑨　１０番　舟　谷　千　幸

⑩　　６番　森　田　雄　介

⑪　　５番　笹　岡　　優

会議録署名議員

７番、利根健二君、８番、山本芳男君（会期第１日目に会期を通じ指名）

議事の経過

（午前　９時００分　開議）

○議長（比与森光俊君）　　おはようございます。ただいまの出席議員は１７人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に御報告いたします。

２番、山口　学君、１６番、依光美代子さんは、欠席との連絡がありました。

議事日程は、お手元にお配りをしたとおりであります。

日程第１、一般質問を行います。

通告順に従い、順次質問を許可します。

１番、萩野義和君。

○１番（萩野義和君）　　市民クラブ、萩野義和です。議長の許可をいただきましたので、通告書に基づき一問一答形式で質問させていただきます。

最初に、訂正を１点お願いいたします。

１の①でございますが、「大栃高校」の活用と書いてございますが、これは「元大栃高校」の意味でございますのでよろしくお願いいたします。

それでは、１番、香美市奥地対策、香美市の中でも奥地の落ち込みは深刻です。例えば物部町は約３５年前、バブル期のまだいい状態のときなんですが、そのときの人口から約３５年で６０％減という状況です。今後３０年たてば計算上はゼロというような状況です。そうはならず、ひとり暮らしの家がぽつぽつある状態になります。それを防ぐために以下を問います。

①、元大栃高校の活用を行い活性化が図れないか。大栃は北の別府と南国市との境あたりの距離的にほぼ中間です。３拠点は山田、美良布、大栃です。ところが、大栃がある物部町はかつて１万人を超える人口がありましたが、今では１，８００人弱まで落ち込みました。物部町の中心である大栃の復興を図る必要があります。その活性化を図る一つとして、ほぼ空き家状況になっている元大栃高校を活用できませんか。行政のほうで何かお考えがありましたらお答えください。

○議長（比与森光俊君）　　企画財政課長、川田　学君。

○企画財政課長（川田　学君）　　おはようございます。萩野議員の御質問にお答えします。

旧県立大栃高校の活用につきましては、以前、県と協議を重ね検討してきた経過がございましたが、最終的に県から県所有の図書等の保管施設として活用計画が示され、現在は高知県教育委員会の学校安全対策課が施設を管理し、図書及び民俗資料等の保管に活用しています。

また、年１回のペースで県立歴史民俗資料館が、民俗資料等の一般公開や旧式機械による脱穀・わらじづくりなど、体験型のワークショップを実施しているところです。県の施設であり、当面は現状のままの活用になるものと考えております。

また、現在そういった活用をしていますので、市としての特に御質問のような考えは持っていないところです。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１番、萩野義和君。

○１番（萩野義和君）　　元大栃高校ですが、地元の方はまず、いろんな御意見が、御希望というかそういうものがございまして、その中に養老院をつくったらどうかと。先ほど申しましたように、香美市のちょうどほぼ中間ですから、そういうところに養老院があれば、山田のほうの方も、別府のほうの方もうまく利用できるのではないかと思われます。

また、林間学校として活用してはどうか。林間学校は他の自治体でもうまく成功しているところもございます。来られた子供さんたちが地元の方と触れ合い、また、清流で遊んだりしているうちにその土地が気に入って、両親と一緒に移住してくると、そういうことで人口が増加すると、そういうようなこともございます。そういうことをいろいろと地元の方は考えておられるようですが、これは先ほども言いましたように香美市の中間でございますから、戦略的にどうしても市としてはあの地は守らなければいけないとそういうふうに思いますので、これは市長にお伺いいたします。今後、物部町、特に大栃をどのように活用されるか、市長のお考えを問います。

○議長（比与森光俊君）　　市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君）　　萩野議員の御質問にお答えをいたしたいと思います。

議員が言われる物部町の活性化、あるいは対策について、これは非常に大事な中身でございますので、我々もそこのところに注力をしてきたわけでありますけども、御承知のように、なかなか実が上がらないというのが実態でございます。

特に元大栃高校につきましては、これまでも地元の方も、また、関係の方々も活用についてさまざまと知恵を絞ってまいったわけでありますけれども、現在のような形で活用するということにとどまっているところであります。

御提案のございました、高齢者施設として活用したらどうかというお話、これも一つの案でありますけれども、大栃にございます特別養護老人ホームのツーユニットについてはワンユニットしか満たすことができないような環境にございますし、養護老人ホームにつきましては、近くといいますか白寿荘が永野にございますので、こうしたところの施設の状況を見ましたときに、今後そうしたニーズが上がるのかどうなのか、位置的にはまさに真ん中でありますから言われるとおりだと思うんですけれども、そうした高齢者をめぐる環境を見ましたときに、施設の運営ということが果たしてうまくいくのかどうかということも大きな問題だというふうに考えておるところでございます。

○議長（比与森光俊君）　　１番、萩野義和君。

○１番（萩野義和君）　　それでは、②に移ります。

森林、杉でございますけど、これが非常に安くなっているということで、この高騰政

策をとれないか。今、杉は捨て値になっております。したがって、森林の手入れはしません。しかしながら、十分成長した杉はたくさんあります。これが高値で売れれば、香美市の多くの人、特に山間部の人は豊かになります。山間部が活性化する。そうなれば職がないからと都会へ出て行った人が子供を連れて山間部へリターンするかもしれません。人口増加、若い人がふえる、お金もある、これは明らかに高齢者対策でもあります。また、地方創生でもあります。杉材を高値にすることは環境税の考え方よりはるかによいと思われます。さらに花粉症対策にもなります。高騰政策はとれませんか、質問いたします。

○議長（比与森光俊君）　　農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君）　　おはようございます。萩野議員の御質問にお答えいたします。

香美市で生産されている木材の多くは、高知県森林組合連合会で集約され、県内外の大型製材所等へ協定価格で販売されています。これは、従来の市売りのように急激な価格の変動がなく、安定した価格で買い取ってもらえるため、森林所有者や森林組合等の事業体は安心して木材を生産することができる反面、急激な価格の高騰も期待できません。このため、森林組合では、小規模な山林の集約化を進めた上で作業道を開設、間伐等の手入れを行い、高性能林業機械等を使用して集材することにより、生産コストの削減に努めております。

あわせて、従来は林内に放置されていた枝葉や根株を、木質バイオマス燃料として出材することにより、森林所有者の収益の増加につなげています。

一方、２月１日の高知新聞に掲載されていましたように、物部森林組合では新月伐採を行い、葉枯らし乾燥した木材を７メートルから１０メートルの長尺材として出荷することにより、２割程度の付加価値を生み出す取り組みも進めております。

しかしながら、香美市全体に占める割合は１％程度にとどまりますので、その他の取り組みも含めまして設置を予定する、香美市未来の森づくり委員会で検討を進めてまいりたいと考えております

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１番、萩野義和君。

○１番（萩野義和君）　　それでは、③へ。

そんなに多くはないんですが、現状を見ますと、大雨、去年のような集中豪雨があれば、間違いなく物部川に流れ込むと予測されるようなものがございます。河川に流れ込めば橋を壊したりすることも考えられます。この対応を。杉が倒れ河川に落ちかねない状況にあるが、台風シーズン前に一気に処置はできないか、あるいはさせられないか、質問いたします。

○議長（比与森光俊君）　　農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君）　　お答えいたします。

放置された倒木に対して活用できます補助事業はございませんので、山林所有者の責任において処理していただいているところです。なお、倒木ではない場合につきましては、森林環境税を活用した整備で放置竹木対策も事例として挙げられておりますので、今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１番、萩野義和君。

○１番（萩野義和君）　　④、抜本的な鳥獣対策をとれないか。

皆さん方が計画を立てて、よくやられていることは重々承知しておりますけれども、現実的にはやはり非常にイノシシとか、猿だとか鹿とか、そういうものがふえている現状がございます。

それから、捕獲作業に当たっている方が団塊の世代、その辺の人でございますから、近々そういう方が引退すると、捕獲をしてくださる方が少なくなる。今の状況のままではふえていっている状況でございますから、抜本的な対策が要るのではないかということで、例としましては、福岡市なんかは、専任課長を置いて部下２人つけて３人で鳥獣対策だけに当たると、そういうようなこともやっておられますが、香美市としてはどのような対策をとられますか、質問いたします。

○議長（比与森光俊君）　　農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君）　　香美市の体制としましては、現在農林課の総務班のほうで班長以下、職員２名と今臨時職員１名、そして、地域づくり支援員１名の計４名で鳥獣被害対策について取り組んでおりますが、飛躍的に成果を上げる鳥獣対策は現時点では見当たりません。これまでどおり猟友会を中心に、地道に捕獲を続けていくことが必要と考えております。

なお、農作物を被害から守るには、農地の周囲にある雑草や不要な果樹の除去を行ったり、集落全体等広範囲で防護柵を設置することをお勧めしたいと思います。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１番、萩野義和君。

○１番（萩野義和君）　　⑤を質問いたします。

別府峡の熊対策はとれないか。

今通行どめになっていますから最近見ているわけではございませんが、以前私が別府峡を歩いたときは、もみじ茶屋という休憩所がございますが、そこから２キロぐらい歩いたところから「熊に注意」という看板が立ち始めます。これが奥へ行くほどどんどんどんどんふえてくるんです。１年たっていますので既に処置されたかどうか。されていましたらそれで結構なんですが、管理者として本当に熊が出るかどうか調査して、私は熊は別府峡にはいないんじゃないかと個人的な考えですが思っています。もし本当に熊が出るんだったら、注意看板ではなくて、これより先は立入禁止ということを明確にすると。あるいは、熊がいないんだったら不要な看板は撤去する。これ非常に心理的なん

です。何となく私は非常に不安になりまして、途中からもっと奥まで行きたかったんですが引き返しました。管理者として観光地のめり張りをつけた対策が必要だろうと思います。質問いたします。

○議長（比与森光俊君）　　農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君）　　お答えいたします。

四国内のツキノワグマは、剣山山系鳥獣保護区を中心に２０１５年の調査では１５頭程度の確認しかされておらず、環境省レッドリストでは絶滅のおそれのある地域固体群とされています。

また、保護を目的に高知県では昭和６１年から、平成６年からは四国４県で狩猟禁止措置がとられています。

熊の生息地には極力近づかないことを心がけていただくとともに、餌となる生ごみ、不要となった農作物や果樹を放置するなど、人の生活する区域に熊を呼び寄せないように、日ごろから注意をしていただきますようお願いいたしたいと思います。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１番、萩野義和君。

○１番（萩野義和君）　　それでは、２番、コンパクトシティ政策とハコモノの維持管理費対策ということで、地方の市、香美市でございますが、コンパクトシティ化と建物の維持管理費を抑えていかないと将来非常に財政上厳しいのではないかと思います。そのために以下を問います。

①、都市計画マスタープランを作成中ですが、進捗状況と一般公開をいつ行うのか。私はこれを非常に期待しております。こういう計画をもとにして市はやっていかなければいけないと思いますので、お答えください。

○議長（比与森光俊君）　　建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君）　　おはようございます。お答えいたします。

現在、庁内幹事会を中心に、本市の都市計画における現況課題を整理しており、幹事会を通してある程度の集約を行い、第１回都市計画マスタープラン策定委員会、主に外部委員になりますが、を３月１２日に開催する予定です。

マスタープランの進め方ですが、策定委員会を都合５回程度行い、その間、アンケート調査や住民懇談会、住民説明会、パブリックコメントを経て策定する予定です。でき上がったマスタープランはホームページなどで公開する予定です。

なお、時期についてですが、平成３２年３月が最初の作成となっております。完成次第早い時期には公表したいと考えています。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１番、萩野義和君。

○１番（萩野義和君）　　②の質問に移ります。

コンパクトシティの考えはとれないか。土佐山田町は、旧商店街と市役所通り付近の

整備に集中してはどうかと。やはり今、香美市のとるべき道は分散ではなくて集中ではないかと。

そういうことで、ＪＲ土佐山田の駅前付近から市役所付近、それから、横に郵便局から高知銀行ですか、そのあたりを整備してはどうかということで質問させていただきます。

○議長（比与森光俊君）　　建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君）　　お答えいたします。

土佐山田町市街化区域においては、ＪＲ土佐山田駅を中心として北にあけぼの街道、南に国道１９５号と東西に走り、ある程度ですが既にコンパクト化が図られています。ただし、いまだに市街化区域内に空白地もあり、排水などクリアしなくてはならない諸問題もあり、民間開発などにより居住誘導を今後も今以上しなければならないと考えています。

今後ですが、あけぼの街道と商店街通りを通っての国道１９５号との連絡をどうするかを課題とし、現在、都市計画道路新町西町線整備を行っています。商店街においては、ほかの課の所管とはなりますが、空き店舗利活用事業などにより出店もあり、通過地ではなく経由地としての商店街通り活性化を今後も見守っていかなければならないと考えています。

道路サイドとしてですが、懸案でありました商店街通りの側溝改修、床版改修ですが、計画区間につきほぼ完了となりました。今後は、舗装も含めた道路附帯構造物整備について、通学路等の生活空間における交通安全対策等の交付金事業により、魅力ある安全対策も含めた道路整備ができればと考えています。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１番、萩野義和君。

○１番（萩野義和君）　　私の考えでは、先ほど申した整備地区ですけども、例えば、極端なことをいえば電柱を撤去してしまう、そして、歩道はカラー塗装する。そういう方法をとりまして、その辺に一種のにぎわいというか遊びの空間を設けて、電柱を撤去すれば本当にまちは明るくて広々と感じますが、お金もかかりますから、妥協策として電柱が出っ張っておりますから、直線のところで１メートル５０センチの歩道をつくれば、電柱のところを膨らまして、直線的な道路をちょっと曲線にしてやってはどうか、そんなことはどうかと思います。

とりあえず、次の質問もほぼ同じようでございますから次の質問に移ります。

③、第２次香美市振興計画によると、「ＪＲ土佐山田駅周辺を賑わいのある交流拠点として整備し、」云々と記してあります。計画ができて既に２年、実行したことは。また、この課題に対しての今後の具体的計画は、質問いたします。

○議長（比与森光俊君）　　建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君）　　先ほどもお答えましたが、建設課として都市計画道路新町西町線の早期開通を目指し、用地買収及び道路の整備を行っております。現在、予算

及び用地等の諸問題もありますが、ＪＲ土佐山田駅及びＪＲ軌道上空の自由通路等の基本計画も行っております。

なお、自由通路等については、都市計画道路新町西町線完成後のまちづくりとしての次なるステップと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１番、萩野義和君。

○１番（萩野義和君）　　④に移ります。

鏡野中学校合築棟、物すごい立派なものをつくられましたが、これの今後の維持管理費が幾らか。４７年間、あるいは３０年でも結構ですが、お答えください。

○議長（比与森光俊君）　　教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君）　　お答えいたします。

平成３０年度、そして３１年度で学校施設長寿命化計画を策定することにしておりますので、その中に鏡野中学校合築棟の長期的な修繕や改修に必要となるランニングコストなども盛り込む予定としています。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１番、萩野義和君。

○１番（萩野義和君）　　私はこの３０年でもいいんですが４７年でも、４７年というのは法的耐用年数ですね、その間に合築棟に一体幾らお金がかかるかというその数字を聞きたかったんですけど、お答えできないようですのできょうは結構です。

それでは、⑤にまいります。

現在までにハコモノを随分とつくっており、これらの維持管理費は古くなればなるほど大きくなる。一方に人口減少がございます。新規建設を抑える、または縮小する必要があるのでは。新築建築物の建設に対する考えと、まずそれが１点です。

それから、５年後ごろから本格的に始まる人口が最も多い団塊世代とそれに続く３年ぐらい、計６年ぐらいの人が年金生活になっていきます。税もほとんど納めなくなり、医療費等は増加します。市から見れば歳入が減り、歳出がふえます。一旦膨らんだ歳出は簡単に縮小できません。第２次香美市振興計画には人口の予測数字はありますが、財政の予測数字は示されていません。本来なら予測数字をつくり、その数字を見ながら市の運営をすべきではないですか、これが２点目です。

それから、私は１０年後ごろ、財政の非常に危機を感じます。本当に大丈夫でございましょうか、これが３点目です。

○議長（比与森光俊君）　　管財課長、秋月建樹君。

○管財課長（秋月建樹君）　　ハコモノの維持管理費対策について管財課からお答えさせていただきます。

本市は、平成２９年３月に香美市公共施設等総合管理計画を策定しております。これは、公共施設の現状及び今後の更新費用の把握や施設の維持管理及び統廃合等の基本方

針について総合的かつ計画的に取りまとめたものです。

計画では、建物系公共施設いわゆるハコモノについて、今後４０年間における大規模な改修や建てかえといった更新に係る費用の推計値は、６００億７，０００万円となっております。このような状況を受け、建物系公共施設の適切な維持管理を行うべく個々の施設についてあり方を検討していくため、平成３０、３１年度の２カ年で香美市公共施設個別施設計画を策定します。個別施設計画に基づき適切に施設の維持管理等を行っていくことで、市の所有する施設の総量最適化、ライフサイクルコスト、建築から廃棄までの費用の低減につながっていくものと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　１番、萩野義和君。

○１番（萩野義和君）　私の質問に十分お答えになっていないと思うんですが、１０年後ごろ、財政は本当に大丈夫でございましょうか。一言で結構です。

○議長（比与森光俊君）　企画財政課長、川田　学君。

○企画財政課長（川田　学君）　お答えします。

大丈夫かどうかという部分で申しますと、大丈夫なように財政運営をしていかなければいけないというふうに考えております。現在、中期財政計画、５年間の計画ですけどもそれは策定しておりまして、その見直しも含め、今後安定した財政運営ができるように計画をしていかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　１番、萩野義和君。

○１番（萩野義和君）　それでは、３番に移ります。子育て支援ということで、本来は私は子育て支援が香美市では一番力を入れるべきことではないかと。本来、きょうこれも質問したかったんですが、時間をとり過ぎますので、また今後のことを質問させていただきますが。

とりあえず１点だけ、５月に長期の休みがございます。その間の対応、保育園児とか小学生等に対して検討しているかという質問にはなっていますが、検討はされていると思いますが、どのようなことをお考えでしょうか。

○議長（比与森光俊君）　教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君）　お答えいたします。

御質問のとおり、保育園については検討中というところでございます。あと、小学生を対象とします放課後児童クラブについては、指定管理者が判断することになります。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　１番、萩野義和君。

○１番（萩野義和君）　以上で私の質問を終わります。

○議長（比与森光俊君）　萩野義和君の質問が終わりました。

次に、１４番、大岸眞弓さん。

○１４番（大岸眞弓君）　　１４番、大岸眞弓です。私は住民こそが主人公の立場で一般質問を一問一答方式で行います。

まず、国保税の引き上げに関してお聞きをいたします。

２０１８年４月から国保の都道府県単位化がスタートしました。これにより、これまで市町村がそれぞれ独立採算制で運営をしてきた国保は、県との共同で運営することになりました。国保財政を県が一括管理し、６年を１期とする国保運営方針を決め、県が市町村に国保行政を指導していくようになりました。

さて、議会初日の議員協議会におきまして、香美市国民健康保険の改定状況の説明がありました。その説明を受けまして、①からお聞きをいたします。

医療に係る基礎分、後期高齢の支援金分、また、介護分ともに大幅な引き上げとなりました経過について議員協議会では説明を受けましたが、国保加入の市民の皆さんにもわかるように説明をしていただきたいと思います。

○議長（比与森光俊君）　　市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君）　　大岸議員の御質問にお答えします。

国民健康保険制度創設以来の大改革が平成３０年４月から施行となり、都道府県が国保の財政運営の責任主体となって安定的な財政運営や効率的な事業の確保などにより、国保運営の中心的役割を担うこととなりました。

高知県では、市町村が支払う医療費等の保険者負担分や審査支払手数料などの保険給付費を普通交付金として市町村に交付します。また、その普通交付金等には、市町村が負担する国民健康保険事業費納付金が充てられます。そのため県は、前年度に医療給付費等を推計し、次年度の国民健康保険事業費納付金を決定して市町村に通知します。市町村では、国民健康保険事業費納付金等を賄うために国保税率を定め、被保険者に御負担いただいています。

平成３０年度は初年度であったためか、県における国保事業費納付金の算定が甘く、香美市の納付金は約８億６，０００万円でしたが、平成３１年度は約９億６，２００万円で、１億２００万円弱、１１．８％の増額となりました。

また、制度改正に合わせて香美市では、平成３０年度の保険税率算定から資産割をなくすこととしました。その際、資産割で納めていただいていた税金７，０００万円のうち５，０００万円分を軽減した形で保険税率を定めたため、１人当たりの保険税負担額を前年度から１万円以上下げることとなりました。さらに、国保財政調整基金の残高が大きく減少するなどの要因が重なりました。これらの事情を香美市の国民健康保険事業の運営に関する協議会で説明し、審議していただいた上でやむなく保険税額を引き上げることとなりました。

○議長（比与森光俊君）　　１４番、大岸眞弓さん。

○１４番（大岸眞弓君）　　課長から御説明をいただきましたが、県の積算が甘かった、それで医療費の伸びも予想以上であった。そして、平成３０年度の香美市の国保の積算

におきまして、３方式にして一旦下げたのでさらに大幅に引き上がるようになったと、こういう御説明だったかと思います。納付金額が平成３１年度は３０年度より約１億１８０万円余り香美市は増額になっております。その捉え方でよろしいですね。

それでは、次の質問に移ります。②です。

市民保険課は、県の甘い積算で混乱するとともに、これほどの大幅な引き上げは国保加入者にとって大変な痛手であり、市民にどう説明して払ってもらえるか頭を悩ませておいでのことだと思います。県に対してこのような現状を伝え、意見を述べることはできますか。

○議長（比与森光俊君）　　市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君）　　お答えします。

国保事業費納付金の大幅な引き上げは、市町村の国保運営に与える影響が大きく、安定的な財政運営を行うはずの制度改革だったにもかかわらず、昨年立てた今後の計画を１年でほごにしなければならなくなるなど、被保険者に混乱をもたらし、香美市の財政運営を脅かすことにつながっていることを伝え、制度改正の目的に沿った役割を果たしてもらいたい旨の意見を申し上げております。

○議長（比与森光俊君）　　１４番、大岸眞弓さん。

○１４番（大岸眞弓君）　　当初、安定的な財政運営を目指してやった、本来の目的に沿った運営になるようにしてもらいたいということを県に伝えたということでありますけれども。

それともう一つ私思いますのは、今回の大幅な引き上げに関しまして、新たに県が保険者となったわけです。住民負担の軽減のために上げ幅を抑えるための激変緩和策を講じる、この責任が県に主にあると思います。

例えば、医療費の想定外の伸びにつきましては、これまで市町村単位で運営されておりましたときは、医療費の増嵩に対して高額医療費共同事業の適用、また、基金の繰り入れなどで対応をしてきておりました。県はそのような手だてもとった上での今回の納付金の積算でしょうか。この前説明を受けたときの県の資料（資料を示しながら説明）、このカラー刷りの６ページにおきましても激変緩和策を講じること、「各市町村の責めに帰さない制度改革により、保険料負担が増加する市町村が出てくる。同様に、減少する市町村が出るため総額は変わらない。このため、保険料負担が急激に増加しないよう激変緩和措置を講ずることとしている。」とこの県の説明資料にあるのですが。

それと、もう一点、２０１８年１月、この都道府県化の国と地方の協議の間でいろいろ条件も変わってきたわけですけれども、そのときに厚生労働省が新制度のスタートに対して住民負担増を回避するとして、１点目、各都道府県の納付金算定の際に、住民負担の激変が生じにくい計算方法を採用する。２点目に、都道府県の繰入金、これは給付費掛ける９％、都道府県調整交付金でした、前は。その繰入金のこの一部を激変緩和の財源としてすることを可能とする。３点目に、市町村に激変緩和の財源を交付する特例

基金を国費で設ける、これが３００億円、６年間の時限措置です。そして、４点目に、平成１８年度から投入する１，７００億円の公費の一部、３００億円を激変緩和の財源として活用する。こういったことが都道府県、市町村に、実施をするようにということで指示をされているわけですね。こうした対策は、県は全て講じていた上での計算か。もし講じていなかったら講じるように、市町村から求めることができるのではないですか、その点をお聞きいたします。

○議長（比与森光俊君）　　市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君）　　お答えします。

まず、激変緩和ですけれども、国民健康事業費納付金が上がったのは当然香美市だけではございません。全体として金額が上がったのですから、県のほうも激変緩和対策として国費が使えないかということは検討していただいております。ですが、パーセンテージ的にそれほどの差分がなかったということで、国の激変緩和の事業費は使えなかったと聞いております。

それと、激変緩和に対応できるように基金を設けたということでございますが、この財政安定化基金を、市町村であっても県であってもですけれども、使うということは後年度に基金の使った分を返さなければならなくなるということですので、今回の激変緩和を後年度に振り向けるということになります。そのために基金は市町村は借り入れはいたしませんし、県のほうは安定化基金のほうから繰り入れる予定はしておりますけれども、いずれにしてもそれは後年度にその負担を持っていくということです。香美市のほうでは安定化基金の借り入れのほうはする予定はございません。

○議長（比与森光俊君）　　１４番、大岸眞弓さん。

○１４番（大岸眞弓君）　　制度自体がこの程度の県の納付金の計算上で引き上がった、我々にとったら物すごい引き上げと思うのですが、それほど激変緩和の厚労省の策にのることができなかったということですか。そういう捉え方をされる制度だということになりますか。それで、後年度に返さなくてはならないというのも、本当にこれも過酷だと私は思います。それを申し述べまして、次に③に移りたいと思います。

国保の納付書及び通知書に付される国保税の計算の仕方について、モデルケースを使って説明がありました。私の資料に平成２９年度、３０年度分を裏表でつけてあります。

皆さん御承知のように、平成３０年度に香美市の国保税の算定が４方式から３方式になりました。両方の裏面をごらんになっていただきたいのですが、これが納付書とともに送られてくる金額、あなたの金額はこれぐらいですよ、計算方法はこうですよという添付される文書になるんですが、これが平成３１年度にはどうなるか。この資料につけております主に平成３１年度の計算例と比較をしてどうなるか、課長のほうで資料もつけていただいておりますので、皆さんはこの平成３１年度分の裏側をごらんになりながら聞いていただきたいと思います。

○議長（比与森光俊君）　　市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君）　　お答えします。

御質問のモデルケースは、香美市ホームページの国民健康保険税の計算に掲載されている掲載例です。お手元にお配りしました平成３１年度版は準備中の案ですが、平成３０年度と同様の設定で試算しますと年額３５万７００円になります。なお、実際にこの内容で掲載するかどうかは決まっておりませんので御了承ください。

○議長（比与森光俊君）　　１４番、大岸眞弓さん。

○１４番（大岸眞弓君）　　今の御説明でいきますともう一目瞭然ですが、平成３１年度にこのモデルケースの世帯は２７万３，６００円であったものが３５万７００円に上がるということですね。所得１８０万円ですので、２割軽減の世帯ですので、そんなに高所得というわけではないですけれども、この低所得世帯に対してもこれぐらいの引き上げ、そして、同僚議員が自分の分の計算をしておりましたが、同僚議員のほうは８万円の年間引き上げになるというふうに、中間所得層、低所得層で特に引き上げが大きいというふうに私は感じました。

それでは、次に、④の質問に移りたいと思います。

国保の構造的問題とは、これまでも質問の中で何度かデータをお示しをしておりますが、私の資料③をごらんになってください。

これは、厚生労働省保険局のデータをもとにグラフや表にしたものですが、資料１のところです。資料１のこのグラフは、１９６１年に国民皆保険制度が始まって４年後の１９６５年からになっております。国保世帯主の職業別世帯構成割合の変化をあらわしたものになっております。１９６５年度は国保加入世帯主の４２．１％が農林水産業、自営業が２５．４％、被用者だが小規模事業で事業所で社会保険に加入していないため国保加入となっております方が１９．５％、無職が６．６％、あとその他となっております。これがずっと下のほうへ推移をしまして、２０１６年には農林水産業が２．３％、自営業が１５％、被用者が３４％、無職が何と４３．９％、こうした方々にも保険税がかかるわけですが、あとその他となっております。

次に、右横の資料２のところをごらんください。

市町村国保の保険料と加入世帯の平均所得につきまして、１９８４年から表で示されております。この１９８４年というのは国保法の改定で、国庫負担がそれまで総医療費の４５％となっておりましたものが、患者窓口負担の３割分を除いた給付費の５０％としたため、その分市町村の加入者の保険料負担が重くなりました。市町村の負担も重くなっております。１９８４年には被保険者１人当たりの保険料が３万９，０２０円だったものが、２０１６年には９万４，１４０円と倍以上になり、加入世帯の平均所得が、逆に１９８４年に約１７９万円だったものが、２０１６年には１３８万８，０００円と激減をしております。このように国保は有病率の高い高齢者とワーキングプアが加入者の多数を占める社会的弱者の医療制度となっているのに、保険料は被用者保険よりも高い。これが地方６団体などが一致して解決を求め、政府も認めざるを得なかった国保の

構造的問題です。

そこで、お聞きをいたします。

構造的問題の解決には公費の投入以外にありませんが、少しでも国保加入者の負担を軽減し、払える額にするために地方６団体が求めているものです。その求めから見ましても、今回、国保税の試算状況を見ましたとき、国保の構造的問題の解決に逆行するものとなっているのではないでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（比与森光俊君）　　市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君）　　お答えします。

議員のおっしゃるとおり、国民皆保険のとりでとなる国保制度につきましては、低所得者の加入が多い、加入者の年齢構成が高く医療費水準が高い、加入者の所得水準が低い、所得に占める保険税負担が重いなどの問題を抱えています。また、これらの問題を解決するための国費負担も十分とは言えません。このような構造的問題があるからこそ、都道府県単位化し、財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者であっても、安定的な財政運営ができるように制度改正されましたが、①で御説明しましたように、国保税率を算定する上で大きくかかわってくる国保事業費納付金が大幅に増額されるなどの影響を受け、他に類を見ない増税となりました。被保険者の皆さんの御負担が重いことは重々承知しておりますが、香美市の国保運営を安定的にといいましょうか、国保運営をしていくには、被保険者の皆様に御負担をいただくということになりました。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１４番、大岸眞弓さん。

○１４番（大岸眞弓君）　　担当課長も国保の構造的問題については十分御認識を持っておられることがわかりました。ただしかし、安定的な財政、国保を安定的に運営していくためにこの負担を求めなければならないということですが、私は国保の安定運営というのは財政上の問題だけで考えてはいけないと思います。やっぱり住民に対して必要なときにどう医療が給付できるか、その点からも考えないと、これほどの重い負担を課しますと、後でも述べますが、資格者証の交付をされる方がふえて、逆にそれが増嵩していく原因にもなる。それから、担税能力の問題からして徴収率が落ちる可能性もあるわけです。そういうことで財政上の観点からも今回のこの改定、都道府県化は本当に問題があると思います。制度上の欠陥がそのままあらわれた試算だとの印象を持ちました。

それを述べました上で⑤の質問に移ります。

本市は、激変緩和策として国保の財政調整基金を約４，４００万円取り崩して対応するとしておりますが、今回の引き上げは想定外の事態です。これは市民にとりましてのことですが、まずは４，４００万円の取り崩しだけではなくて、十分な手を尽くした激変緩和策を行って、一旦は落ちつかせるべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君）　　市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君）　　お答えします。

国民健康保険税率を算定する際に、現在の香美市の財政状況であるとか、国保の基金の残高を考慮し、それと県から出していただけるお金、それはもう基金でしたので、後年度に負担を残すということで基金の借り入れはやめましたけれども、私どもの持っております財政調整基金の残高も平成３０年度に、先ほどの①のところでも御説明しましたけれども、たくさん使っていたために、残高のほうが思うようには残っておりません。そうしたことも考えた上で、今ある基金、残高等を勘案した上で、現段階でとり得る激変緩和策を最大限講じた上での保険税率にしたと考えております。

○議長（比与森光俊君）　　１４番、大岸眞弓さん。

○１４番（大岸眞弓君）　　それで、率直なところ、この国保税の額を特に低所得者層の方が払えると思いますか。激変緩和に関します他市の例を御紹介したいと思います。

お隣の香南市で、今回の国保会計の当初予算におきまして資料をいただいておりますが、国保基金から約９，０００万円、それから、一般会計から基準外繰り入れとして財政対策繰入金を３，２００万円を入れて対応する予算を組んでおります。合計で１億２，２００万円の繰り入れ、それで平成３１年度の国保の基金がゼロになってしまいますので、平成３２年度は１億８，０００万円繰り入れて財源不足を補うとの計画を立てております。数年前から財源対策繰入金という香南市は費目をつくっております。この基金につきまして香南市は議会での説明と思うのですが、平成３０年度の約１億１００万円の積み立てがあった基金は、平成３１年度で全て取り崩す予定です。また、赤字になった場合は、解消するために一般会計から基準外の財源対策繰入金、赤字補塡を行うことになります。こういう立場に立ってこういう説明をして、こういう予算を立てているということです。この急激な負担を抑えようという対策をとっています。

それから、高知市でも平成３１年度は限度額のほうを上げる対応をしまして、保険料率などは据え置くということです。後年度はわかりませんけども。このようにとりあえずは、今も申しましたように住民の負担回避の視点に立ちまして、十分な激変緩和策を講じるように求めますが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君）　　市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君）　　お答えします。

基金のほうの取り崩しですが、香美市は若干基金のほうには残しております。といいますのも、先ほど議員がおっしゃいましたように、今回、税が上がりますために、この税額を丸々平成３０年度と同じような税率にしたままですと、基金なりほかに与える影響のほうが大きいために、まずは元の、元のといってもおかしいんですけれども、平成２９年度並みぐらいには戻さなければならないと思いましたが、基金の残高等がそれほどなかったために、急激にまだ上げなければならなくなりました。税額が上がるがために今後収納率も下がるということが予想され、基金が足りなくなる可能性のあるほど基金を投入するということはできませんでした。なので、若干基金を残しております。そ

れと、平成３０年度の決算がまだ決まっておりませんので、平成３０年度にまだ基金から繰り出しをしなければならないのか、もしくは、基金に積み上げができるのかということも想定できませんので、その辺の分は基金は残しております。

それと、法定外繰り入れでございますが、こちらは今回一般会計のほうでも財政調整基金からの繰り入れがございます。そういったことも考えましたときに、一般会計からの法定外繰り入れはないものかと思っております。

それと、もう一点、限度額のお話がございました。課税限度額の引き上げに関しましては、香美市でも行う予定をしております。ただ、こちらの課税限度額の引き上げに関しましては、地方税の施行令の改正を待って行う予定としておりますので、まだ条例のほうは改正ということにはなりませんが、施行令の一部改正が出次第、こちらのほうも引き上げたいと思っております。それと、課税限度額でございますが、こちらは政令よりももっと引き上げたいと考えてはおりますが、政令以上に引き上げることはかないませんので、政令と同じ額で引き上げを予定しております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１４番、大岸眞弓さん。

○１４番（大岸眞弓君）　　課長は財政面から検討をさまざまにする、これは当然のことだと思うのですけども、保険原理だけ、社会保障である国保をですね、それから、市民の命と健康のかかったこの制度の問題を考えるときに、保険原理だけで考えますとこういうふうになってしまうと思うのです。それで、住民負担が物すごく増してしまう。１０月には消費税も上がるかもしれない、こういった状況の中で本当に市民の暮らしを直撃する、この上げ幅を平成３１年度だけでも激変緩和策としてほかに方策を講じる、そういう手だてを考える、これはとても大事なことだと思っております。それで、基金の捉え方も他市とは違う捉え方をしておられるようですが、これは課長というより、政策判断になると思いますので、市長の御見解をお聞きしたいと思います。

○議長（比与森光俊君）　　市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君）　　国民健康保険に関してのお尋ねについてお答えをしたいと思います。

激変緩和を行うということについては２つの方法があろうかと思います。１つは基金を繰り入れていくやり方であり、あるいは、県なり国なりにお願いをするという方法があろうかと思いますけれども、いずれにしても、課長からも説明がありましたように、先送りになるんだということが大きな課題だと思います。

今回の県一になっていくことについて、最終的なランディング、保険税のものについてはランディングの状況にはありませんので、こうしたものを先送りするということはさらに大きなステップを踏まなきゃならないということになりますので、御負担をいただく方々の立場もございますけれども、そうした先のことも考えてやっていかなければならないというふうに思っているところでございます。

議員が言われるように、国保そもそもが大変厳しい運営を強いられております。その構成を見れば、無職の方もたくさんおられます４３％、しかし、その他の分類にされている方も含めて考えたときは、高齢の方が大きな比重を占めているわけであります。他の保険の被保険者から国保に移ってこられるということもございます。そうしたところを考えたときに、やはり国の保険制度として考えた場合は、やはり統一した考え方に基づいてやるということも大事なことではないか、互いに支え合う保険制度でありますので、そうしたところをもっともっと積極的に進めていく必要があろうかと思います。今回の県一についてもその中の一つでありますけれども、私としてはもう少しスピードアップして、みんなで支え合う保険として形を整えていっていただきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（比与森光俊君）　　１４番、大岸眞弓さん。

○１４番（大岸眞弓君）　　先送りになるのでというふうなこともおっしゃいましたが、その事情というのは被保険者はあずかり知らないことなんですよね。何とか住民負担の急激な増嵩を抑える、それで十分な医療を保障するという立場に立ってこの国保のことを考えていただけないものか。それから、支え合う制度とおっしゃいましたけれども、国保法の第１条はその責任は第一に国にあるというふうに明記をされております。社会保障でございます。やっぱり原点に立ってやっていかなければならないと思います。

それでは、次に⑥の質問に移ります。

説明会で使いました市の資料３、この国民健康保険税率の改定状況、どれくらい上がるかが示された表が表にあるこの資料３、私の資料ではございませんので、お持ちでない方は皆さんのお手元にないとは思いますが、ちょっと説明をいたします。

この説明会で使いました資料３によりますと、課税標準所得額がゼロ円の世帯が国保加入世帯の４６．６％、５５万円以下の世帯が１８％を占めております。そして、課税所得ゼロ円の方の保険料が平成３０年度と比較しまして４，３９４円上がるのに対し、１，０００万円以上の課税所得の方の引き上げとなる額は４３９円となっております。このような状況からしまして、必然的に低所得の方々のさらなる滞納が予測をされます。先ほども言いましたが、国保税の徴収率が悪くなればペナルティーがありますね。それで、国保の財政基盤にも影響します。また、資格者証の方はぐあいが悪くても病院へ行くことをためらいますので、ひいては重症化を招きます。重症化になると短期証も発行しなければなりませんので医療費が増嵩してしまう、それがさらに医療費を押し上げる、こういった悪循環になってしまいます。そうした事態を招かないためにも、軽減策とともに、これは事務量のことなんですけども、福祉事務所や税務収納課、地域包括支援センターなどと各課が横断で丁寧な対応をする必要があると思いますが、いかがでしょうか。今のように督促を送ったけれども返事がないからもう資格者証にしたと、向こうから何もアクセスがないんだという態度ではなくて、やはり困窮者の方々に何らかのネットワークで行き着く、そして、早い目に救うことができる。そういった手だてができな

いものか、お聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君）　　市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君）　　関係各課等に国保税を増額する旨を伝え、負担増の大きい所得階層等の情報を共有して、住民のケア等に生かしてまいります。

○議長（比与森光俊君）　　１４番、大岸眞弓さん。

○１４番（大岸眞弓君）　　今までのような対応ではだめだということを申し上げておきたいと思います。地域包括ケアシステムの質問も同僚議員から今回出ておりますけれども。

一例を申しますと、私はある方から電話で通報いただきまして、無職でぐあいが悪いけれども、病院にかかれない方がいるので見にいってやってもらいたいということで行きました。その方は建設国保に入っておいでましたけど、けがをしまして、災害のときの屋根の修繕で保険料が払えなくなって無保険、そのまま失業しました。それで、糖尿が高じて大変ぐあいが悪い、もう合併症もかなり出てきているという状況の中で、地域包括支援センターへ私行きまして、それから、社会福祉協議会さんにもお願いをしまして、それから市民保険課の方にも相談に行きまして、この方に保険証を交付することができました。この方は現在医療にかかれております。こういったどうしていいかわからないでそのままにしている方がおられますので、こうした方が督促を出しましてもなかなか窓口に来ないんです。それが何かどこかでつながれる、そういう体制というのがとても必要だと、私はそのほかのことでも思っております、独居の方も多いですので。

それで、例えば、香美市においてこの国保の問題に特化しなくてもいいんですけども、生活相談室を設ける、期間を限ってでも、４階に消費者相談室がありますが、その中にでも何でも相談室を併設して、市民の皆さんの困難な事柄を一緒に解決しますよと、そういう市の姿勢も見せて対応していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君）　　市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君）　　今うちにあると言ったのは消費生活の相談のことかと思いますけれども、そちらのほうにも情報はつなぎまして、ケアに当たっていきたいとは思っております。

○議長（比与森光俊君）　　１４番、大岸眞弓さん。

○１４番（大岸眞弓君）　　商工観光課の横にありますので、そこは消費者が相談するところみたいな今位置づけになっていると思いますので、例えば国保の保険料の通知が納付書とともに行きましたときに、物すごくびっくりしてどうしたことだと、そういう相談はこちらで受け付けますよというセクションが欲しいのです。それについていかがですか。

○議長（比与森光俊君）　　福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君）　　国保税の増額に伴いまして生活に大変困るというような相談につきましては、生活困窮者の相談事業というのを社協でやっておりますので

福祉事務所から関係各課のほうに、つなげていただくように周知をしていきたいというふうに考えております。

○議長（比与森光俊君）　　１４番、大岸眞弓さん。

○１４番（大岸眞弓君）　　市民の方々に何らかの方法で、国保税に関する相談をこの場で受け付けますということを通知をしてあげていただきたいと思います。相談先があるのだということを、市民の方に周知をしていただきたいという意味でございます。

それでは、次に⑦の質問に移ります。

今でも国保税の滞納で資格者証、短期証を交付されている、また無保険の方もおられます。国保税は所得ゼロでもかかりますので、今回の引き上げでさらにこうした方々がふえるのではないかと危惧するところです。激変緩和もできない、基金も繰り入れることもできない、どこかで私は市民を救う手だてを考えなくてはいけないと思うのですが。国保法第７７条の適用で第４４条の対象者を広げて、第４４条は窓口負担の軽減ですね、第７７条のほうは保険料に関する軽減ですが、これの軽減に取り組むように求めたいと思います。今の対象者の窓口を広げて、窓口というか対象者を広げて対応をという意味でお聞きをしたいと思います。

○議長（比与森光俊君）　　市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君）　　お答えします。

国民健康保険法第７７条は、保険税の減免、徴収猶予を規定したもので、香美市では香美市国民健康保険税条例第２４条で減免について、第２３条で納期限の延長を規定しています。法第７７条で「特別の理由がある者に対し」とあるように、低所得のみを理由としての減免は難しいかと考えます。また、国保法第４４条の一部負担金の減免及び徴収猶予につきましては、香美市国民健康保険規則第１８条で減免について、第１７条で徴収猶予を規定しています。こちらも国保法第４４条で「特別の理由がある被保険者」とされておりますことから、保険税の増額をもって減免等を行うことにはなりませんので、規則に沿って運用してまいります。

○議長（比与森光俊君）　　１４番、大岸眞弓さん。

○１４番（大岸眞弓君）　　条例に定めがあるものの、第７７条、第４４条ともに余り実績がないのではないかと思います。というのは対象枠が非常に狭い。国保の構造的問題からしても低所得者層を恒常的な所得減に対して、低所得に対してのやっぱり条項を設けて対応すべきだと私は思います。最近、特別の理由の中にぼつぼつ独自に軽減策をする市もふえてきておりまして、例えば、仙台市は全ての子供の均等割を３割減にするとか、特別な理由の中に子供が家にいること、これを入れての対応をしております。それで、広島市のほうでは通常は生活保護並みとなっておりますが、それを生活保護の１．５倍の所得というような制限を設けて、全国的にいろんな対策、国保の構造的問題、国に要求するとともに市としても努力をしている。こうした手だてが何か一つはとれませんでしょうか。大阪の四条畷市では、独自の施策で第７７条とか第４４条に匹敵する

減免策を設けております。その減免を受ける対象者の中に、風水害等とか失業で所得が減ったという者のほかに、世帯に障害者がいるとか世帯に長期入院の者がいる、それから、世帯の収入に比べて被保険者が多く、４人以上いる、それで生活が苦しい、均等割がありますので。こういったものを市独自に設けてやっているわけなんです。こういう減免策をする。

それから、一般会計から法定外繰り入れをすることについて国は大変嫌いまして、その赤字の解消のために法定外繰り入れをしないように求める、６年かけて自治体に解消を求めておりますけれども、なぜ法定外繰り入れとか軽減策をやるのを嫌うかといいますと、そういう軽減策をやると医療にかかりやすくなって医療費がふえる、だから、それを抑えるために嫌うんです。ただ、それは本末転倒の考え方だと思います。子供の医療費の独自の軽減策に対してペナルティーを課しておりましたけれども、それも本末転倒の考え方だということで全国から国に対して要望等ありまして、ペナルティー分については小学校就学前までですが、課さないことになりました。ですので、そういった国の方針も改めさせていくことは大事だと思います。

ただ、そうした中ででも資料の④を見ていただきたいと思います。私の資料です。

これは法定外繰入の区分ということで、国保運営方針に基づいて解消すべき赤字、決算補塡等目的の一般会計繰り入れは解消しなさいよというものが上にありまして、その下の段の黒枠で囲んでおりますが、保険料の減免額に充てるための繰り入れは続けていいですよというふうになってきております。ですので、この辺は市町村の裁量のきく部分ですので、ぜひこれを効果的に活用して、市民負担を和らげる、払いやすい国保にするという対策をとってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君）　　市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君）　　お答えします。

法定外繰り入れにつきましては、先ほども答弁しましたように、今回の平成３１年度に関しましては考えておりません。

それと、減免に関しては費用負担をどこに求めるかということもございますので、今すぐに対応できるということにはならないと思います。

○議長（比与森光俊君）　　１４番、大岸眞弓さん。

○１４番（大岸眞弓君）　　今回の質問で全部ゼロ回答ですが、国がこういうふうに決めたんだ、県一本化になってこうなんだ、もうそのとおりダイレクトに市民に負担を求めていく、市はクッション役にもならない。こうしたことでは本当に国保の存続そのものが難しいということを申し上げておきたいと思います。

それで、次の⑧の質問に移ります。

私の⑤の資料、そして、⑥の資料をごらんになりながらお聞きください。

２０１３年から２０１５年にかけての都道府県化をめぐる国と地方の協議の中で国保の構造的問題が指摘され、地方団体から次々と要望や提言が出されております。資料⑤

にはその重立ったものを掲載をしております。特に、２０１２年、１３年、１４年の地方６団体、全国知事会、全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会、全国市長会・町村会・町村議会議長会に加え、国保中央会や国保団体連合会も一緒になって、国保制度改善強化全国大会を開いて１兆円の公費投入などを国に求めていることは重要です。

資料の裏側の最後の⑥をごらんください。

平成２８年度予算案ベースの国保財政への現状の表ですが、真ん中にある定率国保負担３２％、この部分を引き上げるように求めております。さっきも説明をしましたけれども、当初は総医療費の４５％だったものが、１９８４年改定以来、給付費の今回は調整交付金もここへ入ったので３２％になっておりますが、もうちょっと高かったと思うのですが、ここの定率国庫負担を上げる、調整交付金ではなく定率を上げる以外にやはり解決策はないと思います。

そこで、お聞きをいたします。

県下のほとんどの自治体で納付金の大幅引き上げとなっております。高知県下の首長と連携しまして、定率国庫負担を増額するよう、今このタイミングで政府に強く再度要求すべきではないかと思いますが、これは市長の御見解をお伺いしたいと思います。

○議長（比与森光俊君）　市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君）　議員が言われるように、市長としては市長会を通じてこうした実情のあることはしっかりお話をさせていただき、要望も上げていくというようなことは当然のことではないかというふうに思っております。この運営につきましてはなかなか難しい部分もございます。保険の制度としたらこうした医療を保険で見よう、新しい薬価を見ようということは、もう制度的には統一されているわけですけども、運営的にはそれぞればらばらな状況にあるわけであります。したがいまして、今議員のほうからも免除の話もありました。さまざまな応援の仕方がありますけれども、そういう応援をするということになりますと、保険、国保会計外から応援をするということになれば、保険の国保の対象者外の負担をいただくということにもなってまいりますので、そういうところのコンセンサスがしっかり得られなければならないという問題もございます。

そして、国においては、今回、乳幼児等の医療については範囲を拡大したわけですけども、現実にはもうほとんどの市町村、全国で小学生や中学生などの医療も免除しているわけであります。こうしたところにまだ届いていないということが保険会計の窮屈さを生んでおるというふうに思います。これだけではなくて高知県の場合などを見ますと、障害者の医療についても、県において免除するというふうな制度が決められたわけですけども、結果的には市町村がそれを負担をしていかなきゃいけないということになってきております。これについてもペナルティーの対象ということで、国からお金をいただけないというふうなことになっています。こうしたさまざまな問題もありますので、市長会を通じてしっかり要望もしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたしま

す。

○議長（比与森光俊君）　　１４番、大岸眞弓さん。

○１４番（大岸眞弓君）　　他会計からの繰り入れについては、市民のコンセンサスを得なければならないというふうな御答弁がございました。ぜひ私はコンセンサスを得てやってほしいと思います。といいますのは、国保は市民が一度はお世話になる、退職をしましたら一度は国保に入るわけですので、そのときの制度でございますので、コンセンサスを得て他市のような対応をとっていただきたい。何よりも払える国保料にしていただきたい。そのために努力をされるように求めておきたいと思います。

次の２点目の質問に移ります。

○議長（比与森光俊君）　　暫時休憩します。

（午前１０時２５分　休憩）

（午前１０時４０分　再開）

○議長（比与森光俊君）　　正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

１４番、大岸眞弓君。

○１４番（大岸眞弓君）　　それでは、質問を続けます。

次に、２点目の児童虐待防止取り組みの強化についてお聞きいたします。

痛ましい児童虐待のニュースが後を絶ちません。毎日重い気持ちになります。暴力におびえながら暮らし、助けの手も届かず亡くなった児童の気持ちを思うと、本当に悲しくて残念でなりません。特に子供が最も安心して過ごせる場所であるべき家庭や学校でこんなことはあってはならない、また子供の人権や命を守るのは大人の責任です。本市の虐待防止の取り組み強化を求めて質問を行います。

まず、①です。

本市の虐待防止の取り組み状況、その現状、実際の対応や課題について、差し支えのない範囲でお聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君）　　福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君）　　大岸議員の御質問にお答えいたします。

本市における要保護児童対策地域協議会の管理ケースは、本年２月末現在で要保護児童４１件、要支援児童数１７件、特定妊婦３件となっており、過去３年間ではほぼ平均的な件数となっております。

対応といたしましては、通告があり、受理後に要保護児童対策地域協議会の管理ケースとなりまして、関連機関で情報共有を図るとともに個別ケース検討会を開催するなどして、児童や家庭に対する支援を行っております。

課題といたしましては、児童虐待を担当する職員に高いスキルが求められてきておりまして、これに対応する体制整備や人材確保が難しいといったことが挙げられます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君）　　１４番、大岸眞弓さん。

○１４番（大岸眞弓君）　　その答弁を受けまして聞きたいのですが、通告の義務があるのですが、大体どういったあたりから保育とか学校とか、一番通報が多くございますか。それと、対策地域協議会の虐待防止のメンバーはどういった層からおられるのか、それをお聞きいたします。

○議長（比与森光俊君）　　福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君）　　まず１点目ですけれども、大体通告の経路といたしましては保育所、それから健康介護支援課のほう、それから児童相談所、警察といったところになっております。平成２９年度はそういったところでしたけれども、ほかにも御家族の方、それから、学校からというような経路もございます。

要対協の構成メンバーとしましては警察、それから児童相談所、さまざまな事業所、それから、法務局などもメンバーに入っております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君）　　１４番、大岸眞弓さん。

○１４番（大岸眞弓君）　　やはり学校とか保育などが通告をするようでございます、主に。健康介護支援課のほうは、これは高齢者の虐待になるのでしょうか。

それでは、次に②でお聞きをいたします。

こうした事件が起きるたびに何とか防げなかったのか、再発防止のためには何が必要かといった議論の中で、必ず専門職が足りないといった声が出され、児童相談所の体制充実の必要性が言われております。

そこで、お聞きいたします。

専門家の増員などを国や県に要望する必要があるのではないでしょうか。

○議長（比与森光俊君）　　福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君）　　お答えいたします。

国の児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策に基づきまして、児童相談所等の体制及び専門性を計画的に強化するための新プランが策定をされ、児童相談所の児童福祉司を２０２２年度までに２，０２０人程度増員いたしまして５，２６０人とする目標を掲げており、児童相談所の体制の充実が図られることとなっております。

政府におきましても、今日報道で見られる多くの児童虐待事案を受けて対策を講じておりますので、市のほうから特段の要望を出すといったことまでは現在考えておりません。

○議長（比与森光俊君）　　１４番、大岸眞弓さん。

○１４番（大岸眞弓君）　　国のほうが検討しておるということが新聞に連日のように報道はされますので私も見てはおりますが、ただ自治体として気にかけておかなくてはいけないのは、十分に整うのがいつごろになるのかということも気にはなりますし、ま

た、国のほうでトップランナー方式といいまして、自治体職員の削減率を地方に競わせるやり方をしております。職員の削減率の多い自治体に交付税を多く算定し、削減率の少ない自治体には少なく算定する。こういったやり方が導入をされておりますので、ここにはやはり注視をしまして、国に対してこういうやり方はやめるように求めていくべきと思いますが、これは福祉事務所長にお聞きすればいいのでしょうか。どなたが答えていただけますか。

○議長（比与森光俊君）　　福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君）　　児童相談所は県の所管の施設になりますので、我々香美市の幼保児童対策等の事務において、何らか支障が生じるのであれば要望はしていきたいと思っております。現在は要保護児童の受け入れ受理等についてもスムーズに移行、運用ができているというふうに考えております。

○議長（比与森光俊君）　　１４番、大岸眞弓さん。

○１４番（大岸眞弓君）　　私も過去に相談にいただいた事例で児相の職員さんがなかなか大変というのは現状で知っております。ですので、やはり市のほうからも体制強化を県にも要望していかなければならないと思っているところでございます。それを述べまして、次に③の質問に移ります。

相次いだ悲惨な虐待死を受け、政府は保護者の体罰に関して法規制の検討に入ったとの報道がございました。子供が親に虐待される事件では、親がしつけのつもりだったと正当性を主張するケースが多々あります。そばにいる家族もしつけと虐待の区別がつかない場合、事態は深刻化をしていきます。この背景には、民法が認める懲戒権がありますが、今回その見直しも検討されているようです。早く見直されたらいいと思っているところでございます。

これは学校でも同じことが言えます。部活動などで指導する顧問から厳しく叱責や体罰を受け、生徒が自殺に追い込まれた場合なども熱心の余りやった、そういうふうに正当化すれば指導死という呼ばれ方をして、何となくそれでおさまっていく。今でもそんなやり方が熱心とか愛情の裏返しとかいう、まだまだそんな風潮というか土壌があるのではないでしょうか。体罰は医学的にも子供の脳の発達を阻害することがわかっておりますし、国連の子供の権利委員会からも、もう２０年以上前からこれに本格的に取り組むようにという勧告を２２項目にわたって、常々受けているところです。

そこで、虐待はやはり暴力であるとの位置づけが、これは社会的に大事です。日本では取り組みの弱い加害者に対する暴力防止教育の徹底が必要と思いますが、いかがでしょうか。

私は今回、児相にいても家に帰されて、父親の暴力を受けて、一旦離されて様子を見て帰されて、また同じ暴力を受けて亡くなってしまう、違うと思うんです。隔離するならば子供を安全な場所に逃がすのは当然のことなんですけども、暴力を振るうほうをどこかにやっぱり離して、そこで指導しなければいけないというふうに、根本的にそうい

う問題があるのではないかというふうに思っております。これは私見でございますけれども。

加害者に対する暴力、防止教育の徹底につきましてお伺いをいたします。

○議長（比与森光俊君）　福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君）　児童福祉法の改正によりまして、しつけを名目とした児童虐待が禁止されています。身体的な暴力に限らず暴言や脅し、寒い時期に家から締め出すといった行為や無視や否定的態度、面前でのＤＶや養育の拒否・怠慢もまた児童虐待に当たります。市では、こういった児童虐待の具体的な内容や通告の義務について、毎年、小中学校の新入生、それから、保育園の年長の世帯に対し、学校、保育園を通じてチラシを配布するなど啓発に努めております。

○議長（比与森光俊君）　１４番、大岸眞弓さん。

○１４番（大岸眞弓君）　チラシを配布して啓発ということも大事かと思いますが、根はもっと深いです。暴力を振るう側のそういうふうになってしまう、そこをきちんと、これはしつけではなく暴力ですよと、禁じられていますよということを教えてあげないと、やるほうはやられるほうの気持ちがわからないんです。そこをきちんとアプローチして暴力を減らしていく、子供を救っていく、ＤＶの被害者を救っていく、こういうことが本当に求められていると思います。これは日本では今まで余りやられてきていなかったので、根本的な解決が遅いんです。ですので、チラシ配布の啓発等だけではなくて、暴力防止教育の徹底が必要と思います。その体制が市にとれるかどうかは別にしまして、私は県と協力してとる必要があると思うんですが。

例えば、ＤＶとか男女共同参画で取り扱っております中に、こういった人権侵害についても、そうではない、お互いの人権を尊重し合ってやっていく社会をつくろうということで、男女共同参画委員会の中でもそういうテーマでやっておりますが、その中で例えば、こうち男女共同参画センターソーレなどとも提携をしまして、暴力防止教育についてアクションプランに盛り込むとか、そういうことはできませんでしょうか。

○議長（比与森光俊君）　ふれあい交流センター所長、明石清美さん。

○ふれあい交流センター所長（明石清美君）　お答えいたします。

議員のおっしゃいます加害者の暴力防止教育の徹底ということにつきましては、さまざまな専門機関でなされていることかと思います。市におきましては、男女共同参画や人権の視点から児童虐待やＤＶに対する啓発により力を入れていくとともに、相談窓口を充実させて、その情報発信に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　１４番、大岸眞弓さん。

○１４番（大岸眞弓君）　これは専門機関の分野になると思いますので、じかにじゃあ、男女共同参画委員会でやりますということは言えないことはわかりますけれども、こういったことをどうすれば解決していけるのかという問題につきまして、もっと掘り

下げた検討を、部署でいえば市の中で私は男女共同参画委員会なのではないかなと思うのです。こういったことの検討、何か啓発だけでなく暴力防止の教育の取り組みといいますか、そういうことができないか、その検討をもできないか、お聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君）　ふれあい交流センター所長、明石清美さん。

○ふれあい交流センター所長（明石清美君）　お答えいたします。

現時点では、特に加害者に限定しての取り組みについては考えておりませんけれども、議員のおっしゃいます暴力防止につながるような啓発につきましては、何かそういった取り組みができないかということにつきましては、また今後検討はしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　１４番、大岸眞弓さん。

○１４番（大岸眞弓君）　④の質問に移ります。

虐待防止は早期発見、早期対応が必要です。また、教育の専門職である教員が追い立てまくられて大変疲れてきており、生徒への指導が画一的になったりする事例をこの間二、三お聞きをしました。先生にゆとりがない中では子供の変化にも気づきにくく、専門性も発揮できません。教育機関が虐待防止のセーフティネットの役割を果たせるよう、なお教員の増員に力を入れて取り組んでいただきたいと思います。教育長、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君）　教育長、時久惠子さん。

○教育長（時久惠子君）　大岸議員の早期発見、早期対応と教員による児童・生徒へのよりよい指導のため教員の増員をという御質問にお答えをいたします。

学校での児童生徒の様子を見取りながら、子供たちの生活を保障していくことに全力で取り組まねばならないと考えています。継続して教員の増員を求めていきたいと思います。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　１４番、大岸眞弓さん。

○１４番（大岸眞弓君）　ぜひ実効ある取り組みにしていただきたいと思います。

次に、⑤の質問に移ります。

身体的な虐待やネグレクトなどは貧困の中で多発をしております。また、子供の貧困は大人の貧困問題と不可分同一のものです。虐待が行われた家庭の状況につきまして、東京都福祉保健局がした調査があります。これは資料にはつけておりませんのでお聞きになってください。

平成１７年１２月と少し古い調査になりますが、一例を紹介しますと、虐待が行われた家庭の状況はひとり親家庭、経済的困難、周囲からの孤立、就労不安定などが重なり起こっております。それから、ほかに夫婦間の不和、育児疲れなどもありました。現在に至っても多分同じような状況だと思います。数がふえてきたということだと思うんで

す。

そこで、お聞きをいたします。

虐待対策として子供の貧困対策、また家庭への支援強化が急がれるのではないでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君）　福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君）　お答えいたします。

ネグレクトの家庭の中には児童に対して十分な食事を与えていないケースもあり、家庭児童相談員等の訪問により保護者に改善を促すなどの対応を行っております。また、ひとり親家庭につきましては、就業・就学に関する貸し付けや給付、また児童扶養手当等の制度につなげております。

このほか、社会福祉協議会に委託をしております生活困窮者自立支援事業の相談事業のほか、来年度から新たに就労準備支援事業を立ち上げるなど、困窮世帯の支援を強化していきたいと考えております。

○議長（比与森光俊君）　１４番、大岸眞弓さん。

○１４番（大岸眞弓君）　今取り組んでおられることをお聞きをしました。これを縮小させるのではなく、やはり拡充の方向でいっていただきたいということを申し上げまして、⑥の質問に移りたいと思います。

社会全体、香美市全体で子供を守り健やかな成長を促すために、香美市児童憲章や虐待防止、体罰禁止条例の制定を子供も交えて制定することはできないでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君）　福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君）　児童憲章や体罰等禁止条例の制定による啓発も大変重要なことだと考えておりますが、市の現状といたしましては、児童虐待に係る家庭の具体的な支援に目を向けました体制強化が喫緊の課題であり、また、２０２２年度までの設置が義務づけをされております、子ども家庭総合支援拠点の設置に向け調整を進めていく必要があります。限られた人員や時間等の資源を適切に振り分けながら、そうした動向も踏まえ、啓発方法等についても研究をしていきたいと考えております。

○議長（比与森光俊君）　１４番、大岸眞弓さん。

○１４番（大岸眞弓君）　啓発だけでは実効性が伴わない場合が多々ありますので、私はこうした悲惨な虐待で子供が命をあえなく失っていく、こういうのを防止しなければならない、今強く本当に思います。ですので、香美市のこういう問題に対する取り組みの姿勢を示す、そして、それを条例等で位置づけて取り組んでいく、啓発だけに終わってはいけないと思います。今回の出来事はそれを示していると思います。東京なんか、ぼつぼつ条例化をする動きが出てきております。こうした動きも研究しながら、児童憲章についてはありますけれども、市の児童憲章、香美市はよってたかって教育とか、子供のことを周囲が大変フォローしてやっておりますが、そういう意味で子供も交えて、

子供を権利の主体とする児童憲章、それから、何の罪もない子供が暴力で命を失うことがないように、一歩進んだ取り組み、これのための条例をつくっていただきたいと思います。再度見解を伺います。

○議長（比与森光俊君）　福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君）　お答えいたします。

まず、憲章につきましては市民の憲章ということでございますので、多くの方、市民の方の意識、それから、問題意識や共感感情に支えられてそうした憲章をつくるのだという発案が大切だというふうに思っております。議員のお話もありましたので、引き続き住民の皆様の声を聞きながら、この方面の研究は続けていきたいというふうに思っております。

それから、条例に関しましては、議員のお話にもありましたように、今期の東京都の定例会にもこうした子供への虐待の防止等に関する条例案というのが出されております。府県、それから、政令指定都市などで制定されているところが多いということでございますが、少し調べてみますと、子供の虐待に関する条例は、基本的には児童福祉法の中に児童の権利条約というものの重要な理念がなかなか織り込まれなかったこと、具体的には児童の最善の利益という条約の中にうたわれている理念がうたわれていない。このことを補完する意味合いで各自治体が条例化をしたというような経緯があるというふうに聞いております。児童福祉法が平成２８年より改正をされまして、そうしたその条約の基本的な理念が盛り込まれましたので、形式的に言いますと、今条例を単独の市で立ち上げるという意味合いは少し薄れてきているかと思っておりますけれども、市民の声を、それから子供の声をという話もありましたので、そうしたさまざまな児童、それから、保護者の方が集まる機会に御意見を聞きながら、引き続き研究を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（比与森光俊君）　１４番、大岸眞弓さん。

○１４番（大岸眞弓君）　検討はしていただけるとのことなのですが、いつも教育にいろんな制度で医療費の無料化とか、それから、他市にはない奨学金とか、香美市は予算を費やしていただいておりますが、市長の御見解はこの件に関しましていかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君）　市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君）　児童憲章等についてのお尋ねについてお答えしたいと思います。

児童憲章につきましては、先ほどからも答弁をしておりますように、市民の皆さんの合意形成、そうしたものを将来に向けて我々が憲章として出すものでありますから、そこのところはしっかり市民の皆さんの盛り上がりの中でやらなきゃいけないし、香美市がどういう方向で今後子供たちを育てていくのかということをしっかり理解をしていただいた中で、そういう憲章ができるものだというふうに考えております。

条例につきましては、議員がこの質問の中でずっと一貫して言われているのは、その実効性のある行動がとれないのかというお話であります。虐待という大変厳しい環境の中にある子供たちをどう救い出すかということだと思うので、その実効性が大変求められておるというふうに思いますけれども、条例においてどういう実効性を持たせるかということでありますけれども、これは自治体の長にそれだけの権限を持たすことが果たしてできるかどうかというと私は限界があると思っています。条例は御承知のように上位法以上のもの、厳しい罰則規定というものを設けることはできませんので、我々としてはそれを具体的に行動に移すためには一定の制限があると思いますけれども、そういう中で今後模索をしながら、市としてどういうことができるのか、どういうことを行動することができるのか、そのあたりは研究していく必要があると思います。ただ、その罰則規定とか実効性のあるものを具体的に示せとなると、ここは大変難しいところだというふうに思っております。

○議長（比与森光俊君）　　１４番、大岸眞弓さん。

○１４番（大岸眞弓君）　　国の法律等の影響をそのまま地方自治体は受けまして、それで実際の対応するのは市町村なんです。その意味で、私は今回これを提案をさせていただきましたが、なおこういう質問もあったということをどこか頭の片隅に置いていただきたいと思います。

それでは、次に３点目の気になる子供の体という点でお聞きをいたします。

２０１８年に香美市の子供の就学前、小中学生の気になる体の状況についてまとめられた冊子で、じっとしていられない、休み明けの体調不良、こういった全国と同じような傾向がやっぱり見られました。そして、その手だてとして生活リズムを整える、体力づくりなど１０項目の手だてが保育、それから、小中学校で考えられております。

そこで、①でお聞きします。

こうした手だては長期的に取り組むことが必要だと思いますが、継続をされておりますか。また、多少なりとも変化が感じられるかどうか、お聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君）　　教育長、時久惠子さん。

○教育長（時久惠子君）　　大岸議員の手だての継続と変化についてという御質問にお答えいたします。

８月の保幼小中合同研修では、日本体育大学の野井先生をお招きし講演を実施いたしました。その折には大岸議員にもお越しいただき本当にありがとうございました。

御講演でいただいた、光を浴びての運動は子供たちの脳の目覚めに効果的で、学習への集中も増してくると思われます。特に、光・暗やみ・外遊びの呼びかけは印象的で、具体例としては、以前にお話をした手だてのほかにも、朝の時間に外遊びをする、体育集会の実施、サーキット運動、そして、シャトルラン祭りなど、工夫した多くの取り組みがさらに実施されているところです。このような取り組みは保護者にも大変好評で、今後、家庭と連携した取り組みに発展することが期待されます。

子供たちの変化を具体的にあらわすのは大変難しいですけれども、今年度小学生の体力・運動能力テストの結果が、小学校５年生の男女で伸びています。これはＣ判定以上の全国比を出しますと、男の子で６．４％のプラス、女の子で１４．９％のプラスというような結果になっていますので、いろんなことを総合して先生たちが力を入れているという結果だと思っています。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１４番、大岸眞弓さん。

○１４番（大岸眞弓君）　　ぜひ継続して取り組んでいただきたいと思います。

それでは、②の質問に移ります。

子供の生活の中にスマホ、電子黒板、パソコンなど電子機器を使用する機会がふえてきました。これからの学校や社会の中で、こうしたものの使用を否定することはできません。しかし、学校だけでなく家でも対応することが考えられます。コミュニケーションツールとして、また、情報収集やゲームなどにも使うことがあるでしょう。心配をするのは心身への影響と健康被害です。学齢期の子供はまだ脳や筋肉、骨といったもちろん情緒もそうですが、心身ともに成長の途上です。私は特に視力への影響を懸念します。

そこで、お聞きします。

授業として使う場合は、生徒の体への影響について小児科医や眼科医に話を聞くなどして、子供に注意を促すとともに、授業中や授業の後で目を休ませる時間を短時間でも確保すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君）　　教育長、時久惠子さん。

○教育長（時久惠子君）　　お答えをいたします。

専門医からのお話は子供たちの興味、関心にも大変大きく影響しますし、効果的と考えます。また、目や体を休めたり、リラックスさせることは集中の持続や作業効率を上げるためにもよいので、ぜひ取り入れていきたいと思います。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１４番、大岸眞弓さん。

○１４番（大岸眞弓君）　　次に、③の質問に移ります。

報道によりますと、災害時の安否確認のためとして学校へのスマホの持ち込みが検討されているということでございました。私は、先ほど②で述べましたような理由で、学校への持ち込みは許可すべきではないと考えております。本市としての対応はいかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君）　　教育長、時久惠子さん。

○教育長（時久惠子君）　　お答えをいたします。

今後、学校でも議論になるとは思われますが、現在のところ持ち込みは考えておりません。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１４番、大岸眞弓さん。

○１４番（大岸眞弓君）　　それでは、最後の４点目の質問に移ります。

保育所の待機児童の現状と解消についてお聞きをします。

①です。平成３１年度当初の待機児童の予測はどうなっておりますでしょうか。

○議長（比与森光俊君）　　教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君）　　お答えいたします。

現在のところ、国の示す保育所等利用待機児童調査要領の規定によるところの、平成３１年４月１日時点の待機児童数はゼロ名でございます。

○議長（比与森光俊君）　　１４番、大岸眞弓さん。

○１４番（大岸眞弓君）　　②の質問とも関連をするのですが、いつも言われる国の示す待機児童はいないと。それでは、国の基準に示されない待機児童はいるのかという質問に対しては課長、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君）　　教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君）　　お答えいたします。

調査要領の規定によらない場合の待機児童と捉えている人数は、９名でございます。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１４番、大岸眞弓さん。

○１４番（大岸眞弓君）　　その９名の状況、待っていることは待っているんですね。その状況を、ケースをお聞きします。

○議長（比与森光俊君）　　教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君）　　お答えいたします。

ゼロ歳児クラスが２名で入所可能な施設にあきが２名分ありますが、特定の保育所を希望して順番を待っている状態であるので、待機児童には含めていないということです。それと、ほか７名につきましては１歳児クラスで、１名が特定の保育所を希望、６名が最寄りの保育所を希望して待機を選択されております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１４番、大岸眞弓さん。

○１４番（大岸眞弓君）　　その９名の方々に対して市のほうの対応は、国のいう待機児童ではないけれども何らかの対応をされるのか、市はその後の対象として取り扱うのかどうか。

○議長（比与森光俊君）　　教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君）　　お答えいたします。

調査要領の規定にある待機児童には当てはまってはいませんが、香美市の待機児童台帳には登録して、あきが出ましたら御案内する予定としております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１４番、大岸眞弓さん。

○１４番（大岸眞弓君）　香美市の待機児童の台帳には、対策の対象として台帳に載っているということですね。こんな事例が、私は多分この厚生労働省の定義で振り分けるといっぱい出てくると思います。

なぜこんなものがあるのかちょっと私は意味不明なのですが、以前、相談をいただきました事例で、産休明けを予測して次年度の保育所の入所申請に行ったところ、まだ募集していないのでいついつに来てくださいと言われて、行ったらもういっぱいで、共働きでやむなく他市の保育所に入れて、そうすると、他市の保育所に入っていると保育を必要とする状態じゃないわけですので、待機にもカウントされない、そのままですね、これは台帳にも載らないんですよね。こんな事例があるので、この御夫婦は双方が非正規の仕事で保育料が大変、それから、通うのが遠いので困っているということをお聞きをしました。何とかならんかということですが。だから、なぜ保護者の望む保育園の入り方ができないような定義をつくるのかと思うんです。

そして、もう一例、開所時間が常勤で働く母親のニーズに合う保育所が満杯で、受け入れにあきのある園が紹介されましたけど、今事例にありましたが、開所時間が短いので、自分の仕事との関係でほかへは入ることができないので、仕方なく育休を延長した。それから、山田の方が香北を紹介されても、通勤の高知市なんか行かんといかん場合は物すごい時間がかかるので、朝の貴重な時間になかなかそこを選ぶことができない。そういうことで、この国の基準に照らすと待機でない人にも対応しているとはいいますけれども、やっぱり私は定義で柔軟に運用して、今やっていただいているところなんですが、この実態を国に伝える必要があると思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君）　教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君）　お答えいたします。

国に直接ということはなかなか難しいかもしれませんけれども、県の担当課等とは協議していきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　１４番、大岸眞弓さん。

○１４番（大岸眞弓君）　少子化対策としても本当に継続して、市の基準ではないけれども台帳に載せて対応していく、本当に働くお父さん、お母さんが安心して保育に預けられる、そういった状態にしていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（比与森光俊君）　大岸眞弓さんの質問が終わりました。

次に、１１番、山崎晃子さん。

○１１番（山崎晃子君）　１１番、くらしと福祉を守る会の山崎晃子です。私は住民の皆さんの声を大切にし、その思いを真っすぐ届けられるよう丁寧な質問に努力いたします。率直で誠実な答弁をいただきますよう求めまして、通告に従い質問いたします。

本日の質問は地域包括ケアシステムに関して、児童虐待に関して、狩猟フォーラムか

ら野生鳥獣の消費拡大に関して、森林経営管理法に関して、ジェイアール四国バス大栃線の一部路線廃止に関しての５項目を一問一答でお伺いいたします。

初めに、地域包括ケアシステムに関してお伺いいたします。

日本の６５歳以上の高齢者数は２０２５年には３，６７７万人となり、総人口に占める割合は約３０％になると予想されています。年々高齢化が進む中でスタートした介護保険制度はもうすぐ２０年目に入ろうとしています。２０１２年の第５期介護保険事業計画の策定以降、高齢者が可能な限り住みなれた家庭や地域で尊厳ある安心した生活を継続することができるよう、地域において、医療、介護、予防、生活支援、住まいなど包括的な支援を行う地域包括ケアシステムの構築が推進されています。そして、団塊の世代が後期高齢者となる２０２５年をめどに地域の実情に応じた包括的な支援、サービスの地域包括ケアシステムの整備が求められています。

このことに関し、次の点をお尋ねいたします。

①です。本市の第７期高齢者福祉計画・介護保険事業計画では、２０１７年６月に地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が制定されたことを受け、地域包括ケアシステムの進化、推進を図ることになっています。本市における地域包括ケアシステムの取り組み姿勢についてお聞かせください。

○議長（比与森光俊君）　健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君）　お答えします。

地域包括ケアシステムについては、医療と介護の両方を必要とする状態の方が、住みなれた地域でみずから自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるために、在宅医療と介護や支援を一体的に提供できるよう、医療機関や介護事業所等の関係者の連携強化や、みずからの健康維持のための介護予防に取り組んでいけるよう取り組んでいきたいと考えております。

また、家族や地域、関係団体事業者が共通認識を持ってもらい、住民主体となって支えていくような仕組みづくり、地域づくりを考えなければならないと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　１１番、山崎晃子さん。

○１１番（山崎晃子君）　体が不自由になっても誰でもが安心してその地域に住み続けられるということで、医療機関や介護事業所等のいろいろ地域での連携とかということになりますけれども、これは安心して暮らし続けていけるための仕組みであって、医療と介護、それから行政とかと、それから、地域も入って一体的に取り組んでいくというこのシステム、この仕組みが大変重要になってくると思うんです。それで、この地域包括ケアシステムに取り組むためには、やはり市の取り組み姿勢が問われていると思うんです。これをどういうふうにつくり上げていくのか、地域地域に応じたこの仕組みをつくりましょうということになっていますので、この取り組み姿勢が問われているわけですけれども、その点について、もう少し課長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（比与森光俊君）　　健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君）　　地域包括ケアシステムとは、地域づくりの一つとしてのアイテムだと考えております。行政だけでは個人の方を把握して支援してもカバーできないと考えております。その方に日常的に接する機会が多い家族や地域の方、友人等、日々の状態の変化に気づきやすい立場にある方に支えてもらうことも必要だと考えております。行政を含め地域で支え合っていく公助、共助、互助、自分のことは自分でするという自助が成立して、カバーできるのではないかと考えております。市民の方にも少なくてもそういった共通認識を持ってもらうことが、住みなれた地域でみずから自分らしい暮らしを最後まで続けることができる、いろんな地域がありますが、やはり地域によって住みやすい地域づくりをつくっていただきたいと。行政としましても、やはり香北、物部、山田圏域とありますが、それについてもケア会議などで検討しており、地域の方に理解していただくように努力をしております。

○議長（比与森光俊君）　　１１番、山崎晃子さん。

○１１番（山崎晃子君）　　これは地域づくりというお話もありましたが、まちづくりということにもなりますので、この地域包括ケアシステムの取り組み姿勢ということで市長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（比与森光俊君）　　市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君）　　包括的な高齢者の支援について、お尋ねでありますのでお答えをしたいというふうに思います。

誰もが高齢者になり、誰もが人の手をかりないと暮らしていけないわけでありますので、議員が言われるように、このシステムをしっかりと持つということは何より大事なことだというふうに思います。

今、香美市におきましては、課長からも説明がありましたように、それぞれの地域で包括的な支援の取り組みをさせていただいておりますが、ただ残念ながら、社会的な資源がそれぞれ違っているというようなこともございまして、理想的なものになかなか結びつかないというところもございます。また、それを支えている側の団体においても一生懸命頑張ってくださっていますけれども、それを支える人材の確保が次第に困難になってきているということもございまして、そうした事情の中でなかなかシステムを維持していくのが難しくなっていると。とりわけ中山間地域を中心に厳しくなってきておりますので、今御質問されている内容につきましては、しっかり行政もお聞かせ願いながら取り組みを進めてまいりたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（比与森光俊君）　　１１番、山崎晃子さん。

○１１番（山崎晃子君）　　市長から御答弁をいただきました。地域によって本当に違いが出てきていますので、これをしっかり取り組んでいかなければならないと思います。

②の質問に移ります。

県は、高知版地域包括ケアシステムの推進体制を強化するため、本年度から各福祉保健所に新たに地域包括ケア推進監を配置していると聞いています。県との連携はどのようになっているか、お聞かせください。

○議長（比与森光俊君）　　健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君）　　お答えします。

中央東福祉保健所にことしから、先ほど説明がありましたが、包括ケア推進体制の連携、強化のため、地域包括ケア推進監を配置しており、平成２８年度からの南国・香南・香美３市での在宅医療連携推進事業に関する取り組みを中央東福祉保健所に指導を受けながら進めているところです。

地域包括ケアに進めるには、県の事業であります地域医療構想とも共有しながら、官民一体となって多職種で切れ目なく広域に連携していくことが重要であると思われます。今現在、中央東福祉保健所と南国・香美・香南３市、土佐長岡郡医師会及び香美郡医師会と一緒に進めているところです。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１１番、山崎晃子さん。

○１１番（山崎晃子君）　　そしたら、この地域包括ケア推進監のほう、主には医療の連携という形で進めていっているということでよろしいでしょうか、主には医療の連携ということですか。

○議長（比与森光俊君）　　健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君）　　お答えします。

切れ目ない医療と介護をつなぐために、これを指導してもらっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１１番、山崎晃子さん。

○１１番（山崎晃子君）　　わかりました。

では、次の質問に移ります。

地域包括ケアシステムを推進する中で、特に重要な役割を果たすのが地域包括支援センターではないかと考えますが、地域包括支援センターの機能強化についてお伺いいたします。

○議長（比与森光俊君）　　健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君）　　地域包括支援センターについてお答えします。

総合的な相談窓口である地域包括支援センター圏域を、平成２８年度より山田圏域だけでなく香北圏域、物部圏域でも身近な相談や訪問、地域課題発掘などができるように職員を配置しています。住民からは安心感があるとの声も聞こえています。昨年度は人材確保が難しく１名欠員になった期間がありましたが、現在は人員の確保はできています。

今後、後期高齢者の増加に伴い、支援を必要とする高齢者の増加が見込まれることか

ら、専門職の安定的な確保が必要となってきます。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１１番、山崎晃子さん。

○１１番（山崎晃子君）　　今５名でしたかね、５名ということであったかと思うんですけども。そしたら今後その体制としては、職員をふやしてというふうな対応をしていくのか。そのあたり、体制の強化についてお聞きをしたいと思います。

○議長（比与森光俊君）　　健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君）　　現在、保健師が社会福祉士や主任介護専門員に準じている面がありますので、やはりその専門職の雇用が必要かと思われます。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１１番、山崎晃子さん。

○１１番（山崎晃子君）　　今後そしたら専門職を雇用していきたいということですかね、その体制として、わかりました。

そしたら専門職ということですので、ここに配置されている方というのは社会福祉士、保健師、介護支援専門員ですか、そういうことになりますので、そうした総合相談窓口ということで、やはり住民に相談しやすい体制というか、相談を受けたときに住民の側に、住民の思いを受けとめて、しっかり対応をしていくということが大事だと思うんですけれども、そういった研修なんかはされていますでしょうか。

○議長（比与森光俊君）　　健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君）　　ケアマネの研修には必ず行くようにはしております。県のほうは、指定した研修には行くようにしております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１１番、山崎晃子さん。

○１１番（山崎晃子君）　　ケアマネの研修と言われましたか。ケアマネは研修しないと制度がいろいろ変わってきますのでもちろん大事なことですが、総合相談窓口というところで、そういった対人援助の研修なんかはされていますか。やはり専門職としてここは十分機能していかないといけないし、それから、住民がやはり相談しやすい、あそこはもう本当に頼りになるところだというところで、いろんな情報も収集していかないかんと思いますので、そういった総合相談窓口としての機能を発揮するためには、ケアマネのそういった研修以外にも必要かと思いますが、その点はどうですか。

○議長（比与森光俊君）　　健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君）　　その研修については聞いておりませんが、ケアマネジャーが集まった機会にそういった話も多分出るかもしれませんし、そういった研修がありましたら、また参加するように勧めていきたいと考えております。

○議長（比与森光俊君）　　１１番、山崎晃子さん。

○１１番（山崎晃子君）　　ぜひそういった対人援助の研修等も含めてお願いしたいと

思います。

それでは、次の質問に移ります。

誰もが住みなれた地域で安心して暮らしていけるようにするためには、地域にあるさまざまな課題を把握し、解決するために必要な社会基盤を整備することが重要です。そして、多職種協同による支援など、それぞれの関係機関や団体等との連携が必要となってきます。そのためには、地域包括ケア会議の役割は大きくなってくるものと考えます。この地域包括ケア会議の実施状況はどのようになっているのか、お聞かせください。

○議長（比与森光俊君）　健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君）　お答えします。

ケア会議につきましては、３地域、山田、物部、香北とありますが、やはり地域によって環境が違いますので、このケア会議につきましては、土佐山田町では委員１０名で５回行っており、委員さんの活動状況や土佐山田地域の資源について紹介、そして、自主活動している地域の視察を行っております。そして、香北・物部圏域では、委員１５名で３回行っており、生活行動についての聞き取りやボランティアでできる体制整備など協議しております。市域ケア会議は年度末に１回委員１０名で、各協議体からの活動報告をしております。個別ケア会議は、新規の要支援者のケース会議を１２回行っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　１１番、山崎晃子さん。

○１１番（山崎晃子君）　個別ケア会議はそしたら月１回ですか、１２回って言われましたね。これについてはケアプランなんかの見直しみたいな形になるでしょうか、ちょっと具体的にお聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君）　健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君）　お答えします。

個別ケア会議では年間３０名から４０名の新規の要支援者のケースを検討しています。アドバイザーですが、薬剤師から歯科衛生士さんの御意見によって、見えなかった問題などの課題の提案は解決につながっていると思われます。

○議長（比与森光俊君）　１１番、山崎晃子さん。

○１１番（山崎晃子君）　そしたら、あと圏域ケア会議の中では、山田と香北、物部ということで行われているということで、さまざまいろんな課題等が上がってきていると思うんですけれども、どういった課題が上がってきていますでしょうか。

○議長（比与森光俊君）　健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君）　お答えします。

今現在、山田圏域では今取り組んでいる地域の視察を行って、やはり今後の集まりに対して進めているような形の協議をしております。

そして、山田、香北、物部では、今まで資源マップなんかをつくりましたが、やはり

地域の資源を落とし込みをすることにより新たな課題を出していく。そして、今現在身近にできるごみ出しとか、電球の交換などのボランティアが行える体制の整備を行っていくということも今検討しています。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１１番、山崎晃子さん。

○１１番（山崎晃子君）　　そしたら、大きなというかこういったことがないと困るというふうな課題、今香北、物部では電球を交換したりとか、ごみ出しのことも言われていましたけれども、それ以外にまだ課題は上がってきていないということでよろしいですか。

○議長（比与森光俊君）　　健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君）　　お答えします。

今、山田のほうもごみ出しについて課題がありまして、やはりなかなか、独居の方がごみ出しができないという声も出ていますし、あとは市バスの件についても課題として出ております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１１番、山崎晃子さん。

○１１番（山崎晃子君）　　そしたらそういう課題を把握して、そして解決していく、そういった社会基盤を整備していくということですので、このケア会議は非常に重要になってくるかと思いますので、また体制も整えていただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。

介護や支援が必要になっても、地域で自分らしい生活を送ることができるように支え合いの地域づくりが求められています。それぞれの地域に応じた必要な生活支援が提供できる体制を整備することが重要となりますが、生活支援サービスの体制整備についてどのように取り組まれているか、お聞かせください。

○議長（比与森光俊君）　　健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君）　　お答えします。

現在、介護保険制度の地域支援事業の生活支援サービスとしては位置づけしているものはありませんが、高齢者福祉として行っている配食サービスや社協の電話での安否確認、民生委員さんによる見守り、地域の集いの場があります。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１１番、山崎晃子さん。

○１１番（山崎晃子君）　　地域の支え合いの体制づくりということで、ここも非常に大事なところになるんですけれども、そしたら今後はどういった取り組みを考えておられますか。

○議長（比与森光俊君）　　健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君）　　お答えします。

先ほどもお答えしましたが、介護や支援が必要な人をみんなが力を合わせお互いに支える共助、互助、自助の地域づくりを目指したいと思っております。そのためにも、地域の生活支援について話をすることができる場づくりが必要と考えております。

また、いろんな生活サービスの提供に高齢者の参加も勧め、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍することも期待しております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１１番、山崎晃子さん。

○１１番（山崎晃子君）　　生活支援コーディネーターさんの配置もあるかと思うんですけども、このコーディネーターと地域でどういった支え合いの体制をつくっていくかということになりますので、生活支援コーディネーターもここでこの体制に取り組んでいっていると思うんですが、その活動の状況をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君）　　健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君）　　コーディネーターにつきましては、ケア会の委員という形で兼ねております。その中でどういった支援が必要なのかということも協議をしていかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１１番、山崎晃子さん。

○１１番（山崎晃子君）　　ちょっとなかなかこう見えないところですけれども、地域づくりの部分は非常に大事なことですので、やはりシステムをつくり上げていくときに地域住民の力というのはすごく大きくなりますので、こういう取り組みをしていっているという市の考え方を地域住民に知らせていくということも非常に大事なことではないかと思いますので、その点また考えていただきたいということを申し上げまして、次の質問に移ります。

医療や介護が必要な状態になっても、住みなれた地域で暮らし続けていくためには、在宅医療の体制を充実させることが急務です。また、医療と介護が連携して支援していくことが非常に重要となってきていますが、そうした点に対する取り組み状況をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君）　　健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君）　　お答えします。

香美市は病院への搬送が高知市や南国市に行くことも多く、医療の生活圏範囲も広範囲となっております。そのため香美市のみではなく香南市や南国市の３市で在宅医療介護連携を図る必要性があります。そのため平成２８年度より中央東福祉保健所の協力のもと、香美郡医師会と土佐長岡郡医師会と委託を結び、３市で医療・介護・福祉のサービスを切れ目ないネットワークをつなげるため、在宅医療介護連携に向けての取り組みを行っています

その中で、医療機関と介護従事者、薬剤師を対象とした多職種勉強会の開催や事例検

討会、そして、担当ケアマネジャー等の名刺や医療・介護に必要なものが入るお薬手帳カバーの作成や、医療と介護が連携するために必要な入退院ルールを記載した多職種連携の手引きを作成し、地域包括ケアシステムに向けて進めているところです。

○議長（比与森光俊君）　　１１番、山崎晃子さん。

○１１番（山崎晃子君）　　これは今現在進めていっているということでお聞きをいたしました。在宅介護をする場合には、医療が非常に重要になってきます。前から私もこれは言っているんですけれども、どうしても医療と切り離せない状況がありますので、ここはしっかりと取り組んでいかなければならない部分だと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは次、⑦の質問に移ります。

厚生労働省は昨年５月、団塊の世代が全員７５歳以上になる２０２５年度に、介護職員が全国で約３３万７，０００人不足するおそれがあるとの推計を公表しています。全国的に介護現場は慢性的に人材不足の状態が続いています。このことは本市においても同様の状況となっています。現実的な問題として、介護サービスの提供にも影響を及ぼす状況にもなってきていますが、介護人材の確保に関しどのような認識で対応されているのか、お聞かせください。

○議長（比与森光俊君）　　健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君）　　お答えします。

後期高齢者が増加をしている中で、人材確保については若年層の介護職場離れにより、どの事業所も苦慮している状態であり、介護人材の不足の問題は深刻な課題となっています。市としては、介護現場の環境の改善につなげるため、国の補助があるときには、介護事業所や介護施設に情報提供し、介護ロボットの導入の補助などハード面での支援をしてきました。今後の人材確保については、香美市だけでなく、高知県のような若い方が少ない地域にとって最重要課題であり、国全体での一定の対策を検討いただく時期に来ていると思われます。

○議長（比与森光俊君）　　１１番、山崎晃子さん。

○１１番（山崎晃子君）　　国全体でもちろん考えていくべきところですけれども、そしたら市としては情報提供を今後もしていくと思いますが、それ以外には特にはないということでしょうか。以前、私、施設の職員さんとして物部のほうの施設にといったときに、なかなか住まいが見つからないということで、通ってくるにはなかなか大変で、やはり不規則勤務ですので、やっぱり近くであったほうがいいのでどこかないだろうかというような相談も受けたんですけれども、なかなかそういったときに市営住宅も利用できないというようなこともあったりしたので、やはりそういうところではそういう市営住宅の利用ということも考えていけるような、何かもうちょっと職員の受け入れできる体制というのは市としてとれないかなというふうにも思いますが、その点お聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君）　　健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君）　　お答えします。

確かに介護職員の住むところというのがやはり課題となっておりますが、空き家バンクの募集については検討をしていますが、やはり介護職員限定としての協議ということでまだ進んでおりません。ですから、まだ市営住宅についても縛りがあってなかなか厳しいものがありまして、今のところは進展はしておりません。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１１番、山崎晃子さん。

○１１番（山崎晃子君）　　そしたら、今後ますますこれ厳しい状態になってきますので、そういった市としてできるだけ受け入れができる体制というのを、もちろん事業所のほうも頑張っていると思いますけれども、市としても応援できるような体制も検討していっていただきたいということを申し上げまして、この質問を終わります。

○議長（比与森光俊君）　　暫時休憩します。

（午前１１時５３分　休憩）

（午後　１時００分　再開）

○議長（比与森光俊君）　　正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

１１番、山崎晃子さん。

○１１番（山崎晃子君）　　それでは、午前中に引き続いて質問をいたします。

２項目めです。児童虐待に関してお伺いいたします。

警察庁のまとめによると、児童虐待の疑いがあるとして全国の警察が昨年１年間に児童相談所に通告した１８歳未満の子供の数が、前年に比べて２２．４％増加し８万１０４人となり、過去最多を更新したそうです。これは広報や啓発などにより国民の意識が向上し、警察への通報や相談がふえたことが影響しているのではないかと言われています。

通告内容では、暴言を浴びせたり、子供の前で妻や夫らに暴力を振るったりする心理的虐待が全体の７１．６％と最も多く、暴行するなどの身体的虐待は１８．５％、ネグレクトなどの怠慢・拒否が９．６％、性的虐待が０．３％となっています。

また、厚生労働省のまとめでは、全国２１０カ所ある児童相談所が２０１７年度に児童虐待の相談や通告を受けて対応した件数は１３万３，７７８件で過去最多を更新し、統計開始から２７年連続の増加で、虐待防止の取り組みは急務となっています。

このような中、ことし１月には千葉県で小学４年生の女児が虐待を受けて死亡するという痛ましい事件が発生しました。また、昨年３月にも東京都で当時５歳の女児が虐待を受けて衰弱死するという事件が起きています。虐待で子供が死亡したり、けがをしたりとの報道は後を絶ちません。被害に遭っているのは抵抗もできない子供たちです。こ

うした報道を聞くたびに、どうしてこんなことがと心が痛みます。

そこで、質問に移ります。

①です。ことし１月に発生した虐待による死亡事件の最大の問題は児童相談所、学校、教育委員会が子供の出したＳＯＳに気づいていたのに、応えることができずに救済のチャンスを逃してしまったことにあると指摘されています。子供のＳＯＳを受けとめ、子供の命は最大限守るという立場に立ち、適切な判断で対応するには高度な専門性が求められるのではないでしょうか。この事件をどのように捉えているでしょうか、お聞かせください。

○議長（比与森光俊君）　福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君）　山崎晃子議員の御質問にお答えをいたします。

千葉県野田市で起きました小学４年生女児死亡事件は、児童相談所も関与した事案でありながら、結果的に保護者による虐待から本人を守ることができず、死に至ったということで大変痛ましい残念な事件でありました。児童福祉を担う一機関として、福祉事務所におきましても、児童や家庭状況の把握、支援をさらに徹底する必要性を痛感しております。

○議長（比与森光俊君）　１１番、山崎晃子さん。

○１１番（山崎晃子君）　さらに徹底をしてということで、大変御苦労の多い業務ということは推察しておりますけれども、ぜひこういうことが本市で起こらないように、そういった体制もとっていただきながら対応していただきたいと思います。

それでは、②の質問に移ります。

児童虐待の通告数は年々増加傾向にあるということですが、本市の現状はどうでしょうか。先ほど同僚議員から質問がありましたので、通告や相談の件数、可能な範囲での相談内容などをお聞かせください。

○議長（比与森光俊君）　福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君）　お答えいたします。

平成２９年度の通告、相談件数は児童の実人数で３１名、前年度と比較して相談件数は２２件減少しております。相談内容は、身体にあざがあるなどの身体的虐待や食事を与えないなどのネグレクト、面前ＤＶなどが主なものとなっています。

○議長（比与森光俊君）　１１番、山崎晃子さん。

○１１番（山崎晃子君）　そしたら相談件数は減っているということで、要保護児童に関してはふえてもいない。前回私、質問したときにお聞きした数字からいくと、そんなにふえているという状況ではないということがわかりました。

それでは、次の質問に移ります。③です。

福祉事務所は虐待等の通告窓口となっています。専門職の配置や通告などに対応できる体制になっているでしょうか。

○議長（比与森光俊君）　福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君）　　現在、要保護児童対策地域協議会の調整機関として、福祉事務所に保健師１名、家庭児童相談員２名、事務担当者１名を配置して通告に対応しております。夜間の通告につきましても、宿直からの連絡網によりまして担当職員に連絡がつく体制をとっております。

○議長（比与森光俊君）　　１１番、山崎晃子さん。

○１１番（山崎晃子君）　　そしたら４名の体制ということでお聞きをいたしましたけれども、平成２９年度の主要な施策の成果説明書で課題として、「組織対応するためにも、福祉事務所の体制づくりが必要である。」という記載があるんですけれども、相談内容も複雑になってきているかと思いますけれども、こうしたこの体制で十分機能していけるんでしょうか。その体制づくりというのは、今後どのように考えていますでしょうか。

○議長（比与森光俊君）　　福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君）　　お答えいたします。

家庭児童相談員の業務が以前にも増して非常にスキルが高い業務というふうに変わってきておりまして、これに対応するための各種の研修とか、呼ぶのに非常に時間を割かれている状況です。対応するケースの家庭に目くばせができなくなるといった事態は避けなければならないので、そうしたこともあって、家庭児童相談員ないしは家庭児童相談のコーディネーターを１名雇用するということで予算もつけていただいておったところですけれども、昨年も募集はいたしましたが、該当の方が早期にやめられるというようなことで、なかなか相談員等が定着しない状況がございます。

今後とも体制としてはこれで十分かといわれればあれなんですけども、虐待事案に十分対応ができるように、研修を重ねて必要な人員確保もしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（比与森光俊君）　　１１番、山崎晃子さん。

○１１番（山崎晃子君）　　そしたら、予算の関係が通ったらコーディネーターのできる方を雇用したいということで考えているということでしたけれども、先ほども出ましたけれども、国のほうで２０２２年度までに子供の家庭総合支援拠点、これを各市町村につくる、設置する方針を決めていますけれども、こういったことにも対応していくということにもなってくるかと思いますが、その点、そういった体制についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（比与森光俊君）　　福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君）　　体制につきましては、現状の家庭児童相談員担当、それから、専門職であります保健師の体制に加えまして、健康介護支援課のメンバーで協調してやっていけるというふうに思ってまして、実務的な体制整備ということは残っておりますけども、人員という点では現在の連携人員でやっていけるというふうに考えております。

○議長（比与森光俊君）　　１１番、山崎晃子さん。

○１１番（山崎晃子君）　　それでは、次の質問に移ります。④です。

虐待への対応は早期発見が重要な鍵を握ります。虐待のサインに気づける大切な場所である保育所や学校、児童相談所等の関係機関との情報共有や連携についてお聞かせください。

○議長（比与森光俊君）　　福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君）　　保育所や小中学校には、虐待と疑われる児童を発見した場合は、即時に福祉事務所まで通報していただくよう依頼しています。また、要保護児童対策地域協議会では、年３回実務者会議を開催しておりまして、児童相談所を含む構成メンバーで協議会の管理ケースについて情報共有をしております。

○議長（比与森光俊君）　　１１番、山崎晃子さん。

○１１番（山崎晃子君）　　すぐに通報を依頼しているということでした。虐待のサインに気づける、最初に気づくというところで、保育所とか学校とかではどういった対応というか、その後の対応とかについてお聞きをしたいと思います。

○議長（比与森光俊君）　　福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君）　　先ほど申し上げました年３回の実務者会議前に児童虐待の事案がないかということで、チェックシートのようなものを送って確認をとっております。随時にそうしたことが発見された場合には御連絡いただいているようにしておりまして、御連絡いただきますと、家庭児童相談員、それから保健師のほうで子供の状態を把握をし、けがとかではなくて虐待が疑われる場合は写真を撮り、部位によっては児童相談所に報告して、虐待が疑われるかどうかの専門的な所見を伺うということになります。それで、虐待が疑われるということになりましたら、保護者のところへ行って、明らかに虐待ということであれば介入をし、改善を促すというような手順になっております。

○議長（比与森光俊君）　　１１番、山崎晃子さん。

○１１番（山崎晃子君）　　そしたら、保育所とか学校とかはそういう形で行われているということがわかりました。また、保育所とかに行っていない子供さんもおいでますけれども、そういったところでの情報共有とか連携などもできていっていると思いますが、その点お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君）　　福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君）　　健康介護支援課のほうで担当からそうした情報が入るのと、あとは民事協さんのほう、そちらから情報が入ることもございます。いろんなチャンネル、機会を利用して、そうした虐待児の早期発見に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（比与森光俊君）　　１１番、山崎晃子さん。

○１１番（山崎晃子君）　　また今後も引き続いてよろしくお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

狩猟フォーラムから野生鳥獣の消費拡大に関してお伺いいたします。

本市が主催した狩猟フォーラムが、２月２日土曜日に健康福祉センター香北で開催されました。当日は晴天にも恵まれ、約３００人の方々の参加があり大変にぎわっていました。私も参加させていただきましたが、猟のことやジビエ料理について学んだり、体験したり食したりと、とても有意義な一日を過ごしました。

ジビエ料理とは、狩猟で得た天然の野生鳥獣の食肉を意味する言葉だそうで、ヨーロッパでは貴族の伝統料理として、古くから発展してきた食文化のことをそのように呼んでいるそうです。

ここで、狩猟フォーラムの内容を少し紹介させていただきます。

基調講演は、和歌山県田辺市でジビエ料理による食育や観光振興を進めるシェフ、更井亮介さんが「僕らの畑は僕らで守る」と題して講演を行いました。更井さんは、地元の若手農家の方と共同で株式会社日向屋を結成して活動している状況を報告されました。そして、地元の方に向けたジビエ料理を知る会を立ち上げて、狩猟してとれた肉を食べるツアーなどに取り組んでいることも話されました。また、和歌山県では県が積極的に取り組みを進めていて、和歌山ジビエフェスタを開催しているということも言っていました。

ジビエ料理は栄養価が高く、比較的低カロリーであることから、とれた命をいただくという食育にもつながるという観点から、学校給食にジビエ料理を取り入れることを県の方針で決めているとのことでした。

そのほか、大学生や高校生の取り組み、本市の鳥獣被害の現状報告、鹿肉の部位分けとジビエ料理の利活用方法、わなの体験教室、鹿の装飾品作成教室、西村直子さんのミニトークショー、ジビエ料理教室、三嶺被害パネル展示、狩猟免許取得説明コーナー、ハンティング模擬体験コーナーなど、多彩な催しが行われました。

以上を述べまして質問に移ります。

本市は鹿やイノシシ、猿などの鳥獣被害対策に積極的に取り組んでいるところですが、狩猟者の高齢化は大きな課題となっています。フォーラムは狩猟の魅力を知ってもらい、捕獲作業に従事する人材の確保と育成を図るきっかけとなるよう、本年度で３回目だったと思うんですけども、開催となっています。狩猟に関心があって話を聞きに来たという方もおいでて、熱心にわなの体験や解体の話を聞いていました。フォーラムに参加してみて、狩猟への関心が高くなっているのではないかと私は感じましたが、実際のところはどのような状況なのか、お聞かせください。

○議長（比与森光俊君）　農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君）　山崎晃子議員の狩猟フォーラムに関する御質問にお答えいたします。

議員が３回と言われましたが、今回４回目でしたので。

回を重ねるごとに内容が充実してきた香美市の狩猟フォーラムの運営を支えていただくとともに、有害鳥獣捕獲に取り組んでいただいている香美市在住の狩猟者は、平成２９年度末で２１１名で、うち７０％が６５歳以上と高齢化が進んでいます。しかし、狩猟免許取得に関する問い合わせや、最近では銃猟免許よりも手軽な、わな猟免許を取得される方がふえてきております。またフォーラムでは、高知大学で学生が狩猟できる環境づくりを進めるハンプロというサークルの活動報告もあり、狩猟に関心のある若い方々が育ってきていると感じています。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１１番、山崎晃子さん。

○１１番（山崎晃子君）　　４回目ということで失礼をいたしました。

高知大学の狩猟サークルの取り組みも、本当に私も後継者が育ちつつあるんじゃないかなという好印象を受けたところですけれども、３月１日付の地元紙には、高校生がわなの免許を取得したとの記事も掲載されていました。女性狩猟者の登録もふえているとの話も聞きますが、近年の狩猟免許の取得状況、先ほど言われましたけれども、ふえてきているんじゃないかと思いますが、その点もう少し詳しくお聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君）　　農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君）　　お答えいたします。

最近２年間ですが、平成２９年度にわな猟免許を取られた方が１１名、うち１名の方が女性です。平成３０年度はわな猟を８名、うち３名が女性となっております。ここ２年間銃の免許を取られた方は平成２９年度に２名となっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１１番、山崎晃子さん。

○１１番（山崎晃子君）　　ふえてきているようですので、ちょっと明るい感じがします。

それでは、次の②の質問に移ります。

県は１月１５日から３月１４日まで、よさこいジビエフェア２０１９と題したガイドブックを作成し、鳥獣被害やジビエ料理を知ってもらう取り組みを進めています。本市でも狩猟フォーラムを通じて、関心が高まってきたように感じました。将来に向けて新たな取り組みも生まれるのではないかと期待するところですが、市の取り組みとしての今後の展開についてお聞かせください。

○議長（比与森光俊君）　　農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君）　　お答えいたします。

狩猟フォーラムでは、議員がおっしゃられましたように約３００人の方々に御来場いただき、狩猟の魅力と必要性を感じていただくとともに、ジビエ料理を楽しんでいただきました。また、ジビエ料理専門店のオーナーによる料理教室には、４０名を超える方に参加していただくなど大変好評でした。このことから今後もできる限りこの事業を継

続し、狩猟の魅力や必要性を知っていただくとともに、ジビエが身近なものになるような取り組みをしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１１番、山崎晃子さん。

○１１番（山崎晃子君）　　今後も取り組んでいただけるということで、高知商業の高校生もこの取り組みを発表されたわけですけれども、そういった高校生とかそういうところへも、今後もこの高知商業はこういう取り組みをされていくというふうなことをお聞きしたんですけれども、いい方向に進んでいっているんじゃないかと思います。

それでは、③の質問に移ります。

捕獲鳥獣の利活用については、全国的には平成２８年度１０％、高知県は一、二％となっています。国は平成２６年度にガイドラインを作成し、平成２８年度には鳥獣被害特措法によりジビエの利活用、平成３０年度に国産ジビエ認証制度ができ、１７カ所のモデル地区で取り組みが行われ、利活用率がアップしていると聞きました。ジビエ料理のほかに皮はバッグや財布、角は工芸品、内臓はペットフードなどに利用されています。

鹿は捕獲後、素早く２時間以内に血抜きをしなければならないそうですが、捕獲鳥獣を有効に利活用するためには解体処理施設が必要となります。さきの講演でも解体処理施設ができたことにより、利活用が進んだということをお聞きいたしました。本市は平成２４年にべふ峡温泉に解体加工処理施設を整備していますが、施設の状況はどういうふうになっているでしょうか。

○議長（比与森光俊君）　　農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君）　　お答えいたします。

平成２９年度までは年間７０から８０頭処理し、べふ峡温泉のレストランで鹿肉ステーキ等を提供していますが、平成３０年度は入荷が少なく、例年の半数ぐらいの処理しかできていないということです。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１１番、山崎晃子さん。

○１１番（山崎晃子君）　　加工処理施設は使われていないということで、この加工処理施設は今はどういう状況ですか。

○議長（比与森光俊君）　　農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君）　　平成２４年に建設以降、年間七、八十頭の処理をその加工施設でしております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１１番、山崎晃子さん。

○１１番（山崎晃子君）　　処理をしているということがわかりました。

それでは、④の質問に移ります。

私も鹿やイノシシなどの塊肉をいただくことがありますが、自宅にはスライスをした

りミンチにする器具がないので、料理のメニューはカレーや揚げ物など、固定したものになっています。鹿肉はかたいものだと思っていたのですが、部位の特性や調理法をつかめばおいしくいただけることを聞きました。また、スライスやミンチができればメニューも広がり、一般の家庭でも気軽にジビエ料理が楽しめるようになるのではないでしょうか。

野生鳥獣の消費拡大に取り組むことで、地域の活性化や産業おこしにもつながるのではないでしょうか。また、新たな解体処理施設の建設やジビエカーの導入などの計画はないでしょうか。本市としての今後の取り組みについてお聞かせください。

○議長（比与森光俊君）　　農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君）　　お答えいたします。

ジビエにするには、先ほど議員がおっしゃられましたように、血抜きから枝肉処理までおおむね２時間以内で行うことが望ましいとされており、現在あるべふ峡温泉の処理施設は、遠方であることから搬入できるエリアが限られております。新たな解体加工処理施設建設には、先ほどの条件を含め安定した供給のため市内各所から搬入が可能、また、初期費用を低減するため上下水道が整備されていることなどが条件になると考えます。

また、ジビエカーは大型のものは高額であり、回収先の道路状況などにも条件があると伺っておりますので、香美市が導入するのであれば、小型の保冷車が機動力があり、実用的と考えます。

なお、施設運営についても課内で試算をしましたが、鹿、イノシシおのおの約１７０頭が搬入されれば、二、三名の作業員により経営が成り立つのではないかと思われます。ジビエ活用には魅力を感じていますので、安定的供給及び販路等を含め、調査研究を続けていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１１番、山崎晃子さん。

○１１番（山崎晃子君）　　調査研究をしていただけるという御答弁をいただきました。私もこの狩猟フォーラムに参加して、大変いい形というか、いい雰囲気というか、ジビエというものに関心が向いてきているというふうな思いがしましたので、これが地域の活性化とか、産業おこしとかにつながっていければいいんじゃないかなと、本市は結構鳥獣もたくさんいますし、狩猟者も年々ふえてきているということですので、ぜひこれは前向きに考えていただきたいということを申し上げまして、次の⑤の質問に移ります。

学校でも専門家を招いてジビエ料理の体験や鹿の食害、ネット張りなどの学習を行っております。子供たちには、このような学習や体験を通して山の現状を知ってもらい、食育としても知ってほしいと思います。ジビエ料理はアトピー食として利用されているとの話も聞きましたが、学校給食でのジビエ料理の導入は検討していないかお聞かせください。

○議長（比与森光俊君）　教育次長兼学校給食センター所長、野島惠一君。

○教育次長兼学校給食センター所長（野島惠一君）　山崎議員の学校給食でのジビエ料理の導入の検討についてお答えします。

現時点では、導入実施の検討は行っておりません。ただ、物部学校給食センター管内の大栃小中学校では、検討の結果として、ジビエの中でも鹿肉を使った学校給食を平成２２年から年３回程度実施しております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　１１番、山崎晃子さん。

○１１番（山崎晃子君）　大栃小中学校でジビエ、鹿を出しているというのは聞いたことがあるがですけれども、市全体として、ジビエ料理という体験なんかも香長小学校でしたか、そういうことも体験もしたようですので、なお、全部に広げてということで検討ということはないのか、再度お聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君）　教育次長兼学校給食センター所長、野島惠一君。

○教育次長兼学校給食センター所長（野島惠一君）　お答えします。

ジビエを使った学校給食の実施については、安全な食材の確保、食材の品質、量の確保、価格、児童生徒・保護者の意見等を総合的に勘案する必要があると考えます。平成２２年、物部が検討した時期と比べたら、社会情勢とか状況も変化してきていると思いますので、献立を考えている栄養教諭の先生方と相談を持ちながら、情報収集に当たっていきたいと思います。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　１１番、山崎晃子さん。

○１１番（山崎晃子君）　そしたら今後情報収集していただけるということでしたので、よろしくお願いします。

それでは、次の質問に移ります。

森林経営管理法に関してお伺いいたします。

この４月から森林経営管理法が施行されます。長く低迷してきた山林にやっと光が当たり始めようとしています。このことに関して、私は昨年６月議会で一般質問をさせていただきましたが、この時点ではまだ詳細がわからない部分がありました。今後の取り組みに期待して、再度質問をさせていただきます。

今議会では、本市の森林の適正な整備と地域の特性に応じた林業振興を図ることを目的に、香美市未来の森づくり委員会設置条例の制定についての議案が上程されました。森づくりや木材の流れが示されたところですけれども、未来の森づくり委員会の全体構想について、議員協議会でも説明がありましたけれども、この構想が本当にうまくいってほしいわけです。ですので、もう一度、全体構想についてお聞きをしたいと思います。

○議長（比与森光俊君）　農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君）　森林経営管理法についての御質問にお答えいたします。

香美市の森林の将来図を描くとともに、恵まれた森林資源の有効利用を図ることを目的に、川上・川中・川下の方々を中心に委員３０名以内で組織する委員会を設置し、森づくりの基本理念の策定や、取り組みを進めるため必要な支援策を検討するものです。

また、森林を「まもる・いかす・つなぐ・育む」のキーワードから４つの専門部会を設置し、専門的な内容についても具体的に検討を行った上で、森林環境税等を活用しながら事業を実施していくものです。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１１番、山崎晃子さん。

○１１番（山崎晃子君）　　そしたら、この委員会の開催頻度とか、それから、委員会の構成メンバー、座長はお聞きをしたところですけれども、そのほかどういったメンバーを考えているのか、お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君）　　農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君）　　お答えいたします。

委員会の開催頻度は恐らく年間３ないし４回になると思います。

また、委員につきましては、市内の各林業事業体、そして施工業者、そして設計業者、商工会等々、木材にかかわる方々を選びたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１１番、山崎晃子さん。

○１１番（山崎晃子君）　　委員のほうは専門家ということで説明もあったかと思うんですけれども。そしたら、それ以外、専門でないというか、そういうことに関心の高いとか、そういう一般の人でも何か提言ができたりということもあるのでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君）　　農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君）　　お答えいたします。

今回、一般公募も考えましたが、森林環境税という目的税でありますので、より専門的な方々に協議をしていただきたいと思っておりまして、現時点では専門分野の方々に依頼したいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１１番、山崎晃子さん。

○１１番（山崎晃子君）　　そしたら、何か子供さんとか学校の何か生徒さんとかが、ここにかかわるといったらあれですけど、せっかく森林教育をして、そういった体験学習なんかもしていますので、そういうところで何か提案とかできるようなところはあるのでしょうか。

○議長（比与森光俊君）　　農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君）　　お答えいたします。

小中学生の意見、そしてまた、現在、山田高校での市長提言等もやっていただいてお

りますので、そういう場に投げかけて、意見は上げていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１１番、山崎晃子さん。

○１１番（山崎晃子君）　　わかりました。

それでは、次の質問に移ります。

②です。山林所有者との合意形成についてどのように取り組んでいくのか、お聞かせください。

○議長（比与森光俊君）　　農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君）　　お答えいたします。

森林経営管理法は、森林所有者の意向調査または申し出により、同意を得た上で経営管理権を設定し、適切な森林経営または管理を行う制度です。このため、所有者みずからが経営管理、または民間事業体へ経営委託をしている森林については、市の経営管理権を設定することはありません。

また、所有者から市が経営管理委託を受けた森林についても、経営管理権集積計画の策定に当たっては、所有者の意向を踏まえた上で作成することになります。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１１番、山崎晃子さん。

○１１番（山崎晃子君）　　そしたら、意向調査を行うということはわかりました。意向調査に対して何かマニュアルに基づいてということでよろしいでしょうか。そして、それをしてから次に説明会を開いてということになるでしょうか、その段取りについてお聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君）　　農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君）　　お答えいたします。

現時点では、森林組合のほうで作業を集約する地域を指定していただき、その地域の中の方々に意向調査をしていくように考えております。

また、その意向調査につきましては市が直営で行いますが、説明会等につきましては森林組合に委託したいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１１番、山崎晃子さん。

○１１番（山崎晃子君）　　そしたら、マニュアルに基づいてということですね。わかりました。

それで、順に集約して、どこをするかというのを決めてということになりますけれども、その際、所有者不明の山林等も出てくるかと思うんですけれども、その所有者不明の山林についてどういった対応になっていくでしょうか。

○議長（比与森光俊君）　　農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君）　　お答えいたします。

所有者不明林につきましては、市のほうで相続人等の調査を行いまして、不明の場合、わからない場合は県知事の裁定により、市が経営管理権を受けて処理していくこととなります。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１１番、山崎晃子さん。

○１１番（山崎晃子君）　　そしたら、最終的には権利権を受けてということになりますけれども、その手前には、市のほうで調査をするということですね。その所有者不明林というのは結構多い状況でしょうか。また、結構時間もかかるかと思うんですけども、この調査をするのに。どんな感じでしょうか。

○議長（比与森光俊君）　　農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君）　　お答えいたします。

恐らく山林の所有者不明林というのは相当数あると考えておりますので、調査に相当な時間を要すると考えます。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　山崎議員、所有者不明については答弁も大変やと思いますので、その辺は質問を考えてください。

１１番、山崎晃子さん。

○１１番（山崎晃子君）　　では、次の質問に移ります。

③です。木材を伐採搬出しても、それを活用する場がないと切った木がたまるだけになってきます。市産材活用のための販路についてお聞かせください。

○議長（比与森光俊君）　　農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君）　　お答えいたします。

森林環境譲与税の活用により、本来の目的である森林整備が進めば木材搬出量の増加が見込まれますので、設置を予定しております香美市未来の森づくり委員会専門部会の中で市産材の利活用方法を検討していただき、さまざまな販路が開拓されることに期待しております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１１番、山崎晃子さん。

○１１番（山崎晃子君）　　これから未来の森づくり委員会で協議がされてということになってくるかと思いますけれども、販路がないとなかなか山主も木を切るということにはつながっていかないんじゃないかと思いますので、この点、全国がこれに取り組むわけですので、いち早くいろんな手だてを考えていただければというふうに思います。

それでは、④のほうの質問に移ります。

本市が取り組んでいる木材住宅支援事業との連携についてお聞かせください。

○議長（比与森光俊君）　　農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君）　　お答えいたします。

木材住宅支援事業につきましては、市産材の利用促進と経済波及効果を理由に、継続を望む声が多くあります。森林環境譲与税を既存事業の財源に充てることはできませんが、地域産材の利用に対して活用することは可能であり、木材住宅支援事業との相乗効果が得られる新規事業の設置を予定する香美市未来の森づくり委員会で検討していただきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１１番、山崎晃子さん。

○１１番（山崎晃子君）　　木材住宅支援事業、平成２７年からでしたか、それで平成３１年度で一応５年間で終了ということになろうかと思いますけれども。

私も去年でしたか木に親しむ講演会がありましたね、あのときに報告がされていたと思うんですけれども、設計士さんに聞いたら、この木造住宅支援事業があってすごくありがたいと、木造住宅を勧めやすいから続けてあったらいいですがというふうな声をお聞きしたところなんですけれども、来年度で最終ということですが、この木材住宅支援事業の実績というか、これまでどういう状況になっているのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（比与森光俊君）　　農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君）　　お答えいたします。

平成２７年度は８件で、金額は７４９万５，０００円でした。そして、この事業で市内製材を使われた方が３件、市内の施工業者を使われた方が３件、そして、転入された方が１件となっております。平成２８年度は件数が１８件で、１，６８９万３，０００円、市内の製材を使われた方が８件、市内の施工業者が６件、そして、転入が６件となっております。平成２９年度は件数が２４件、金額が２，４９９万５，０００円、市内の製材が１２件、市内の施工業者が１２件、転入者が５件、平成３０年度は予定ですが、件数が２２件、金額が２，３９６万６，０００円、市内の製材が１３件、市内の施工業者が８件、そして、転入が７件となっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１１番、山崎晃子さん。

○１１番（山崎晃子君）　　今年度で最後ということですけれども、また新規、この未来の森づくり委員会で検討していただけるというお話をいただきましたので、また引き続いて木材を活用するための取り組みをお願いしたいと思います。

それでは、⑤の質問に移ります。

平成２８年９月議会において、林活議連で愛媛県久万高原町への視察の際、久万杉で建築、展示されたモデルハウスが目を引き、本市もこのようなモデルハウスを建築、展示すれば市産材のＰＲに有効ではないかと提案をいたしました。このときの担当課長からは検討するとの答弁をいただいておりましたが、検討内容の進捗状況をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君）　　農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君）　　お答えいたします。

農業・商業の地場産品の直販所や観光を含めた香美市産業振興の拠点施設としたエリアを整備し、市産材を使ったメーンの建築物とともに、モデルハウスを建築することがアピールとしては最も望ましいと考えるので、実現に向けて実施時期を含め、事業面や予算面等多方面から検討し上申したいとお答えしておりますが、その後、産業振興課内ではあけぼの街道沿いの道の駅構想を協議した経過がございます。しかし、両支所や図書館の建設工事等、幾つかのハード事業が実施されており、事業費が約６億円から７億円必要とされる道の駅事業についての協議はその後されておりませんので、関連づけたモデルハウスについても検討ができておりません。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１１番、山崎晃子さん。

○１１番（山崎晃子君）　　そしたら、検討できていないということでしたけれども、今後検討する余地はあるのかどうか、そのあたり、せっかく木材に光が当たってきてというところで、木のよさも見直されてきているわけですけれども、もうこれで終わりということではなくて、また検討する余地はあるのでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君）　　農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君）　　お答えいたします。

未来の森づくり委員会の中で、モデルハウスについても検討していきたいとは考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１１番、山崎晃子さん。

○１１番（山崎晃子君）　　そしたら、未来の森づくり委員会で議題に出していただけるということだったと思いますが、またぜひこういったことも入れていただいて、その販路を広げていただく、ＰＲに当たっていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

最後の質問です。ジェイアール四国バス大栃線の一部路線廃止に関してお伺いいたします。

さきの議員協議会にて、来年４月１日から、美良布、大栃間のＪＲ路線バスの廃止について説明があり、これまでの経過をお聞きしました。そして、市営バスを代替バスとして運行することが示されました。市民生活に困る状況が出ないよう、十分な対策をとっていただくことを願いまして質問させていただきます。

今後、市民への説明や市営バス運行に向けてどのように取り組んでいかれるのか、お聞かせください。

○議長（比与森光俊君）　　定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君）　　山崎晃子議員の御質問にお答えいたします。

今後の説明につきましては、４月２７日に土佐山田会場、５月９日香北・物部会場で開催いたします行政連絡会において、自治会長へ経過報告と今後のスケジュールなどについて説明を行わせていただきます。その後、自治会長から地域の方々へ御伝達をお願いするように考えております。

来年４月からの運行につきましては、議員協議会でも説明しましたとおり市営バスを運行いたします。具体的な事項等、運行時刻や運行の便数につきましては、詳細が決まり次第、広報のほうでお知らせをさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１１番、山崎晃子さん。

○１１番（山崎晃子君）　　便数とか時刻とかは広報でということですけれども、その際に、市民への聞き取りですね、調査なども必要になってくるかと思うんですけれども、また、学生さんの時間帯と一般の生活されている方の時間帯というのが異なってくると思います。それから、乗り継ぎの時間、そういったことも細々出てこようかと思うんですけれども、その点について市民への調査も含めて、どういうふうに対応していかれますでしょうか。

○議長（比与森光俊君）　　定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君）　　お答えいたします。

聞き取り調査につきましては、去年もＪＲの便数の減便等のお話もございましたので、山田高校とか大栃小中、また大宮小などは聞き取りはしております。また、運行時刻につきましては、今の現在のジェイアール四国バスの運行時刻に大体合わせてと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１１番、山崎晃子さん。

○１１番（山崎晃子君）　　そしたら、今回の状況に対して聞き取り調査はもうしないと、前回した分でということで、もうあとは細かい時間帯と便数とか、そういったところを業者のほうと決めていくということになるということでしょうか。聞き取り調査が含まれているのか、全てに対応するということはできないにしても、やはり不便な状況にならないようにするためには、このままの便数があればですけれども、減るということになったりすれば、どの時間帯にというのはやっぱり調査してというところが必要になってくるんじゃないかと思いますけれども、その点お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君）　　定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君）　　お答えいたします。

確かに朝とか夕方とかは山田高校生の生徒さん等に合わせまして、朝も７時２０分ぐらいに大栃を出発するような便数を去年も変更もいたしましたし、あとまた、大栃中学校のほうのクラブ、また、山田高校のほうのクラブ、大栃中は６時半に終わると聞いております。また、山高は７時ぐらいに終わると聞いておりますので、その点もまた考慮

もし、また、住民のほうにも聞き取り調査が必要であれば、また今後も状況によって考えていきたいと思います。

○議長（比与森光俊君）　　１１番、山崎晃子さん。

○１１番（山崎晃子君）　　状況によって調査をしていただけるということです。あくまでも地域で生活されている方々の利便性を考慮した上で移動手段の確保と維持を図っていただきたいということを再度申し上げまして、私の全ての質問を終わります。

○議長（比与森光俊君）　　山崎晃子さんの質問が終わりました。

次に、１２番、濱田百合子さん。

○１２番（濱田百合子君）　　１２番、濱田百合子です。一問一答方式で質問をさせていただきます。

まず、最初に１番、市民の生活実態について質問をいたします。

国は全世帯型社会保障（後に「全世代型社会保障」に訂正あり）への改革を発表しました。この改革とは、給付は高齢世代が中心で、負担は現役世代が中心になっているという現状の社会保障制度の構造を全ての世代が安心できる社会保障制度へ転換するという話です。しかし、この改革の最大の特徴は、消費税増税とセットで実施していこうとするものです。私は、今までの政権が進めてきた三位一体改革をより進めていくことになるのではないかと危惧しております。

高齢社会では、社会保障費がふえていくのが当然です。にもかかわらず、高齢化などによる自然増の伸びさえ国は削減してきています。全世帯型と言いながら、一方では負担を強い、一方では所得要件などで対象を狭く限定しています。幼保の無償化を進めれば、当然入所を希望する児童数がふえるにもかかわらず、その対策は不十分で待機児童問題の解決にはなっていません。少子化問題や介護職員不足の打開を求める国民の要求を逆手にとって、消費税増税で国民に公平に負担してもらおうというやり方は、子供から現役世代、高齢者まで、全世代型になっている貧困をもっと深刻にするものではないでしょうか。貧困、格差を広げる消費税を貧困を是正、予防するための社会保障や貧困の連鎖を食いとめるための教育支援に使うこと自体が筋違いだと思います。

年収２００万円未満は１，０８５万人で２１．９％です。生活保護受給者は昨年の１１月時点では２０９万７，０００人、１６３万９，０００世帯と高水準が続いています。子供の貧困率も１３．９％です。市民の生活実態とは相入れないのではないかと考えます。

そこで、質問をいたします。

（１）です。まず、資料①をごらんください。

資料①の上のグラフは消費税が２０１４年に５％から８％に増税されたことにより、消費が伸びていないことを示しています。真ん中の左のグラフは厚生年金平均受給額も下がっている状況を示しています。右のグラフは２０１５年を１００とした場合の消費者物価指数と平均賃金で、物価指数は上昇していますが、賃金は下落している状況を示しています。また、一番下のグラフは平均実質賃金の推移です。２０１３年平均で３９

２万７，０００円ですが、これに比べて昨年２０１８年は３８２万１，０００円と１０万円以上も落ち込んでいます。所得環境は着実に改善しているという政府の主張に反する結果ではないでしょうか。物価上昇に賃金が追いついていないのではないでしょうか。

そこで、地域の声をお伝えいたします。

自営業の方ですが、この４年間で仕事が激減した。市外に行き何とか仕事をもらってやっているなどの声。また年金暮らしの方から、物価が上ったのに年金が下がって、これ以上どこを切り詰めたらいいのかなどの声をお聞きします。このような市民の声をどのように受けとめますか。

○議長（比与森光俊君）　副市長、今田博明君。

○副市長（今田博明君）　濱田議員の御質問にお答えをしたいと思います。

まず、「全世帯型社会保障」と言われましたが、「全世代型社会保障」ということですね。

まず、年金の話も出ましたが、２０１９年の年金額は０．１％引き上げられるというふうにも聞いておりますが、引き上げ額自体は前年度に比べて国民年金で月額にしてわずか６７円ということのようでございます。一方、消費者物価につきましては、日銀の見通しでもプラスで推移をしておりまして、徐々に２％に向けて上昇率を高めていくというような予測も出ておるようでございます。実質賃金につきましては、勤労統計調査の不正問題等もございましたけれども、実際の実質賃金はマイナスであったとの見解もあるようでございまして、国民が景気回復を実感できていないというところもそのあたりにあるのかなとも思うところでございます。

また、社会保険料につきましても負担がふえてきておりますので、年金で生活されておる方、特に今国民年金で生活をしておられる方の暮らしは厳しい状況にあるのではないかと思うところでございます。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　１２番、濱田百合子さん。

○１２番（濱田百合子君）　副市長のほうから御答弁をいただきました。失礼しました、私、全世帯型とちょっと「世代」と間違っていたみたいで訂正いたします。

御答弁いただきまして、国民年金で生活しておられる方、大変だという御認識はされているということがわかりました。やっぱり景気回復感は実感ないというそのとおりだと思います。

そこで、政府は１月発表の月例経済報告の中で、戦後最長の景気回復と言っています。しかし、２月２４日のＮＨＫ、朝日、毎日、日経各社のどの世論調査を見ましても、景気回復を実感しているが１割台、そして、逆に実感していないのが６割から７割台と多くなっているデータがありました。この自営業の方がおっしゃいますように、地元に継続的に仕事がないので地元を離れなければならない。通える範囲ならいいですけれども、通えない場合にはまた別に住まいを借りなければならないというような状況になってお

ります。やっぱり、こういうことを思いましても景気がよくなったとはいえないと思いますが、私が聞きました自営業の方からのこういったお話、副市長のほうにも聞こえていますでしょうか。

○議長（比与森光俊君）　　副市長、今田博明君。

○副市長（今田博明君）　　直接そういった声は聞いていないわけですが、自営業の方はどのような業種の方かもわかりませんので、なかなか判断が難しいところでございますが、有効求人倍率の上昇や失業率の低下等、また労働力が現在不足の状況等を見れば、仕事はふえてきているのではないかというふうにも思うところでございますが、濱田議員の言いましたように、業種によっては仕事が減った業種もあるのかもしれません。その要因は、国の政策によるもの以外のさまざまな要因もあるのではないかと思われます。ただ御指摘のとおり、実質賃金が伸びていないということでございますので、この実質賃金が伸びなければ個人消費は伸びないと言われておりますので、そのあたりで影響が出ておるのかもしれないとも思うところでございます。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１２番、濱田百合子さん。

○１２番（濱田百合子君）　　（２）です。

２０１２年から１８年の６年間の就業者数を見ますと、３８４万人ふえています。その内訳を見ますと、６５歳以上の高齢者が２６６万人、２５歳から６４歳の現役世代は女性の就業者がふえていますが、男性が減少しているためトータルでは２８万人の増、１５歳から２４歳までが９０万人増となっています。しかし、この１５歳から２４歳までの中身は、学生と高校生の就業者が７４万人となっています。仕送りだけではなかなか生活ができないという実態ではないでしょうか。また、就業者の７割が高齢者ですが、働く理由は何でしょうか。

内閣府が行った国際比較調査では、高齢者が就労の継続を希望する理由は、ドイツやスウェーデンでは第１位が仕事そのものがおもしろいから、自分の活力になるからとなっているのに対して、日本では断トツ１位が収入が欲しいからとなっています。介護保険料は３年の見直しごとに上がり、年金は下がる状況では、高齢になっても臨時収入を得なければ生活できないのではないでしょうか。老後に対して大変不安があるように思います。一億総活躍社会と政府は言いますが、所得環境が改善しているといえない状況の中で、無理して働かなければ生活ができない、貯蓄もない、このような状況だと思います。一億総活躍社会といえるのでしょうか、そのあたりの見解をお聞きいたします。

○議長（比与森光俊君）　　副市長、今田博明君。

○副市長（今田博明君）　　生活ができるかできないかにつきましては、先ほど濱田議員からもありましたけれども、貯蓄の状況やまた資産の状況によっても変わってくるとは思います。また、受給している年金の状況によっても違ってきますので、個々のケースで判断することになろうかというふうにも思います。

実は昨年１２月にＮＨＫの朝の番組で、平成３０年の歩みとして数回にわたり特集がありまして、自分もこれを見ていたところなんですが、その中でひとり暮らし世帯の急増、そして、その３分の１は６５歳以上の高齢者であり、また、その半数が貧困状態にある。また、生活保護を受ける高齢者は平成の間で３．６倍になり、このうち９割がひとり暮らしであるとのことでございました。国の年金制度の基本につきましては、夫婦の年金額で夫婦の生活を成り立たせていくことが前提であるというふうにも聞いておりますので、ひとり暮らしの方が１人分の国民年金で生活を成り立たせるのは苦しいと言わざるを得ないと思います。ひとり暮らしの高齢者を今後どのように支えていくかは大きな課題でございまして、国全体で議論し解決策を探っていく必要があるのではないか、そのように思うところでございます。

○議長（比与森光俊君）　　１２番、濱田百合子さん。

○１２番（濱田百合子君）　　先ほど副市長が御答弁いただきましたその内容は、この香美市にも当然当てはまるものではないかという認識でよろしいでしょうか。

○議長（比与森光俊君）　　副市長、今田博明君。

○副市長（今田博明君）　　これは香美市だけではなくて、恐らく全国的な課題になってくるだろうというふうに思いますので、国全体で取り組んでいく必要があるのではないか、そのように思っておるところでございます。

○議長（比与森光俊君）　　１２番、濱田百合子さん。

○１２番（濱田百合子君）　　それでは、次の質問に移ります。

次に、国民健康保険税について質問をいたします。

この質問については、午前中に同僚議員も質問をいたしました。その中で、わかったことはできるだけ省きながら質問をさせていただきたいと思います。少し重複しているところもあるかもしれませんがお許しください。

国保加入者の８割近くは、低所得者と高齢者と非正規雇用の被用者です。加入世帯を職業別で見ますと、年金生活者などの無職の割合が最も多く４３．９％、次いで非正規労働者などの被用者３４％、自営業者１５％となっています。皆保険制度を下支えする医療保険制度として、必然的に保険料の負担能力が高くない人たちの命綱になっています。

お手元の資料②と資料③と記載をしています資料をごらんください。上のグラフをごらんください。

このグラフは、２００７年度から２０１７年度までの国民健康保険加入世帯の平均所得世帯と保険料負担率の推移です。平均所得は１０年間で２割も減ったのに、保険料の負担率は１０年間で２割もふえております。

そこで、質問をいたします。①です。

２００７年度、２０１２年度、２０１７年度の各年度の被保険者の平均所得と平均保険税、保険税負担率について伺います。この下段の表ですね、資料②、③と書いている

ものの一番下の表も参考にごらんください。

○議長（比与森光俊君）　　市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君）　　濱田議員の御質問にお答えします。

御質問にありました平成１９年度と平成２４年度は、文書保存年限を過ぎているためお示しできる資料が残っておりません。平成２９年度は、別紙お手元にお回ししております資料のとおりとなっております。

なお、被保険者の平均所得につきましては、御提示いただきました資料の出典から課税標準所得額のことだと推測されましたので、課税標準所得額の平均をお示ししております。

○議長（比与森光俊君）　　１２番、濱田百合子さん。

○１２番（濱田百合子君）　　課長が資料を用意してくださっていますのでわかりました。２００７年度と２０１２年度は保存が過ぎているということですので、ちょっと２０１７年度だけでも私ちょっと比較をしようかなと思ったのですが、ちょっと比較ができませんけれども、資料②のほうの一番下の全国的な統計のデータを見ますと、２０１７年度にしますと平均負担率が１０．５％、これ５年ごとの集計ですけども上がってきております。これを見ますと、本市の場合は平均の負担率が１６．５％ということになっていますので、やはりずっと上がってきていたのではないかなと、これは推測ですけれども高いのではないか、全国と比較しても負担は大きいのではないかなと思いますけれども、そのあたりの課長の見解をお伺いいたします。

○議長（比与森光俊君）　　市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君）　　お答えします。

議員のおっしゃいますとおり、１人当たりの所得額に占めます平均保険税負担率のほうは高いと認識しております。

○議長（比与森光俊君）　　１２番、濱田百合子さん。

○１２番（濱田百合子君）　　このような中で、国民健康保険を支払っている市民の皆さんの生活状況が大変ではないかなというふうに思われますか。いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君）　　市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君）　　お答えします。

楽でない方もたくさんいらっしゃるのであろうと思われます。

○議長（比与森光俊君）　　１２番、濱田百合子さん。

○１２番（濱田百合子君）　　それでは、②に移ります。

２０１９年度の、今回の改定で予測される被保険者の平均所得、平均保険税、保険税負担率について、わかればお願いします。

○議長（比与森光俊君）　　市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君）　　お答えします。

現在、申告相談中ですので、御質問の平成３１年度の平均所得、平均保険税及び保険

税負担率をお示しすることができませんが、平成３０年１１月末現在の被保険者で試算した平成３１年度の１人当たりの国保税額は９万４００円となります。

○議長（比与森光俊君）　　１２番、濱田百合子さん。

○１２番（濱田百合子君）　　調べていただきまして、平成３１年度は予測をすると９万４００円ということで、①の御答弁いただいた額よりも当然ふえているということがわかりました。

続きまして、③に行きます。

資料の②と③の真ん中です。

このグラフは２０００年度以降の応能割と応益割の比率の推移です。応益割は拡大し、２０１７年度は約６０対４０になっています。応益割、つまり均等割と平等割のことですが、加入世帯の負担能力が考慮されないため、低所得者ほど、また世帯の人数が多いほど重い負担となります。国保の滞納世帯は全国ですけども１５％を超えていて、多くの加入世帯にとっては負担能力を超えているのではないでしょうか。その原因の一つが応益割の拡大にあるのではないかと思います。このグラフを見ての見解をお伺いいたします。

○議長（比与森光俊君）　　市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君）　　お答えします。

議員のおっしゃるとおり、応益割は低所得者世帯に与える影響が大きいと考えています。そこで、低所得世帯には、被保険者均等割額と世帯別平等割額を軽減する措置がとられることとなっております。

○議長（比与森光俊君）　　１２番、濱田百合子さん。

○１２番（濱田百合子君）　　それでは、④に移ります。

２０１７年6月１日の現在の本市の状況を見ますと、国保世帯数４，７３５世帯中、滞納世帯数が３９５世帯、８．３４％です。そのうち、短期被保険者証交付世帯が２５世帯、資格証明書交付世帯が１１８世帯で、この中で高校生以下への短期保険証交付世帯は１８世帯となっています。平成２９年度均等割が１人２万７，０００円、この額は課税所得分と、そして介護の分は除いたものでございますが、均等割は１人２万７，０００円、平成３０年度が２万９，７００円、平成３１年度改定をされれば３万４，８００円となります。子供の数がふえるほど世帯への負担は大きくなっていきます。子育て支援に逆行する子供の均等割を廃止することを求めます。いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君）　　市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君）　　お答えします。

地方税法第７０３条の４第９項で、被保険者均等割額は、被保険者均等割総額を被保険者の数に案分して算定すると規定されておりますことから、現段階で年齢により被保険者数を減ずることはできないものと解します。

○議長（比与森光俊君）　　１２番、濱田百合子さん。

○１２番（濱田百合子君）　　現状では年齢によりできないとおっしゃいましたけれども、全国的に見ますと、子供の均等割を廃止をしたり、そして減免をしている自治体があります。

例えば東京都の清瀬市は、２０１８年度から第２子以降の子供の国保税の均等割を半額にする減免制度を始めています。２万８，０００円から３万８，０００円に引き上げられたことにより、１８歳未満の子供が２人以上いる世帯を対象にしています。また、岩手県の宮古市では、１８歳から高校３年生までのいる５０１世帯８３６人を対象に、低所得者の法定減免分を除いた分を減免をしています。この宮古市の場合は、その財源はふるさと納税のうち「市長おまかせ」分から充てるということで１，８３３万円を充てております。

このように見てみますと、子供の均等割分を軽減、または廃止することも可能ではないかと思いますが、本市における対象となる１８歳未満の子供は何人いらっしゃるのでしょうか、わかればお聞きします。

○議長（比与森光俊君）　　市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君）　　お答えします。

まず、平成３１年３月１日現在で、２月末までに出生し、１８歳の誕生日に到達していない被保険者は５１２人です。

それと、先ほど減免と廃止のお話がございました。手前でお答えしました、廃止の件に関しましては、年齢によって被保険者数を減ずることができないと申し上げました。ほかの市町村でやられているのは廃止ではなく減免かと思われます。減免のほうに関しましては、今回、保険税率を大幅に上げようとしているときですので、さらなる負担を必要とする子供の均等割額減免につきましては、実施の可能性やその負担を誰に求めるのかにつきましてもまだ検討しておりません。

○議長（比与森光俊君）　　１２番、濱田百合子さん。

○１２番（濱田百合子君）　　廃止はできないけれども減免は可能だと、考える余地はあるということでしょうか。今回まだはっきりわからないけれども、子供さんの年齢、何歳までということもわからないけれども、減免をすることができると理解してよろしいでしょうか。

○議長（比与森光俊君）　　市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君）　　減免に関しては法に触れない範囲でできるものかと思っております。ただ、うちがするかしないかにつきましては、まだ検討には至っておりません。

○議長（比与森光俊君）　　１２番、濱田百合子さん。

○１２番（濱田百合子君）　　ぜひ検討をしていただきたいと思うところです。

午前中の同僚議員の質問、そして課長の答弁にもあったとは思いますけれども、国保法の第７７条の適用の中に、これは市町村判断でできるということでございますので、

この減免について、また検討をしていただきたいと思うところでございます。

それでは、次の質問に移ります。

（４）です。

○議長（比与森光俊君）　　暫時休憩します。

（午後　２時２８分　休憩）

（午後　２時３８分　再開）

○議長（比与森光俊君）　　正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

１２番、濱田百合子さん。

○１２番（濱田百合子君）　　それでは、（４）の後期高齢者医療について質問をいたします。

①です。まず、資料の④をごらんください。

ことしの１０月、後期高齢者医療保険料「軽減特例」廃止による負担増の表です。特例廃止の対象は７４０万人で、被保険者の約４割になります。年金収入が年８０万円以下の人は、消費税増税と引きかえに年金生活者支援給付金が支給されます。４０年間の加入期間分の保険料を完納していれば月５，０００円の給付金が受けられるそうです。しかし、基礎年金の満額と合わせても月約７万円にしかなりません。納付期間が短いとさらに少額となります。年金収入が８０万円超から１６８万円以下の方は、２０１９年度のみ保険料の負担増分の補塡がありますが、２０２０年１０月からは２倍の保険料を強いられることとなります。本市で対象となる人数をお聞きいたします。また、被保険者の何割になりますでしょうか、伺います。

○議長（比与森光俊君）　　市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君）　　お答えします。

後期高齢者医療保険料の軽減特例対象者は、別紙、お手元にお届けしたとおりとなっております。

なお、先ほど議員もおっしゃられましたが、軽減特例の廃止は段階的に実施されますので、現行９割軽減は平成３１年度に８割軽減となり、平成３２年度に７割軽減となります。また、現行８．５割軽減は平成３２年に７．７５割軽減となり、平成３３年度に７割軽減となります。

○議長（比与森光俊君）　　１２番、濱田百合子さん。

○１２番（濱田百合子君）　　課長が資料をお示しいただいております。９割軽減の方が全被保険者に占める割合が２４．４１％、８．５割軽減が３３．６７％、これが徐々にということでございますけれども、この２つを合わせますと５８．０８％、約半数の方がこの特例減税の影響を受けるということでございますけれども、こういう状況を見たときに、課長としてはどのように思われますでしょうか。

○議長（比与森光俊君）　　市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君）　　お答えします。

市町村の立場としましては、制度に従うしかなく窓口負担額自体（後に「保険料自体」に訂正あり）を変えることはできませんが、市町村の立場でできる得ることがないか検討してまいりたいと思います。

○議長（比与森光俊君）　　１２番、濱田百合子さん。

○１２番（濱田百合子君）　　できることを検討していってもらいたいと思うところでございます。

次の、②に移ります。

お手元の資料④の下段に表をおつけしております。

これは１人当たりの平均保険料額（月額）の推移です。２年ごとに上がってきていますので、この状況ですと、今の平成３０年度と３１年度見込みは、月にしますと５，８５７円の平均になっております。少しずつ上がってきております。上がってはきておりますが、そしてまた、今まだ審議段階ですけれども、後期高齢者の窓口負担、医療費、病院にかかるときの窓口負担が今１割でございますけれども、それが２割になるという論議が今進められております。そういう中で、またことしの１０月に消費税が１０％になれば、本当に年金だけでは暮らせなくなる、年金でいろいろ天引きをされておりますので、手元にあるお金が限られている、限られた中でどうしてもぐあいが悪くて病院にかからなければならない、けれども１割が２割となりますと倍ですので、そうなったときには本当に病院に行くのもできるだけ我慢をするというような事態になるのではないでしょうか。高齢者からの悲鳴のような声をお聞きをいたします。受診抑制につながることが必須ではないでしょうか、見解をお伺いいたします。

○議長（比与森光俊君）　　市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君）　　まず、先ほどの答弁のほうで訂正をさせていただきます。私、「窓口負担額自体」を変えることができないと申し上げましたが、「保険料自体」を変えることができないと訂正させていただきます。

後期高齢者の窓口負担につきましては、骨太の方針２０１８で団塊の世代が後期高齢者となり始める平成３４年度までに検討するとされておりますので、今後の検討内容等を注視していきたいと思っております。

○議長（比与森光俊君）　　１２番、濱田百合子さん。

○１２番（濱田百合子君）　　それでは、大きな次の質問に移ります。

２番、教育環境の整備について質問をいたします。

（１）です。

教職員の異常な長時間労働が全国的に問題になっています。昨年の同僚議員の質問では、１０月議会ですけれども、教育長から本市においても深刻な状況であるとの御答弁をいただいております。７月の勤怠管理システム導入から８カ月が経過をいたしました。

勤務実態の状況はいかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君）　教育長、時久惠子さん。

○教育長（時久惠子君）　濱田議員の勤務実態の状況についてお答えいたします。

大幅な改善とは言いがたく、厳しい現状が続いています。時期的なものもあり、１０月は３分の１の教職員が超過時間８０時間超えでした。学校では、部活や残業時間の削減に取り組んでおり、調査を始めた７月の８０時間超えは２０％程度であったものが、１２月、１月は１０％程度にはなっているところです。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　１２番、濱田百合子さん。

○１２番（濱田百合子君）　１０月に調べたデータが８０時間超えが３分の１あったということは、何か考えられる要因とかありますでしょうか。７月が２０％で、１２月、１月は１０％、１０月に３分の１の方が８０時間を超過していたということですけれども、そういうことですか。それは何か特段の行事とか、何かおありになったということなのでしょうか。原因とかがわかりましたらお願いします。

○議長（比与森光俊君）　教育長、時久惠子さん。

○教育長（時久惠子君）　お答えいたします。

導入した７月からずっと全体のデータをとっているところですけれども、この３分の１という１０月のころは行事が大変多い時期でして、１０月、１１月の学習がピークに入ってくるあたりは、先生方が随分超過した勤務を行っています。今、１２月、１月ぐらいが若干１０％と少なくなってきているのは、ちょうど学習を進めていくいろんなものが、大体２学期の末ぐらいで終了していくということがあって、若干学校が落ちついてまとめに入っているという時期だという、年間通して教職員にとっては、忙しい時期とそうでもない時期が波があるということでございます。

○議長（比与森光俊君）　１２番、濱田百合子さん。

○１２番（濱田百合子君）　行事によって超過勤務が多くなる、落ちついてきたらそれは少なくなるということでございますけれども、多いときにはもう超過勤務は仕方がないといいますか、何らかの別に対策がとれる手だてができるということではないですよね、その辺どうでしょうか。急に忙しくなって、やっぱり遅くまで学校にいなければならないとか、朝も早くから行って準備があるとかいうようなことに、どうしても行事があるとなりがちですけれども、それに対しては特にもう何らかの対策がとれるという手だては、今のところはないということでしょうか。

○議長（比与森光俊君）　教育長、時久惠子さん。

○教育長（時久惠子君）　多分（２）のところに合わさってくると思うのですけれども、学校のほうでは、会議の見直しとか、研修の見直しとか、定時退校日を決めるとか、もろもろ新しくやり始めたことがあるので、それも影響して２０％程度からずっとたって１０％程度になっているというのは、そこで経過的に措置をしたところはあります。

○議長（比与森光俊君）　　１２番、濱田百合子さん。

○１２番（濱田百合子君）　　教育長が（２）と関係があるとおっしゃっていましたので（２）のほうですけれども。

６月の下旬に勤務状況や業務改善の取り組み、効果がある取り組みの３点について、アンケート調査を行ったと前の議会の答弁の中ではあっています。この結果から何か改善したことはあるのかというところと、先ほど私が言ったことと少し答えが一緒になっているのかなということではありますけれども、それでつけ加える部分があったらお聞きしたいのと。また２回目のアンケート調査をする予定だということでしたので、それを年度内にされるという御答弁でありましたので、それはどのような形式で、もう実施されたのか。また、されていなければいつごろ実施されるのかをお伺いいたします。

○議長（比与森光俊君）　　教育長、時久惠子さん。

○教育長（時久惠子君）　　お答えいたします。

先ほどの答弁と少し重なるところがございますけれども、学校では、実態に応じて会議、研修の見直しや定時退校日の設定などを取り組んできています。また、教育委員会としても、教育委員会主催の次年度の行事や研修の見直し、精選などを進めているところです。

２回目の調査につきましては、年度内中に同じ項目で行う予定です。１回目も教員の負担にならないよう調査項目を極力減らし、約５分程度で行えるような調査にしています。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１２番、濱田百合子さん。

○１２番（濱田百合子君）　　同僚議員から昨年少し指摘があったと思うのですが、できるだけ教員の皆さんに負担がかからないように、先ほど５分でできるといっておっしゃいましたけれども、それはもちろん必要だと思いますけれども、いろいろ先生方も言いたいこととか思いとかあると思いますが、自由記述欄というのを設けたらどうですかという指摘が前回もあったんですが、そのことは今回は考えていらっしゃいますか。

○議長（比与森光俊君）　　教育長、時久惠子さん。

○教育長（時久惠子君）　　調査については、同じ項目で追跡調査をしたいというのを基本に思っています。項目は大きく３つあって、１つに今後どういう点を見直したらいいかということを聞くように、それは丸つけの方向で聞きますが、そこに自由記述を書くことはできますので、またそれを取り入れていきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（比与森光俊君）　　１２番、濱田百合子さん。

○１２番（濱田百合子君）　　自由記述欄を設けることはできるということでしたので、そのようにできたらと思うところです。

私の手元に東京都の学校の先生たちの青年部、若い先生たちですか、２０１７年度に

アンケート調査をしています。そのテーマが、忙しさの原因ということでアンケートをとっています。その中の集計結果を見ますと、８割が管理職から勤務時間を適切に把握されていないことや、過半数が年休を取得しても、年休中に仕事をしたことがあるというような実態が浮かび上がったと書かれております。教職員の長時間過密労働を解消するためには、何が重要かというアンケートの中では、東京ですのでクラスの人数も多いでしょうから、①クラス３５人以下の少人数学級にすること、②教職員の数をふやすこと、③調査・報告を減らすこと、この３点が重要だとの結果でございました。自由記述欄には、休日出勤しなくてもよい仕事量にしてほしい。時間外労働が多過ぎる。しっかり教材研究をして子供たちに教えたい。子供の話をゆっくり聞きたい、そのための時間を確保してほしい。勤務評価によって自分以外の人への思いやりや協力体制が薄れ、次の人が仕事しやすいようにというような引き継ぎや申し送りがちゃんとできていないなどの思いが自由記述欄には書かれてありました。

ぜひそのように少し欄を設けていく方向でお願いをしたいと思うところでございますが、このような声を聞かれてどう思われますでしょうか。

○議長（比与森光俊君）　教育長、時久惠子さん。

○教育長（時久惠子君）　先ほどお答えしました先生方の意識のこの調査ですけれども、これは時間につきましても、そのまま出てきている香美市の調査ですので、その生のままの姿から次のことが考えていけるというふうに思っているところです。

その調査の中には幾つも項目があるんですけれども、例えば、担当業務について上司に理解をされていると感じていますかとか、業務の手助けなど互いに気兼ねなく頼める雰囲気があると感じていますかとかいうところが高いです。ですから、学校にお互いに支え合う雰囲気はあるというデータ結果は出てきています。それから、教員の働き方改革はなぜ推進されているか、理解ができていますかというようなところについては、これはとても高いので、意識は非常に持っているということです。

全体的にこれまでの働き方改革の取り組みで、より学校経営目標達成に意味のある業務に時間をかけられるようになりましたかとかいうところとか、それから、実施された取り組みが定着してきましたかとか、改革が定着してきましたかとか、それから、今までの取り組みが自分の求める仕事の進め方を実現するのに効果がありましたかというところが弱いので、このあたりがあとの取り組んだらいいというような項目であったり、それから、自由記述の中なんかにそういうものが多分出てくると思います。

今までは自由記述というよりは学校の中でいろんな意見も聞いていただいて、それを校長会なんかで検討で出していただいたりというようなこともあったりしているので、今後、後期教育振興基本計画の中で、この働き方改革については検討委員会をつくって、もっとしっかりと前へ進めるように検討しなければならないだろうということで計画を立てていますので、来年度からは働き方改革について検討する会の中でも、この調査なんかを使って検討していきたいと思っているところです。

○議長（比与森光俊君）　　１２番、濱田百合子さん。

○１２番（濱田百合子君）　　それでは、（３）に移ります。

アンケートの中にもあったかもしれませんけれども、提出しなければならないレポートが多いというのを私は直接お聞きをするんですけれども、報告とか調査、東京の若い先生方の調査にもこれがありましたが、今度委員会を立ち上げて、働き方改革について来年度検討するということを先ほどお聞きしましたので、その中の議題にもなるかもしれませんけれども、再考することはできないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（比与森光俊君）　　教育長、時久惠子さん。

○教育長（時久惠子君）　　お答えいたします。

提出するものにつきましてはレポートがとにかく多いです。このレポートは主に県に提出するものが多いと思います。学校現場は、大きな世代交代の時期を迎えており、若年者についてはやる気を引き出す育成を行うため、負担となっているレポート作成の軽減を行うなど、直接県に申し入れを行っているところです。県の職員育成の会なんかに参加をさせてもらって意見を言ったり直接できますので、その中でもレポートの軽減については話をしたところです。

あと、アンケート調査などにつきましては、市のほうで学校まで届けなくても市の中でアンケートに答えることができるものもあったりするので、かなり市のほうで直接できるものはやって、学校まで負担をかけないようにはしているところです。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１２番、濱田百合子さん。

○１２番（濱田百合子君）　　それでは、（４）に移ります。

今年度、病休や休職している教員の状況と、それに伴いどのように対応しているのか、お尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君）　　教育長、時久惠子さん。

○教育長（時久惠子君）　　お答えいたします。

病気や休職している教員の状況と対応についてですけれども、７日間以上の病休は本年度１０名で、そのうち休職中は２名となっております。県に依頼して補充教員を配置しながら対応を行っておりますが、御存じのとおり教員不足がとても深刻な状況です。ことしの病休の多くが小学校で、本市も学級担任がいないままの状態が続いております。学校に担任でない教員が配置されている場合は、急遽その人に担任をしてもらったり、役割を校内で分担したりしていますけれども、小規模校の担任の代役は主に教頭が対応しています。また、それでも対応できない場合は、校長が授業を行ったり、市教委から教員、つまり指導主事とか指導主任を緊急的に配置をして、サポートしたりしているところです。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１２番、濱田百合子さん。

○１２番（濱田百合子君）　学級担任がいない状況というのはなかなか大変な状況だと思いました。急にほかの先生、教頭先生なりこちらの指導主事の方が行かれても、子供さんとの対応が、なかなかなれるまでは大変かなと思います。

私、教員となって４年目になっている先生の親御さんからちょっとお聞きしたことなんですけれども、息子さんが朝６時に家を出て、帰宅がいつも１０時を過ぎていた。支援の必要な子供がクラスにいるけれど、支援の先生の加配がなくて困っていた。先輩にお願いしても、今まで加配をつけなくても大丈夫だったのでと言われ、それ以上は言えなかったということを息子から聞いたという話でございますので、私が直接その息子さんに聞いたわけではないのですけれども、結局その後、先生はずっと病休をとられていたということでございます。なかなか、担任のそのクラスでいろんなことがあったんだろう、詳しいことはわかりませんけれども、やっぱりそういったときに、先ほど教育長もアンケートの中にあったということですけども、お互いがサポートできる体制はとれているというようなこともアンケートにはありましたけれども、なかなかそれがとれていない部分もあるのかなというふうに思ったことです。

どうしても体のぐあいが悪くなって病休、お休みすることは、普通の職場でもありますので当たり前だと思いますが、安心して体が休むことができるような、そのときに代替の方が来れるような状況になるというのは、今の段階ではなかなかすぐにはかわりの先生というのは難しい状況がずっと続いているということでしょうか。そのあたりをお願いします。

○議長（比与森光俊君）　教育長、時久惠子さん。

○教育長（時久惠子君）　お答えします。

教員の代替は本当に不足をしていまして、なかなか配置は難しいです。先ほど私が調査の結果で申しました学校内の空気感というか、そこは非常に風通しよくいっていると思うのですけれども、教員の配置については人がいないので、配置が全くできません。本当に小さい学校で担任の先生が休まれたときには、その時点でもう人をつけるのが難しいというのがわかっていて、教頭先生がすぐ担任になります。そんな形で、教頭業務もあったりするので、部分的には市教委のほうも、ことしは特に毎日のように出かけていってサポートしている状況です。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　１２番、濱田百合子さん。

○１２番（濱田百合子君）　手元に資料があるかと思うんですが、資料⑤です。

「過重労働防止に必要な取り組みは？」ということでアンケートをとっています。これは２０１８年１０月３０日で厚労省の過労死白書の中からのものです。この中でやはり見ますと、教育長も先ほど一番困っているのは教員だということですけれども、やはり教員をふやしてもらわないともう大変だと、過重労働になっているんだということが７８．５％あるということで、そのほか、順番に過重労働を防止するためにはこういう

ことをお願いしたいというようなことが、教職員のアンケートでわかったということで書かれておりました。

教育長も審議委員として参加しております、中央教育審議会の学校における働き方改革特別部会が、昨年１２月６日に公立学校の教員の長時間労働是正に向けた答申案をまとめ、２０２１年度からの１年単位の変形労働時間制の導入を盛り込みました。変形労働時間制で長時間労働が是正される保障があるのか、そのあたりをまたお聞かせください。教員の勤務時間の上限に関するガイドライン案を提示していますけれど、最大月１００時間未満、年７２０時間まで認めました。

これを見たときに私びっくりしまして、過労死がまた再発といいますか、これほどまで認めていいのだろうかと思ったところなんですけれども、そのあたり教育長はどのようにお考えでしょうか、お伺いします。

○議長（比与森光俊君）　教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君）　お答えいたします。

働き方改革につきましては、中央教育審議会のほうでも本当にさまざまなデータをあらゆる角度から出して、その中で検討をされています。一応答申というかまとめができていて、それで今後やっていくということにまとまったわけですけれども、これは内容的には膨大な中身が書かれていますので、この香美市の検討委員会の中で考えるときも一つ一つやっぱりクリアしながら、一つ一つ学校のほうで取り組んでいけれるようにしないと、いろんなものを一遍に持っていってもなかなか難しいというか、整理のしようがないようなこともあります。

それで、先ほどありました変形労働時間制の分につきましては、これはちょっと研究する余地が多々あります。先ほど１０月、１１月が学校は大変業務が忙しい。どうしてもちょっと時間がたくさんかかるという状況があるわけです。そのあたりをもともとの時間を１時間とかふやしておいて、夏休みなんかに休みをどんどんとるということなので、一見いいということもあるし、でも考えないとちょっと、じゃあ１０、１１月ぐらいをみんな一律で長くしていいのかということもあったりするので、この辺は研究を大いにしていかないといけないことだと思っています。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　１２番、濱田百合子さん。

○１２番（濱田百合子君）　本当にこの答申案を見たときにたくさんのあれがあるので、目につくのは１年間の時間とかがここまで許されるのかなと思ったところなんです。

実は、２０１７年に福井県池田中学校で痛ましい事件があって、それを受けて福井県の県議会が、全会一致で福井県の教育行政の根本的見直しを求める意見書を提出しています。その中では、教員の指導が適切でなかったことが原因との調査報告がなされた。「学力日本一」を維持することが本県全域において教育現場にプレッシャーを与え、教員、生徒双方のストレスの要因となっていると考える。教員が子供たちに適切に対応す

る精神的なゆとりを失っている状況があったのではないかと懸念するものである。日本一であり続けることが目的化し、本来の公教育のあるべき姿が見失われてきたのではないか検証する必要があるというような意見書の中身でございました。

私やっぱり、これの原因は先生方が少ないということにもあろうかと思いますけど、ゆっくり子供たちに接する、子供たちの悩みを聞いてあげれる、ゆとり教育とずっと言ってきていますけれども、なかなかそれが子供たち、先生のほうにゆとりで子供たちに接することが今できない状況があって、それをすると、このような池田中学校のような、子供さんに何か言葉の暴力といいますか、そういうことにもなりかねません。だからやはり、その辺のところをぜひ今度２０１９年度、来年度ですか、答申を受けたことも受けて、香美市でもゆっくり一つ一つ検討をされるということでございますけれども、ぜひそのあたり御検討を願いたいと思っています。

ということで、次の質問に移ります。

（５）です。学校施設整備についてです。

①、施設の維持管理、清掃などはどのように行っていますでしょうか、伺います。

○議長（比与森光俊君）　教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君）　お答えいたします。

毎年実施する消防設備や浄化槽の保守点検に加え、３年に一度の建物や遊具の劣化点検を行っており、ふぐあい等あれば予算化して修繕や改修工事を実施しております。軽微な修繕につきましては、緊急性や必要性を精査して随時実施しております。

清掃等につきましては、日常の清掃に加えて、専門業者によるエアコンクリーニング、また、以前は教職員が行っていたワックスがけについても、平成２９年度から専門業者への委託で実施をしております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　１２番、濱田百合子さん。

○１２番（濱田百合子君）　お掃除のほうは子供たちと一緒に日常はしていると思うんですけれども、ワックスがけも専門業者に全部の１０校の小中学校全てに業者が入ってやっているということで理解していいでしょうか。

○議長（比与森光俊君）　教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君）　そのとおりでありますが、１０校全部でありますが、毎年というのではなく、二、三年に１回のサイクルでしております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　１２番、濱田百合子さん。

○１２番（濱田百合子君）　②です。

鏡野中学校、そして、香北中学校は私が伺いましたけれども、トイレの洋式化ができていないようでございますが、この改修の計画に上がっているのでしょうか、伺います。

○議長（比与森光俊君）　教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君）　　お答えいたします。

洋式化ができていない学校は大栃小学校、鏡野中学校、香北中学校の３校です。３校とも文部科学省の交付金を活用して改修を行うよう、平成３１年度計画に計上しています。交付金の内定通知があれば、補正予算に計上して改修を行いたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１２番、濱田百合子さん。

○１２番（濱田百合子君）　　③です。

今エアコンを普通教室にも順次設置していくということをお聞きをいたしておりますけれども、既に設置されているエアコンの修理、買いかえ、それもチェックをしながら順次行っていけている状況でしょうか、お伺いします。

○議長（比与森光俊君）　　教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君）　　お答えいたします。

既に設置されているエアコンにつきましては、製造より１３年から１７年が経過すると部品等の供給がなくなり、修理不能となります。修理可能なものは修理して使用期間の延長を図りますが、文部科学省の交付金を活用して更新を行うよう、平成３１年度計画に計上しています。交付金の内定通知があれば、補正予算に計上して改修を行いたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１２番、濱田百合子さん。

○１２番（濱田百合子君）　　それでは、次の大きな３の質問に移ります。住みなれた地域で安心して暮らすためにでございます。

住みなれた地域で安心して暮らすために、行政側と住民側がどのようにかかわっていけばいいのか、また地域にある医療機関や団体、施設等とのつながりをどのようにすればいいのか、この課題の中で地域包括ケアシステムの概念をそれぞれの立場を超えて共有しなければならないと感じています。

去る２月７日、教育厚生常任委員会で尾道市御調町にある公立みつぎ総合病院に伺い、地域包括システムについての視察、研修をさせていただきました。そこで、医療、保健、福祉・介護と生活の連携の重要さを痛感いたしました。地域は単なるエリアではなく、コミュニティーということを改めて痛感をいたしました。寝たきりゼロを目標にするためには、専門的な知識や経験のある人が地域に入り、日常的に地域住民とともに健康づくり活動や見守りをしなければならないと感じました。

お手元の資料の⑥をごらんください。みつぎ総合病院でいただいた資料の一部です。

みつぎ総合病院は、国が地域包括ケアシステムを提案する以前から、御調町で長寿社会におけるまちづくりを提案していました。今は名誉院長としてかかわっていらっしゃいます山口先生がこの病院に赴任したときに、退院した患者さんが床ずれの悪化で再入院してくる、そんな中で治療やケアは病院だけではなく地域で行っていくことが、そし

て病気の早期発見、早期治療のためにもそういうシステムをつくらなければ、元気な地域にはならないということで行政と連携してシステムを構築してきました。行政の地域包括、保健福祉部門は、住民の身近になければならないと病院に併設をしています。その思いを図式化したものがこの資料となっています。下段の住民のところの黒枠は、少し黒くてわかりにくいですけれども互助になっています。

この資料も参考にして質問をしたいと思います。

この地域包括ケアシステムにつきましては、先ほど同僚議員が質問をずっとしてこられました。その中で、少し私がお聞きしたい内容だけをピックアップしましてお聞きしていきたいと思っています。

①につきましては御答弁いただきましたので、②のほうに移ります。

地域包括ケア会議のことをお聞きしています。このケア会議のことは先ほど聞きましたけれども、私は３年間の流れといいますか、３年間の実績をお聞きしたいと思います。午前中の御答弁でもありましたけれども、この３年間の回数、地域包括ケア会議を市レベルまたはその圏域ごと、圏域の中でやっている回数なんかがふえてきているのか、そのあたりはいかがでしょうか、お伺いします。

○議長（比与森光俊君）　　健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君）　　お答えします。

ケア会議につきましては、実質平成２６年度に物部地区ケア会議を委員２６名で５回でやっております。そのときには地域で何が不便なのか、地域の課題の洗い出しを行っております。そして、平成２７年度には香北地域のケア会議を４回やっています。これは委員２３名です。これも同じく何が不便なのか、地域の課題の洗い出しを行っております。そして、平成２８年度に物部・香北圏域コーディネーター協議会として、あわさった地域ケア会議が開催されています。その人数が先ほど言いました委員１５名ということです。平成２８年度には山田地域ケア会議が行われ同じく４回、委員２８名、そして、同じく何が不便だったのか地域の課題の洗い出し、そして、地域の資源の収集という形を行っております。

平成２８年度は、まず物部地域での生活行動の聞き取りを行い、住民の生活の状況の把握に努めました。身近な困り事について状況はどうしているのかを調査し、地域で暮らしていくには隣近所の助け合いだったり、遠くの子供が週に１回は帰省し、援助していることにより生活が続けられていることなど、地域の強みが生かされていました。また、介護事業所の送迎で苦労しているところなどの問題もありました。介護事業所に頼ることは最後の手段としており、介護事業所の存続は必須であると考えます。そして、このときに物部の資源マップが創設されました。

次年度は、香北圏域で地域ケア会議を行い、同じく地域の課題を検討しながら、地域の資源をマップに落としていきました。その中で自分たちができることは何かを考え、身近にできるごみ出しと電球の交換をボランティアで行える体制を整備していくことに

なり、今年度に社会福祉協議会を中心として始めだしているところです。そのときに香北の資源マップができました。そして、物部、香北の情報誌が作成されました。

土佐山田地区においては、同じく地域の洗い出しをしまして、今取り組んでいる地域の視察を行い、身近な地域でも知らないことで新たな気づきにつながるのではないかと情報発信をしていくことになっています。そういった流れで３年間やっています。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１２番、濱田百合子さん。

○１２番（濱田百合子君）　　それでは、③のほうに移ります。

香美市にも医療機関がたくさんございます。そして介護施設もありますけれども、そのあたりの連携について伺います。

○議長（比与森光俊君）　　健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君）　　お答えします。

医療機関と介護施設等の連携ということで、市単独ではなかなか厳しいということで、３市で医療、介護、福祉のサービスを切れ目ないネットワークでつなぐため、在宅医療、介護連携に向けての取り組みを行っています。その中で医師会を通じて医療機関や介護保険施設や介護支援事業所の職員と毎月勉強会や講演会、困難事例検討会を行い、顔の見える関係を築くようにしています。３市の各医療機関や各介護事業所が、包括ケアの仕組みが統一できるように行っているところです。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１２番、濱田百合子さん。

○１２番（濱田百合子君）　　お手元の資料⑥の先ほどお示ししたものの裏を見ていただきたいと思いますけども、②の質問は同僚議員もお聞きしていましたのでもう③にいっているんですけれども、地域ケア会議の内容のこれは一部ですが、みつぎ総合病院でいただいたものです。

御調の場合はみつぎ総合病院を一つの核として、病院の周りにいつでも相談することができる行政を持っていったということがあるんですけれども、香美市の場合はそうはいかないと思いますが、医療機関と介護施設を３市で合同で情報交換もして、職員とも勉強会をしているということでしたが。イメージ的には地域ケア会議にお医者さんもいて、歯科衛生士、薬剤師、ここには弁護士さんもいるんですけども、いろんな方が集まって、そして、それぞれのケースを、自分が困難を抱えているケースを発表して、そして、周りの専門職の方にもそれを聞いていただいて情報を共有するというような形で、この地域ケア会議はされていると私は理解しています。

なので、この医療機関と介護施設の連携についても、やはりこのような形で多職種が、いろんな専門家の人が集まって情報交換をする場であったらいいなと思うんですが、年に１回ぐらいはされているのでしょうか。

○議長（比与森光俊君）　　健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君）　　お答えします。

毎月、勉強会や講習会とか事例検討会、これは交互にやっています。ですから、やはり香美市の住民が香南市、南国市のほうへ介護に行ったり通院したりということがありますので、この３市が連携して同じ流れで勉強、支援していくということで、やはり香美市の事業所も、それから３市の事業所、全事業所と、そして全医師会と連携して、こういった事例検討会を行ってつないでいるところです。

○議長（比与森光俊君）　　１２番、濱田百合子さん。

○１２番（濱田百合子君）　　それでは、次の④です。

在宅ケアと施設ケアの連携について伺います。これは、なかなか施設に入りたくても入れない方がいらっしゃいますが、在宅で見る場合にはどうしても仕事を休まなければ親の介護はできないような状況もあるんですけれども、そのときに訪問診療、往診をしていただける先生たちがいてつなぐことができたりとか、そして、訪問介護とか訪問看護がスムーズに入っていけば、家族の人にそれほど負担はなく在宅ケアもできるということでございますので、そのあたりの連携は施設と在宅、病院も含まれるかと思いますけども、そのようなやりとりというのは先ほど課長がおっしゃっていました、医療機関と介護施設の連携の中にも含まれているということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（比与森光俊君）　　健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君）　　そのとおりです。

施設ケアや在宅ケアについても、３市の医療連携での勉強会や講演会では他職種のメンバーが参加して意見交換などを行っています。その中で今施設で行われている取り組みや在宅ケアの中で困っていることなど、さまざまの視点から意見交換を行っています。また、入所や退所時の情報共有も行っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１２番、濱田百合子さん。

○１２番（濱田百合子君）　　⑤です。

健康づくり婦人会、健康づくり推進協議会、婦人会、食生活改善推進協議会、民生児童委員など、役職を持っている方が地域にはたくさんいらっしゃると思うんですけれども、そういう方たちは地域包括システムでいきますと互助の部分に入るということでございますけれども、この人材の確保、その人たちの悩みも聞きながら、地域包括ケアシステムの中の大切な部分だよという理解をしていただいているのでしょうか、そういった連携について伺います。

○議長（比与森光俊君）　　健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君）　　お答えします。

香美市の中で活動している各団体につきましては、身近な情報源であり、大切な協力者と思っています。特に民生児童委員さんには、地域での見守りや大事なケースによっては、相談させてもらったり報告などをさせてもらっています。日ごろより健康づくり

婦人会や健康づくり推進協議会、食生活改善推進協議会、民生児童委員さんなどとは、地域ケア会議やコーディネーター協議会の委員としても協力していただいております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１２番、濱田百合子さん。

○１２番（濱田百合子君）　　提案でございますけれども⑥です。

地域に今５０カ所ぐらい集いの場があると思うんですけれども、そこに専門家、つまりお医者さんとか管理栄養士、歯科衛生士、薬剤師、理学療法士、保健師などを講師に健康講座に来てもらって、住民の近くでそういった講座をしていくというようなこと、今ひょっとされていたらその状況もお聞きしたいんですけれども、そういうことを行ってはいかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君）　　健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君）　　お答えします。

集いの場の立ち上げ時には社協職員や包括職員が支援を行っています。地域集いの健康教育については、地域の薬剤師さんや理学療法士さんなども協力してくれる体制もあります。仕事もしながらのことですので毎回というのは厳しいかもしれませんが、テーマを決めていただき要望していただければ、対応を考えたいと思います。

○議長（比与森光俊君）　　１２番、濱田百合子さん。

○１２番（濱田百合子君）　　じゃあ、各地域でこういう方に来てお話を聞きたいということであれば、担当課のほうに言えばその講師の方と交渉していただいて、来ていただくということが可能だということでしょうか。

○議長（比与森光俊君）　　健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君）　　お答えします。

仕事もしながらですので、日程調整がかなり必要と思います。薬剤師会のほうはかなり進んでやってくれていますので、そちらのほうでしたら何とか、何回か回数は多く行けるんじゃないかと考えております。

○議長（比与森光俊君）　　１２番、濱田百合子さん。

○１２番（濱田百合子君）　　私たち教育厚生常任委員会がみつぎ総合病院に行ったときに、本当にすばらしいハード面の施設と、そして、職員のスタッフの方々が寝たきりをつくらない、ここの地域の赤ちゃんから高齢者まで全責任を負って、自分たちがやるんだというその意気込みがすごく、こちらが意気込みを受け取ることができまして非常に感激をしたところでございます。

地域包括ケアシステムというのはここまでだというのはないので、もうずっとこのシステムを継続していきながら、そこに住む人たちがずっとその地域で住むためには、そこに住む人たち自身が知恵を出し合って、住みよい地域社会をつくらなければならないということを本当に痛感をしました。ぜひこれからも続けて、いろんな困難はあるかと思いますけど、専門職とそして住民の方、その音頭をとるのはやはり行政ではないかと

思うので、ぜひそのような方向で地域包括ケアシステムを続けていけるような形を構築していってほしいと考えています。

以上で私の全ての質問を終わります。

⑦は、先ほどの同僚議員も市長の答弁もいただいておりますので、⑦は構いません。削除いたします。それで⑥までで、以上で私の質問を終わります。

○議長（比与森光俊君）　濱田百合子さんの質問は終わりました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ延会にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君）　異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定をしました。本日の会議はこれで延会します。

次の会議は３月７日午前９時から開会します。

（午後　３時３４分　延会）

地方自治法第１２３条第２項の規定による署名者

議　　長

署名議員

署名議員

平成３１年第１回

香美市議会定例会会議録（第３号）

平成３１年３月７日　木曜日

平成３１年第１回香美市議会定例会会議録（第３号）

招集年月日　平成３１年２月２７日（水曜日）

招集の場所　香美市議会議場

会議の日時　３月７日木曜日（会期第９日）　午前　９時００分宣告

出席の議員

１番	萩野義和	１１番	山崎晃子
２番	山口　学	１２番	濱田百合子
３番	久保和昭	１３番	山﨑龍太郎
４番	甲藤邦廣	１４番	大岸眞弓
５番	笹岡　優	１６番	依光美代子
６番	森田雄介	１７番	村田珠美
７番	利根健二	１８番	小松紀夫
８番	山本芳男	１９番	島岡信彦
９番	爲近初男	２０番	比与森光俊
１０番	舟谷千幸		

欠席の議員

１５番　小松　孝

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	法光院晶一	ふれあい交流ｾﾝﾀｰ所長	明石清美
副市長	今田博明	福祉事務所長	佐竹教人
総務課長	山中俊明	農林課長	西本恭久
企画財政課長	川田　学	商工観光課長	竹崎澄人
会計管理者兼会計課長	森　安伸	建設課長	井上雅之
管財課長	秋月建樹	建設課林業土木担当参事	澤田修一
定住推進課長	中山繁美	環境上下水道課長	安井幸一
防災対策課長	中山泰仁	《香北支所》	
市民保険課長	植田佐智	支所長	黍原美貴子
健康介護支援課長	前田哲夫	《物部支所》	
税務収納課長	公文　薫	支所長	近藤浩伸

【教育委員会部局】

教育長	時久惠子	教育振興課長	横山和彦
教育次長	野島惠一	生涯学習振興課長	岡本博章

【消防部局】

消防長　寺田　潔

【その他の部局】

監査委員事務局長　　三　谷　由香理

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長　　猪　野　高　廣　　議会事務局書記　　中　村　友　紀

議会事務局書記　　一　圓　まどか

市長提出議案の題目

な　　し

議員提出議案の題目

な　　し

議事日程

平成３１年第１回香美市議会定例会議事日程

（会期第９日目　日程第３号）

平成３１年３月７日（木）　午前９時開議

日程第１　一般質問

①　　７番　利　根　健　二

②　１６番　依　光　美代子

③　１３番　山　﨑　龍太郎

④　１７番　村　田　珠　美

⑤　１０番　舟　谷　千　幸

⑥　　６番　森　田　雄　介

⑦　　５番　笹　岡　　優

会議録署名議員

７番、利根健二君、８番、山本芳男君（会期第１日目に会期を通じ指名）

議事の経過

（午前　９時００分　開議）

○議長（比与森光俊君）　　おはようございます。ただいまの出席議員は１９人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に御報告いたします。

議事日程は、お手元にお配りしましたとおりであります。

日程第１、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許可します。

７番、利根健二君。

○７番（利根健二君）　　おはようございます。７番、市民クラブ、利根です。通告に従いまして一問一答方式で順次質問をしてまいります。

まず、通告の１番、自治会加入促進策についてです。

途中で自治会とか町内会とかっていう言葉が出てきますが、それぞれ参考にした場所によって自治会と書いてあったり町内会と書いてあったりしてますので、同じ意味と捉えていただきたいと思います。よろしくお願いをいたします。

防災会の加入率アップと自治会の加入率アップは比例をしております。南海・東南海地震を考えた場合、両組織の加入率を上げ、地域力の充実を図ることは喫緊の課題です。

自治会加入促進に向けた取り組みは次のような体系に整理できます。まず、転入者の加入促進、これは住宅建設段階での加入促進、住宅契約段階での加入促進、市役所での手続段階での加入促進、住宅入居後の段階での加入促進などがあります。未加入者の加入促進。そして、自治会未結成エリアにおける結成促進、これは既存自治会エリアの拡大と自治会の新設という手法があると思います。自治会加入の継続促進として、継続加入メリットの見える化、高齢世帯への対応等の取り組みが考えられます。その他には、自治会加入促進計画の策定など行っているところがあります。これらは全国的に取り組み事例が報告をされているところです。

ここではまず、自治会加入のメリットの見える化について焦点を当ててみました。自治会にメリットばかりを求めるのはいかがなものかと思いますが、それも１つの現実でありますので、何らか対応していく必要があるのではないでしょうか。

いろいろと調べていくと、大阪の和泉市の町会連合会の町会・自治会加入促進部会の資料に、「加入するメリットは何か？」という項目がありました。そこには６項目書かれていました。１、災害時など緊急時において、町会・自治会などの共助による救援救護など適切な対応がとれるとありました。これは自分のところなんか言ってみると、助けてもらいたいから防災会は入るけど、町内会は出務も会費もあるしだめですよと言われる例が結構あります。２、行政や地域の情報が、より早く、詳しく得られるということが書かれておりますが、実はこれもお年寄りからは、広報とかそんなやつはバリューで手に入るし特に必要ないよとか、若い人からは情報はもうネットで十分だということで、市民サービスがどんどん充実していくに従って、反対に自治会加入促進にとっては

どんどんマイナスになっていくということもあります。３、地域を代表する窓口として、行政などへ要望しやすいとありました。いろんなことが実際は自治会長経由で上がることがあると思いますが、そういうことを話すと、これは本当どうなのかと思いますが、議員にお願いするからえいよとか、そんな人らも中におります。これは本当にどうなんだろうと思います。４、防犯、交通安全、子供の見守り、高齢者支援、環境美化など、身近な課題を共有し問題解決につなぐことができる。５、人と人のつながりが生まれ、いざというときに頼りになる。６、老人会や子供会を初め、町会・自治会主催事業に参加できるというのがありました。この後半の３点あたりが切り口になるんじゃないかと思っております。

現在も香美市の補助金の冊子を見てわかりますように、地域組織等への多くの補助金があります。自治会運営には大いに役立っている制度ばかりですが、住民から町内会にお世話になってるとか、入っちょってよかったとかにつながりづらい事業も結構多いところであります。目に見える自治会活動に向けて一層の注力が必要なのではないでしょうか。

そこで、見える化策、高齢世帯への対応として、お願いというか質問しながら進めていきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

まず①、粗大ごみ回収事業を自治会が行った場合、持ち込み料の無料化をできないかということであります。

以前は粗大ごみ収集を行政で行っていましたが、市民の持ち込み方式、そして、持ち込みの有料化になってしばらくたちました。この間、昔の制度へ戻してほしいというお願いも随分上がってきているところであります。私たちのところでは、持ち込み方式になってからは町内会で年１回回収しており、車のない方やお年寄りに喜ばれています。この取り組みは他の町内会にもお話をさせていただきまして、町内会の事業として取り組んでいるところが大分ふえたのではないでしょうか。

そうした中、せめて持ち込み料だけでも補助してもらえんろうかねという話が出てきているところであります。この事業は自治会加入促進のメリットとしても利用させていただいております。行政連絡会で出ていた昔に戻せというのはなかなか現実的に難しいところもあると思いますが、こういった共助の取り組みは、行政もともに参加したほうがよくないでしょうか。答弁をよろしくお願いをいたします。

○議長（比与森光俊君）　　環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君）　　おはようございます。

幾つかの自治会におきましては、共助による粗大ごみ収集が行われていることは承知しております。御提案につきましては、前向きに検討させていただきたいと考えております。

以上です

○議長（比与森光俊君）　　７番、利根健二君。

○７番（利根健二君）　　ぜひ前向きにお願いしたいと思います。

自分が質問した方法の具体的な手段として減免方式ですね、今のルールを使えば料金についての減免が市長の判断でできると。減免方式とまた新たな補助金をつくって、一時的に町内会が出しておいて、やったよという領収書とか証拠書類を出して補助金をもらうという２つの方法があると思います。それぞれに一長一短あると思いますので、それもよく御検討いただきまして、ぜひ進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、見える化第２案です。

自治会会員向けの特典割引を行っているところがあります。香美市も民間にも協力を求め、特典割引を行ってはどうでしょうかという質問です。

相模原市自治連合会は、若い人を中心に自治会離れが進んでいることから、宿泊施設、遊園地、レジャー施設、葬祭店を会員が利用すると料金が割引になる厚生制度を導入しているようです。

現在、香美市でも、これは事業母体は高知県規模になりますが、高知県消防協会が消防団員に対して、交通安全協会が交通安全協会員に対して、民間施設・商店に協力をいただきながら特典割引のサービスを行っています。こういった取り組みは単位自治会では実行不可能なので、行政が何らかリードをして行えばよいと思いますがいかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（比与森光俊君）　　定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君）　　おはようございます。利根健二議員の自治会加入促進策についてお答えいたします。

住民の自治組織であります自治会につきましては、昨今の少子高齢化に伴う会員の高齢化や過疎化、転入者の理解不足等によりまして、存続が危ぶまれる自治会がふえてきている現状はお聞きしております。しかしながら、御提案の自治会会員向けの特典割引につきましては、他市町村では利根議員がおっしゃいましたように、自治会連合会などが実施している例はあるようでございますが、当市は市全体の自治会連合会が存在しておらず、割引分の費用負担の問題や協力施設の確保、また自治会会員証の発行・管理などといった各自治会長の負担増の問題も予想されますので、現時点では実現は難しいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　７番、利根健二君。

○７番（利根健二君）　　当然、新しい事業を行おうとすれば負担は当然であります。反対に言えば、行政が直接できないことがいっぱいある。住民の意見を聞く１つのルールというか手順として、町内会を活性化させていくには、そういった連合会組織ですよね、香美市には機能している連合会の組織がないんで、それをつくるところから進めていけばどうかなと思います。ないからできないんじゃなくて、目的があって、それに向

かってできることはやっていったらという１つの提案ですが、どうでしょうか。まず１つ。

○議長（比与森光俊君）　　定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君）　　自治会の連合会のほうは今はございません。それをつくるよりも、まずは自治会のそういうメリットとか重要性などを、広報とかチラシ配布とかいうことによって転入者とかいろんな方に加入促進のほうを、啓発活動ということでしていきたいと考えております。

○議長（比与森光俊君）　　７番、利根健二君。

○７番（利根健二君）　　啓発とかそれには、また③の質問のほうにかかわってきますので、その辺はちょっと自分もスルーさせていただいて。

会員証の発行とかそんな実務はふえるけど実際は、まず協力店のほうにしようか。

協力店は、香美市では香美市直営のところがありますよね、美術館とか。香美市直営とか、香美市が指定管理に出している施設はまずみずからできるんじゃないかと。

あとよその、今言った消防団員に対してとか交通安全協会に対しては、特にサービスするための原資というのは、主催者側が持ってるんじゃなくてお店が協力店という形でやってるので、それをお願いするのはハードルが高くないと思います。ちゃんと話をすれば協力してくれるお店はあると思いますので、その辺は実は問題が自分はないと思ってますので、また御検討していただければと思います。

あと会員のカードとかいうことは、実はこれ防災にリンクするがですけども、そのカード自体を防災会名簿の作成にリンクできるシステムにしちょったらどうかなということが１つあったんです。会員カードはつくり方によっては、避難確認カードになるんじゃないかとも思います。これは本人の名前と町内会名、町内会での管理番号というか通し番号なのか、その程度を入れておけば特に個人情報も心配ないし、何かそれを常時持って避難したときにそのカードを出したら、一々避難所で書かなくても、ある程度避難した確認がとれるんで、そういったことをシステム化すれば、手間がかかってもトータルではすごく省力化にかえってなるんじゃないかという気がしますが、その辺どうでしょう。

○議長（比与森光俊君）　　定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君）　　今の時点ではなかなかちょっと困難と思っておりますので、ちょっと難しいかなと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　７番、利根健二君。

○７番（利根健二君）　　わかりました。確かにまだやってる自治体も少ないですので、今後そういうところもふえてくるかもしれませんので、そういったところをできるだけ注力をしていただいて、できそうであれば積極的に取り組んでいただきたいと思います。次③、自治会・町内会加入促進マニュアルの作成をというところです。

兵庫県明石市連合まちづくり協議会と市、明石市ですね、それと明石コミュニティ創造協会では、自治会への加入を勧めるアイデアをまとめた自治会・町内会加入促進マニュアルを作成をしております。これには「市内で活発な自治会加入促進活動をしている自治会・町内会に足を運んでヒアリングを行い、実践に基づいた訪問方法やチラシのひな形等を掲載していますので、是非ご活用ください。」とここには書かれております。これは本質的な解決策ではないかもしれませんが、結構多くの自治体で行っているようです。

香美市もこういったものを作成をして、自治会みずからそれに学ぶ場所を設定するのも１つの手かなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君）　　定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君）　　お答えいたします。

当市における啓発活動といたしましては、転入者に対する加入促進のチラシ配布、また広報や、昨年作成しましたくらしのガイドブックにおいて、自治会のメリットや重要性について記事掲載を実施しております。南海トラフ地震対策も叫ばれる現在におきましては、自治会が行っている防犯灯の管理や自助・共助の精神により、地域で助け合う自主防災組織の活動が大変重要になってきております。行政としましては、地域住民が安心して暮らせるよう、自治会の意義や重要性を住民の皆様に理解していただけるような広報活動を引き続き行っていきたいと考えておりまして、その一環として、御提案のマニュアルにつきましても、加入促進の取り組みとして各自治会において活用していただけるよう、今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　７番、利根健二君。

○７番（利根健二君）　　自治会向けのマニュアルとかノウハウ集みたいなものができればいいと思います。

あと、答弁いただいた中で、チラシとかガイドブックは行政のほうでということもありましたが、ちょっとよその紹介をさせていただきますと、転入時には御案内するけど、時期が３月の終わりから４月あたりですね、異動があるときに、またそういった時期を見て行政サイドで案内文書をつくってやっているところが実はあります、来た人に入りませんかとか紹介をするブースが。あと、当然ホームページを使った加入促進をしているところ、あと、不動産関係の方に協力をいただいて、当然、転入とか新しい家を買うのも、マンションに入るとかいろんな、一時的にせよ転入者に対して不動産関係の方のほうが情報が早いですので、そこの窓口へ置いていただいて加入促進をお願いしているところとか、あと、加入を促す条例をつくっているところもあるようです。入らんといかんよではなくて入りましょう的なやつや、自分も中身を全部見てはないんですが、そういった条例をつくって加入を促すとか、そういったところもありますので、そこは実践も行われております。自治会向けのマニュアル、ノウハウ集、行政が行う事業もそう

いったマニュアルみたいなものをつくってやったらどうかということについて積極的に、今やってますけども、もう一歩進んだ取り組みをしていただいたらと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君）　　定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君）　　先ほどもお答えいたしましたが、今までのそういう加入促進についてのチラシ配布、また広報やくらしのガイドブックについて、そういうことにつきましては今後もずっとしていきたいと思っておりますし、また、御提案のありましたそういうマニュアルにつきましても、また検討していきたいと思っております。

○議長（比与森光俊君）　　７番、利根健二君。

○７番（利根健二君）　　他都市における町内会促進の取り組み事例というやつ、ちょっと簡単なやつです。持ってますのでまた回しますので、ごらんになって参考にして、よろしくお願いをいたします。

続きまして、２番の交通安全対策のほうに移っていきたいと思います。

それでは、①のあけぼの街道での一旦停止です。

中組エリアの、あけぼの街道と市道の交差点が危険であるとの声を聞きます。これは歩行者、ジョギングしている人、近くに住む交通安全協会の理事の方など複数の方からの声であります。

警察に確認すると、優先道路がはっきりしている場合は一旦停止の標識はわざわざ出さない場合が多いようです。確認してみると、あけぼの街道の信号のない交差点の香美市のほぼ全域と南国市の一部では、車線と歩道の間に破線が書かれていますが、歩道部分と市道部分との境には何の印もありません。

自分が今言っているのはこの部分ですね（スクリーンを示しながら説明）。ここがセントラルのパチンコ屋です。越えて、普通の方はこう行ってここの信号であけぼの街道へ行きますが、実際多いのはここからぐっと左へ曲がって、ここの交差点が危ないんではないかと。

ちなみに、言ってるやつをちょっとアップをしてみますね（スクリーンを示しながら説明）。こんな形になっています。実はこの破線がくせ者で、市道からあけぼの街道に出る場合、破線を意識する余り歩道部分の手前でとまらず、一気に歩道まで出てしまう車が多くあるようです。破線を停止線と錯覚を起こしている車が多いのではないでしょうか。全部の交差点は無理かもしれませんが、この、中組９０６番地近くの交差点だけでも、安全対策を考えるべきではないでしょうか。今言いましたように、ここは栄町方面から北進した車がショートカットを使う道で、交通量も比較的に多いです。

ちなみに、南国市分を見てみましょうかね（スクリーンを示しながら説明）。

これ見てくださいね。車がこう来て、ここまで来るんです。安全確認のためにとまらない。しかもここにこの線があるんで、やっぱりこっちの市道が優先と感じてしまうという状況です。それで、南国市のながおか温泉のところまではこの形です。ここは市道

です。一旦停止、道路標識がここにあって、道路標示がここにありますね。これは、ここに来た車は一旦ここでとまりますので、歩行者の交通安全は一応確保されるような状況になってます。

これはすぐ隣の交差点です（スクリーンを示しながら説明）。こんな感じですね。しかもここにパイロンがあって誤進入がないと、歩道に車が侵入する危険もちゃんと考えて、南国市の途中まではやっております。

そこで、香美市の交通安全対策会議には行政も深くかかわっております。たしか市長が会長をやってたと思います。交通事故の対象者も香美市民の可能性が高いと思われます。市からも対策をお願いをしてはどうでしょうか。質問をいたします。

○議長（比与森光俊君）　　防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君）　　お答えいたします。

御質問の場所に設置されております破線は、車道外側線をドットライン表示したものでございます。本来の目的は、信号のない交差点において自動車の通行部分を明示することであり、車両が停止すべき場所を示した停止線ではございませんが、交差点に進入する運転者が、停止の目安としている可能性は御指摘のとおりであると考えております。

道路交通法第１７条第２項では、「車両は、歩道等に入る直前で一時停止し、かつ、歩行者の通行を妨げないようにしなければならない。」と定められております。運転者がこの義務を適切に履行していないことに加えまして、破線を停止線と誤認しているために、御指摘の状況が発生しているものと考えられます。

当該箇所において、歩道手前で車両の一時停止を徹底させる対策といたしましては、利根議員が御紹介されておりましたように、道路交通法に基づき一時停止の規制を行うか、歩道部分の視認性を高めるために横断歩道を設置することの２つの案が考えられます。しかしながら、両案とも高知県公安委員会に要望を行った上、設置についての可否判断を待たなければならないため、相当時間を要することが見込まれます。

当面、運転者に注意喚起を行い、間接的に安全な交通方法を誘導する手段といたしまして、一時停止を促す看板の設置も有効ではないかと考えますので、設置場所など道路管理者と協議することといたします。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君）　　７番、利根健二君。

○７番（利根健二君）　　手順を踏まないといけないことは私もわかっております。申請があったら交通量調査とか、必要性も検証されて行われるようですが、少なくとも南国市の途中の部分よりはここが圧倒的に通行量も多いんで、ぜひ、できればここまで、ここの交差点と言わずずっと、強力にお願いしたいと思います。

また、今、課長の答弁ありましたように、なかなかすぐできない場合でも、ここだけは少なくとも法定外標識、法定外標示、道路管理者でできる印がありますので、ぜひそれも検討していただいて、早急にここは対応していただいたらいいと思います。その辺

はぜひ強力につないでいただくということで、終わりたいと思います。

続きまして、②の道路標識・表示の件です。

以前から質問をしておりますが、一旦停止や横断歩道の白線が消えかけ、わかりづらいところが多くあります。補修工事が全く追いついていない状況です。対応を強く求めるべきではないでしょうか。

写真では一々お見せしませんが、補修の必要ないもともときれいだったところが塗り直されているかと思えば、通学路で交通量も多い、前にもちらっと言いましたが、坂本鉄工所の前ですね、ＪＲのね、あそこなんかは一旦停止も見えんし、横断歩道がこれぐらいのサイズよりも細いですけども、かなりの面積で書かれてる横断歩道もほとんど見えない状態です。

これを見た実は交通安全協会の同僚が、何か変な力が働いてるんじゃないかとか、特定の大きい声が影響しゆうやないがみたいなことを言う人までも実は出てきてます。ずっと一緒にミニパトとか乗って交通安全の啓発活動をしていったら、ずっと見ゆうところがありますのでここは危ないとか、ここはそんな危のうないのにきれいになっちゅうとかそういうがあるんで、そういうがをずっと見る人が見ると、かなりの疑問が出てきてるようです。一定、香美市からの申請によって描かれているところもあると思います。必要性、緊急性、優先順位はどうやってつけているのでしょうか、まずお伺いをいたします。

○議長（比与森光俊君）　防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君）　お答えいたします。

道路標示の磨滅に対する修繕は、県内各警察署からの要望箇所を高知県警察本部で集約の上、発注・施工しているとのことでございます。箇所数が余りにも多いため、要望の受け付け順で発注することを基本としているものの、重大事故の発生場所や交通量の多い通学路については考慮しているとのことでした。修繕費には高知県警所管の道路管理に関する予算を充てており、年度内に道路の新設や道路改良など事業費の大きな案件があれば、結果として、修繕費の予算を減らさざるを得ないこともあるとのことでした。

県内全ての要望箇所における順位であり、これを変更することは困難ではありますけれども、地元の実情を伝え、可能な限り早期の修繕に結びつくよう努めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君）　７番、利根健二君。

○７番（利根健二君）　答弁いただきましたように、こういったものは防災対策課だけが窓口ではないので、香美市の行政だけの問題ではないということも重々承知をしております。けど、市民から見れば、実はあれは公安委員会の仕事という認識はほとんどないので、道路管理者というか、線引くがは市役所の仕事やよと思っている方が多いので、さきの質問でも言いましたが、やっぱり重要性とかそういったやつは地元からの熱

意が必要と思いますので、ぜひ適正に通行量とか危険度をちゃんと考えて、言うところは言うていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、③へ行きます。新町西町線の歩行者通行解禁の件です。

新町西町線のＪＲ線路から北の部分は基本工事が大体完了しているようです。あけぼの街道から土佐山田幼稚園前の通りまでの開通を望む声が多くあります。先日の議員協議会では工程等の説明があり、同僚議員の質問でも開通に対する見解を聞くことができましたので、ここでは車のことはおいておきます。そして、歩行者のみでも、あけぼの街道から土佐山田幼稚園の前の通りまでの、第１工区部分を先行して通すことはできないかに絞って質問をしていきます。

信号機のない横断歩道を歩行者が渡ろうとしている場面で、９割以上の車が一旦停止をしてないことが、昨年ＪＡＦが行った全国実態調査で判明をいたしました。ほとんどの方が道路交通法第３８条に書かれている横断歩行者等の保護のための通行方法に違反しているということになっております。

ここで、この地図をちょっとごらんになっていただいて（スクリーンを示しながら説明）、これがあけぼの街道です。ここがうどんのさかえですね。この丸のところが信号機です。ここが墓山の通りで横断歩道がここにあるんですが、通学時間はここの車が９０％以上とまらない。このエリアの方がここで待っても渡れないんで、小学生を含めて特に通学が多いです。通勤の人は時間帯が違うんで、ここを渡るのは少ないかもしれません、その時間は。あとこっち来た人も、ここで信号待つんやったらこっちへ行こうかって、ここで渡れると思っても渡れんからこっちまで来ます。ここの人はここで渡れないからここへ来ます。ここの信号を渡ります。ここの信号渡ったら、山田小学校へどうやって行こうかとなったときに、こう行くかこう行くかで西進。ちょっと危険な、けどここにグレーチングがあるんで、こう行ってここを抜けてくる子も実はおります。こんな感じですね。

これは昨年、ミニパトで行ったときの（スクリーンを示しながら説明）、ちょっと状況も昨年の写真ですね、変わってるかもしれません。ここを子供が通学をしてるというような状況になっております。

そして、実は一昨日、第一土佐山田幼稚園を対象とした就学前交通安全教室で、横断歩道の渡り方の学習をしておりました。そのときに、まあ言うたら、先ほどの交通量がすごく多いです。しかも飛ばしている車が結構多い。ここは道幅の割に飛ばす車が多いし、先日、園児とともに通行していた、子供の送り迎えで子供が飛び出んように一緒に送り迎えしてた保護者が、ここの交差点のところで腕をばんと車ではねられたということです。

こういった事情を考えたとき、新町西町線の完了部分ですね、第１工区ここですね、ここに仮歩道を設定したほうが、市民、特に通学・通園の子供たちのために安全ではないかと思いますが、よろしくお願いをいたします。

○議長（比与森光俊君）　　建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君）　　おはようございます。お答えいたします。

当路線進捗等につきましては、本議会議員協議会にて報告いたしました。用地交渉及びＪＲ委託分、上下水道工事との工程等調整に時間を要し、あわせ国からの交付金等の配分等もあり、完成までまだ時間がかかると予想されています。当路線は、通学路でもあるためできる限り現道を利用しての拡幅工事を計画し、早期完成を目指していますが、前記理由等により時間がかかっています。

今後の予定となりますが、ＪＲによる踏切拡張及び上下水道管の推進工事などが完了後、市施工の上下水道、あわせて道路工事等が部分的にでも完了となり、あわせ通学路として安全面が確保できれば、踏切への接続も含めた仮設歩道等につき関係機関と協議し、実施できればと考えています。

ただし、一日でも早い完成が一番の解決であるため、議員の皆様のお力もかり、今まで以上に国・県への要望活動を行い、予算確保に努めなければならないと考えています。また財政との協議となりますが、交付金以外の財源、起債等財源についても今後の検討課題と考えています。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　７番、利根健二君。

○７番（利根健二君）　　全体工期のことを中心にお答えをいただいたところもあろうかと思います。

実はこの土佐山田エリアの人口は、ＪＲより南に住む方がやっぱり圧倒的に多いです。これはあけぼの街道の計画ができたときから、南北道の課題はもう既に始まっていたと。井上課長が課長になるずっと前のね、その時代からもう始まっております。先ほどのパチンコセントラル近くの栄町、中組に渡る高架は、それに対応して素早くできておりました。その後、愛媛銀行前の商店街から北の歩道の拡幅とか、西本町５丁目の今のセブンイレブンの前の拡幅は、一般質問であけぼの街道と絡めて質問したときに、若干ですけども対応したと、していただいたということです。ほんで、ここで新町西町線のここの部分だけが、言われたように予算の関係で、香美市だけの力ではどうしようもないところでおくれてきたという経緯は、今、課長答弁のとおり、自分もわかっております。

けど、新町西町線の狭いエリアだけの安全とか、今、仮歩道とか同僚議員の質問でつけていただきますが、少なくともそれをやることによって全体工期がすごくおくれる問題であれば、それなりにちょっと我慢せんといかんところもあるかもしれませんけども、資材置き場とかいろいろ使う予定はあると思いますが、あそこに歩道をつけることによってそんなに工期に影響はないんじゃないかと。今言ったように、もう随分前からの課題がある中でずっとおくれてきているんで、少なくともここは１年でも２年でも早く、できれば通してあげたらという気がいたします。

本当に、メーンはここの横断歩道のことも言いましたけども、このエリアの人はここ

を通ってますんで、ここは道幅狭い割にかなり車は飛ばします。これは完全にここができた段階で、想定されたやつがおくれ込んできているんで、その辺を念頭に置いていただければ、１年でも２年でも早い対応をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君）　　建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君）　　お答えいたします。

全体的な工期は先ほど言ったとおりになると思われます。ただ、全体工期としまして、部分開通、部分による通行をさす、道路として通行をさすということは、やはり安全面の確保、それと他機関、県警との協議などで難しい部分も多々あると思われます。

ただ、また仮歩道的な話になりますが、仮歩道的なことはどこかでは早いうちにしなければならないという認識は持っていますが、ただし通学路であるため、子供でもあるため、安全面であるため、工事の横を通すとかいうことは当然すべきではないと思っております。安全面の確保ができた上での話で進めていかなければならないと思います。また、全体工期につきましては、どうしても移転とかいう形があって時間を要することも確かですが、精いっぱいの努力はしていきたいと思っておりますので、また議員の皆様の御協力もよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　７番、利根健二君。

○７番（利根健二君）　　何か強い言葉で以上ですと来たんで、質問しづらいかなと。

自分が言ったように、確かにここだけを見れば歩行者通さんほうが、ここだけのエリアの安全を考えればそうなるがですけども、あくまでも交通安全というのは香美市全体であり、ここで言えばこのエリアの話ですので、そういった広い意味で、ここを通すことによってこの辺の交通安全が保たれれば、トータルでは子供のためにはなると思いますので、その辺をよく理解をしていただきたいと思います。

まだ、ここに推進工事でパイプを埋めるとか、いろいろ上下水道あるんで、資材置き場とかあるとは思いますが、可能な限りよろしくお願いをいたします。あと同僚議員も質問もありますので、詰めるのはそちらのほうにお任せをしまして、自分はこの辺で終わりたいと思います。よろしくお願いをいたします。

以上で終わります。

○議長（比与森光俊君）　　利根健二君の質問が終わりました。

次に、１６番、依光美代子さん。

○１６番（依光美代子君）　　おはようございます。１６番、香美市をよくする会の依光美代子です。通告に従って５項目について、一問一答方式で質問をいたします。

最初に、ごみ対策についてお尋ねをいたします。

ごみは毎日の生活の中で削減を意識しなければ増加するばかりとなります。近年、海のプラスチックごみによる海洋汚染の問題は国際的に議論をされております。毎日の生

活の中でペットボトルなどの使い捨てプラスチック製品の使用が大変増加しており、その処理が正しくされないまま海へ流出し、海洋汚染や生態系への悪影響が深刻な問題になっております。このことに対し環境省はやっと重い腰を上げ、プラスチック資源循環戦略に使い捨てプラスチックごみの排出量の２０３０年度までに２５％削減を盛り込みました。今後はこの問題について、国際協力により解決に向けて、プラスチックごみ汚染の実態解明や削減対策などの解決策を、国には積極的に取り組んでほしいと考えます。

このプラスチックごみ削減は待ったなしの問題です。国は国として積極的に解決策に取り組んでもらい、私たちとしても身近にできることからプラスチックごみ削減の取り組みを一歩でも前に進めることが大事だと思います。

この問題について、昨年１０月議会で同僚議員が質問し、市はこの対策としてごみの３Ｒ、リデュース、リユース、リサイクルの３Ｒから、リフューズ、断ることを追加して、４Ｒとして取り組みを推進するとの答弁でした。今回、住民以外に職員への取り組みもあわせて質問しますのも、この問題を職員が率先して実行することで、市民の理解も得られやすいと考えたからです。

平成３０年度、住民や職員に対してどのようなリフューズの取り組みをしてきたのか、お尋ねをいたします。

○議長（比与森光俊君）　環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君）　お答えいたします。

初めに、市民への取り組みにつきましては、買い物をした際にレジ袋を断り、レジ袋の削減によるごみの減量化や温室効果ガスの排出抑制を目的としたマイバッグキャンペーンへの参加をホームページにて周知いたしました。また、高知工科大学学園祭での地球温暖化防止啓発イベントにおいて、パネル展示による啓発活動を行いました。

また、市職員を対象とした取り組みといたしましては、マイバッグキャンペーンに担当課として参加をいたしました。ただ、その他の職員への啓発や情報発信が不十分であったことで、盛り上がりを欠く結果となりました。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　１６番、依光美代子さん。

○１６番（依光美代子君）　マイバッグキャンペーンをされたということで、その啓発が少なかったということでございました。

せっかくこのマイバッグキャンペーンをやってるのに、ホームページだけだったらなかなか見てる人って本当に一部、限られてると思うがです。それと、学園祭で啓発のコーナーへ来る方はやっぱり環境問題に関心ある人が多いと思うんです。そういう方は本当に気をつけてやっておると思うがですよね。

職員さんに対しても担当課だけだったということで、非常に残念に思うんですが、議会でもいつも答弁、積極的に前向きに取り組みたいとかよくそうやって言ってくださる、そのマンパワー不足もあるんでしょうが、ぜひこれをしようと思ったら、それを実施す

るためには、これまでに事業の達成に向けてどういう行動をするかとかいうことを、計画性を持ってスケジュール管理、そういうことができておれば、もっとスムーズに進んでいくのではないかと思います。きっと日々の、目先のことに追われて先延ばし先延ばしになっているのではないかということを少し心配しますが、余りそういうことが発信も十分にできてない、そのできない理由が何なのかというのは理解できているでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（比与森光俊君）　　環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君）　　依光議員のおっしゃるとおり、マンパワー不足もありますし、目先の業務に追われて、例えば職員の皆さんへの協力の周知を怠ったということもあります。環境行政、御存じのとおりいろいろ課題がありまして、それに職員も一丸となって取り組んでおりますが、なかなか全てにおいて満足のいくことができてないと。これにつきましては、最後の質問の総括でも改めて述べさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１６番、依光美代子さん。

○１６番（依光美代子君）　　本当に大変な中やられているのはよく承知しております。だけど、こういった問題こそ身近な生活の中でできることですので、住民への周知より先に職員の協力を得る。そして職員みずからが率先して取り組みを進めることで、市民の模範となり、住民をその気にさせることができると思います。現在の環境班においては本当に少ない人数で孤軍奮闘しており、マンパワー不足も心配するものです。

そこで、副市長にお尋ねをいたします。

副市長は以前、まちづくり推進課で環境班と一緒に取り組みを推進してきた実績がございます。副市長が環境班にかわって、市役所の組織内のことですので、全職員を動かし協力を得るには、副市長の力が大変重要となってきます。それで、以前にも環境班で一緒に取り組みを推進してきた実績もございますので、環境班にかわって陣頭指揮をとって、職員がリフューズ運動の旗振り役として、職員一丸となっての取り組みの推進ができないものでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（比与森光俊君）　　副市長、今田博明君。

○副市長（今田博明君）　　それでは、お答えをいたします。

確かにごみ問題、私も担当課長のときから取り組んできたところでございまして、私自身もマイバッグを持ちまして日ごろの買い物はさせていただいておるところもございます。

レジ袋については、これから先のことになるんですが、有料化という問題も出てきておりますので、例えば行政だけでなく、市民の中でもこれからマイバッグという形が一歩前進をしていくのではないか、そのようにも思うところでございます。

その中で、さまざまな検討はしていかなければなりませんけれども、行政が主導して、

タイミング的には今がいいのかもしれませんので、マイバッグ等を推進するということの何か取り組み事例ができれば、自分のほうからも提案をさせていただきまして、ごみの減量化につながるような取り組みを進めていきたいと思いますので、またよろしくお願い申し上げます。

○議長（比与森光俊君）　　１６番、依光美代子さん。

○１６番（依光美代子君）　　大変心強い御答弁いただきました。本当に副市長が環境班のとき、まちづくり推進課のとき、環境のことに全力で走っていろんな取り組みをしてくださったことを思い出します。

今、マイバッグを持って買い物してるということで感心をしたことですが、ある職員さんが数年前です。スーパーで会うて、マイバッグ持ってくれてるがやねと言うたら、いや、依光議員に怒られるきやということで、いや、私怒ってないよというけど、そうして職員さんが意識持ってくれることがすごく大事ながよねってお話をさせてもらったことですが、やはり職員が率先していろんなことを取り組み市民の模範になる、そのことが運動をますます推進していくことになりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移らさせていただきます。

平成３０年度より容器包装プラスチックの回収を月２回から毎週に変更しました。平成２９年度のプラスチックごみ収集量との比較はどのように変化をしたのか、お尋ねをいたします。

○議長（比与森光俊君）　　環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君）　　お答えいたします。

容器包装プラスチックの収集量につきましては、平成２９年度から平成３０年度において若干の増加となっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１６番、依光美代子さん。

○１６番（依光美代子君）　　若干の増加ってどれぐらいかなというのをちょっと知りたいと思ったんですが、その数字は、お願いします。

○議長（比与森光俊君）　　環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君）　　お答えいたします。

収集回数の変更につきましては、平成３０年４月からのため、平成２９年度の４月分から１月分の合計と、平成３０年度の４月分から１月分の合計で比較をしております。平成２９年度と単純に比較した場合、香美市全体で約８．９トン増加となっております。増加した要因につきましては、今後分析をしていく必要があるかと思われます。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１６番、依光美代子さん。

○１６番（依光美代子君）　　従来からするとぐっとふえましたね。回収を月２回から

毎週に変更したのは、やっぱりプラスチックごみが増加しているので、それに対応するために住民サービスの充実ということで始めたのでしょうか。

○議長（比与森光俊君）　　環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君）　　そのとおりであります。

○議長（比与森光俊君）　　１６番、依光美代子さん。

○１６番（依光美代子君）　　ふえるから、それに対して対応していくということもとても大事なことだと思いますが、少しこの環境問題にはあれが必要やないかなということを思うがです。ふえるから回数の頻度を上げていくのではなく、やっぱりプラスチックごみ削減にいかに取り組んでいくか、そういうことが先になるのではないでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（比与森光俊君）　　環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君）　　依光議員のおっしゃるとおり、回収の回数をふやすということも必要であり、市民の方へ協力をお願いする上で、やっぱり情報、啓発は重要になってくると思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１６番、依光美代子さん。

○１６番（依光美代子君）　　それでは、次の質問に移ります。

プラスチックごみ削減やごみ減量対策について、以前より私も同僚議員も具体的に提案しています。いつも協議会や３市の会へ提案し、３市と連携して取り組みを検討していきたいと答弁がありました。その後どのように協議したかについてお尋ねをいたします。

○議長（比与森光俊君）　　環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君）　　お答えいたします。

ごみの削減や市民への周知方法について、地球温暖化対策地域協議会において議論し、１人当たりにかかるごみの処理費用やごみの量や正しいごみの分別方法などをわかりやすくお知らせをし、ごみに対する意識を持ってもらうことが必要ではないかとの意見が出され、その結果を踏まえ、広報誌及びホームページへごみ収集量と処理費用について掲載しています。

また、香南清掃組合関係自治体で構成する高知県中央東部地区環境行政連絡協議会におきましては、ごみを正しく分別し、リサイクルへ回せるものはリサイクルへ回すといった意識が重要であるとの意見が出されました。

現在のごみ袋は、平成２４年度以前と比較して厚みを薄くし、簡易包装とすることで、ごみの排出削減と環境負荷の低減を図るなど行政も努力をしております。そういったことも含めて、情報発信していくことは重要であると考えております。

また、高知県市町村環境行政連絡協議会においても、ごみの減量化の啓発について議題となり、各自治体の取り組みについて報告があり、今後の参考にしていきたいと考え

ております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１６番、依光美代子さん。

○１６番（依光美代子君）　　地球温暖化対策地域協議会でプラスチックごみやごみ削減対策について意見をいただいて、今月号の広報にはとてもわかりやすい広報ができておると思います。前年度と比べての排出量が７２トン増加したこと、それと市民１人当たりの排出量と経費を掲げること、それはとってもごみに対して理解しやすい表現と思います。それは私も６月議会でも提案させてもらって、そういうことが採用されたかなと思いながら見たことでした。

ぜひそこにもう一個つけ加えていただけたら、前年度と比較すると、１人当たりの経費がこれぐらい増加してますということを書かれると、自分たちの出したごみがふえるとこんなに経費が変わってくるなという、その比較が一目でわかると思いますので、ぜひまたそういうことにももう一工夫を加えるようお願いいたします。

それと、プラスチックごみの削減についての議論はなかったんでしょうか。そこへの３市で協力してというような、以前に答弁があったんですが。

○議長（比与森光俊君）　　環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君）　　お答えいたします。

３市の協議会の中においては議題としては上がっておりませんでしたが、その会の後の雑談の中では、プラスチックごみに対する取り組みについての話がございました。今後、そのプラスチックごみへの取り組みについては、新たな議題として取り上げていきたいとは考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１６番、依光美代子さん。

○１６番（依光美代子君）　　ぜひよろしくお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移らさせていただきます。

ごみ減量対策は永遠のテーマであります。ポイントを絞った取り組みが重要と考えます。少ない人数で大変な思いをなさってるので、やはり目標を掲げたときに、少ない人数でどうしてもこなさなければいけない。だから、そこに計画性というか目標を定めたら、その目標を達成するため、いつ何をどのように進めていくかというＰＤＣＡサイクル、こういうことを確実にしていくと、そういう実行がもっとスムーズにいきはしないだろうかということも少し心配をするところです。平成３１年度の取り組みについて見解をお尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君）　　環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君）　　お答えいたします。

本年度の取り組みを振り返り、できたこと、できなかったことを整理し、今後どうすれば目的を達成するのか、来年度に向けて検討していきたいと考えております。

○議長（比与森光俊君）　　１６番、依光美代子さん。

○１６番（依光美代子君）　　来年度に向けて、ぜひそこの課題をきちっと押さえることがまた一歩も二歩も前進していけれると思いますので、少ない中でやられて大変な思いをされてると思いますが、それをきちっと３月中にすることで、４月の新しい年が迎えられますので、ぜひそれをお願い申し上げ、次の質問に移りたいと思います。

２番目に、子育て支援についてお尋ねをいたします。

皇位継承に伴う４月末からの１０連休の保育園、放課後児童クラブの利用者への対応について、昨日同僚議員から同じ質問があったと思います。

私は昨年よりファミリー・サポート・センターの援助会員として、夕方からや年末にお子さんを時々預かっております。その保護者の方は、この１０連休のことに大変不安を抱いております。この１０連休全て仕事が休みという保護者は一握りだと思います。

昨日の答弁によると、保育園については検討しているということでしたが、どのように検討していますか。あわせて、保護者へのニーズ調査はしないのでしょうか。また、放課後児童クラブにおいては指定管理者の決めることのような答弁だったと思います。市の責任において指定管理者に委託をしているのですから、おのずから市がこの１０連休の対応について方向性を決め、指定管理者と協議すべきと違いますか。協議をしての結果ですか。

以上、お尋ねをいたします。

○議長（比与森光俊君）　　教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君）　　お答えいたします。

昨日の萩野議員への答弁と同じになりますが、保育園についてはこれから検討するということで、まだ中身については全然決まっておりません。それと、放課後児童クラブにつきましては、指定管理者が判断するというふうな答弁させていただきました。指定管理者が決定されておりませんので、決定されましたら、話し合いといいますかお話を伺うことは可能だと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１６番、依光美代子さん。

○１６番（依光美代子君）　　検討しているのではなく、これから検討するのですか、保育所の対応について。それと、ニーズ調査、利用者の１０連休に対しての調査はしないのでしょうか。そして、指定管理者の判断によるということですが、指定管理者が決まったら向こうから話があるということですが、そうではなくて、やはりこうして議会のほうからも意見が出てる、議会いうのは市民の声を聞いてこうして質疑をしてるのであって、そういう声があれば、やはり市としてこの１０連休の対応をどうするかをある程度方向性を決めて協議すべきこととは違いますか。

○議長（比与森光俊君）　　教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君）　　お答えいたします。

保育園につきましては、今いろいろ情報を集めておるところでありますが、放課後児童クラブにつきましても、それとニーズ調査でありますけれど、現時点でのニーズ調査は考えておりませんが、もし開所するとかいうことになれば、どういった方が利用されるのか、どれだけの人数が利用されるのかといった調査は必要になるかと思います。児童クラブの指定管理者につきましては、本議会で御決定いただくことになりますので、それが終わりましたら協議はしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　１６番、依光美代子さん。

○１６番（依光美代子君）　今いろいろ情報を集めているということですが、あけることになれば人数を聞くということですが、そういう困った人がたくさんおられるという状況なんですが、情報を集めているということは、近隣の市町村の情報を集めているということでしょうか。

○議長（比与森光俊君）　教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君）　そういったことも含めての情報を集めておるというところです。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　１６番、依光美代子さん。

○１６番（依光美代子君）　この香美市の対応で非常に残念なことがあります。ここ数年ますます多いんですが、よく近隣の市町村の様子を見てから検討するという答弁がございます。たびたび出てくるんですが、執行部の皆さんも少し聞いてください。これは担当課だけの問題ではないと思うがです。全体的に何かがあれば近隣の市町村の様子を見て、よそがやるんだったらうちもちょっと検討してみようかという状態が多々あります。香美市はいつも他市と比べて横並び、もしくは他市より一歩おくれということが香美市の現状でございます。

皆さんは市役所で仕事をしていて、それで満足しておられますか。仕事のやりがいを感じておられますか。市役所とは市民に役に立つところであり、市民サービスの最大拠点であるべきことが基本ではないでしょうか。市民の要望にいかに近づける工夫をする立場ではないでしょうか。近隣の市町村の様子を見るのではなく、他市より一歩でも前に出て仕事をしたいと思いませんか。

我がまちの子育て支援について、今月号の広報に大きく子育て支援のことを取り上げております。これ（資料を示しながら説明）、今月号ですよね。今月号に香美市の子育て支援ということで大々的に取り上げて、子育て支援を香美市はよくやっているということでアピールをしております。

左のほうに、少し読まさせていただきます。子育てに関する気になる数字というところで、出生率のことを書いておられます。「人口減少を食い止めるためには、出生数を増やすことが求められ、そのためには、子育てしやすい環境づくりが必要となりま

す。」。その下には、転入超過数が多かった四国の市町村、２０１８年のことが書かれております。２０１８年は、香美市が四国内で最も転入超過者が多くありました。転入者から転出者を引いた数、それが四国内で一番多かったということで、「これは、地震や津波に強い地理的条件、移住定住施策の充実などがありますが、子育て支援の充実が一つの大きな要因になっていると考えられます。」、ここにも子育て支援の充実が香美市の売りだよということが書かれています。

これは、ここに書くだけですか。この１０連休に保育所を開所することに対し、政府は子供の受け入れ人数に応じて運営費を加算をするよう検討しており、そして子育て世代の負担を少しでも和らげようとしております。ぜひ他市よりいち早く対応して、子育て世代の利用者に、広報にも書かれているように、香美市で安心して子育てしながら働き続けられる支援が必要だと思います。どこか一保育園でも受け入れができないか、再度お尋ねをいたします。

○議長（比与森光俊君）　　教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君）　　お答えいたします。

子育て支援ということで言えば、依光議員が会員になっていただいているファミリー・サポート・センター等についても県下では早期に取り組んできたと考えております。保育園の連休につきましては、１０連休でなくて実際は９連休、保育所、児童クラブの場合は９連休になりますけれども、そういった１カ所でもということでもありますけれども、そういったことも含めて今は検討中、職員の体制とか財源の問題もありますので、そこも含めて検討させていただいておるというところです。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１６番、依光美代子さん。

○１６番（依光美代子君）　　ぜひ早目に検討をお願いします。ファミリー・サポート・センターも香美市は早くしたということでしたが、香南市よりおくれております。香南市がやる前から私は言ってきましたけど、近隣の市町村を見てということでございました。

それでは、次の質問に移らさせていただきます。片地川へ水門の設置ができないかについてお尋ねをいたします。

昨年７月の西日本豪雨では、本市でも多くの被害が発生しました。特に物部川は観測史上まれに見る水位まで増水し、加茂地区では一部氾濫をしました。この堤防は増水したとき、農地を遊水地として人家への被害を少なくする仕組みにはなっております。しかし、その地域へ人家がふえてきております。また、物部川が増水すると片地川へ水が逆流して流れなくなります。以前の’９８豪雨の被害はこれが原因で発生したものです。近年の異常気象による豪雨が再び起きるのではないかと大変、地域住民は不安を抱いております。

片地川の河口部に水門など何らかの対策が急がれます。県や国の３者で話し合う必要

があるのではないですか、見解をお聞きいたします。

○議長（比与森光俊君）　　建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君）　　お答えいたします。

近年の異常気象から、当然、雨量及び水位等の変化状態から甚大な被害が起こる可能性は認識しています。また、７月豪雨では、県永瀬ダムの懸命な流量調整により、あわせ国土交通省による下ノ村引堤事業により、築堤の幅などの技術的な基準を満たした堤防が整備されていたこともあり、水位低減効果が発揮されて、国・県には感謝しています。

一級河川物部川一支県管理片地川の氾濫については、堤防による防御を想定しており、本線物部川からの逆流防止の水門等については、片地川堤外地水位が上昇しての、堤防等決壊による浸水被害も想定されるため、計画はないとのことです。

そのため、現在、片地川の河道整備、土砂掘削及び樹木伐採を計画しています。本年度は約１，５００立方メートルの河道の掘削を計画しており、市としては引き続いての実施要望をしていきたいと思っております。

また、他課の担当となりますが、国・県・市（流域３市）が連携し設置している物部川大規模氾濫に関する減災対策協議会などで、議論を重ねているハード・ソフトが一体となった取り組みについても計画的に推進しています。特にうちの課ではハード面、治水対策ということになりますが、国においては、平成３０年１２月１４日付で防災・減災、国土強靭化のための３か年緊急対策が閣議決定され、本年度補正及び来年度からの予算対応にて実施となっています。

河川整備については、計画的で継続的な実施でないと成果が見えてきません。今後も今以上、関係機関及び関係自治体と情報共有を図りながら、早期実施に向け要望し、流域に恵みをもたらし、人々の誇りでもあり、住民の生命・財産を守り、人々に愛される物部川・片地川であるように引き続き取り組んでいきたいと思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１６番、依光美代子さん。

○１６番（依光美代子君）　　ぜひ引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移らさせていただきます。鍛冶屋の学校についてお尋ねをいたします。

鍛冶屋の学校の開設に向け準備が着々と進んでいると思います。伝統産業の継承はとても大事なことですが、運営・事務管理などの収支に不安材料が多く、大変心配です。そして、関係者が本当に一丸となって鍛冶屋の学校を開設したいという意気込みや熱意を感じることができません。このままスタートして本当に大丈夫でしょうか。以下、お尋ねをいたします。

最初に、鍛冶屋の学校建設に向けて、検討委員会はどれぐらいの頻度で開催して、出

席者数は何名、そして内容についてお尋ねをいたします。

○議長（比与森光俊君）　　商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君）　　依光議員の御質問にお答えいたします。

当事業は、（仮称）鍛冶屋の学校検討委員会と称して委員会を立ち上げ、協議を行ってまいりました。委員会への参加者は、検討委員としまして土佐刃物連合協同組合の理事７名と事務局１名の合計８名で、その他にオブザーバーとして行政関係者等が出席をしております。

平成３０年度の委員会につきましては、８回開催をしておりまして、詳細について説明をします。

４月１６日、参加委員が７名、オブザーバー８名、内容としまして、ものづくり会議で協議をしてきました結果と、（仮称）鍛冶屋の学校のこれからのスケジュール案等について協議をしました。

続きまして、５月２９日、参加委員６名、オブザーバー９名、内容としまして、講師陣と鍛冶屋バンク、学校のカリキュラム、施設に配置します設備等について協議を持ちました。

６月１８日、委員６名、オブザーバー９名で、当事業の事業主体について、また今後の事業の進め方について意思統一をするとともに、国へ提出する計画等について協議を持ちました。

７月には３１日に委員６名、オブザーバー１０名で、今後のスケジュール等について検討を行いまして、平成３１年１０月開校を最終リミットとして決定をしました。

１１月６日、委員５名、オブザーバー９名で、兵庫県豊岡市の事例を先進地事例としまして取り組みの説明を受けたところです。

年明けまして、１月１５日、委員７名、オブザーバー５名で、今まで仮称としておりましたところの施設の正式名称案の確定と、研修生の募集案内について確認を持ちました。また、鍛冶屋の学校検討委員会を運営委員会と名称を変更しまして、委員を１１名体制としてございます。

１月２３日には、委員５名、オブザーバー３名で、学校のカリキュラム及び募集要項等について協議を持ちました。

２月には１４日、運営委員９名で年間カリキュラムと鍛造機械について協議を持ったところでございます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君）　　１６番、依光美代子さん。

○１６番（依光美代子君）　　委員さんの数よりどちらかというとオブザーバーの方が熱心に来てくれたという状況がよくわかりました。

それでは、次の質問に移らさせていただきます。②です。

鍛冶屋の学校運営のための広域連携について、関係自治体への協力を検討したいとい

う説明でしたが、その後どのように話し合われたでしょうか。その後の話し合いの結果についてお尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君）　　商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君）　　お答えいたします。

関係自治体に対する広域連携につきましては、事業主体の土佐刃物連合協同組合が昨年１２月に当事業に対する支援について、関係自治体に説明に伺ったところでございます。現時点で確定しているものはございませんが、今後も関係自治体に連携への協力を求めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１６番、依光美代子さん。

○１６番（依光美代子君）　　説明に伺ったときに今後も協力を求めていくということですが、感触はどうでしたか。

○議長（比与森光俊君）　　商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君）　　現時点での感触では、まだ検討中であるとか、ちょっと困難といったことも聞こえております。これからまた施設の建設自体が始まってまいります。動きが一定見えてきた段階で、また協力をお願いしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１６番、依光美代子さん。

○１６番（依光美代子君）　　ぜひ引き続いて協力を求めていってください。

それでは、次の質問に移ります。

学校であれば必ず学校長が必要です。誰を校長に決定するかにより、入学生や経営においても重要となります。校長は決まりましたか。そして、講師には伝統工芸士や土佐の匠の方などが講師を務めるのですか。あわせてお尋ねをいたします。

○議長（比与森光俊君）　　商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君）　　お答えいたします。

学校長につきましては、組合の理事もしくは相談役から決めるということになってございます。この春の総会における役員改選後に決定となる見込みでございます。また、講師陣につきましては、２月に新たに３名の方が加わりまして、現在４１名に講師としての承諾を得ております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１６番、依光美代子さん。

○１６番（依光美代子君）　　校長先生はまだということで、理事、相談役の中からということで、春の総会役員改選後でということですが、募集はいつからかけるんです。募集のときに校長がいなかったらとちょっと心配するんですが。入学生の募集はいつからかけるようになってます。

○議長（比与森光俊君）　　商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君）　　今現在、詳細なところはあれなんですが、聞きましたところ、募集案内ですとか要項について、それからカリキュラム等についてもほぼ完成しております。要項につきましては、今時点で学校の工事着工にもなっておりませんので、ある一定のところからホームページ等へ掲載していくというふうに聞いております。大体春になってからというふうな感触で捉えております。

それから、校長の話につきましても、５月の総会以降の決定になろうと聞いております。

○議長（比与森光俊君）　　１６番、依光美代子さん。

○１６番（依光美代子君）　　５月の総会以降ということですが、少し心配をするんですが、工事もまだ始まってないし、１０月に開校予定ということですが、本当に大丈夫でしょうか。それと、校長が決まると校長への報酬は要るのでしょうか、要らないのでしょうか。

○議長（比与森光俊君）　　商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君）　　お答えいたします。

まず、学校の開校ということでございますけども、県のほうへ申請をしております手続も一定進んでおりまして、建築確認につきましても、もう間もなくおりるというふうに聞いております。工事の入札につきましても、３月の中旬あたりに用意をしておりまして、契約後に予定どおりの計画で進んでいくものと考えております。

それから、校長の報酬等については、今ちょっと私のほうでは聞いてはおりません。

○議長（比与森光俊君）　　１６番、依光美代子さん。

○１６番（依光美代子君）　　無報酬というわけにはいかないと思うがですよ。そうすると、またそこへ経費が積み重なってくるから、そういうこともやはり早目早目にやってないと、これ以上赤字で継ぎ足し継ぎ足しの状況でスタートになると、なかなか維持をしていくことが厳しくなるのではないかということを少し心配をします。それで、ぜひ早目に、５月以降になるというけど、募集をかけるときに、やっぱり学校の校長というのは必要だと思いますけれど。

それと、学校での教えるカリキュラムも決まっているということですが、学校で教えるのは、もともとの鉄からたたいてやる分なのか、利器材を使った加工技術から教えるのですか。そして、現在、本市の状況では鎌をつくっても仕上げ工が少なくて大変苦慮しているということを聞いております。この２年間で仕上げまで教えることができますか。お尋ねをいたします。

○議長（比与森光俊君）　　依光議員、ちょっと通告外の質問になりかけてますので、御注意ください。

商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君）　　お答えいたします。

先ほど１つ前の答弁の補足ですが、去年の１２月にお示ししました学校運営の収支の中で、人件費につきましては事務局の２名の人件費が上がっておりましたので、そのあたりで人件費は考えております。ですので、学校長の報酬はあの中には入っていなかったというふうに考えております。

それから、カリキュラムのほうでございますが、まず入校しまして、１年生に対してのカリキュラムはもうできておるというふうに伺っております。その中で、座学から始まりまして、順次熱処理、それから利器材を使って品物をつくっていって、最終的には刃物をつくっていくと、そういう順序を経て進んでいくものと考えております。

○議長（比与森光俊君）　　１６番、依光美代子さん。

○１６番（依光美代子君）　　そこに校長に対しての報酬が要るか要らないかでまた大きく運営収支が違ってくると思いますので、ぜひ早目にそのことも踏まえて検討をお願いし、次の質問に移らさせていただきます。

鍛冶屋の学校の運営・事務管理などの収支説明によると、事務管理費について高知県が３分の１以内の新たな補助メニューを検討しているということでしたが、その後、補助金の決定はどのようになったのか、お尋ねをいたします。

○議長（比与森光俊君）　　商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君）　　お答えいたします。

昨年１２月の議員協議会で説明しました学校運営の事務管理等の収支案のとおり、平成３１年度につきましては、高知県が補助率３分の１、限度額１８０万円で予算要求を行っていただいておりまして、担当課である商工労働部工業振興課に問い合わせましたところ、内示は出ているとの連絡を受けております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１６番、依光美代子さん。

○１６番（依光美代子君）　　内示が出たということでほっとしました。この事務管理費への補助というのは、今後もずっと継続をされるものですか。

○議長（比与森光俊君）　　商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君）　　お答えします。

あくまでこれ確定しているものではございませんが、来年だけということではなくて、要求していっていただけるものというふうに伺っております。

○議長（比与森光俊君）　　１６番、依光美代子さん。

○１６番（依光美代子君）　　わかりました。

それでは、最後の質問に移らさせていただきます。ウッドプレゼント事業についてお尋ねをいたします。

昨年６月議会において、ウッドプレゼント事業の提案に対し、環境譲与税を活用し、事業実施に向け前向きに検討していきたいとの答弁でしたが、どのように前向きに検討したかを時系列の説明をお願いいたします。

○議長（比与森光俊君）　　農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君）　　ウッドプレゼント事業についてお答えいたします。

ウッドプレゼント事業に取り組むに当たり、昨年１０月に高知県木製品工業連合協同組合関係者を通じて情報収集を図るとともに、本年２月１日に高知市で開催されました木育推進セミナーに参加しております。また、同じく２月１６日に開催されました第６回木育サミットｉｎ徳島に参加し、情報収集をした職員もいます。木育サミットでは、取り組みやすい事業として、乳幼児のための木のスプーンづくりの紹介も受けております。今後は、設置を予定する香美市未来の森づくり委員会の専門部会で、ウッドスタート宣言も含め研究・協議を進め、早期の実施を目指していきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１６番、依光美代子さん。

○１６番（依光美代子君）　　１０月、２月と情報収集に行ってきたと、サミットに参加したとかいうことですが、せっかく森林環境譲与税が使えるということで、６月からでは半年もあるのに、もっと積極的に検討できなかったかなと非常に残念です。他市でかかわっている積み木の加工、製品化してるのは我がまちの業者さんです。その方もせっかく地元におり、それで、今、香美市が取り入れると、本当に香美市ならではの独自性が出せると思ったがですよね。

今、他市がやってるのはよその木も使ってるということで、香美市であれば本当に地元にたくさん材料があり、そして地元工房でデザインやカットを行い、そして木の角にやすりをかけるのを、福祉事務所というか福祉障害施設が行って、そして材料から加工まで香美市で行うことで、地域の活性化、香美市の林業の再生にもつながっていく。そういうことが少しでも早く、先ほど課長が少しでも早く取り組みを進めたいということで、本当に何か香美市の目玉になるように、よそより先駆けて、さすが香美市というような取り組みを進めていただきたいと思います。

そのためにも、先ほども申し上げたように、本当に皆さんが大変な中でお仕事やられているのわかります。だけど、その目標を達成しようと思えば、いつごろに達成すると、その年度、日をおおよそ決めて、そこから逆算してやっていく、そういうことをＰＤＣＡサイクル、これをきちっとやっていくことで確実にいろんな事業が動いていくと思うんですけど、その辺についても、そしたら、その新しい森の事業の中でこのことを検討していくというふうになるんでしょうか。

○議長（比与森光俊君）　　農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君）　　議員がおっしゃいますように、市産材を使って市の中で産業が成り立っていくというのはもちろん重要なことだと考えております。この委員会の中には専門部会等も含めまして木材生産者、加工業者等の方にも御参加いただく予定ですので、その方々の意見を取り入れながら事業を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１６番、依光美代子さん。

○１６番（依光美代子君）　　ぜひその委員会のときに、子供たちからこんな提案があったと、それにはどうすれば実現できるかを皆さんの意見をいただいて、ぜひいい形で実現できるようお願い申し上げ、私の質問を以上で終わります。

○議長（比与森光俊君）　　依光美代子さんの質問が終わりました。

１０時５０分まで休憩します。

（午前１０時３６分　休憩）

（午前１０時４９分　再開）

○議長（比与森光俊君）　　正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

１３番、山﨑龍太郎君。

○１３番（山﨑龍太郎君）　　１３番、山﨑龍太郎です。通告に従い順次質問いたします。一問一答であります。

最初に、市営住宅の入居条件についてであります。

公営住宅の制度趣旨は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としております。これは公営住宅法の第１条です。

このような性格を持つ公営住宅に入居する際に、連帯保証人を必ず必要とすることは、制度の趣旨にも反することになり、公営住宅法にも規定されておりません。この点を基本に据えつつ、本市の市営住宅入居申込者、入居者等の状況を踏まえ、お尋ねしていくところです。

さて、市営住宅使用料の滞納問題については、行財政改革推進特別委員会にて審査を始めたころには、多額の滞納を抱え、滞納整理のシステムすら確立されておらず、数年にわたる滞納を放置した状況もございました。たび重なる提言もしてきたところです。その結果、関係各課の事務改善、努力もあり、一定の到達を見たところです。

そこで伺います。①です。

現年分の住宅使用料の徴収状況はいかがでしょうか、お尋ねします。

○議長（比与森光俊君）　　管財課長、秋月建樹君。

○管財課長（秋月建樹君）　　山﨑龍太郎議員の御質問にお答えいたします。

平成３１年２月末時点の徴収率は８３．６７％、前年同月が８３．０６％です。また、前年度の現年の徴収率は９８．９９％で、今年度の現年の徴収率は９９％を見込んでおります。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１３番、山﨑龍太郎君。

○１３番（山﨑龍太郎君）　　現状、２月の末の現時点では８３％云々ということで、今年度見込みは９９％、昨年も９９％弱ということで、ほとんど現年分については徴収できているという認識でよろしいのか、再度確認します。

○議長（比与森光俊君）　　管財課長、秋月建樹君。

○管財課長（秋月建樹君）　　そのとおりでございます。

○議長（比与森光俊君）　　１３番、山﨑龍太郎君。

○１３番（山﨑龍太郎君）　　次に移ります。②です。

滞納に至るには原因があります。支払いができていない場合、督促をかけて反応があれば入居者の状況確認、放置の場合は債務者への接触、改善が図られない場合は連帯保証人へ、そして３カ月以上滞納することによって明け渡し請求へと進んでいくと私は認識しておりますが、そのように現状は行われているのか、お尋ねします。また、あわせて、現在、連帯保証人に請求しているケースはあるのか、お尋ねします。

○議長（比与森光俊君）　　税務収納課長、公文　薫さん。

○税務収納課長（公文　薫君）　　山﨑議員の御質問にお答えいたします。

滞納整理の手順につきましては、先ほど議員もおっしゃられたとおりですが、まず督促が２枚出るか、納期を２カ月以上過ぎている入居者に対して、翌月５日までに催告書を送付します。次に、督促が３枚になった翌月５日までに再度本人に催告書を送付するとともに、連帯保証人にも入居者への納付指導等をお願いする文書を送付しています。それでも支払いがない場合、管財課に報告し、管財課から明け渡し請求をしています。現在、今述べました滞納整理の手順どおりに行っており、平成３０年度につきましては、２月末現在、明け渡し請求を５件送付しましたが、全員完納しております。また、現在、連帯保証人に請求しているケースはありません。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１３番、山﨑龍太郎君。

○１３番（山﨑龍太郎君）　　催告書の送付が抜かっておりました。私の認識がちょっと間違っていました。

連帯保証人に請求しているケースはないということで、実際のところは連帯保証人に納付の指導をしてくれというお願いはするけれども、実際のところはそれだけで、明け渡し請求までは５件至ったけれども完納してくれたということは、一定明け渡し請求を出すということによって、未然に滞納を防げているという認識でよろしいでしょうか。

○議長（比与森光俊君）　　税務収納課長、公文　薫さん。

○税務収納課長（公文　薫君）　　議員のおっしゃるとおりだと思います。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１３番、山﨑龍太郎君。

○１３番（山﨑龍太郎君）　　次に移ります。③です。

市営住宅入居者選考委員会は、以前よりシステムも変わり、申し込み条件がクリアし

ておれば、くじを引いてもらうように変わったと思いますが、選考における課題等はないのかお尋ねします。

○議長（比与森光俊君）　管財課長、秋月建樹君。

○管財課長（秋月建樹君）　入居者選考委員会では、申込者の住宅に困窮している理由や世帯状況、所得、生活状況などを事務局が説明し、入居資格について判定していただいております。現在、選考委員会は滞りなく審議や入居資格の判定ができており、選考委員の方々から改善等の御意見も出てきておりませんので、課題につきましては特にないものと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　１３番、山﨑龍太郎君。

○１３番（山﨑龍太郎君）　いい方向だと思いますが、くじは引いてるんですね、実際のところは。よく県営住宅なんかでは困窮度によってくじを引く回数を変えるとかいうふうなことを聞いたことがございますが、そういう手法はとってなく１回皆さんが引いて、補欠の人、入居者の人を決めるということでよろしいのか。

○議長（比与森光俊君）　管財課長、秋月建樹君。

○管財課長（秋月建樹君）　入居資格に当たりまして優遇措置をとっておりますけれども、困窮度によっては優遇措置はとっておりません。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　１３番、山﨑龍太郎君。

○１３番（山﨑龍太郎君）　ちょっと、入居資格の優遇措置について詳しく。

○議長（比与森光俊君）　管財課長、秋月建樹君。

○管財課長（秋月建樹君）　一般の入居資格のある方は、簡単に言うと１回引けるということになります。優遇措置のある方というか要件が７つありまして、高齢者世帯、これは６０歳以上なんですが、それと障害者世帯、著しく所得の低い世帯、母子家庭・父子世帯、小さな子供のいる世帯や多子世帯の住宅困窮度の高い子育て世帯、６番目にＤＶ被害世帯、７番目に引揚者世帯ということで、その方は２回引けるという形になっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　１３番、山﨑龍太郎君。

○１３番（山﨑龍太郎君）　わかりました。そういうふうにいろいろ困窮度というか、優遇措置に従って順調に選考委員会は図られているということで、次に移ります。

④です。

以前の行革の審査で、平成１５年の公営住宅管理に関する研究会において、定期借家制度の導入を検討すべきとの指摘から、期間を決めて契約更新することは入居基準の定期的なチェックにも有効との当時の課長の認識で、事務量はふえるがメリットもあり、検討の余地はあるとのことでありました。研究は行ったのか、お尋ねします。

○議長（比与森光俊君）　　管財課長、秋月建樹君。

○管財課長（秋月建樹君）　　定期借家契約とは、原則、契約で定めた期間が満了すると退去しなければならない契約であると認識しております。民間の賃借物件では、定期借家契約により貸し主が契約期間を自由に決めることができ、借り主の希望に応じた短期契約ができたり、さまざまな事情で少しの間だけ物件を借りたいという方たちにとってはメリットがありますが、公営住宅は、健康で文化的な生活を営むための住宅をセーフティーネットとして住宅に困窮する低所得者に供給する意義があることから、公営住宅には定期借家契約はそぐわないと考えております。

一方で、入居時に請書を提出していただいておりますが、入居期間が長くなると、連帯保証人が死亡している事例や市外の方で高齢の方が連帯保証人になっている場合では、生存の可否が不明な事例があることから、今年度は連帯保証人の効率的な管理を行うべく、連帯保証人台帳を作成しています。来年度は、完成した台帳をもとに市内、市外の連帯保証人について調査を行い、新たに連帯保証人を設定していただく必要がある場合には、速やかに対応していきたいと考えております。

また、入居後に政令月収額を超え、収入超過者となった場合は、明け渡し努力義務が生じることから、当該入居者に通知しております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１３番、山﨑龍太郎君。

○１３番（山﨑龍太郎君）　　そぐわない、なじまないということで、前任の課長で研究するということを一定、課等の中でも話をしてそういう結論に至ったということでしょうが、それはよしとして、現在、連帯保証人の台帳も踏まえて、そちらの部分の整備等は行っていくということですが、これから言うことは、それをやめたらどうですかということですので、お聞きいただきたいと思います。

次に移ります。⑤です。

先ほど来の答弁から、本市市営住宅使用料の滞納問題については、連帯保証人の必要性はなく、入居者の責任において解決が図られております。そして、入居申込者はなかなか連帯保証人の確保が困難な状況の方々が多いと考えます。また、もう一点申し上げれば、過去の入居者で諸事情から保証人２人が担保されてなく、現在の入居者との公平性が保たれていない現状もございます。また、別の視点から申せば、平成３０年３月３０日付国土交通省住宅局長の通知では、公営住宅管理標準条例（案）の改正についてが来ております。これは課長も御承知のことと思います。

１つに、入居手続における保証人の連署する請書提出の義務づけを削除し、説明中に緊急時の連絡先の提出を新たに記載するとのことです。本件の趣旨は、民法改正にて従来連帯保証人による借り主の債務保証のみを規定していた標準契約書から、個人根保証契約に限度額の設定が要件化されました。具体的に言えば、連帯保証人になってくれる方に、例を挙げれば、あなたは１００万円を限度に連帯保証していただきますというこ

とにもなり得ます。ますます連帯保証人のなり手はないと私は考えます。また、契約書には原状回復や敷金返還の基本的ルールの明記も必要となってきます。

そこで伺います。このような状況もあり、岡山市では、敷金なし、連帯保証人なしで入居者募集が行われています。また、私は行財政改革の到達として、この時期に本市においても取り組むべきと考えますが、見解を伺います。

○議長（比与森光俊君）　管財課長、秋月建樹君。

○管財課長（秋月建樹君）　敷金については、行財政改革の取り組みの結果として、家賃の滞納は大幅に減少し、敷金と滞納家賃を相殺する事例はなくなっておりますが、公営住宅法第１８条において敷金を徴収することができると規定されており、賃借人の債務不履行があった場合、弁済に充当されることが約束されるもので、その担保の範囲は、家賃のほか故意、過失による市営住宅の滅失や毀損などに及びますので、今後も敷金の徴収は継続していきたいと考えております。

連帯保証人については、取り扱いを事業主体の判断に委ねられております。入居者の家賃債務の保証のほか、緊急時の連絡先、入居者が単身で亡くなった場合の遺留品等の撤去などを依頼するために、今のところ民法の改正、平成３２年４月などありますが、それも鑑みながら、連帯保証人の設定については決定していきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　１３番、山﨑龍太郎君。

○１３番（山﨑龍太郎君）　緊急時についてですわね、それは新しい請書をつくるにしても、緊急時の連絡先の提出を新たに記載するような項目も出てきますわね。それから、亡くなられたということがあって、家財の処分なんかをするということについては、別の手だてを私は考えれると思うんです。

１つ事例を挙げれば、高知市の社協のほうでは、これからあんしんサポート事業ということで、死後の事務を開始するということをやったりもしております。そういうことを参考にされれば、社協の中の生活相談センター香美なんかがそういう部分で事務を進めてもらえるというふうにも思うんですけども。

ちょっと１点伺いますが、連帯保証人が準備できてなくて入居に至らなかったケースとか、連帯保証人の用意できないので、極端に言うたら生活保護の方であっても、申し込みができないというふうなことを担当課にお話しされたこととか、聞き及んだことはないのか、お尋ねします。

○議長（比与森光俊君）　管財課長、秋月建樹君。

○管財課長（秋月建樹君）　管財課のほうに連帯保証人がいないということで申し込まれてないという方は把握できませんが、管財課のほうに連帯保証人がないので取り下げますといった方が、平成２８年度に１件だけ確認をしております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　１３番、山﨑龍太郎君。

○１３番（山﨑龍太郎君）　　私がいろいろ調べたところでは、やはり連帯保証人ということは、家族の方がおられた場合は渋々なり受けてもらえるときもあると思いますが、先ほど来言ったような根保証のことらが出てきたら、家族の方も嫌がるケースもあると思うんですわ。これで市の管財課として、どれだけのまた面倒な事務が出てくるかということも私は担当課長としてはおわかりと思います。

今の連帯保証の台帳を完備しても、それにきれいに２人ずつそろえていくというのは、私、至難のわざと思うんですよ。過去のことを、これは行政の事情もあって新しい黒土を建てかえるときにも、さまざまな事情ありましたわね、そのまま改善も図られず来てるという現状もございますわね。そこらとの公平性のことも考えたときには、生活に困窮してる方がスムーズに入居できて、滞納なくそこで生活が全うできて、また新しい展開も図れるというふうな状況をつくり上げるのが管財課の役割というふうに思います。そのために税務収納課なんかも滞納を生まないように努力もされてますし、連携できてると、これが行革の到達点なんですわ。最後の到達点というのはそこに置くべきと。また別の事務をふやしてやるんやったら、結局は滞納問題解決したけど、連帯保証はそのまま、敷金もそのまま、敷金については今回余り議論しようとは思ってないんですが、連帯保証人についてはそこのところをもっと、先ほど来出ているように、香美市が先頭に立ってもえいんじゃないですか。そういう部分では検討を促しますが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君）　　管財課長、秋月建樹君。

○管財課長（秋月建樹君）　　民法改正の根保証の件なんですけど、まず、議員さん１００万円とかおっしゃられてましたけど、公営住宅の家賃３カ月分といたしましては５万円から７万円ぐらい、１０万円を切るぐらいの金額になると思うんですけど、幾らになるかわからない連帯保証人よりは金額がわかってるほうが連帯保証人にはなりやすいんではないかという考えもありますが、国のほうからは、連帯保証人については要件から削除する方向でという先ほどの３０年３月３０日の文書も来ておりますので、またアンケートが、全国の市町村に国のほうがしておりまして、今のところ連帯保証人に関しては、検討中とか未定といった市町村がほとんど１００％な状態なわけでありまして、香美市といたしましても、国・県から指針があればそれをもとに検討をする、なければ香美市の実情に合わせて、入居者選考委員会でも審議して決定していきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１３番、山﨑龍太郎君。

○１３番（山﨑龍太郎君）　　アンケートも来てということですが、実際のところ香美市の今の成果品ですよね積み重ねてきた、このことの認識が課長は乏しいと私は思うんですわ。実際ここまでやってきたということに自負を持って、他市は市営住宅の使用料の滞納、大変なところもございますよ、それは連帯保証人をどうしても確保してないと

非常に心配だという、そういう現状はわかります。ただ、本市の現状を見たときには、明け渡し請求したら５件がやっぱり払ってくれて、退去したくないという意思表示をした、それまでにも管財課は接触はしてると思うんですけど。そういう現状を見たときに、先ほど課長は入居者選考委員会なんかでも検討するということを言われて、ぜひきれいな数字を出して検討していただきたいというふうに思いますが、この市営住宅入居者選考委員会設置規則第２条で、「入居者の選考に関し必要な事項について審議する。」と規定しておりますので、この件について委員会における検討を望みますが、いかがでしょうか、再度。

○議長（比与森光俊君）　　管財課長、秋月建樹君。

○管財課長（秋月建樹君）　　連帯保証人につきましては、家賃の債務といったことよりは緊急時の連絡先、入居者が単身で亡くなった場合の遺留品の撤去などについてのほうが重きをなしているのではないかと思っております。

それで、民法改正をにらんで、平成３１年中に何らかの指針があると思われますので、それを見てからの判断をして、入居者選考委員会に審議していきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１３番、山﨑龍太郎君。

○１３番（山﨑龍太郎君）　　何らかの指針と言いますが、実際、局長通知来てますわね。それはね、そういう条例案まで示して来てるわけですわ。それで岡山でやり始めてると、これは１つ例ですわ、その結果なんかも大事と思いますけれども。

現実問題、連帯保証人が緊急時の連絡先というがやったら、緊急時の連絡先の人を確保したらえいんですわ。先ほど額は小さいと言ったんですけど、根保証の分がね。これはうちが滞納事務がきれいにできてるから額が小さくて済むわけであって、実際どうなるかというのは想定できませんわね。明け渡し請求といえば３カ月でやって、ほいたら３カ月分を確保しちょったらえいというけど、そしたらもっとたまってるところはどうならあとかいうふうな分もありますわ。現実問題、連帯保証人ということは、金額が設定されるだけで、やはりそれ以外のことも考えてしまうというのが現実あるということを申しておきたいと思いますが。

課長の答弁では指針が来てからということですが、私はそれまでにまた連帯保証人の確保を踏まえて、実際どうです、１人の方、ゼロの方がおるかどうかわかりませんが、確実に２人できるという、現状で約束できますか。

○議長（比与森光俊君）　　管財課長、秋月建樹君。

○管財課長（秋月建樹君）　　連帯保証人台帳を作成するに当たって、入居時の連帯保証人が亡くなってる方、もしくはもう高齢でできないと言われる方もおられるのは想定しております。その場合について、連帯保証人にかわるべき方、身元引受人みたいな方を、連帯保証人がいなくても、それは設定していただかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１３番、山﨑龍太郎君。

○１３番（山﨑龍太郎君）　　それはおかしいですよ。条例の規定では連帯保証人を２人確保せえと言うて、片一方は連帯保証人にかわる人をらいうて、言うてること自体が、実際、今まで到達した部分のところで公平性が担保できてるかということからいったときには、その事務をなくすためにも考えたらどうですかということで、これ以上言いませんが、ぜひ早目にそういうことについても研究なさって、最終的には選考委員会の中の選考の前段の、選考に関しての必要な事項について検討できるのですから、実際、委員会の中での審査を望みますが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君）　　管財課長、秋月建樹君。

○管財課長（秋月建樹君）　　入居時に連帯保証人を２人確保していただくというのは基本的な考え方やと思うんですけど、入居なさっている方が入居して大分年数がたってから、連帯保証人を構えれなくなったき出ていってくれと言うわけにはいかないと考えております。それで、身元引受人的なというお話をさせていただきましたが、法人の、個人じゃなくて保証協会みたいなのがあるとするのであれば、そういったことも考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１３番、山﨑龍太郎君。

○１３番（山﨑龍太郎君）　　実際、民間なんかで保証会社に入れるケースなんかもありますけれども、現実問題として私が提案しているのは、また先ほど課長が言ったようなことをするんやったら、条例に対して何か規則なりを変える必要性もあるのかなとも思ったりもしますわね。最初は２人確保しちょって、それは、２人というがは私は永遠に続けねばならない入居者の義務というふうに捉えてましたが。実際問題は、ずっと長く住まれておいて滞納なんかない場合は、そういう部分では連帯保証人は要らないというふうなケースあったりもするんですわ、昔の何か決まり事で。そういうことはさまざまありますわ。事情は勘案しますけれども、やはり私は市民の声を聞くのは入居者選考委員会と思いますので、そこでぜひ聞いていただきたい、検討していただきたいと思いますが、答弁を求めます。

○議長（比与森光俊君）　　管財課長、秋月建樹君。

○管財課長（秋月建樹君）　　平成３２年４月の民法改正に当たって、何らかの審議はしていかなければならないとは考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１３番、山﨑龍太郎君。

○１３番（山﨑龍太郎君）　　次の質問に移ります。有休の状況についてであります。

年次有給休暇制度は、雇い入れ日から６カ月継続勤務し、その間８割以上出勤した労働者に対し１０日、最高２０日間の有給休暇を与えねばならないとなっており、労働者

が請求する時季に与えることとされております。しかしながら、中小企業を中心に、この権利行使ができていない現状がございます。

そのような中、働き方改革法の成立により労働基準法が改正され、有給休暇の権利のある従業員については、最低でも５日以上有給休暇を与えることが義務化されました。具体的には、有休の消化日数が５日未満の方には、休暇の日を指定して有給休暇を取得させなければなりません。３０万円以下の罰則規定もございます。私は今回、本市職員等の実態を伺い、課題等がないのかお尋ねしてまいります。

そこで伺います。①に、正職員、臨時職員等の有給休暇の取得状況はいかがなのか、お尋ねします。

○議長（比与森光俊君）　総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君）　お答えいたします。

平成３０年の正職員の年次有給休暇の平均取得日数は、付与日数３７．３日に対し、取得日数１２．４日となっており、取得率は３３．２％となっています。

次に、非常勤職員につきましては、年度で管理をしておりますので、平成２９年度の平均取得状況について説明します。まず、臨時職員につきましては、１人当たりの付与日数８．８日に対して取得日数８．０日となっており、取得率は９０．９％となっています。次に、一般職非常勤職員は、１人当たりの付与日数１３．５日に対して取得日数９．０日となっており、取得率は６６．７％となっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　１３番、山﨑龍太郎君。

○１３番（山﨑龍太郎君）　大体全国平均ぐらいものでしょうかね、正職員の方で１１、１２日ぐらいだったと思いますが。実際その中でアンバランスはないのかと、５日未満の方なんかはおられるのかどうかお尋ねします。

○議長（比与森光俊君）　総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君）　お答えします。

部署によりましてやはりかなり差がありまして、５日未満の職員も５０人程度おります。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君）　１３番、山﨑龍太郎君。

○１３番（山﨑龍太郎君）　それでは、②です。

教職員はどうかということです。昨日の答弁でも勤務実態の厳しい状況が示されました。学期中の有休なんかなかなか考えられない状況もあるようにも思いますが、実際、取得状況は教職員の場合はどうなのかお尋ねします。

○議長（比与森光俊君）　教育長、時久惠子さん。

○教育長（時久惠子君）　山﨑議員の教職員の有休の消化状況についてお答えいたします。

昨年の９月からこの１月末の５カ月間の取得状況は平均で４日となっています。なお、教員の休暇は９月がスタートでして、比較的休みのとりやすい８月末までが１年間の期間となっています。市としても夏の１週間の期間、研修を行わず日直も置かなくてよい期間を設定するなどとし、休暇取得の促進をしているところでございます。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　１３番、山﨑龍太郎君。

○１３番（山﨑龍太郎君）　９月が基準日ということで、まだ大体平均４日しかとれてないと、中にはとれてない人もおられるというふうにも思うんですけども。実際、基本は夏休み中の１週間ぐらいを研修もなしにして、そこに集中してとってもらうような格好で促進すると。とれてない人なんかにもそこら辺はどうでしょう、勧奨して、勧めてとりなさいよというふうなことは行ってるのか、どうでしょう。

○議長（比与森光俊君）　教育長、時久惠子さん。

○教育長（時久惠子君）　学校長のほうが職員にはよく呼びかけをしているところです。昨年度の取得状況が平均で１０日間となっています。

○議長（比与森光俊君）　１３番、山﨑龍太郎君。

○１３番（山﨑龍太郎君）　実際、９月から始まって最後にばたばたで取得してもらうというふうな背景が見えてくるところですが。１０日ということは、全国平均から言うたら若干少ないようにも思いますが、先ほどと同じ質問しますが、５日未満の方って結構おられますか。

○議長（比与森光俊君）　教育長、時久惠子さん。

○教育長（時久惠子君）　そこのところがちょっとよくわかりませんけれども、先ほど言った９月から１月までの間に、全くとってない人が１人います。あとはちょっとよくわかりません。

○議長（比与森光俊君）　１３番、山﨑龍太郎君。

○１３番（山﨑龍太郎君）　ちょっと教育長の状況を、教育長も勤務条件は一般職の例によるということで有休もとらんといかんのですが、いつも大変働いているような感じでして、御自身は有休とれてますかね。実際働き過ぎじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君）　教育長、時久惠子さん。

○教育長（時久惠子君）　とれています。毎月何時間かずつみたいになってくるんですけれども、とれてはいます。

○議長（比与森光俊君）　１３番、山﨑龍太郎君。

○１３番（山﨑龍太郎君）　教育長は時間取得をしているというふうな格好で、そういう方も結構多いのでしょうか。

○議長（比与森光俊君）　教育長、時久惠子さん。

○教育長（時久惠子君）　学校の教職員で、丸１日というのもありますけど、大体必

要なときに時間でとっていると思います。教職員は子供たちがいるときは本当に気持ち的にとりにくいということがあるので、放課後の時間帯だったりとか、どうしても用事のある朝とか、そういうことになってきてるのが多いと思います。

○議長（比与森光俊君）　　１３番、山﨑龍太郎君。

○１３番（山﨑龍太郎君）　　この件についても基本的に人員不足、教員現場の人員不足ということがあると思いますけれども、次に移ります。

③です。

義務化はされましたが、基準日は正職員の方は４月１日入庁ですから、１０月１日からのことと思いますが、また対応としては、個別指定方式、これは柔軟に運営する方式ですが、もしくは計画年休制度があろうかと思いますが、日程設定等の課題はないのかお尋ねします。

○議長（比与森光俊君）　　総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君）　　お答えいたします。

新制度では年度当初に取得計画書を作成し管理を行うことになっておりますが、部署によっては、重要事業や業務の増加に伴い年休が取得しづらい状況にあり、計画どおり取得できるように是正していくことが今後の課題であると考えております。

○議長（比与森光俊君）　　１３番、山﨑龍太郎君。

○１３番（山﨑龍太郎君）　　よく職員さんが代休をとって休んでるというケースは見受けたりもします、さまざま忙しい部署では。それで、もう一つには、やっぱり先ほど５０人、５日とれてない人がおるということ、この方に対してもやっぱり、課長なのか、総務課があれするのかわかりませんが、やっぱりきれいにとってもらうようにしないと、自治体がそのことをおざなりにするということはあってはならないというふうに、これは法は法ですのでね。ただやっぱり、休みにくい環境というのがももちろんあろうかと思います。なぜならやっぱり、みずからの仕事の補完は自分で解決せんといかんという、やっぱり班体制があっても、そういう現状もあります。特に教職員の現場なんかは自分がやらざったら、結局は昨日言っていたように教頭さんに迷惑かけるとかさまざまありますので、もちろんそこら、子供に対する責任も先生方は多いと思いますが。やはり何とかそこで、まず１つは職員間のアンバランスをなくすという手だてと、やっぱり基本的に休んだときの仕事の補完とかいうことも踏まえて考えなければならないと思いますが、そこのところは今後どういうふうに展開していくのかお尋ねします。

○議長（比与森光俊君）　　総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君）　　お答えいたします。

先ほどお答えしましたが、この取得計画書は各部署で作成し、計画的に休暇をとっていくというふうにしていくようになっておりますので、各部署において業務の役割分担、また協力体制、そういったものを構築して取得できるような体制に持っていく、そういうことは必要だと考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君）　　１３番、山﨑龍太郎君。

○１３番（山﨑龍太郎君）　　なかなか民間の方々から言ったら、公務員の方々は有休を結構とってるのでみたいな、特に市の職員さんなんかには突き上げ等もあったりもするかもしれませんけど。私はやっぱり、心身とも健康な状況でさまざまな仕事に、職務に当たると、そのような環境づくりのためにも有休をとれる環境づくり、状態をまずは行政機関がきれいにつくり上げていくと、そしてやっぱり民間にも情報発信していくというふうなことが大事と思います。

法改正がどうのこうのじゃなくても、やはり欧米に比べて有休がとれてないという部分、やはりもちろん人員不足の部分もありますが、やはりさまざま工夫して有休をとらねばならないという、教育長が時間で有休を消化するような、この状況もいかがなものかというて思いますが。心身ともリフレッシュするような状況をつくり上げるのが有休の１つの意味ですので、その部分で、課長は各課からということで計画書と、総務課長はそういうふうに言われましたけど、そこはやっぱり一元的に管理して、指導もするのが総務課の役割と思いますが、そこのところについての再度の認識を伺います。

○議長（比与森光俊君）　　総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君）　　お答えいたします。

休暇の取得につきましては、各部署において計画書を作成して管理を行っていくことになりますが、その総合的な管理については総務課のほうで行い、また取得できないような状況があれば、その調査をし、また指導もすることになると思います。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君）　　１３番、山﨑龍太郎君。

○１３番（山﨑龍太郎君）　　次の質問に移ります。香美市東京オフィスについてであります。

これはあくまでも仮称でありますが、お手元の資料をごらんください。

「四万十町が東京オフィス」との記事であります。出身者に「古里」発信ということで、首都圏で四万十町の最新情報を発信し、出身者とふるさとをつなぐ同町の東京オフィスが２０１８年６月１日、事業委託先の株式会社ぱど内に開設されたということで、町職員が常駐しない民間委託型で年間事業費は１，０８０万円。全国各地で宅配フリーペーパーを発行する同社のノウハウと人材を活用し、町への移住者掘り起こしや地産外商を進めるという記事でございます。

これは移住や地産外商網を首都圏にということで、民間のノウハウを活用するということで、省庁との折衝役を担う自治体の東京事務所とは一線を画し、出身者らのコミュニティー構築が主業務であります。特産品の販路拡大や会員制交流サイト（ＳＮＳ）などを通じた情報発信を行うということで、四万十町には２０１７年度、移住施策を始めた２０１１年度の１２倍以上の１９０人が移住ということで、東京進出は次のステップ

で、移住者の４割にとどまるＵターン者増が狙いということをうたっております。

そして、最後に書かれておるのは、民間と連携した拠点は全国的に珍しく、同町には県外市町村からの問い合わせも続々。同社広報局の課長は「目指すのは一過性にならない継続的なファンづくり。積極的に町へ出向いて情報を集め、発信する」。町長は「交流人口の輪を広げる拠点にする」と抱負を述べたということで、私どものほうでも若干調べさせてもらいました。非常に話題性もあり、継続した企画、活動も行われているとのことです。にぎわい創出課が移住、地産外商等を一括して担い、委託会社と連携し、四万十町の魅力発信を行い、商談会、移住相談会にて成果品を生み出しているとのことでもあります。

さて、本市においても移住については一定の実績も上がってきており、香美市産材や打ち刃物・農産物、そして観光情報等豊富な情報を持ち合わせています。しかしながら、香美市として首都圏に発信できているかといえば、なかなか困難な側面もございます。定住推進課や商工観光課、農林課、また、いなかみ、観光協会等連携して新たな展開を目指す意味でも、本事業を前向きに検討できないかお尋ねします。見解を伺います。

○議長（比与森光俊君）　　定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君）　　山﨑議員の御質問にお答えいたします。

東京では、６月・１２月に開催する移住相談会「高知暮らしフェア」及び高知市、南国市、香南市と連携した高知まんなか移住相談会とあわせて年間３回参加しておりまして、１回の相談会で１５組程度の相談があります。相談者には、その後も移住定住交流業務を委託しておりますＮＰＯ法人いなかみから、ダイレクトメールなどで移住や香美市に関する情報を定期的に発信しております。

四万十町の件に関しまして、山﨑議員も先ほどおっしゃいましたように、昨年６月に情報発信拠点として民間委託先の社内に東京オフィスを開設し、年間事業費１，０８０万円で委託をしております。四万十町に来てもらい、魅力をＳＮＳ等で発信してもらう応援部の交通費や四万十町出身者の交流会の開催費用、またフリーペーパーへの情報掲載料などが委託費として含まれております。担当者によりますと、平成２９年度の移住者に占めるＵターンの割合が２割であったのに対し、平成３０年度は４割となっており、効果があらわれていると分析をしているというところでございます。

香美市としましては、さらなる情報発信を行う場合は、東京にありますふるさと回帰支援センターの高知県枠の利用や、無料で借りることのできる移住・交流情報ガーデンを使用するなど、まずは既存の施設を活用していきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１３番、山﨑龍太郎君。

○１３番（山﨑龍太郎君）　　現状は移住者のかなり実績も上がってきてるという部分で、そこの部分を中心に物事を考えている。地産外商とか、そっちの部分はまだなかなかリンクさせるのは難しい。１つの課じゃないですのでね、商工観光課なんかとも連携、

香美市産材やったらオリンピックにも提供して、そういう評価も受けようとしているところでありますが。私はやっぱりそういう各課、それから委託先踏まえた、そこが１つにやっぱり方向性をまとめて、やはり発信できるにはこういう取り組みが重要と思うんです。

課長言われたように、実際今、県の施設、拠点等を東京に構えて、そこを利用させてもらうという発想ですが、１，０８０万円というたら、私は効果が出れば安いものと思うんですわ実際のところ、ほか、いなかみに委託している、観光協会にも補助金出している部分から言っても。新たに東京に対して地産外商でものが売れれば税収につながってくるし、移住が進めば交付税にも反映してきますし、税収にもなるということの発想から、すぐどうのこうのいうても、今の現状の取り組みも大変ということも認識しておりますが、四万十町にもどうせ聞き合せたと思いますが、本市の場合はＵターンの方がどうなのかというふうな情報も分析されているのか、ちょっとお知らせいただきたいんですが。やはりそこのところも大事な側面と思うんですわ。やはりＩターンの方やなくてＵターンの方も求めていくという部分のときに、今、本市でどういうような分析をされているのか、再度お尋ねします。

○議長（比与森光俊君）　　定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君）　　お答えいたします。

移住者につきまして、平成３１年１月末の進捗状況でございますが、平成３０年度につきまして移住者２９組ございます。２９組の６０名というふうにはなっておりますが、その中でＵターンの方が２９組のうち５組というふうになっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１３番、山﨑龍太郎君。

○１３番（山﨑龍太郎君）　　そう考えたときには、先ほどの四万十町の２割が４割にふえたというのは魅力的ですよね、実際Ｕターンの方。

だって、もともと出身が香美市であるということは香美市の魅力を一番知っている、逆に言ったら、都会におられる方でも情報発信を香美市にしてもらえる認識はもちろん持っていると思いますけども、その方々がいずれなり近い将来帰ってくれるという遡上づくりのためにも、そういうＳＮＳを活用したような、女子応援部みたいな格好の動きがありますわね。それなんかは魅力的と思いますが、課長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（比与森光俊君）　　定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君）　　お答えいたします。

確かにＵターンの方などにはまた帰っていただいて、香美市のほうで皆さん働いていただけるということはすごく魅力的なことだと思います。また、県のほうもそういうことに関して、県外学生の方、東京・大阪の移住相談会、そのときに就職フェアも一緒にやっておりますので、県と一緒に連携をしながらそういうことも考えていきたいと思っ

ております。

○議長（比与森光俊君）　　１３番、山﨑龍太郎君。

○１３番（山﨑龍太郎君）　　ちょっと商工観光課長にお尋ねしたいんですけど、農林課長も、香美市産材扱っているのでね。地産外商ということに関して、やはり実際、今後の取り組みにこういう事業というのは魅力的でないのかどうか、そこら辺について見解を伺います。

○議長（比与森光俊君）　　商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君）　　お答えいたします。

商工観光課の立場で地産外商ということでございますが、香美市としましては、ユズ、ニラ、ネギとか、そういった農業分野でありますとか、それから森林資源を活用した林業分野、そういった特徴的な取り組むべきものがございますので、関係機関との連携を図りながら、消費であるとか流通経路の拡充、そういったところにつなげていければというふうには考えております。具体的なところはまだ現在はございません。

○議長（比与森光俊君）　　農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君）　　お答えいたします。

地産外商につきましては、今、商工観光課長のほうから答えていただきましたが、農業のほうにつきましては、平成２８年、２９年と１０名を超える新規就農者でございましたが、本年につきましては、雇用就農の２名にとどまっておる状況です。ですから、来年度は定住推進課が行っています東京・大阪の移住相談会に新規就農者の募集相談として、農林課のほうからも一緒に行って新規就農者の募集をかけたいと考えているところです。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１３番、山﨑龍太郎君。

○１３番（山﨑龍太郎君）　　現状あるシステムで対応していくというふうなこともありますが、就農者も２名ということも踏まえてありますし、鍛冶屋の学校についても、鍛冶屋創生塾と正式には名前決まったんですけど、これなんかも情報発信していくツールとしては、実際非常に大事な部分と思うんですわ。それが旧来のシステムでやるのか、やはりそういう部分で研修生なんかを迎えるときにどうなのかということも踏まえたときには、こういう事業も、まあ、きょうは初めてこの件についての質問ですので、積極的に捉まえてもらって、検討というか、本市ならではの魅力ある情報発信ツールはたくさんございますので、それをどういうふうにまとめて都会のほうに発信していくのか。大阪にあります香美市ふるさと会なんかとも連携をしてますわね。大阪は大阪のまた別の取り組みもあると思いますが、そこら辺についてどういうふうに定住推進課として進めていくのか、最後に聞きます。

○議長（比与森光俊君）　　定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君）　　お答えします。

現在の情報発信ツール、いなかみのほうもいなかみライフということで情報発信をしていただいておりますので、今後、関係機関、財源のほうの確保も必要となりますし、商工観光課、また農林課のほう、関係課とも協議をしながら研究していきたいと考えております。

○議長（比与森光俊君）　　１３番、山﨑龍太郎君。

○１３番（山﨑龍太郎君）　　次の質問に移ります。新町西町線の仮歩道についてであります。

けさの１番の質問で、詳しい説明のもと詳しい回答をいただいたので、ほとんど聞くことはないことはないんですけれども、実際ちょっと確認の意味で答弁をちょっと確認させてもらいますが。

現道を利用して拡幅していきたいという答弁があります。全体工期としてはやっぱり時間がかかるという部分の認識はありまして、そして、踏切への接続を踏まえた仮歩道設置を考えているということと、どこかでは早くしたいという部分があり、安全面を第一に考えているということだったと思いますが。実際、この工程表いただきましたね（資料を示しながら説明）。この中で、ＪＲの踏切拡幅工事が平成３１年の年末ぐらいには終わる、１２月ぐらいをめどに終わるというように思いますが、それに今ある第２工区の仮歩道を接続するというような認識でいいのか。その点とあわせて、第１工区も、資材置き場等の部分もちらっと出てましたけれども、やはり急がれる問題と思います。利根議員が言われたように、東回り、西回り大変で、この部分で東回りの墓山へつながる道は昔要望が出てたと思います。あの地域の人から、信号つけてくれみたいなね。そんな経過もありますので、仮歩道については早急にという思いがあって聞かせてもらってますが、そこのところを再度答弁を求めます。

○議長（比与森光俊君）　　建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君）　　前段、利根議員の回答とダブりますことをおわび申し上げておきます。

当路線進捗状況については、やはり用地交渉、ＪＲの委託、上下水道工事との工事調整により時間を要することから、完成までは時間がかかります。当路線は通学路であるため早期完成を目指していますが、前記理由により時間もかかっていますが、今後、議員からの指摘がありましたように、ＪＲの踏切拡張及び上下水道管推進工事完了後、市施工の上下水道工事、道路工事等が部分的にでも完成となり、あわせ通学路としての安全面が確保できれば、踏切への接続も踏まえた、１・２工区連続し、３工区の踏切部、４工区の商店街までの部分も含めた仮設歩道等も視野に入れた工事により、関係機関と協議し、実施できればと考えています。

ただし、一日でも早い工事自体の完成が一番やとやはり思います。議員の皆様のお力もかり、今まで以上国・県への要望を行い、予算確保に努めたいと考えています。また財政との協議になりますが、交付金以外の財政などあらゆるものを使っていきたいとい

うのを今後の課題と踏まえ、今まで以上に命の道づくりに進んでいきたいと思います。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１３番、山﨑龍太郎君。

○１３番（山﨑龍太郎君）　　いつものフレーズが出ましたが。実際いつをめどにということ、私が聞きたいのはね、１・２・３・４工区云々のことを言われましたが、仮歩道の設置というのは、安全対策ができたんやったら一日も急ぐということは周知のことと思います。課長はそこに慎重な部分も入ってますが、雨水幹線や上下水道管の布設も踏まえてありますけれども、１工区、２工区、３工区、ＪＲの踏切踏まえて、どの時点でつながるかなという部分のことを私は最終的に伺っておきたいと思います。

○議長（比与森光俊君）　　建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君）　　トータル的にいきますと、やはりあけぼの街道からの進入口のあけぼの街道の歩道部、それと信号部の取り合わせというのが一番大事になってくるものだと考えています。

ただ、仮歩道となりますと、供用開始してない１工区分がある程度の工事、先ほども言いましたが、工事的なものが終わり、安全面が確保でき、一応仮歩道という形になっても、市道としての供用開始をどのような形でしなければならないのか、あの部分は新設部分になりますので、そこら辺がネックになってくるものと思っております。

ただ、今の状況下、現実、私も墓山のほうから来てます。歩道の中で朝待っておりますと、車は９０％以上はとまってくれてます。割合すっと通れるような形にはなっております、現実、朝の時間帯では。ただ、それも踏まえてやはり問題もありますので、できる限り早い形で通せればと思っております。最終的にはやはり工期を全部済ますのが一番という形で、現在、平成３４年度末を目指しておりますが、やはりもう一、二年はかかるのではないかというのも、議員協議会の中で説明したとおりでございます。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１３番、山﨑龍太郎君。

○１３番（山﨑龍太郎君）　　議員協議会で説明受けたことは重複しますので。結局、平成３４年度末、一、二年またずれるかもしれんというたら、それまで子供に待てというわけにいきませんわね。だから、苦肉の策で仮歩道というがを、まずは第２工区のところはあの辺つけていただいたわけですわね、すごく喜ばれているわけですわ。だから、そのことを踏まえて、今回はＪＲの踏切の拡幅工事が平成３１年度の１２月に完成して、それから、それと並行した格好で雨水幹線のＪＲの推進工事も踏まえてやって、それから平成３２年度に上下水道管布設がありますわね。この部分でいったときには平成３２年度の、ここで言うたら１工区、２工区ぐらいの部分で資材置き場等の必要性もなくなるんかなと私は考えたりもしますけれども、だからこのスケジュール表でいったら、どこが仮歩道設置の一番早い時期になるのかということを課長に聞きたいがです。

○議長（比与森光俊君）　　建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君）　議員協議会でお配りしました工程表の中でいくと、考えれる時点というのが平成３２年度末。ただ、その後、照明等道路構造物がありますので平成３３年度末、どちらかの時点での現地を踏まえた協議でないと、どのような工程になるのか、やはり幅の限られた中で幅員、２車線と両歩道ですか、その部分の中ででの工事、何ぼでも広い現場じゃありませんので、その中での工事の進捗状況、状況下を見ての判断となると思います。考える時期としては平成３２年度末、３３年度末、この工程表でいくと、その時点で現地関係機関を踏まえた協議をかけなければならないと考えています。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　１３番、山﨑龍太郎君。

○１３番（山﨑龍太郎君）　以上で私の質問を終わります。

○議長（比与森光俊君）　山﨑龍太郎君の質問が終わりました。

昼食のため、午後１時まで休憩いたします。

（午前１１時５５分　休憩）

（午後　１時００分　再開）

○議長（比与森光俊君）　正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

１７番、村田珠美さん。

○１７番（村田珠美君）　１７番、自由クラブ、村田珠美です。議長の許可をいただきましたので、通告に従い一問一答方式で質問をいたします。

１つ目の質問、日曜市の活性化について質問いたします。

日曜市と聞けば、高知県では高知市追手筋の日曜市が全国的にも有名です。県内外からもたくさんの方々が来て、大変にぎわっております。

昭和４４年に土佐山田町に日曜市が設立されて、ことしで５０年になるとのことです。この日曜市は、当初は約１３０店舗の方々が出店をしていて、出店したい希望者がたくさん出て、お断りをすることもあったそうです。時には人気もあり過ぎ、騒音問題等が発生したこともあり、会員が余りにも増加して、西と現在のところとの２カ所に分かれたときもあったそうです。あの時代はにぎわって楽しかったと懐かしそうにお話をしてくださいました。

日曜市の魅力は、何と言っても生産者と消費者のつながりではないでしょうか。食の安全志向が高まる中、生産者の方々が土から開発し、種をまき、育て少しでもよいものを、安全なものを、そして新鮮な朝どれの野菜など、果実、そして田舎ずし、自家製パン、豆菓子などをお客様に届けたい、そんな思いで一生懸命つくっています。出店者の方々は、「常連さんもだんだん高齢化で来なくなったし、若い人は余り来ません。今では日曜市は忘れられていくようです」と寂しそうに話されていました。「年に数回、あ

のときまではいかなくても、にぎわいが欲しいが、なかなか難しいです」と話されていました。出店者の方々も高齢化が進み、お客様も減り、にぎわいもなくなり、５０年かけて大きくさま変わりし、現在に至ってしまったとお話されていました。

現在の会員は２２団体で、そのうち７団体が香美市の方です。土佐山田町は６団体、１団体が香北町の方だそうです。そして、残りの１５団体は南国市と香南市の出店の方々で助けていただいている、そういう状態だそうです。会員の高齢化もあり、現状ではどうしようもないとおっしゃっていました。

土佐山田町の日曜市は本年で５０周年を迎えるそうです。全盛期には１３０店舗が並び、大変にぎわったと聞きます。しかし、現在は会員数も２２店舗となり、とても寂しく思っています。そこで、この日曜市を地域の特色として、さまざまな企画やＰＲで支援ができないでしょうか、お尋ねをいたします。

① の質問です。

日曜市について見解をお尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君）　　商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君）　　お答えいたします。

土佐山田町の日曜市は、約半世紀も前から、その時々の旬な野菜や田舎ずし等の食料品や雑貨品等々のお店が並び、地元の人の台所として、またコミュニティーの場として長年にわたり親しまれてきた市場であると認識しております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１７番、村田珠美さん。

○１７番（村田珠美君）　　続けて、②の質問をさせていただきます。

現状についてお尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君）　　商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君）　　お答えいたします。

日曜市を運営します土佐山田町日曜市平成組合に伺いましたところ、土佐山田町の日曜市は昭和の全盛期には１３０店舗を数え、アーケードから外に店があふれるほどの盛況ぶりでしたが、量販店の増加や出店者の高齢化、後継者不足等により、現在においては２０店舗余りとなっております。店舗数自体は最近では余り変化はないようですが、出店スペースを縮小する店舗もふえ、一層少なくなったイメージとなっております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君）　　１７番、村田珠美さん。

○１７番（村田珠美君）　　本当に寂しい現状となっておるのが事実でございます。

南国市では土曜市を実施しているのを御存じだと思いますが、南国市は担当が商工観光課となっていますので、香美市とは異なります。そこで、イベントの御紹介をさせていただきますので御了承ください。

昨年の４月の土曜市春の感謝祭では、午前９時半からの開会で青年団の和太鼓から始

まり、ラジオ体操、ゴメンジャーショー、消防車との綱引きと、そして、唄と踊りの夢一座など、土曜市会場で実施されております。また、このときにはマザーズマーケットも行われ、若い方々を初めたくさんの人でとてもにぎわっているそうです。このマザーズマーケットは若いママたちの手づくりが並ぶそうでして、保育園にもチラシを配り、口コミでたくさんの方が来場され、ふだんの土曜市とはさま変わりして大変にぎわっているようでございます。

そこで、③の質問です。

活性化に向けて何が必要だと思われますか。お尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君）　　商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君）　　お答えいたします。

近年の日曜市平成組合では、地域内外の交流の場としてかつてのにぎわいを取り戻そうと積極的な取り組みをされていると伺っております。例を挙げますと、出店の条件が緩和され、若い方やお試し出店など、多種多様なお店を出すことが可能となっていると伺っております。また、昨年には日曜市のホームページを立ち上げ、広報や問い合わせに対応ができるようになったところでございます。

今後の日曜市の活性化に向けましては、お客様を気持ちよく迎え入れることができる清潔できれいな施設管理、また、買い物目的のお客様だけではなく、いろんな種類のお客様に来ていただけるような、日曜市を会場としたイベントや催しをふやしていくことが重要であると伺っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１７番、村田珠美さん。

○１７番（村田珠美君）　　活性化に向けては本当に、先ほど課長のおっしゃったとおりだと思います。

市民の方々の中にも、日曜市を本当に心配されている声を聞くことがあります。今は出店者も本当に少なくなった、何とか地域で盛り上げたいが何とかならんものでしょうかねというお話なんかも聞いたりします。

婦人会では、活動費のために日曜市でフリーマーケットを年に数回実施しております。お客さんとお店の人たちの楽しそうな会話があちらこちらで飛び交っております。私も買い物を時々しますが、１つの会話が２つ、３つと広がり、本当に笑顔の集まる場になっております。

人と人とのつながりが日曜市にはあります。生産者の方々の顔の見える場所なんですね。そしてまた、日曜市にはコミュニケーション能力の高い方がたくさんいらっしゃいます。日曜市でのイベントでは、子供たちには本当に絶好のチャンスだと考えます。子供たちの作品展やイベント、何かの作品展など、また交通安全や防災関係、健康づくりなど、各担当課で企画することがありましたら、ぜひとも日曜市を御利用いただき、日曜市の活性化に御協力をいただければと思っております。

④の質問です。

土佐山田町の１つの名物でもあった日曜市を、このままではもったいないと思います。まちおこしの原点となるような企画を立てて、新しい元号となるこの年を機会にイベントは計画できないでしょうか、お尋ねします。

○議長（比与森光俊君）　　商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君）　　お答えいたします。

具体的に決まっているものではございませんが、日曜市のあいたスペースでフリーマーケットを日曜市と同時開催するなど、今後新しい取り組みができればと考えております。また、香美市観光協会と連携を強化して、外向けの情報発信やイベント開催ができないものかと考えています。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１７番、村田珠美さん。

○１７番（村田珠美君）　　ぜひそのようにお力をかしていただければ、活性化に少しでもつながるんではないかと思います。

平成２９年の広報香美３月号では（資料を示しながら説明）、このように特集として９ページにわたり日曜市のことが紹介をされていましたので、皆さんお目を通したことだと思います。

この中で、工科大生の立ち上げた「土佐山田平成日曜市活性化プロジェクト」では、さまざまなイベントや企画を通じて日曜市を元気にする取り組みをなさっていたようです。それが今は「おはまる」という団体、おはよう、まるということだと聞きましたが、工科大の２年生が頑張って日曜市の活性化に向けて協力をしてくださっていると聞きました。大体年に１回、１１月に１回ぐらいのイベントだそうです。

このときの広報の中に、４つの質問を大学生にしています。その中に、「若者の目から見た日曜市の魅力とは？」という質問に、出店者の皆さんのコミュニケーション能力の高さですとありました。お店の方から話しかけてくれて顔見知りになり、日曜市に行くのがどんどん楽しくなるとうれしいコメントもあり、そのとおりだと思います。また、「どこを改善したら、日曜市はもっと良くなると思いますか？」の質問では、アーケードの中が暗くて、初めての人は入りづらいと感じるので、照明を明るくすればいいなと感じていますとお答えをすると、これは常連さんや出店者の方々がこれぐらいの明るさがちょうどいいとのことでした。そして、常連さんをふやすことと日曜市の魅力を発信することが大切ではとコメントしていました。そしてもう一つ、日曜市の活性化に向けたＰＲでは、日曜市が昔のように活気づくには、やはり出店者の増加が必要だと感じています。日曜市は何を売ってもいい、いろいろあると多様性があって楽しい。自分たちもお友達を誘って買い物に行きたい等がありました。また、「日曜市で気軽に商売をはじめてみませんか」と題して、このページの中で募集もかけてくださっていますが、なかなか集まらないというのが現状でございます。若い力は本当に勢いはありますが、そ

こにやはり行政を初めさまざまな方々の応援が絶対に必要だと思っております。

そこで、⑤の質問です。

今後、日曜市の発展に向け、年間に数回の継続できれば会員の増加につながります。対策の検討等はできないものでしょうか、お尋ねします。

○議長（比与森光俊君）　　商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君）　　お答えいたします。

現在のところ具体的に検討を行っているものではございませんが、日曜市の発展に向けてできる範囲で協力していきたい思っております。商工観光課では、現在、財政面での援助は行っていませんが、出店の募集や催しの広報、アイデアの提案等のお手伝いをさせていただいています。長い歴史のある日曜市に少しでも力になれたらと考えておるところです。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君）　　１７番、村田珠美さん。

○１７番（村田珠美君）　　非常に前向きな御答弁をありがとうございます。３月２日の朝刊に、こちらですが（資料を示しながら説明）、「日曜市の魅力発信！」という記事が出ておりました。お目を通した方もいらっしゃると思いますが、この記事は県内５校の新聞部員が突撃取材を高知の日曜市で実施したものです。この５校は、高知農業高校、追手前高校、小津高校、高知商業高校、そして我がまちの山田高校です。来年夏の全国高校総合文化祭「２０２０こうち総文」では、全国の高校の新聞部が取材する予定の日曜市で、それぞれ先立ち取材をしたようでございます。この山田高校の皆さんにも、山田の日曜市の活性化について、ぜひお力をかしていただけたらいいなというふうに思いますので、また教育長のほうからもそういった働きかけをお願いできたらありがたいと思います。

行政側で、先ほど担当課の課長さんもおっしゃっていただきましたが、いろんな協力支援、心よりお願いをいたしたいと思います。また、各課の担当課の課長さんも、できましたらこういうイベントをするという計画のときに、ぜひ場所として日曜市というふうなことを御検討いただきましたら本当に心強いと思いますので、日曜市、今、一生懸命頑張ってくださっている香美市内の７団体の方々にぜひお力をかしていただけたらと、応援をお願い、よろしくお願いします。

それでは、大きな２つ目の質問をさせていただきます。スマートフォン使用による健康への影響はについてです。

何だか目がしょぼしょぼする、最近視力が落ちたかもなど、花粉症ではないのに目の違和感が気になることはございませんでしょうか。スマホに夢中になると、いつの間にか長時間スマホの画像を一定の距離で見続けていることがあります。結果、目の筋肉が凝り固まってピントを合わせる力が弱まったり、目の筋肉に疲労がたまったりして視力低下を招いたりすることがあるそうです。また、スマホはパソコンなどより画面を近く

で見ることになるので、ピント合わせを行う目の負担はより大きいと考えられます。また、寝転がってスマホを使っていると、左目と右目で画面までの距離に差ができやすく、片方の目に疲れが集中してしまうそうです。

近くがぼやけて見える、目がかすむといった老眼と同じような症状のスマホ老眼があります。また、遠くのものが２つに見える、また片方の目で物を見ている、こうした傾向が見られたら、急性内斜視の心配があり要注意だそうです。さまざまな症状が子供にも起きているということを聞き、とても心配をします。

平成２８年５月の総務省の資料によりますと、文部科学省が幼稚園から高校生を対象に実施した調査では、平成２６年度学校保健統計調査、裸眼視力１．０未満の者の割合の推移が出ておりました。調査によりますと、昭和５４年度ですが、グラフの表示がわかりにくいので、約何％というふうに昭和５４年度に限り提示させていただきたいと思いますので、御了承ください。昭和５４年度、小学生の裸眼視力１．０未満の者約１７％が、平成２６年度には２６．５３％となり、中学生は昭和５４年度は約１６％が平成２６年度には５３．０４％、高校生は約５４％が６２．８９％と増加をしているようです。３５年前と比較すると、どの世代でも視力が１．０未満の方がふえています。全てがスマホとは限りませんが、スマホの目に対する影響はとても心配されるところでございます。

スマートフォンは電話、メール、ＬＩＮＥ、インターネット、写真・動画の撮影など、さまざまな利用ができる大変便利で楽しいすぐれものです。しかし、スマホの使い過ぎによると思われる健康被害が出てきています。中には、近年１０代の若い子供たちの瞳が内側に寄って戻らなくなる急性内斜視、またスマホ病といわれる病気の子供たちが増加しています。スマホによる健康への影響についてお尋ねをいたします。

① の質問です。

子供を持つ家庭でのスマホや携帯電話、インターネットの保有率と使用率、利用時間等を調査したことはありますか、お尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君）　教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君）　保有率と使用率、利用時間等調査したことがあるかということについてお答えをいたします。

スマホや携帯電話の保有率は、小学６年生で５７％、中学３年生で８０％です。また、インターネットの使用率は、パソコンも含めますので、この数値よりは若干多くなると思われます。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　１７番、村田珠美さん。

○１７番（村田珠美君）　中学生ではもうほとんど、８０％ということですので、ほとんどの方が持ってらっしゃると。家庭としてはほとんどの家が保有されているというふうな解釈でよろしいでしょうか。

聞くところによりますと、家事をしているときに子供がぐずるので、スマホやタブレットをさせている。また、外出先でも子供たちがぐじぐじ言うので同様なことがあると聞きます。ということは、小さいうちからスマホを使える子供さんがどんどんふえているというふうなことが考えられます。

そこで、②の質問をさせていただきます。

園児から中学校まで、家庭でのスマホ、タブレットの利用状況をお尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君）　教育長、時久惠子さん。

○教育長（時久惠子君）　園児から中学校まで、家庭での利用状況についてお答えいたします。

園児は把握ができておりません。小中学生につきましては、ゲームも含めた利用時間になりますが、１時間単位での調査を行っておりまして、その１時間単位の調査で最も多いのは１時間から２時間の範囲で、小学６年生で１７％、中学３年生で２３％です。なお、２時間以上使用している割合は、２時間、３時間とそれを全部集めてみますと、小学６年生で３１％、中学３年生で４０％と非常に高い割合を示しています。

○議長（比与森光俊君）　１７番、村田珠美さん。

○１７番（村田珠美君）　本当に高い数字だと私は思います。また保護者さんの分を使ってらっしゃることも多いと思います。

このスマホは、ユーチューブなどを見始めると、子供向けの動画とかいろいろゲームがたくさんあって、１つ終わっても延々と見続けることができて、本当にどんどん見続けてしまって、時間も３時間以上見ている子供さんもおいでるとも思います。

そういったことで、③の質問なんですが、目の検診は３歳児健診、また就学前健診、保育園・幼稚園等年齢の低い子供さんの中での実施はどんな状況でしょうか。

○議長（比与森光俊君）　教育長、時久惠子さん。

○教育長（時久惠子君）　目の検診の実施についてお答えいたします。

３歳児健診、就学前健診では、保健師や教育委員会の職員がランドルト環による検査を行っています。なお、保育園や幼稚園では実施をしておりません。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　１７番、村田珠美さん。

○１７番（村田珠美君）　日本弱視斜視学会というのがあるようでして、そちらのほうでも３歳児健診、３歳６カ月ごろに行うのが大変望ましいというふうなこともあるようでして、年齢が低くなっておりますので、ぜひ保育園・幼稚園、また御家族、家庭の方にも目の調子のことをお手紙等に入れていただきまして、時折検診をしていただくというふうなことも、すごく必要ではないかと思いますので、そういったこともお願いいたします。とにかく早期発見が大変必要だと思います。

目について最近耳にするようになったのがスマホと急性内斜視のことで、最近テレビやラジオでも放送されました。ことしの１月のＮＨＫ「あさイチ」では、「スマホが原

因！？１０代の急性内斜視」として放送されたようです。番組では実際に急性内斜視と診断をされた高校１年生の男子を取り上げて取材をしていたようです。

私は同じような内容をラジオで聞きました。この方は中学１年生からスマホを使用していました。タブレットで授業を受け、家ではスマホです。１年くらいしたころに、友人から左目が内側に寄ってないと言われたそうです。そこで初めて気がつき、眼科に行かれたそうですが、もう既に物が二重に見えたりしていたようでして、御本人は目の疲れだと思っていたそうです。

この急性内斜視は、一度発症するとなかなか治りにくい病気だそうです。静岡県の医科大学では、急性内斜視の患者さんが３年前から１０代を中心に３倍ほどに急増しているとおっしゃっています。関係が指摘されているのがスマホの長時間使用でございます。子供の急性内斜視について研究をしている国立成育医療研究センターは、スマホなどの過剰使用により、斜視の発生や悪化を招く可能性があるとの論文を発表したとも書いてございました。１０歳以下は特に要注意でございます。

そこで、④の質問をさせていただきます。

スマホによる急性内斜視の可能性のある子供さんはいますか。可能であれば、もしいらっしゃったら人数も教えていただけたらと思います。

○議長（比与森光俊君）　教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君）　急性内斜視の可能性のある子供ということでお答えをいたします。

この急性内斜視に関する調査は実施をしていないため実態把握はできていませんが、現在のところ、保護者から急性内斜視の診断の報告は受けていません。しかしながら、子供たちを取り巻く環境が目まぐるしく変わっており、先ほどの回答のとおり、ゲームやスマホの使用時間が非常に多くなっています。これからも学校での取り組みや地域や家庭との連携を進めながら、子供たちを健康被害から守っていきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　１７番、村田珠美さん。

○１７番（村田珠美君）　ぜひそのように子供たちを守っていただけたらと思います。

スマホの使用は目以外にも影響が出ています。例えば依存症、不眠症、肩凝り、血行障害、めまい、胃腸障害、視力低下などさまざまです。また、小・中・高校生が肩凝りや頭痛、首の凝りの改善を訴えて診察にも行っているようでございます。

また、ストレートネックによる影響もあると聞きます。人の首は緩やかにカーブしていて、重たい頭をクッションのように支えているのですが、うつむいた姿勢を長い時間続けることで首が直線に近い状態になることがあり、この結果、重たい頭をクッションなしで首の筋肉などで支えることになり、頭痛、肩凝り、首の痛み、目まい、ひどいときは吐き気などの症状も出ることがあるそうです。

また、手や指への直接的な影響もあるそうです。例えば、長時間片手でスマホを握ることと、持ち方による癖で長時間使用することにより、手がしびれたり指が変形したりするそうです。親指は腱鞘炎になることもあるそうです。電車とか汽車だとかの中で、本当に片手ですごく素早い操作でスマホを打っている学生さんたちを見ることもあるので、心配されます。

それでは⑤の質問で、スマホの使い過ぎによる目、脳、指、首への影響が心配をされます。実際に病状等心配される子供さんはないでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君）　教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君）　使い過ぎによる病状等が心配される子供はいないかという御質問にお答えいたします。

今まで６名の報告がありました。症状は、深夜までのスマホ視聴による寝不足傾向、それから視力低下、首が少し前に出ている等の姿勢の悪さ、学校生活や勉強に対する意欲の低下、就寝時間が平日でも２３時を過ぎる睡眠リズムの乱れ、睡眠不足により体内時計の乱れが報告をされています。この報告は全て小学生で、学校からは保護者に生活改善に向けての話をしています。また、全体的には上級学年になるにつれてその傾向が強く出るようです。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　１７番、村田珠美さん。

○１７番（村田珠美君）　思ったよりはちょっと深刻な内容の答弁だったと思います。本当に体内時計が狂いだすと、いろんなところにいろんな症状が出てきたりして、本当に授業に身が入らないというふうなことにもなりますし、姿勢なんかもそうです。引き続きまた、ぜひ啓発のほうよろしくお願いをいたします。

さまざまな健康被害が出ている中、昨日、同僚議員からも質問がありましたが、２月２０日の朝刊に「小中にスマホ容認へ」文科省の検討の記事が出ておりました。新学習指導要領では、コンピューターのプログラミング教育が小学校で必須化されるほか、スマホ等の端末を使った学習が広まりつつある中、持ち込みを見直すというふうなことだったと思います。

決定になると、中にはスマホを周りの人が持ってるから、自分も持ちたいけれどもスマホを持てないという子供さんも出てくるでしょう。そして、スマホによるまた別の被害が出てくるというふうなことも考えられます。

きのうの答弁では、検討されていくとは思うが、今は考えていないというふうな答弁でしたので安心をしておりますが、スマホによります二次・三次被害等を想定して検討することはとても重要だと思います。被害を出さないためにも、ぜひとも慎重な検討をしていただきたいと思います。大切な子供たちを日常から守るということが本当に重要だと思いますので、もし施行になったとしても、香美市のほうはそこで市として検討なさっていくような形になるのかちょっとわかりませんが、ぜひ慎重に検討していただけ

たらと思います。

ほかにも健康被害だけではなく、学力低下、有害サイト問題等も心配されます。子供のスマホの使用は大人がしっかりコントロールしてあげないといけません。健康管理は重要なことでございます。なかなか楽しいので、１人では自分では管理ができないというふうなことになっていきますが、何かの妙案があれば可能になるのではないかと思います。

そこで、⑥の質問をさせていただきます。

スマホ等による健康への影響が心配される。スマホと健康について、重症化をさせない対策、啓発等の強化についてお尋ねをいたします。

○議長（比与森光俊君）　教育長、時久惠子さん。

○教育長（時久惠子君）　重症化をさせない対策、啓発の強化をという御質問にお答えいたします。

現在、学校が取り組んでいることとして、生活リズムづくりとして、早寝早起きやテレビ・ゲームの視聴時間の改善、それから、保健だよりや学校だよりでの啓発、警察署や関係機関の協力のもとで行うＰＴＡでの研修などがあります。また、コミュニティ・スクールの会議でこの話題を議論したり、ＰＴＡでは香美・香南ネット宣言での啓発なども進めています。現代社会において大人も子供も知っておくべき重要な内容なので、就学前の早い段階から理解が進むよう、啓発を強化していきたいと考えています。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　１７番、村田珠美さん。

○１７番（村田珠美君）　教育長のおっしゃったように、ぜひ啓発の強化を考えていただきたいと思います。

１つ案ですが、やはり低学年のうちからがいいと思いますし、保育園・幼稚園のときからスマホってこんなものなんだということをしっかり保護者の方と一緒に勉強していただいて、スマホと上手につき合う５カ条みたいなものを、１０カ条になりますとなかなか守れなかったりしますので、肝心なところを箇条書きにしたものをつくっていただいて、それを保育園・幼稚園等に、小学校ももちろんそうですけど中学校に配布をしていただいて、スマホをきちんと使って、健康で楽しく学べるものというふうな意識を持たさせていただくことが重要だと思いますので、そんなこともぜひ検討していただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君）　教育長、時久惠子さん。

○教育長（時久惠子君）　お答えいたします。

さまざまな方法で啓発をしていかなければならないと思います。年齢に応じての呼びかけも必要ですし、一番はやっぱり家庭のルールづくりというところができるように、家庭を応援していかないといけないということもありますので、本当にあらゆる角度から、この啓発については行っていきたいと思います。

１つ、学校でのＩＣＴの活用につきましては、もう社会の流れがいろいろな機器を使いながら生きていくそういう時代に入ってきますので、学習としては学校で行います。けれども、ずっと使いっ放しというわけではなくて、学習のツールとして使ったり、使い方を指導したりということですので、使わないときは大抵裏返しておくというか、見えないようにして後の学習に集中できる、また必要なときには使うという、そういうふうなことも含めて、いろんな意味で使い方とか生活の仕方の指導は大いにしていかなければいけないと思っていますので、両立させながらいきたいと思います。

○議長（比与森光俊君）　　１７番、村田珠美さん。

○１７番（村田珠美君）　　ぜひそのようにお願いをいたします。

スマホは、結局近くで見ることがすごく危険だというふうに言われておりますので、学校以外、やはり家庭ですね、家庭でお休みのときなんかに本当に必死になってると３０センチも離れないで、すごく近目というんですかね、近くで見て操作をするというふうなことになります。１日４時間未満までが望ましい、全体で４時間までが望ましいというふうなことも書いてございましたが、学校でそういったことが入ってくると、両方足すと４時間以上になる可能性がとても大きくなると思います。

教育長もおっしゃいましたが、家庭でのやはりルールづくりというふうなところも、以前、山田小学校のＰＴＡの会長さんがおっしゃってましたけど、９時から後は使わないということを継続してやってくださっているとは思いますが、先ほどもおっしゃっていただきましたように、そういった症状が出ている子供さんが６名もいらっしゃるというふうなことでもありますので、なおこれからますますふえてくると思います。そういったことのないように、本当にしっかりした啓発を行っていただけたらと思います。

これからの時代はますますグローバル化され、インターネットとは本当に、切り離れた生活は不可能になってくると思います。だからこそ未来を担う子供たちに、スマホ等による健康被害を避けられる体制をつくることが必要だと思います。

厚生労働省が企業の社員などを対象に実施した調査では、９割以上の方が目の疲れ・痛み、７割以上の方が首・肩の凝り、痛みを感じているという調査結果が出ておりました。できましたら、市役所の職員さんの方々も、血行障害等の予防や健康増進に一役買ってくれるこのラジオ体操ですが、週に数回でも実施できるようになると、すごくリラックスができて効率も図れるのではないかと思いますが、市長の見解をお尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君）　　市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君）　　村田議員のスマホに関するお尋ねについてお答えをしたいと思います。

スマホに関しての子供たちの健康被害について大変心配をなされているわけでありますけれども、言われるように本当にさまざまな機器が私たちの暮らしの中に入ってまいりまして、小さいときからそうしたものに親しむことで、これはこれで子供たちにとっ

て、時代を生きていくために必要なことなのかもしれませんけれども、やはり健康を害するような状況になるということについては、しっかりと私たち大人の責任で対応していかなければならないというふうに思っております。今はスマホの中にはさまざまなものが使われておりまして、子供たちの依存症の問題もありますので、そうしたことについて我々もしっかりとお聞かせいただきながら、できる対応、対策をとってまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（比与森光俊君）　　１７番、村田珠美さん。

○１７番（村田珠美君）　　スマホに対する見解をありがとうございます。ラジオ体操のことについてお尋ねしたかったんですけれども、ラジオ体操はいかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君）　　市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君）　　議員のラジオ体操のことに関して十分お答えができませんで申しわけないですけれども、私もそうしたものがどんな効果があるのかということについては、まだ十分に承知をしていないところでございますので、これからの勉強とさせていただきたいと思います。効果があるということであれば、ちゅうちょなくやるということが大事かというふうに考えております。

○議長（比与森光俊君）　　１７番、村田珠美さん。

○１７番（村田珠美君）　　以上を述べまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（比与森光俊君）　　村田珠美さんの質問が終わりました。

次に、１０番、舟谷千幸さん。

○１０番（舟谷千幸君）　　１０番、公明党の舟谷千幸です。通告に従いまして一問一答で質問させていただきます。

まず、鏡野中学校の設備環境についてでございます。

去る１月１４日に待ちに待った鏡野中学校の合築棟が完成し、広報にもございましたけれども、卓球部、剣道部、水泳部のクラブ活動もよりよくできる環境が整いました。

文部科学省の学校体育施設の充実の中に、「学校体育施設は教科としての体育・保健体育はもとより、体育的クラブや運動部活動の場として活用されており、さらに、地域住民への開放を通して地域の身近なスポーツ施設としても重要な役割を果たしている。」と、このようにあります。本市においては、市民に合築棟の武道場と卓球場が、学校教育に支障のない範囲で開放されました。

先日、合築棟に行ってみますと、館内から生徒たちの威勢のいい元気な声が聞こえ、クラブ活動が活発に行われている様子がうかがえました。また、行き交う生徒たちからは気持ちのよい挨拶があり、さすが坂本教育賞を受賞した学校だと思いました。

一方、鏡野中学校グラウンドは、現在、整備工事中で、古い武道館を取り壊していました。もう取り壊されているかと思いますが、学校の整備環境は意欲ある生徒たちのレベル向上に重要との観点から、以下４点を質問させていただきます。

まず、①の質問です。

現在行われている鏡野中学校のグラウンド整備工事の進捗状況をお伺いいたします。

○議長（比与森光俊君）　教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君）　お答えいたします。

現在、土佐山田武道館の解体撤去工事を実施しておりますが、これを年度内に完了しまして、平成３１年度にグラウンド整備を行います。平成３１年度中には工事が完了し、新グラウンドで授業や部活動を行える予定となっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　１０番、舟谷千幸さん。

○１０番（舟谷千幸君）　平成３１年度からグラウンド整備を行うということですけれども。

それと、ちょっと私行ってみますと、合築棟のすぐ横の山が崩れて、それもあわせて工事をしているような様子だったんですけど、それに関してはいかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君）　教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君）　合築棟の北斜面につきましては、昨年の豪雨で崩壊があったものですけれども、これも災害復旧工事を現在進めておりますので、それも年度内には完了する予定でございます。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　１０番、舟谷千幸さん。

○１０番（舟谷千幸君）　これも年度内にということで安心いたしました。本当に合築棟のすぐ横で危なかったかと思いますが、本当に安心・安全の工事をよろしくお願いいたします。

次に、②の質問です。

プールの跡地の整備については今後どのようにするか、お伺いいたします。

○議長（比与森光俊君）　生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君）　舟谷議員の御質問にお答えします。

現在のプールは解体・撤去し、市民グラウンドとして整備します。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　１０番、舟谷千幸さん。

○１０番（舟谷千幸君）　市民グラウンドがすごく広くなりますね。野球部にとってはライト側がぐっと広くなって、思い切り練習ができる環境が整うかと思います。

次に、③の質問です。

現在、工事中の鏡野中学校のグラウンドを使用してクラブ活動をしていたサッカー部、陸上部に関しては、今、野球部、テニス部と一緒に市民グラウンドで練習をしているところですが、この中学校のグラウンド整備が完成しても、中学校のグラウンドに照明設備がないですので、日照時間の短い冬場、もう大分今は明るくなってまいりましたけれ

ども、一番短い時期に関しては、中学校の授業が終わるのが大体１６時半ごろやということで、それからサッカー部、陸上部が練習を始めると、日が沈むころというのは１時間ちょっとぐらいしかないということで、この現状についてお伺いいたします。

○議長（比与森光俊君）　教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君）　お答えいたします。

同じようにグラウンドを利用している部活動でありながら、照明が利用できるできないによって、練習時間に制限があるという状況は解消する必要がある、解消していきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　１０番、舟谷千幸さん。

○１０番（舟谷千幸君）　そうしたら、後の質問にも関係してくるんですけれども、④の質問です。

このような、やっぱり、環境によってクラブ活動の時間が制限されるという、そういった不公平感があるわけなんですけれども、この鏡野中学校のグラウンドというのは、昭和５６年に整備されて以来、照明が整備をされておりません。本市周辺の同じ規模の中学校は整備をされております。本当に今、合築棟が完成し、そしてまた中学校のグラウンドも整備が行われているこのときに、やっぱり中学校のもとのグラウンドも照明設備を整える必要があると、このように考えますけれども、この点に関しての見解をお聞きいたします。よろしくお願いします。

○議長（比与森光俊君）　教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君）　お答えいたします。

平成３１年度での設置は難しいかもしれませんが、補助金等を活用して設置ができるよう検討していきたいと考えています。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　１０番、舟谷千幸さん。

○１０番（舟谷千幸君）　検討を考えているとの御答弁でしたけれども、それは大体いつごろまでに示されるというのはいかがでしょうか。今、合築棟もできて、今もう中学校の設備が整っているときですけれども、財源の問題もございますが、これぐらいまでには整えたいという思いをお願いいたします。

○議長（比与森光俊君）　教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君）　お答えいたします。

昭和５６年から照明がなかったということは、もしかしたら周辺の農地等への影響も配慮してかもしれませんけど、その辺もちょっと調べてみる必要がありますけれども、平成３１年度に補助金等が活用できないかちょっと調査もして、整備できるようでありましたら、計画に上げていきたいと考えています。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１０番、舟谷千幸さん。

○１０番（舟谷千幸君）　　ぜひそのような検討をよろしくお願いしたいと思います。

鏡野中学校のグラウンド照明を設置して、やはり合築棟と同様に市民にも開放して、身近なスポーツ施設として役割を持たせるためにも、ぜひグラウンド照明の設置を望むものです。

次に、大きな２の図書館についての質問です。

新図書館建設は「人、文化、世代、地域をつなぐ図書館」の基本理念のもと、２０２１年の完成予定に向けて大きく動き出しております。この３月２０日には議員協議会に新図書館の進捗状況が示されることになっております。

教育厚生常任委員会で去る２月６日、岡山県新見市の新見図書館を視察させていただきました。新見市は人口が約２万９，０００人、市の面積の８６％が森林、また高齢化率が３９％、そしてまた財政指数も本市と、ちょっと多いですけれども、よく似た市でございました。けれども、図書館の蔵書数、また職員体制、これについては本市よりは一回り大きな図書館でございました。そこで、本市の図書館についてお伺いいたします。

まず、①の質問です。

平成２９年度の１日平均の３町別の図書館の利用者数、そして貸出冊数をお伺いいたします。

○議長（比与森光俊君）　　生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君）　　お答えします。

１日当たりの利用者数は本館が１０７．６人、香北分館が２２．９人、物部分館が７．５人です。次に、１日当たりの貸出冊数は、本館が２２６．７冊、香北分館が３１冊、物部分館が１０．９冊です。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１０番、舟谷千幸さん。

○１０番（舟谷千幸君）　　利用者数と貸出冊数が示されて、ありがとうございます。

今、平成２９年度をお聞きしましたけれども、この前後、例年に比べて、大体このような推移で横ばいなのかどうかをお聞きいたします。

○議長（比与森光俊君）　　生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君）　　お答えします。

利用者数と貸出冊数はともに伸びていると聞いております。その理由につきましては、平成３０年７月から１人当たりの貸出冊数を５冊から１０冊にしたことに加えて、同月開館しましたオーテピアの影響が増加につながっていると考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１０番、舟谷千幸さん。

○１０番（舟谷千幸君）　　伸びてきてるということなので、すごくいい傾向だと思います。

ここで、新見図書館とは一律には比較はできませんけれども、ちょっと私のほうで比較したときに、新見図書館は１日の利用者数が９６人ということでした。新見市はそういったことで蔵書数も多いし、図書館行きのバスが小中高の方には無料で、１日６便バスがあると。そして、また開館時間も朝の１０時から夜の８時までと時間的にも違うんですけれども、新見市は、１日９６人の利用者数に対して、我が本市は、今、岡本課長がおっしゃられた本館だけでも１０７．６人ですので、結構本市のほうが上回ってるなというふうに思いました。

そしてまた、貸出冊数、これでは新見図書館はぐっと多くて、３５６冊ということですので、これは本市が２２６．７冊ですので１００冊ぐらいは少ないんですけれども、この新見市は何と１日の貸し出しで１人当たり２０冊が貸し出される。今、本市は５冊から１０冊にふやしたということですけれども、新見市は１人当たり２０冊という倍の、１人がたくさん借りることができるということも、新見市が多いのかなと思われます。

本当に新見市とは、森林とか人口とか、それから高齢化率とかよく似てるんですけれども、我が市は少ない職員体制の中、３町にわたって開館されているということからも、本当に全国レベルからいきますとまだまだ利用者数は低い、次の質問になりますけれども、全国レベルから言うとまだまだというところもございますが、新見市は本当によく工夫されて、図書館の利用がされてるんだなというふうに感じます。

それで、次の②の質問でございます。

高知県図書館振興計画によりますと、県民１人当たりの年間貸出数は、２０１５年度、全国平均が５．４９冊、人口段階別では５．１冊になりますが、これに対して高知県の平均は３．８５冊と大幅に下回っていると。高知県では２０２２年度の１人当たりの年間貸出数の目標を３．９から４．２冊に引き上げるという目標を立てているということでございます。

そこで、本市、これは３町合同の本市の数ですけれども、２０１５年度の１人当たりの年間貸出冊数と、そして、目標である２０２２年度の１人当たりの年間貸出冊数の目標をお伺いいたします。

○議長（比与森光俊君）　　生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君）　　お答えします。

２０１５年度の１人当たりの年間貸出冊数は２．６冊です。また、２０２２年度の１人当たりの年間貸出目標冊数は４冊です。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１０番、舟谷千幸さん。

○１０番（舟谷千幸君）　　２０１５年度が本市は２．６冊ということですので、全国平均から言うと半分程度になります。それを２０２２年度には４冊に上げるという目標を立てているということですけれども、どんなふうに取り組みをしていこうというふうに考えているかをお伺いいたします。

○議長（比与森光俊君）　　生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君）　　お答えします。

今後、図書館をより多くの方に利用していただき、貸出冊数の増につなげるためには、レファレンスサービス、蔵書整備、図書館職員の資質の向上などに努めながら、ホームページ等に図書館情報を随時発信していくように取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１０番、舟谷千幸さん。

○１０番（舟谷千幸君）　　そして、この新図書館の完成に向かって、２０２２年度の１人当たりの年間貸出数の目標をぜひ突破するように、新図書館建設で機運をしっかり盛り上げる、これをよい機会にしなければならないと思いますので、本当にこの機会をよい機会に捉えて、本の貸し出しをアップしていきたいというふうに考えます。

次に、③の質問でございます。

香美市では読書通帳が導入されております。資料のナンバー１をごらんください（資料を示しながら説明）。

このようなものですけれども、この表紙には香美市図書館のマスコットキャラクター「かーみぃちゃん」、香美市が合併されて１０周年のときにたくさんの応募から生まれた、かーみぃちゃんですけれども、そして、読書通帳の裏には、ここには載せておりませんが、裏には明石　正さんが撮った香美市の風景写真が載せられております。表紙の分とか裏の明石さんの写真とか、全部で１０種類ほどあるそうです。

この読書通帳の中を見ますと、本のタイトルや、そこにありますように感想を自分で記入していくものです。そして、本の分類とか、そして５０冊読みますと認定証に図書館長印が押されて、粗品もいただける工夫された読書手帳です。粗品をいただいてまいりましたので（資料を示しながら説明）、このような、かーみぃちゃんのファイルをいただけるということでございます。この読書通帳がいつから導入されて、最近まで利用された冊数、そして年度別の冊数をお伺いいたします。

○議長（比与森光俊君）　　生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君）　　お答えします。

読書通帳は、平成２９年４月に導入しまして、平成３１年２月までの利用冊数は約６００冊です。年度別では平成２９年度が約２５０冊、平成３０年度（３１年２月末まで）が約３５０冊です。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１０番、舟谷千幸さん。

○１０番（舟谷千幸君）　　今まで６００冊ほどが使われているということですけれども、図書館の利用数からいいますと、本当にせっかくよい手づくりの読書通帳ですけれども、やっぱりまだ活用が少ないように思います。昨年のこの新図書館の事業計画のパブリックコメントの２月から３月を見ますと、やっぱり読書通帳がこのように導入され

ているのを知らずに、読書通帳の導入を希望されていたというようなこともございましたので、やはり本当に市民にもっともっと活用していただかなければいけないなというふうにも思います。

そこで、④の質問です。

新見図書館のサービスで一番人気だったのが、読書通帳機ｍｉｎｉの専用機を用いた読書通帳でした。

ちょっと薄いですけれども、資料２をごらんください。上が新見図書館、そして新見図書館の下が香南市の図書館で使われている機器です。香南市では昨年の１１月、県内で初めて読書履歴通帳が導入されておりまして、お聞きをしますと、始まって２カ月ですので、皆さん物珍しさもあったんでしょうけれども、２カ月間で利用者が２倍に増加したと、このようにもお聞きしております。

新見図書館と香南市のこの図書館の読書通帳用の専用機、そして、この右側のほうは香南市の図書館の通帳の中身をコピーしたものですけれども、このように両市のような専用機を用いた読書通帳に対する認識をお伺いいたします。

○議長（比与森光俊君）　　生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君）　　お答えします。

香美市立図書館では、図書館職員手づくりの読書通帳を作成し、利用者が本のタイトルや感想などを手書きできることから、手づくりの通帳は温かみが感じられるとの声もあり、利用者には大変好評を得ておりまして、現在のところ、利用者からは読書通帳に対する機械導入の声はありませんが、利便性などを考えますと、今後、導入の声が上がってくるのではないかと想定します。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１０番、舟谷千幸さん。

○１０番（舟谷千幸君）　　利用者のほうからすごく温かみがあり好評だということで、本当に通帳に関してのまた新たな、今の通帳をもっと利用していただく機会にもなったらいいかなと思いますし、また新たな通帳についても考える必要があるかと思いますので、よろしくお願いいたします。

⑤の質問でございます。

専用機を使っての読書通帳ですが、資料にありますように、香南市の中身を見ていただきましたら、本の日付、タイトル、著者、そして単価が書いてあります。これは香南市の分ですけれども、新見図書館は単価とかの値段はございませんけれども、このように印字をされていきます。新見市のほうは２１６冊、そして香南市は３３６冊が記録されると。我が市の分は５０冊で１つということですので、このように冊数も随分違いがございますので、本当にやはり本の冊数も多く、書き抜かりの少ない大切な記録帳として、もっと読みたいを促進すると思います。

先日、香南市の図書館のほうへ行ってまいりましたら、そこに子供さん連れのお母さ

んが子供さんの名前で印字をされておりまして、お聞きしますと、子供の歴史、成長過程でこの本を読んだという、通帳で大切な記録として残していくという、そのような一面もありますので、そうだなというふうにも私も思いました。

新図書館の建設の機会に、専用機械を用いた読書通帳の設置導入が望まれます。これについての見解をお伺いいたします。

○議長（比与森光俊君）　　生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君）　　お答えします。

読書通帳専用機は、貸出記録を簡易に記帳できるなど、多くの利点があります。また、専用機の導入により、図書館の利用者数の増加につながることも十分考えられるため、新図書館開館に向けて、図書館利用者等の声も聞きながら、導入については検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１０番、舟谷千幸さん。

○１０番（舟谷千幸君）　　利用者の声を吸い上げるというようなお話でしたけれども、どのような形で吸い上げるような思いでしょうか、お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君）　　生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君）　　お答えします。

３館及び本庁・支所等にアンケート用紙を置きまして、御意見を聞くことも１つの手段であると考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１０番、舟谷千幸さん。

○１０番（舟谷千幸君）　　しっかり市民の声を聞いていただき、導入に向けての御検討をお願いしたいと思います。

財源についてでございますが、気になるところでございます。以前は何百万円もしたということですけれども、この新見図書館の分は機械代が８５万円、プラスシステム代が幾らか要ると。それから、この下の香南市に関しては、１００万円で導入したと、このようにございますけれども、香南市は表の通帳にコマーシャルを入れて、１０万円から１５万円ほどの運用費をそれで賄っているというようなこともお聞きをしました。財源も問題になってくるかと思いますが、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

最後になりますが、新見図書館でも話されていましたが、「読書は健康寿命を延ばす効果がある」と昨年の１０月にＮＨＫで放送された番組で、健康寿命の一番長い山梨県は、図書館が多く学校司書の配置も全国一で、小さいころからの読書週間が大切、健康寿命を延ばすために図書館の存在が大きな鍵になってくるとのコメントがありました。

ますます新図書館建設に向けての期待が膨らみます。読書意欲を高め、図書館利用の活性化が期待される専用機を用いた読書通帳の設置を望みまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（比与森光俊君）　　舟谷千幸さんの質問が終わりました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ延会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君）　　異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定しました。

次の会議は３月８日午前９時から開会いたします。

本日の会議はこれで延会します。

（午後　２時１１分　延会）

地方自治法第１２３条第２項の規定による署名者

議　　長

署名議員

署名議員

平成３１年第１回

香美市議会定例会会議録（第４号）

平成３１年３月８日　金曜日

平成３１年第１回香美市議会定例会会議録（第４号）

招集年月日　平成３１年２月２７日（水曜日）

招集の場所　香美市議会議場

会議の日時　３月８日金曜日（会期第１０日）　午前　９時００分宣告

出席の議員

１番	萩野義和	１１番	山崎晃子
２番	山口　学	１２番	濱田百合子
３番	久保和昭	１３番	山﨑龍太郎
４番	甲藤邦廣	１４番	大岸眞弓
５番	笹岡　優	１６番	依光美代子
６番	森田雄介	１７番	村田珠美
７番	利根健二	１８番	小松紀夫
８番	山本芳男	１９番	島岡信彦
９番	爲近初男	２０番	比与森光俊
１０番	舟谷千幸		

欠席の議員

１５番　小松　孝

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	法光院晶一	ふれあい交流ｾﾝﾀｰ所長	明石清美
副市長	今田博明	福祉事務所長	佐竹教人
総務課長	山中俊明	農林課長	西本恭久
企画財政課長	川田　学	商工観光課長	竹崎澄人
会計管理者兼会計課長	森　安伸	建設課長	井上雅之
管財課長	秋月建樹	建設課林業土木担当参事	澤田修一
定住推進課長	中山繁美	環境上下水道課長	安井幸一
防災対策課長	中山泰仁	《香北支所》	
市民保険課長	植田佐智	支所長	黍原美貴子
健康介護支援課長	前田哲夫	《物部支所》	
税務収納課長	公文　薫	支所長	近藤浩伸

【教育委員会部局】

教育長	時久惠子	教育振興課長	横山和彦
教育次長	野島惠一	生涯学習振興課長	岡本博章

【消防部局】

消防長　寺田　潔

【その他の部局】

監査委員事務局長　　三　谷　由香理

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長　　猪　野　高　廣　　議会事務局書記　　中　村　友　紀

議会事務局書記　　一　圓　まどか

市長提出議案の題目

議案第　４３号　香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議員提出議案の題目

な　　し

議事日程

平成３１年第１回香美市議会定例会議事日程

（会期第１０日目　日程第４号）

平成３１年３月８日（木）　午前９時開議

日程第１　一般質問

①　　６番　森　田　雄　介

②　　５番　笹　岡　　優

日程第２　議案第　４３号　香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

会議録署名議員

７番、利根健二君、８番、山本芳男君（会期第１日目に会期を通じ指名）

議事の経過

（午前　９時００分　開議）

○議長（比与森光俊君）　　おはようございます。ただいまの出席議員は１８人です。定足数に達していますので、ただいまより本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に御報告します。１６番、依光美代子さんは、遅刻との連絡がございました。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第１、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許可します。

６番、森田雄介君。

○６番（森田雄介君）　　６番、森田雄介です。議長の許可をいただきましたので、一問一答方式で一般質問を行いたいと思います。今回の質問は４点であります。

まず、１点目、障害年金の支給停止になったケースの把握についてをお伺いをいたします。

昨年５月、日本年金機構が障害基礎年金の受給者約１，０１０人に対し、支給打ち切りを検討と通知したことが反響を呼びました。これは障害基礎年金の審査手続の変更が背景にあります。以前は都道府県ごとに認定業務を行い、それぞれの地域の医師が診断書をもとに審査していました。しかし、不認定の割合に地域差があると問題視され、機構は２０１７年４月に認定業務を東京の障害年金センターに一元化しました。その影響で審査する医師もかわり、不認定の割合がふえることとなりました。報道の１，０１０人はいずれも二十前から障害のある成人であり、症状が変わらないのになぜこんな通知が来るのかわからないとの声が聞かれました。

この自治体間の認定格差ですが、２０１４年８月、共同通信が独自に年金機構に開示請求を行って明らかにしたところによりますと、申請した人のうち不支給になった割合が最大で６倍違っていました。特に精神・知的に限って見ると、２０１２年データでゼロ％が４県あるのに対し、最も高い県では５５．６％にもなっていました。この事態に対して、特に医師の主観によって認定に差が出やすい精神・知的障害に係る障害年金の認定の地域差に関する専門家検討委員会を立ち上げ、ガイドラインをつくることとなり、当時の塩崎厚生労働大臣は、もらうべき方々がしっかりもらっていただけるようにすると述べたと言われています。

ガイドラインといわれる認定基準をつくることに対しては、日本弁護士連合会からも意見書が出されていまして、その中で述べられているのが、本来認定されるべき人が、地域によっては認定されていない事態を改善するという障害者の年金受給権の確立・充実につながるものでなければならず、地域間格差是正の名のもとに障害年金の支給抑制につながることがあってはならないとしています。

当時の懸念が現実のものになったかのような事態に対して、同年７月には一転して通知の撤回となりました。そこで、以下をお聞きをいたします。

① です。

本市に該当者はいましたでしょうか。事実関係が明らかになる中で、新しい仕組みになった２０１７年度の１年間で支給停止の通知を受けた人がおよそ２，９００人いることがわかりました。そして、先ほど紹介をしました打ち切り検討通知を受けた１，０１０人、最後に予告通知を受けてなかったが２０１８年度に支給停止になった方の順に、該当した方の人数をお聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君）　市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君）　おはようございます。森田議員の御質問にお答えいたします。

南国年金事務所に問い合わせましたところ、二十前の障害による障害基礎年金受給者で平成２９年度に１年後の再審査通知を送付された方は、香美市にはいなかったそうです。また、平成３０年度に支給停止となった方は、２月末現在で１名いらっしゃいます。

○議長（比与森光俊君）　６番、森田雄介君。

○６番（森田雄介君）　通知はいなかったということです。そのほかの、通知はなかったけれども停止になったという方もおられませんでしたでしょうか。そこら辺の数は、ないのであればないというお答えがあればお聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君）　市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君）　平成３０年度に、通知の有無はわかりませんけれども、支給停止になった方がお一方おられます。

○議長（比与森光俊君）　６番、森田雄介君。

○６番（森田雄介君）　人口の割合もあると思いますので、本市は該当者はかなり少なかったという認識ではありますが、私のほうも実は一応年金事務所のほうに問い合わせをしまして、香美市だけで今お聞きをしましたけども、高知県全体では、高知県で４人いたということです。そういった形でありますし、一定の方が対象になったということだと思います。

そこで、続けて、では②に移りたいと思います。

１，０１０人への通告は撤回の方針が示されておりまして、既に停止になっていた２，９００人に対しては、再申請の手続を行うとの国会答弁がありました。今のお話では２０１８年度に１名ということです。この１名の方ですけれども、この１名の方への働きかけは、どのように行われているのかお聞かせください。

○議長（比与森光俊君）　市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君）　この支給停止になった方に対する手当というわけではございませんが、全体としまして、これも南国年金事務所に問い合わせましたところ、再審査に係る働きかけは、障害年金センターで行っているとのことでございました。

なお、市役所窓口に再審査に係るお問い合わせがあれば、手続等について情報提供はしております。

○議長（比与森光俊君）　　６番、森田雄介君。

○６番（森田雄介君）　　関連しますので、③に移ります。

障害基礎年金は情報提供というお話がありましたが、この年金の手続なんですけれども、新しい検討委員会が立ち上がりまして、ガイドラインを作成するということになったわけですが、このガイドラインの障害状態の基本として示された文言だけを見ましたら、受給条件自体が厳しく、障害厚生年金の３級に当たる受給資格要件もこの基礎年金のほうにはありません。そのため、再申請してもハードルが高く、支給を受けられないと思われがちです。

しかしながら、この障害の状態の基本は何をもとに規定されたものなのかと申しますと、社会保険労務士の安部敬太氏の資料によりますと、そもそも外部障害だけを対象としていた国民年金が、最初に内部障害を取り込んだのは１９６４年であり、このときに最初に入れられたのが結核等の障害であったと言います。同氏の分析によれば、当時の認定基準で歩行について、室内のほか庭先ならば短時間はよいとされているというところを指摘しております。このことと、活動範囲はおおむね家屋内に限られるという、新しいガイドラインでの障害の状態の基本の規定は相関しているものと考えられます。つまり、この活動範囲を家屋内とする障害状態の基本は、５０年前に疾病障害者の多くを占めていた結核の療養者をイメージしてつくられたものであると思われます。さらに言えば、障害者は家庭内に閉じ込めておけばいいという社会的背景も影響したものと考えられます。すなわち、この規定は障害者の完全参加と社会的包摂がうたわれている障害者権利条約や社会的障壁をも、障害と定義した改正障害者基本法の趣旨に添ったものとは言えないであろうとしています。

そもそもの障害があるがゆえの社会の中での生きにくさや制約、それらを主体的な行動で変革をしていかなければ、同じ権利を持っている状態にならない。対等であるがためには平等よりも公平に、能力差を埋める手だてがあってこそ対等の関係が始まると言えます。成人期にもなれば家族による扶養義務から離れ、みずからの意思で社会の中に居場所をつくっていくこと、勤労所得が最低生活水準に満たない場合は所得保障制度としての役割を持たせること、障害ゆえの特別経費は個別的ニーズに基づき保証をされること。これらの理念が実現する社会になるためにも、当人に限定せず関係団体への啓発や、当事者・家族への働きかけを求めたいと思いますが、見解をお伺いをいたします。

○議長（比与森光俊君）　　市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君）　　お答えします。

市民保険課では、障害のある方やその方の状態等を把握することは難しく、現在は国民年金窓口や福祉事務所に障害年金ガイドやリーフレットを備えて啓発に努めております。

○議長（比与森光俊君）　　６番、森田雄介君。

○６番（森田雄介君）　　リーフレットによる啓発も本当にないよりか当然あったほう

がいいわけですし、ただ、なかなか障害基礎年金を受給されている方が打ち切りで、また再審査はできるんですけれども、再審査するのになかなかハードルが高い。このガイドラインに示されているものを見れば、自分は当てはまらなくなってしまったんだなという印象を受けてしまいがちであります。

このガイドライン、注意書きもありまして、既に障害給付等を受給している者への対応というところで、「既認定者の障害の状態が従前と変わらない場合については、当分の間、等級非該当への変更は行わないことを基本とする。」という注意書きもあります。ただ、これにさらに注意書きがついて、「日常生活能力の程度」、先ほど言った目安なんかも参考にするようにということで、とりようがなかなか難しいところがあります。

やはり制度が変わり目でありますので、できるだけそういった方に対して丁寧な対応を求めたいと思います。パンフレットを見た方が窓口に来られたときは、こういった制度の流れを把握していただいた上での対応をお願いしたいと思います。その点について、最後一言お願いをいたします。

○議長（比与森光俊君）　　市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君）　　お答えします。

市町村の受託事務の範疇ではないサービスのため、担当職員の年休取得状況等を勘案した上で判断したいと思います。ですが、窓口に来られた場合は、私どもで把握できないところは年金事務所なり、関係したところに問い合わせて対応していきたいと思います。

○議長（比与森光俊君）　　６番、森田雄介君。

○６番（森田雄介君）　　そうですね。せめて関係窓口へおつなぎしていただけるようにお願いを申し上げます。

それでは、２点目の質問に移りたいと思います。財政状態の実態をお聞きしたいと思います。

本市の平成２９年度決算で、合併後初めて財政調整基金の取り崩しが行われました。あわせて普通交付税も一本算定になっていくことから、本年度予算は前年度比１０億９，３００万円、５．５％減の予算計上ということです。今年度の歳入と昨年の歳入を当初予算で比較しますと、地方交付税の減少は１億７，７００万円で、基金繰入金が財政調整基金で３億７０５万円、特定目的基金で４億１，１４９万円の合わせて７億１，８５５万円の減少、市債借り入れも５億５，４５８万円の減少ということで、交付税の減少以上に緊縮予算としたことが見てとれます。

この後には予算決算常任委員会での予算審査もありますので、詳しくはそちらに譲るとして、適正な範囲での運営かどうかを各種指標等から考察をしたいと思います。

まず、①です。

実質収支比率の推移を平成１７年度から平成２９年度、それぞれお聞きします。

○議長（比与森光俊君）　　企画財政課長、川田　学君。

○企画財政課長（川田　学君）　　森田議員の御質問にお答えします。

実質収支比率の推移につきましては、お手元にお配りした資料のとおりです。

○議長（比与森光俊君）　　６番、森田雄介君。

○６番（森田雄介君）　　自分ももらった資料と、私のほうで同じような数字も拾いましてグラフにしております。

こちら見ていただきますと（スクリーンを示しながら説明）実質収支比率、３から５％が適正値と言われております。それで本市の実質収支比率を経年で追ってみますと、もうほとんどが適正値か適正値を超える値、１０％近い形の年もあるという状況で推移してきた中で、平成２８年度だけが１．１％と大きく下がっているという状態が見てとれると思います。このように、平成２８年度だけが悪化した要因というか、その点について分析や見解はお持ちでしょうか、お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君）　　企画財政課長、川田　学君。

○企画財政課長（川田　学君）　　お答えします。

平成２８年度は、施設等整備基金に６億５，０００万円積み立てたことが要因だと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　６番、森田雄介君。

○６番（森田雄介君）　　それでは、関連をいたしますので②に移りたいと思います。

基金への積み上げを平成１７年度から平成２９年度それぞれお聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君）　　企画財政課長、川田　学君。

○企画財政課長（川田　学君）　　お答えします。

基金の積立額につきましては、お手元にお配りした資料のとおりです。

○議長（比与森光俊君）　　６番、森田雄介君。

○６番（森田雄介君）　　基金のほうの資料はいただきまして、これ今、図のほうでは下のほうなんですけれども、毎年基金を積み立てている中で平成２８年度も同じように、先ほどありましたような形で施設等整備基金にも積み立てをしたというところであります。

平成２８年度は当初、実質収支比率が大きく下がっておりまして、その前の実質単年度収支、これ上のグラフの赤いほうなんですけれども（スクリーンを示しながら説明）、この実質単年度収支も平成２８年度は明らかに悪化をしてるわけであります。こういった中で、平成２８年度に基金を積んでおるわけですね。このように、基金の積み立てが年々の剰余金を充てて積み上げたとしましたら、なぜこの単年度収支が赤字になっているにもかかわらず積み増しができたのか、こういった点への見解は何かお持ちでしょうか。

○議長（比与森光俊君）　　企画財政課長、川田　学君。

○企画財政課長（川田　学君）　　お答えします。

まず、単年度収支が赤字になってから積んだというわけではなくて、積んだ後、結果的に単年度収支が赤字になっているということです。単年度収支は前年度の実質収支の影響を受けますので、そういったこともありますので、先ほど森田議員が言われたようなことには該当しないと思っております。

○議長（比与森光俊君）　　６番、森田雄介君。

○６番（森田雄介君）　　そうなんですね。実質単年度収支は前年度の収支の影響をのけて計算をするために、単純に赤字になってるから積めないということではないわけですけれども。結局、平成２７年度の実質収支の繰越金に当たる、上のグラフの青い線が繰越金となって平成２８年度にも繰り越されていると。平成２５、２６、２７とだんだんそういった繰越金がふえていく中で、それを平成２８年度に積み上げた結果、単年度収支は赤字になったのかなというふうに見てとれます。

これ、過去に同じところがあるんじゃないかと注目してみますと（スクリーンを示しながら説明）、同じように平成２３年度が、平成２１、２２と実質収支を積み上げて、それで、その後に単年度収支が赤くなっている。その年の下の段、基金の増加を見ましたら、特定基金が平成２３年度大きく積み増しをされている。同じように平成２８年もそれほど、平成２３年ほど大きくはないんですけども、積み増しをしているということは、やはり同じように、繰り越されてきた実質収支をどこかの年でまとめて基金へ積み立てていると、そういうふうに見てとれるんですけれども、この認識でよろしいのか、一度お聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君）　　企画財政課長、川田　学君。

○企画財政課長（川田　学君）　　香美市の場合、実質収支から翌年度に繰り越す財源を引いた分の２分の１を財政調整基金に繰り入れてますので、実質的にと申しますか、実際繰り越すのはその半分ということになっております。ですので、それを積んだというよりも、それも含めた当該年度の収支を見た上で基金に積んだということです。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　６番、森田雄介君。

○６番（森田雄介君）　　そしたら、２面あるということですね。繰り越しは半分、そして、平成２８年度の単独での収支も見た上で積んでいると。その結果は、平成２８年度から２９年度、平成２８年度が実質単年度収支が赤字になってますので、平成２９年度に向けての影響が出たんじゃないかなというふうに自分は考えたわけであります。

それで、次の質問に移ります。関連してお聞きをいたします。

実質収支を見てましたら、収支が大きくマイナスになったのは平成２８年度であり、同年に財政調整基金、特定目的基金、それぞれの基金を積み上げております。平成２８年度の財政のやりくりを知るためにも、同年の基金積み立ての内訳及び財源をお聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君）　　企画財政課長、川田　学君。

○企画財政課長（川田　学君）　　お答えします。

平成２８年度は、財政調整基金に積み立てた５億１，９４２万円は前年度の決算剰余金を積み立てたもので、８７５万３，０００円は利子等の積み立てによるものとなっております。また、特定目的基金の積み立て７億３，４３５万４，０００円のうち主なものとして、施設等整備基金には６億５，０２５万７，０００円を積み立てており、そのうち６億５，０００万円は一般財源、残り２５万７，０００円は利子を積み立てたもので、まちづくり応援基金には６，８５４万３，０００円を積み立てており、ふるさと納税寄附金を積み立てたものです。その他の基金への積み立ては、利子等を積み立てたものとなっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　６番、森田雄介君。

○６番（森田雄介君）　　ちょっと先ほどの質問からの流れで、やっぱり財源は繰越金等、その年の収入の余りであるというところでお答えをいただいたと思いますが。そういった収入がどこから来たのかということをもう少し、歳出と歳入のどこに特徴があるのかなということを見ていきたいと思っております。

それで、これが歳入決算の推移を並べたもので（スクリーンを示しながら説明）、これはちょっと資料にようつけていないんですけども、前のパワーポイントを見ていただきましたら、ここが平成２８年度です。平成２８年度の前に、薄い緑の棒グラフですが、市債のほうが平成２６年度、２７年度と大きく歳入でふえているということが見てとれます。

もともと平成２３年度にも同じような特徴があったときにも、このときにも市債が同じようにふえてるのと、そのもう一つ前の平成２１年度には国庫支出金も大きく歳入でふえていると。こういった形で歳入があって、私、ちょっと繰越金という言葉をどうしても使ってしまうんですけども、こういった前年度に歳入した後に平成２３年度に積み上げる、同じように平成２６年度、２７年度に借り入れたもので、余った形で２８年度に積み上げると。こういうふうに私はグラフを見たときにはイメージをするわけなんですが、再度になるかもしれませんが、基金へ積み立てるということはこういう流れがあるのではないかというところに対する、見解をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君）　　企画財政課長、川田　学君。

○企画財政課長（川田　学君）　　お答えします。

そういう流れは特にはないと思っております。特に目的基金に積むときは目的を持って基金に積んでおりますし、平成２８年度の施設等整備基金に積んだものについては、収支の予測から、余裕といいますか構わない範囲を積んだということになっておりますので、前年の起債の借り入れとかっていうのは、全く関係がございません。

○議長（比与森光俊君）　　６番、森田雄介君。

○６番（森田雄介君）　　ちょっと関係がないということでありましたら、経年での流

れが、平成２６年、２７年ももう少し詳しく見ればというところではあると思いますけれども、そもそも市債の借り入れの内容が、私見ましたら一般対策事業債、これは結局、合併特例債のことだと思います。ここが大きく、額で言うと１０億円とか１３億円ぐらい、その前年度より大きく借り入れをしてるということであります。その点からしましたら、大きく借り入れをすることで、後年度、結局公債費が上がっていく要因に当然なっていくと思います。

なので、質問事項にはありませんでしたが、平成２６、２７年度の市債の積み上げはまた別の目的、施設等整備基金とかそういったものに積み立てられたのかというのは、今、課長のほうでわかりますでしょうか。

○議長（比与森光俊君）　　企画財政課長、川田　学君。

○企画財政課長（川田　学君）　　先ほどの森田議員の質問の内容がちょっとよくわからなかったんですけども、起債を借りて基金を積むというのは、合併特例債で許されてる基金の造成事業だけでありまして、それ以外は起債を借りて基金を積むということは認められておりません（後に訂正あり）。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　６番、森田雄介君。

○６番（森田雄介君）　　そうですね、合併振興基金への積み上げが起債でできるというだけですので、この市債の積み上げで何か事業を行ったという認識で、次の質問に移りたいと思います。

④であります。

基金でのやりくりのほかに、定期的な歳入・歳出の指数であります経常収支比率を平成１７年度から平成２９年度のそれぞれでお聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君）　　企画財政課長、川田　学君。

○企画財政課長（川田　学君）　　お答えします。

経常収支比率につきましては、お手元にお配りした資料のとおりです。

○議長（比与森光俊君）　　６番、森田雄介君。

○６番（森田雄介君）　　それでは、関連をしますので、⑤の質問に移ります。

経常収支比率の最も低かったところと高いところを比較をしたいと思います。下の図であります（スクリーンを示しながら説明）。先ほどの経常収支比率を図にしております。この特に緑の線、これが経常収支比率の臨時財政対策債を除く額であります。ちょうど平成２２年度のところが一番低い８８．２％となっておりまして、一番高いのが平成２９年度でありますけれども、平成２９年度はちょっと決算カードがまだ出ておりませんので、今回は前年の平成２８年度との比較をしたいと思います。

これが資料⑤につけている表でありますけれども（スクリーンを示しながら説明）、左側、こちらのほうで平成２２年度と、それから平成２８年度比べましてどこが一番ふえてるのかという差を出しまして、それに順番をつけております。一番ふえておるのが

物件費、２番目が扶助費、そして３番目が補助費等ということであります。そしてもう一つ、右側にもつけております。これが平成２７年度、前年であります平成２７年度と平成２８年度の比較であります。ここでも同じように順位をつけますと、一番ふえているのが公債費、そして２番目が物件費、３番目に人件費という並びになっております。

こういった物件費や公債費の伸びを抑えることが経常収支を抑えることだと言われております。経常収支のうち物件費、公債費で４割弱に当たりますが、年々の増加をどう分析するのか、見解をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君）　　企画財政課長、川田　学君。

○企画財政課長（川田　学君）　　お答えします。

物件費の増加は主に臨時職員賃金、ふるさと納税業務委託や指定管理料等の増加によるものでございまして、公債費の増加は主にこの間、庁舎建設であるとか支所庁舎、消防庁舎や給食センターなどの大型建設事業に伴う市債の償還額の増加により、経常的経費が増加したことが要因と考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　６番、森田雄介君。

○６番（森田雄介君）　　１つ前の基金の質問のときに、市債の平成２６年度、平成２７年度に大きく事業を積み立てた、多分庁舎建設や消防救急デジタル無線の整備をしたのがそこら辺であったと思いますが、やっぱり１０億円とか１３億円ぐらいそこで借り入れを行っておりますが、そういった影響はやっぱり後年度、特に翌年の平成２８年度にも影響は出るという認識でよろしいでしょうか。

○議長（比与森光俊君）　　企画財政課長、川田　学君。

○企画財政課長（川田　学君）　　そのとおりでございます。

○議長（比与森光俊君）　　６番、森田雄介君。

○６番（森田雄介君）　　そういうことを確認した上で、最後の質問に移りたいと思います。今までお聞きしてきたことをもとに、平成３１年度の予算についてお聞きをいたします。

経常収支比率は悪化をしております。１００を切る努力をしなければならないところと認識をしております。ただ、ポイントは物件費や公債費だと思いますので、大きくふえた平成２６、２７年度の起債の影響が今は大きいと。ただ、これは先々では減少していくものと思います。物件費の精査もして、削れるものをリストアップすることでも、賢明な財政運営につながるものと思います。また一方で、過疎債や合併振興基金はソフト事業にも充てられますので、一定期間は１００を超えた経常収支比率でも、持ちこたえることができるのではないかと思います。当然、財政調整基金もしかりであります。

過疎高齢化やインフラ整備の集中する時期を受けとめながら、若い世代の移住促進や地場産業活性化により、財政の好転を目指すのが発展的な市政運営の姿と思います。

そのような視点も含めて、この平成３１年度予算の財政は適切であるのか、見解をお

聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君）　　企画財政課長、川田　学君。

○企画財政課長（川田　学君）　　お答えします。

御存じのように、平成２９年度一般会計決算では財政調整基金の取り崩しが生じ、経常収支比率は１００％を上回り１００．５％となりました。この結果は、中期財政計画での見込みよりも３年も早く、財源不足が生じたことになります。また、平成３０年度当初予算額は合併後最大規模の１９７億円台となり、財政調整基金繰入金も当初予算ベースではありますが、約１６億円と平成２９年度に比べ約５億円もの増加になっているところです。

こうしたことに加え、歳入では今後も普通交付税が一本算定に向けて逓減していき、歳出では、平成３２年度から会計年度任用職員制度が始まることにより、多額の経費負担が見込まれているところです。こうしたことから、財源不足が拡大していくことは容易に推測ができるものです。したがいまして、将来にわたり持続可能な財政運営を行っていくためには、予算額や財政調整基金繰入金の抑制を図っていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　６番、森田雄介君。

○６番（森田雄介君）　　見込みより資金不足が訪れるのが早かったということでありますが、平成２６年、平成２７年に合併特例債を大きく借り入れた、これは予定どおりの借り入れであったんでしょうかね。

○議長（比与森光俊君）　　企画財政課長、川田　学君。

○企画財政課長（川田　学君）　　予定どおりでございます。

○議長（比与森光俊君）　　６番、森田雄介君。

○６番（森田雄介君）　　合併特例債のほうが、大体１０年間ということでありましたけども、最後の年が平成２６年度、平成２７年度であったんじゃなかろうかと思います。ただ、その後、特例債の期限が各市町村、自治体の要望もありまして延長になって、多少詰めて借りなくてもよくなった部分もあるんではないかと思います。なので、逆に自分は平成２７年度までに急いで借り入れをしたんじゃないかなという見解も持っておるんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君）　　企画財政課長、川田　学君。

○企画財政課長（川田　学君）　　お答えします。

まず、延長になったというのはここ最近のことですので、それまでは平成３２年度までということでの計画に基づいて借り入れを行ってはおりますので、慌ててとかということは特にございません。ただ、庁舎関係は有利な起債が合併特例債しかございませんので、当然平成３２年度までに整備することを目指したものではあります。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　６番、森田雄介君。

○６番（森田雄介君）　　どうしても建てかえの時期が重なっているというところで、借り入れをせざるを得なかった。今後もさらに図書館とか続いてはいくんですけども、一定それの建てかえが終われば起債の借り入れというのは落ちついていく、実際、合併特例債自身も借り入れの期限が過ぎていくということだと思います。その先はだんだん、ちょっとまたこの経常収支比率、公債費の割合なんかも減っていくという見通しになるんじゃないかと思いますが、今わかるところがありましたら。

○議長（比与森光俊君）　　企画財政課長、川田　学君。

○企画財政課長（川田　学君）　　起債の借り入れ、それから公債費の支出につきましては一定落ちつくのではないかと思っておりますが、経常収支比率につきましては、どうしても普通交付税の影響を大きく受けますので、その動向により１００というか、改善がどれぐらい進むかというのはありますけども、ただ、そのためには、経常経費の見直しといいますか、事務事業の見直しも進めていかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　６番、森田雄介君。

○６番（森田雄介君）　　経常経費、人件費、物件費ということであります。またこういった中身も、また今後も精査をしていって削るべきところは削ると、しかし、削れないというか、将来に向けて市政の発展のために必要な政策はしっかりと進めていく、予算を確保していくということが、発展的な市政運営、選択と集中というところになるんではないかなと思います。

そういった点を含めまして、この平成３１年度の予算編成をするに当たってのそもそもの方針というのは、どんな方針が立てられた上での予算編成であったのか、お聞かせください。

○議長（比与森光俊君）　　企画財政課長、川田　学君。

○企画財政課長（川田　学君）　　お答えします。

方針は、事務事業の見直しとか、当然、従来からやってきていました内容に加え、今年度においては、当然、事務事業の見直しや精査は従来より各課においてもやってはいただいておりましたが、より実効性のあるやり方としまして、各課に一般財源額を配分する方法をとりまして、その範囲内の中で事業の見直しを図ってもらったというようなやり方をとりました。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　６番、森田雄介君。

○６番（森田雄介君）　　そういうやり方をしたということをお聞きしました。将来のことを考えてそうせざるを得なかったところもあったのかもしれませんが。ただ、今後なんですけれども、こういった枠内での予算編成が今後も必要になるということでありましたら、より精査をした中で、選択と集中といったところも大事になってくると思い

ます。そういった点を、これは市長のほうにお聞きしたいと思いますが、今後の予算編成の、そういった厳しくなる中で選択と集中といったときに、市長のお考えはいかようであるのか、お聞かせください。

○議長（比与森光俊君）　　市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君）　　財政につきましては、ただいまるる申し上げましたように、これまでの中ではお約束をしてきた事業、これを実現しなければならないということでやってまいりましたけれども、その中にはやはり想定以上にお金のかかることもございました。そして、事業をやっていくためには人が必要ということで、さまざまに現場で頑張っていただいたわけでありますけれども、そうしたものが財政にとっては大変厳しい状況になってきております。ですから、議員が言われるように、選択、集中していくことはこれから大事だと思いますけれども、選択、集中だけでなくて、思い切った行政改革も視野に入れてやっていかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　６番、森田雄介君。

○６番（森田雄介君）　　そしたら、今回の予算についての質問は以上にしたいと思います。

それでは、３点目の質問であります。ものづくり会議についてお伺いをいたします。私としましては、このものづくり会議はむしろ積極的に予算の中でも、大きな予算ではないにしても、効果が期待できる事業じゃないかということでお聞きしたいと思います。

この平成２８年度より始まりましたものづくり会議は、それまでの香美市振興計画の地域産業の振興と就業機会確保の総合的な推進における各産業の連携による地域産業の魅力の増進施策を見直し、特産品振興事業の補助金からものづくり会議の報償費に改められてスタートしたと思っております。

振興計画の中での課題としましては、さまざまな産業が市内にありますが、その連携が十分でないため、新たな活路を開いていくことが求められるとともに、高齢者、女性、障害者等の多様な就業の場の確保を必要としています。しかしながら、実施計画においては、多様な就業機会の確保施策のための予算はついておらず、計画の各産業の連携による地域産業の魅力の増進施策には、ものづくり会議の予算が充てられているのみとなっています。逆から見れば、第１次振興計画にあったテクノパークへの企業誘致などは一旦脇において、平成２９年度から始まった第２次振興計画において、ものづくり会議こそが一番やりとなって局面打開に向かうと見てとるところであります。

平成３０年度予算では、それまでの報償費より増額した５０万円の予算が組まれております。期待も込めて本年度の取り組み、成果、今後の見通しを伺います。

○議長（比与森光俊君）　　定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君）　　森田議員の御質問にお答えいたします。

ものづくり会議は、香美市の産業発展とものづくりを支える人材育成のために発足し

た会議で、平成２８年度の準備会を経て、平成２９年７月に発足いたしました。ものづくり会議には、土佐打刃物、フラフ、物部川ブランドの３つの分科会があります。

土佐打刃物では、平成２９年７月開催のものづくり会議で、後継者育成に向けた（仮称）鍛冶屋の学校創設プランの説明がされ、分科会、鍛冶屋の学校検討委員会で協議を重ねてきました。今後は、ことし１０月の開校に向けて進んでおります。毎年３人の研修生を受け入れ、土佐打刃物の後継者の育成につなげていきます。

フラフについては、フラフの文化を継承し、伝統的工芸品として産業を次世代につなげるため、まずはフラフがたなびく風景づくりとして、龍河洞や商工会、観光インフォメーション、セレネ広場、市役所、消防庁舎等、市内各所にフラフの掲揚を始めました。平成３１年度は秦山公園にも掲揚し、また小中学校にも協力していただくように準備を進めております。また、フラフの情報発信としてフォトコンテストを予定しており、市内各所でフラフがたなびく風景づくりを通して、事業者とも協力しながら、フラフ産業の発展につなげていきたいと考えております。

物部川ブランドは、物部川流域で従前から栽培、食されてきた在来作物を地域資源として活用し、地域内での生産・加工・販売体制の構築による地域振興とともに、在来作物を将来に引き継いでいくための体制づくりを目指しております。今年度は地域と作物の掘り起こしのため、物部町、神池や影仙頭などで現地調査を行い、在来作物の絞り込みを行いました。今後は地域の方や市内の飲食店の協力を仰ぎながら、加工品の可能性を探っていきます。

また、香美市に移住されて起業した、高知カンパーニュブルワリーのクラフトビールＴＯＳＡＣＯも、ものづくり会議で応援をしております。物部川ブランド分科会でＴＯＳＡＣＯのお話を聞く機会を設けましたり、昨年４月に開催しましたお披露目パーティーに協賛をしたり、また情報発信やふるさと納税の返礼品につなげております。ＴＯＳＡＣＯは、ことし２月１６、１７日に開催されましたジャパン・グレートビア・アワーズで、新商品の和醸ケルシュが最高賞の金賞に、既に販売されております県産米と山椒を使ったこめホワイトエールも銀賞に選ばれております。

今後も香美市で起業される方々への応援やアドバイス、異業種間の連携、伝統産業の発展に向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　６番、森田雄介君。

○６番（森田雄介君）　本当にたくさんの商品が開発されつつあるというか、もう既に一部は開発されて、新聞でそういった記事を見る機会もふえてきたというところであります。ぜひともこういった今あるもの、また、なかったとしても新たにつくり出すものを生かしたものづくり会議の進展、これ平成３１年度も引き続いてやると思います。今後のスケジュールというか、１つはブランドの中での作物の掘り起こしということも伺いました。そういったことを引き続きやっていただいて、また時々には成果も聞かせ

ていただけたらと思います。

それでは、最後の４点目の質問に移らせていただきたいと思います。会計年度任用職員制度についてお聞かせをいただきます。

先ほども財政上大きな支出になるんではないかというお話も少しありましたが、たびたび私のほうもこの制度、国のほうが主導して進めるものでありますから、財源の確保は国に求めるべきということもお聞きをしておるところであります。また、今回はそれに加えまして制度運用のほう、これがどんなふうになっていくのかということでお聞きをしたいと思います。

この会計年度任用職員制度ですが、２０２０年度、来年の４月からと国のほうで決められております。

平成３０年一般会計補正予算（第７号）で会計年度任用職員制度支援委託業務がほぼ丸々繰越明許費となっております。本来ならば任用、勤務条件等の内容が確定をして、制度改定内容を臨時・非常勤職員へ内容説明を行う予定であったというところが、おくれているということであろうかと思います。また、平成３１年度予算には、会計年度任用職員制度システム導入委託として４５７万８，０００円が計上されています。これが平成３０年度予算には入ってなかったという、人事給与システムだろうと思います。

これらはともに委託ということでありますが、関係条例として議会へ上程された後、説明会や募集、任用といった実務を行わなければなりません。平成２８年の調査で特別職非常勤を除いた臨時・非常勤職員が２８４名だったと思いますので、３００名弱の募集と任用を行わなければならない、まことに多大な業務が待ち受けているということだと思います。

そこで、まず①です。

２０１９年度、平成３１年度の作業スケジュールはどうなっているのかお聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君）　総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君）　お答えいたします。

スケジュールとしては、４月以降、例規等の作成と並行し、各課ヒアリングを実施の上、任用予定数及び給料月額等を決定し、その後、組合との交渉を経て９月議会に条例案を上程する予定です。そして、条例案等の可決後、年末までに職員募集及び選考を実施し、来年１月以降は給料の決定及び任用通知を行い、３月中には任用を確定したいと考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君）　６番、森田雄介君。

○６番（森田雄介君）　新しいシステムというのが多分入ってくる予定の、この予算組みやと思いますが、そういったシステムはいつごろ入ってくるのか。多分これ、入ってきてすぐ使うには、少し研修なんかもあると思うんですけど、いつごろになりそうで

しょうか。

○議長（比与森光俊君）　　総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君）　　お答えいたします。

システムにつきましても、例規、給料決定等とあわせてやっていくことになると思いますので、時期的にいつごろかというのは現在のところまだ決まっておりません。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　６番、森田雄介君。

○６番（森田雄介君）　　次の質問に移ります。

新たに募集された会計年度任用職員は、個々の資格や前歴を加味した処遇になるのではなかろうかと思います。募集、選考、任用、その他の事務のための体制づくりは大丈夫なのか、お聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君）　　総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君）　　お答えいたします。

会計年度任用職員制度については、各種条例等の整備に加え、さまざまな条件を加味した賃金の決定や組合との交渉等、事務量は増大します。また、臨時職員が多く配属されている部署との連携も欠かせません。以上のことから、万全の体制で臨まなければならないと考えており、他の重要業務を抱えている部署等の状況も踏まえて、業務量、業務の質等を総合的に判断していくことが必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君）　　６番、森田雄介君。

○６番（森田雄介君）　　今、部署によって本当にたくさんの臨時職員を抱える、ちょっと課もあるということですけれども、面接や書類選考、ヒアリングもして任用予定数や給料月額などは聞くということでしたけれども、面接や書類選考、こういったことも部署ごとということになるんでしょうか。それとも一元化なのでしょうか。

○議長（比与森光俊君）　　総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君）　　お答えいたします。

面接、選考については、部署ごとに行っていただくように考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君）　　６番、森田雄介君。

○６番（森田雄介君）　　部署ごとに行うに当たっては、やはり一定の公平性とか選考方法の一定の標準化というようなものも、多少の話し合いは必要やと思います。

それで、条例が９月に出て議会で可決されましたら、年末までに募集と選考を行うということです。これは各部署でこういった募集と選考を今の体制でやっていくということになるのかどうか、そういった見通しをお聞かせください。

○議長（比与森光俊君）　　総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君）　　お答えいたします。

先ほどお答えしましたように、業務量につきましては増大していきますので、当然、今の体制ではなかなか難しいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君）　６番、森田雄介君。

○６番（森田雄介君）　そういった体制、人員的な体制なんかもそろえていかなければならないということでありますので、そういった体制がとれるようにお願いをいたしまして、私の質問は以上で終わらせていただきたいと思います。

○議長（比与森光俊君）　森田雄介君の質問が終わりました。

準備のため、少し休憩します。

（午前１０時００分　休憩）

（午前１０時０３分　再開）

○議長（比与森光俊君）　正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を行います。

５番、笹岡　優君。

○５番（笹岡　優君）　おはようございます。一般質問最後ですが、よろしくお願いします。５番、日本共産党の笹岡　優です。

今月の１１日が未曽有の被害となった東日本大震災から８年になります。昨年は、日本列島が大きな災害に相次いで見舞われた１年でした。豪雨や地震などで住まいを失い、仮設住宅で年を越した方々も大勢います。世相を示す昨年の漢字に災い、災害の「災」が選ばれたのも、被害に心を痛める国民の気持ちのあらわれです。災い転じて福となす、まさにそういう年にしていかなければなりません。

異常気象の多発や地震、火山活動の活発化が指摘される中で、災害に強い政治に本腰を入れて進めるときではないでしょうか。

そこで、スクリーンのほうを見ていただければ（スクリーンを示しながら説明）、４つのプレートが集中しているのが日本列島です。これがユーラシアプレート、そしてこれが北米プレートで、今、太平洋プレートとフィリピンプレートがずっと押し寄せてきています。ですから、今その状況の中で、大変日本列島全体が地震に対する懸念が広がっています。こういう形ですね（スクリーンを示しながら説明）。

また、ここには、見ていただければ（スクリーンを示しながら説明）、この前の東日本大震災のときもそうですが、北海道も含めて大変北米プレートがはね上がろうはね上がろうという動きがあります。ここの糸魚川静岡構造線、これが東日本と西日本を２つに切り裂く、ここにフォッサマグナがあります。そしてここにありますように、今回、南海、東南海含めて、これから地震が起こる可能性がある、この四国も関係する状況があります。

そして、これが（スクリーンを示しながら説明）、赤いのが活断層があります。ここ

にずっと中央構造線が走ってますね。

２月２７日の高知新聞に、「東北―関東、マグニチュード７の危険」があるということで、そういう記事も載りました。

ここにちょっと持ってきました写真ですが（資料を示しながら説明）、これが徳島県の海陽町の宍喰、旧の宍喰町にあります漣痕です。だから、もともとこの四国の場合は室戸岬がありますから、この室戸岬自身がずっとフィリピンプレートに引っ張られています。そして室戸岬は、これがはね上がりはね上がりしてきて、四国の場合、ずっと地層が太平洋のほうからこうなっています。ですから、もともと引っ張られて立ち上がり立ち上がりしてますので、宍喰ではこういう地層が縦になっている、これが四国の実態なわけですね。

そこでお聞きします。災害のリスクの高まりにどう備えるか。

（１）です。日本列島のプレート構造と南海トラフ地震、そして中央構造線、仏像構造線の動きによる災害リスクにどう向き合うのか。幾つかの角度からお聞きします。

①です。

予想が難しい地震の可能性を評価する新制度、臨時情報が発表されることになりました。事前の備えとしてどう生かすのか、その取り組みについてお聞きします。

○議長（比与森光俊君）　　防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君）　　お答えいたします。

平成２９年９月、国の中央防災会議・防災対策実行会議が開かれ、現時点において科学的に確立した手法はなく、大規模地震対策特別措置法に基づく現行の地震防災対策が前提としている確度の高い地震の予測ができないため、これを見直し、南海トラフ沿いで観測された異常な現象に対し、現実的に実施する防災対応の基本的な方向性が整理されました。これを受けて、新たな防災対応が定められるまでの当面の間、気象庁は、大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった場合などに、南海トラフ地震に関連する情報を発表することとし、同年１１月から運用を開始しております。

平成３０年度、高知県では全市町村参加のもと、南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表された場合の対応に関する会議を５回開催し、国が新たな防災対応の基本方針を定めるまで、当面の防災対応方針について検討を行いました。その結果、高知県として、地震対応は突発対応が基本としつつも、県民に具体的な防災対応を呼びかけ、減災につなげることとなりました。

設定された対応基準は、災害への脆弱性の高い方として、津波の到達時間が短い地域の避難行動要支援者、耐震性のない住宅に居住する方、土砂災害警戒区域内に居住する方を定義し、これらの方を対象に避難を呼びかけることとしております。避難期間は７日間でございます。市町村はこの対応基準を基本として、住民への避難の呼びかけと避難所の開設を行うこととなっており、本市におきましても、避難準備・高齢者等避難開始を発令し、防災対応を行うこととしております。

なお、本年度中には国からガイドラインが示される予定であり、その後、災害対策基本法に基づく防災基本計画や、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく基本計画など、国策定の計画が修正されるのを待って、本市の地域防災計画を修正したいと考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君）　５番、笹岡　優君。

○５番（笹岡　優君）　今、県も動き出してますが、東北大学のチームが、南海トラフ地震に関する臨時情報が発表されたとき、社会にどんな影響が出て、行政や企業はどんな対応を迫られるかを研究しています。１つ目、異常な現象に関する現象評価の問題、２つ目に、異常な現象や臨時情報の発表を受けた社会の反応・影響に関する社会影響、３つ目に、それらを踏まえて推奨する対応を検討する対応行動体系化、この３つの角度で今、研究しています。ぜひ県とも連携して、研究情報の収集が必要ではないでしょうか、見解を求めます。

○議長（比与森光俊君）　防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君）　お答えいたします。

御紹介いただきました報道につきましては、私も記事を拝見いたしました。先ほど御説明しましたとおり、臨時情報への対応につきましては、高知県内の全市町村で取り組むべき対応基準として、南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合の当面の防災対応方針が決定されております。この方針は国のワーキンググループでの検討状況などを踏まえ随時見直されることとなっておりまして、御紹介いただいた研究成果を含め、有用な情報は適宜反映されていくものと考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君）　５番、笹岡　優君。

○５番（笹岡　優君）　ぜひよろしくお願いします。

国が３月に市町村向けの対応指針を発表する方針ですが、具体的な対応までは盛り込まないという情報があります。しかし、この臨時情報を受けて、市町村は本当に市民との関係で切迫感に詰まらされてきます。そのため、南海トラフ地震への対応は現場である市町村が大変重要になってきます。２０１９年度の高知県の予算が、臨時情報を出した際に市町村が避難所を開設し運営する経費５億円を組んでいます。これを有効的に生かすべきではないでしょうか、見解を求めます。

○議長（比与森光俊君）　防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君）　お答えいたします。

臨時情報が発表された場合は、市町村の呼びかけに応じて多くの方が避難所へ避難することが想定されます。災害が発生していない状況では災害救助法は適用されませんので、避難所の設置に関する費用負担が大きくなります。そのため、県に対しては財政的支援を強く求めてきたところでございまして、県の新年度予算に当該補助金が計上され

ることとなりました。防災対応に必要なコストが軽減されることとなりますので、この制度を活用いたしまして、速やかな避難所の開設、そして避難者の受け入れを実施したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君）　　５番、笹岡　優君。

○５番（笹岡　優君）　　②に行きます。

昨年の１２月議会でも紹介した東京大学名誉教授で測量学の世界的権威の村井俊治さんが率いる地震科学探査機構のＭＥＧＡ地震予測ネットワークは、１週間で５センチ以上の地表の上下の動きがあった地点を示し、地表の長期的な隆起や沈降、上がったり下がったりしていると、地表が東西南北のどの方向に動いているのかの水平方向の動きを分析し、過去の地震の前兆現象と比較した上で、震度５以上の地震が発生する可能性があるエリアを警戒ゾーンとして、今、発表してきています。このＭＥＧＡ地震予測ネットワークの活用も必要ではないでしょうか、見解をお聞きします。

○議長（比与森光俊君）　　防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君）　　お答えいたします。

現在、国・都道府県・市町村の地震対策は、気象庁から発表される情報を基本としております。この情報は、その後の防災対策を講じる基本となるもので、社会的影響も大きいことから、相当程度信頼性の高い内容であることが求められます。御紹介いただいた予測システムについて有用性が実証され、精度の高い指標として確立されるものであるのか、今後の評価を注視したいと考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君）　　５番、笹岡　優君。

○５番（笹岡　優君）　　２０１１年の東日本大震災以来、日本列島は全体的に南東方向に地表が動いている。こうですわね、こう動いている（スクリーンを示しながら説明）。静岡県の東部を初めとする日本の南側、南海トラフに並行する一帯だけは、北西方向に移動している。この地域です、北西（スクリーンを示しながら説明）。こういうことを言っています。この一帯は日本列島全体の動きに逆らっていて、お互いに押し合った状態で均衡していた。昨年の８月下旬にその均衡が突然崩れ、南東方向への移動が突然消え、南海トラフに並行する陸域の一帯が大きく北西方向に移動し始めている。これまでにない異常な水平変動が起こっていると、だから、東日本はこう、西日本はこういう方向に動いている、こう指摘しています。

臨時情報を効果的に生かすためにも、研究が必要ではないでしょうか。注視するという話がありましたが、ぜひこれは考えていただきたいと思います。

次に、（２）に行きます。

災害時の初動として、避難場所を確保することが最大のポイントです。まず、地震がどこで起こるかわかりません、どこであるかわかりません。まずそのときに避難場所、

どこに自分がおれば一番安全なのかを確保することが必要です。しかし、避難所と避難場所が混同されています。まず、地震が起こったら避難所に移動しなければならないということになってしまったら、間違った行動になるんではないでしょうか。そのことを明確にすることを大前提として質問します。

①、鏡野中学校の体育館は、指定緊急避難場所、指定避難場所になっています。ここに写真を持ってきました。これが鏡野中学校の避難場所のところの周辺の学校施設の中のあれです（資料を示しながら説明）。これが吹奏楽をやっている建物です。これが西側の山です。これが（資料を示しながら説明）、向こう側が新しくできた武道館。そして、今度言われますグラウンドを広げるというところのグラウンドの南側（資料を示しながら説明）。そして、新しく武道館をつくりましたところの今度は東側（資料を示しながら説明）、東側の建物もこういう状況です。

しかし、土砂崩れ、倒木による危険性があります。香美市の総合防災マップでは、指定緊急避難場所として土砂災害から外されています。この防災マップで（資料を示しながら説明）、外されているんです。ですから、地震や豪雨時に生徒自身をも危険にさらされることは、指定緊急避難場所以前に、学校教育施設としても看過できないのではないでしょうか。抜本的な対策は喫緊の課題ですが、対応をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君）　　教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君）　　お答えいたします。

直ちにハード整備をしなければならない状態であるとは考えておりませんが、避難場所と指定されていることからも、関係各課と協議を進めてみたいと思います。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　５番、笹岡　優君。

○５番（笹岡　優君）　　いや、それは違うと思いますよ。この状態見て（資料を示しながら説明）、ここにもし地震のときに子供たちがおったらどうなるんです、生徒たちが。私も見てきましたけど、これ大木になってますよ。地震のときでも崩れてくる可能性あります。だから、この状態を放置することはできないと思いますが。

そこで、災害時の地域防災計画というのをつくってます。地域防災計画の中にまずあるのは、ちゃんと指定避難所の施設基準もあります。耐震性が確認された施設と同時に、洪水時の浸水の問題がない、土砂災害警戒区域に入ってない。警戒区域に入ってないかもしれませんが、大変危険な状態にあるわけですね。そして、学校教育施設もちゃんと明記してるんじゃないでしょうか。

まず最初に、鏡野中学校の子供たちは、学校教育対策として、在校時の措置として、まず指定緊急避難場所を迅速に指示する、迅速に行く。鏡野中学校の子供たちは、もし土砂災害のときには、自分の一番近いところに行けませんわね。別のところに行かなければなりません。ですから、整合性がないんやないでしょうかこれ、言っていることが。

だから、教育施設が本来最も安全な避難場所にならんといかんわけですよ。全国そう

やってやっています。長期のときは体育館等を使うんです、使います。そういう場所が安全でないということを直ちに考えてないというのは違うと思いますが、その点はどうでしょうか。考えるべきじゃないでしょうか。

○議長（比与森光俊君）　教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君）　お答えいたします。

鏡野中学校の周辺の一部が土砂災害防止法による土砂災害警戒区域、通称イエローゾーンには含まれております。このイエローゾーンというのは、開発行為とか、宅地分譲、建物を建ててはいけないというエリアではなくて、ソフト対策を進めるということで指定されておりますので、斜面につきましても、校庭の高さからのり頭まで１０メートルないし１５メートル程度ということで、崩土があったとしても、体育館が潰れるとかいったほどの被害は想定しにくいというように考えております。

それと、体育館西側斜面の樹木が確かに大きくなっておりますので、これにつきましては、崩壊の助長または誘発することがないかどうか調査して、伐採等何らかの対策を検討してみたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　５番、笹岡　優君。

○５番（笹岡　優君）　昨年の１０月議会でも教育費の不用額の問題を指摘しました。ですから、平成３０年度を含めて予算的なあれが出ると思うんですね。ですから西側の、少なくともの り面対策を含めて、地域の地権者を含めて、それから東側含めて危険なところに対しては、その樹木の除去からのり面対策等をやる必要があると思うんですが、ぜひそこは検討していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（比与森光俊君）　教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君）　検討させていただきたいと思います。それと、調査をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　５番、笹岡　優君。

○５番（笹岡　優君）　防災対策の面でも学校施設が、避難所がこういう土砂災害から外されたということは、ちょっとこれ問題と思うんですね。担当課としてどうでしょうか。

○議長（比与森光俊君）　防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君）　お答えいたします。

現在、高知県によります土砂災害特別警戒区域の指定に必要な基礎調査が香美市内で実施されております。調査の結果、建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい被害が生じるおそれがある区域として指定された場合は、当該施設の避難所としての指定の解除も含めて検討せねばならないこととは考えておりますが、施設の安全対策につきましては、管理の所管部署と連携して取り組みたいというように考えます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君）　　５番、笹岡　優君。

○５番（笹岡　優君）　　この防災計画を平成２７年につくったときは鏡野中学校がちゃんと入ってるわけです。ところが、防災マップをつくった時点で土砂災害警戒区域から外されたわけです。そういう経過がありますので、ぜひここは検討しなければなりませんし、早急な対応をお願いしたいと思います。

②です。

香美市の地域防災計画では、住宅の応急対策として、応急仮設住宅の建設候補地の選定を明記してますが、進んでいるでしょうか。ちょっと資料もいただいてますので、この資料に基づいて詳しく説明をいただきたいと思います。

そしてまた、災害救助法に基づく木造仮設住宅の連携協定について、以前もこれ指摘をしていますが、県との協議、災害のときは県が災害救助法の責任のセクションですので、県との協議もして、事前に業者との協定を結ぶ必要がありますので、その点での回答をお願いしたいと思います。

○議長（比与森光俊君）　　防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君）　　お答えいたします。

お配りしております資料の下段に②としまして、応急仮設住宅の建設用地の候補地を整理した表を掲載しております。この表のとおり、建設用地としましては、最大規模の地震発生を想定いたしまして、土佐山田町１４カ所、香北町１２カ所、物部町２カ所の計２８カ所、それから１０万３，９１５平米を確保しております。必要面積１０万３，５００平米を充足しておると考えております。

また、災害救助法の適用による応急仮設住宅の供給に関しましては、市町村が避難者の要望把握、候補用地を選定し、県が市町村の要請内容を把握、建設計画を作成した上、仕様の決定を行うこととしております。建設は、各都道府県との協定により、社団法人プレハブ建設協会が実施する体制が整っておりますが、南海トラフ地震では供給能力をはるかに超える被害が想定されることもあり、高知県では、木材を利用した応急仮設住宅を建設することについて、一般社団法人全国木造建設事業協会との間で、災害協定を締結しております。この協定では、木造の応急仮設住宅の建設について市町村に委託し、地元の工務店が所属する全国木造建設事業協会に発注するということを想定しているとのことでございます。四万十町では、県から住宅建設業務を委任される場合を想定し、取り組みを始めているとの報道もありましたので、今後、情報を収集してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君）　　５番、笹岡　優君。

○５番（笹岡　優君）　　まず県の施設に仮設住宅を建てるということになってますが、県との関係を含め自治会もありますね、協定は結んでいるという認識でいいんでしょう

か。

それから、あともう一つわからないのは、地区別にありますが、地区別で土佐山田町、香北町、物部町、物部町が２カ所しかないんですが、この２カ所でいいのかどうかを含めて、土佐山田町と香北町のバランスというか、実際の数をちょっと、１，３９６の必要戸数の数を教えていただきたいと思いますが。

○議長（比与森光俊君）　防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君）　お答えいたします。

所有者が香美市以外の施設につきまして、使用の協定というところでございますけれども、こちらにつきましては、今現在、文書での取り交わしということはされておりません。

あと、地区別の戸数のバランスということでございますけれども、何分この建設用地につきましては、必要面積の確保ということを優先した経緯もございまして、まずは本市で施工ができる公共施設というところを優先したところでございます。特に地区において必要面積を割り出したということではなくて、必要戸数自体が県の計画の掲載値を引用したものでございます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君）　５番、笹岡　優君。

○５番（笹岡　優君）　そしたら認識として、県の施設にはあるから、県の関係等はもうそのまま使えるという判断なのか。協定を結ばなくてもいいのかどうかを含めてでありますが。同時に後でもちょっと触れますが、土佐山田町、香北町、物部町というのは地理的・物理的条件が違います。後でも触れますが、遮断されて、分離される可能性もあるわけですので、その辺のことを含めた検討はされているかどうか、どうでしょうか。

○議長（比与森光俊君）　防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君）　お答えいたします。

県の施設につきましては、ただいま実施しております避難の広域調整という場面で、県施設の使用につきましては一定御理解いただいておるというところでございます。また、土佐山田町以外の地区につきましては、やはり市の公共施設が非常に少ないといったこともございまして、確保に苦慮しているところでございます。

まずは、やはり市の対策といたしましては、住宅の耐震化ということを進めたいということを念頭に置いて、今現在進めておるところでございます。耐震化が進みますと、やはり仮設住宅の必要戸数も徐々に減ってくるだろうといったこともございます。それとまた、民間の賃貸住宅の借り上げ等も今後考えたいというように考えます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君）　５番、笹岡　優君。

○５番（笹岡　優君）　先日、産業建設常任委員会でも岡山県倉敷市真備町のほうを

調査してきました。あそこは、倉敷市そのものが本当に中核都市ですので、周りにアパート、マンションがたくさんありまして、そこで仮設住宅が少なかったんですね。ところが、香美市は３６１になってますので、仮設住宅の依存が高くなる可能性がありますね。

ですからその辺では、ぜひ仮設住宅で木造の関係の、先ほど建設協会を含めて協定結んでいくという話、検討がありますけど、今度、未来の森づくり委員会の関係の森林環境譲与税を含めて、香美市の木材をどう使うかということもやってますので、こことのリンクを含めたぜひ議論もしていただいて、そういうときに対応するような、やっぱり仕組みを研究していただけないかと思いますので、お願いしたいと思います。

そこで、やっぱり災害関連死を防ぐためにも、この備えが本当に大事です。なぜかといえば、体育館とか車の中で長期にいた場合は、やっぱり災害関連死になってますので、ぜひここの辺の、未来の森づくりの関係含めてちょっと、どちらが答えるかは別にしてどうでしょうか、お願いします。

○議長（比与森光俊君）　防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君）　災害関連死の防止という観点でお答えいたします。

仮設住宅での生活は公費の支援を得ての生活であることから、質の向上という言葉を使うと、ぜいたくではないかという趣旨の指摘も過去の災害ではあったようでございますが、質の向上とは、人がどれだけ人間らしい生活や自分らしい生活を送ることができるかという質を問うもので、個人の収入や財産をもとに算出される生活水準とは異なる考え方でございます。居住性、断熱・気密性の向上など、被災者の住環境の質の向上を確保し、災害関連死の防止に努めたいと考えます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君）　５番、笹岡　優君。

○５番（笹岡　優君）　よろしくお願いします。

○議長（比与森光俊君）　１０時４５分まで休憩します。

（午前１０時３５分　休憩）

（午前１０時４５分　再開）

○議長（比与森光俊君）　正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

企画財政課長より、発言の訂正が求められておりますので、それを許可いたします。企画財政課長、川田　学君。

○企画財政課長（川田　学君）　森田議員への答弁の中で、基金の積み立て、起債を積み立てる場合の答弁で、合併振興基金に関するものだけと言いましたが、現在では過疎法の改正によりまして過疎のソフト事業分も基金に積み立てれることとなっておりますので、訂正させていただきます。

○議長（比与森光俊君）　ただいま企画財政課長、川田　学君より、訂正の申し出が

ありました。会議規則第６５条の規定により、これを許可いたします。

一般質問を続けます。

５番、笹岡　優君。

○５番（笹岡　優君）　（３）防災計画を考えるとき、安心の土台である３次救急医療体制、３つの病院ですね、近森、日赤、医療センターの地域が、地震・津波に弱い地域にある点を考慮する必要があります。近森病院は多分海抜２メートル、そして日赤も移りますが、余り高くありません。そして、池と言われてますので、医療センターは周りが渡れない、通れない可能性があります。３次救急は高知県の最後の、また医療のよりどころです。

①、そこで質問します。

災害時の救助、救急活動は特別に重要ですが、平常時の実態をしっかり検証しておくことが備えになります。香美市消防本部が救急搬送している搬送先で３次救急医療体制、３つの病院への依存率は何％でしょうか。また、２次救急医療体制の対応率は何％でしょうか、お聞かせください。

○議長（比与森光俊君）　消防長、寺田　潔君。

○消防長（寺田　潔君）　笹岡議員の救急搬送での３次救急医療体制への依存率、２次救急医療体制への対応率についてお答えをいたします。

平成３０年の救急搬送人員１，６７９人のうち、３次医療機関への搬送人員は９４２人、約５６％、２次医療機関への搬送人員は６２２人、約３７％となっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　５番、笹岡　優君。

○５番（笹岡　優君）　平成２９年よりちょっと依存率が下がってますが、そこで重症または軽症、中等症を含めてその辺のバランスもあるんですが、ふだんからこういう３次救急の依存が高いです。

②ですが、南海トラフ地震が想定される最大クラスのものが来れば、医療機関の多くも被災する危険性がありますし、全国から派遣されるＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）も容易ではありません。香美市でより負傷者に近い医療救護所や救護病院での医療救護活動を強化する前方展開型の医療救護体制の整備が必要です。その取り組みについてお聞きします。

○議長（比与森光俊君）　健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君）　お答えします。

現在、香美市では、救護病院として岩河整形外科、前田メディカルクリニック、香北病院を指定しています。医療救護所としては、岩河整形外科駐車場、そして隣接する市所有地と同仁病院所有地、そして香北病院駐車場及び物療室、そして大栃診療所を指定しています。

昨年度には、香美市では初めて災害救護訓練を、防災対策課、福祉事務所、市民保険

課、消防本部と共同で実施しました。内容は、災害対策本部の設置、県医療支部との連携、医療救護所、避難所の立ち上げ・運営を地元の医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会に加え、消防団や住民の協力も得ながら実施することができました。訓練により、災害に備えてどのような体制を整備するべきか、情報伝達方法の確立、そして搬送手段の確保、医療機関との共通認識、専門職の確保などたくさんの課題が明らかになり、できるところから進めているところです。

今年度は、香北地区、物部地区の医療機関と各支所、そして本庁の災害対策本部との情報伝達訓練を行いました。救護病院、医療救護所の立ち上げ、そして傷病者搬送のための情報伝達等を実施しました。医療機関の参加もあり、平時からどのような準備をしておけばいいのか、また搬送にはどのような情報があればいいのかをお互いに検討することができました。

ハード面としましては、医療救護所にエアーテントや投光器などの整備を行っています。また、岩河整形外科東の市所有地は来年度に土地を舗装し、医療救護所用の倉庫を建て、その場所で円滑な医療救護ができるように整備を図っていく予定です。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　５番、笹岡　優君。

○５番（笹岡　優君）　防災計画の中には前田メディカルクリニックも入ってたんですが、外れたんでしょうか。医療病院として位置づけてますけど、前方展開型でやっているという話ですが、病院の耐震化の問題と、医療機関に対する災害対策強化に対する市としての支援策はあるのでしょうか。

○議長（比与森光俊君）　健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君）　お答えします。

医療機関の耐震化につきましては、病院にお願いしているところです。岩河先生のところは耐震化のことについては聞いてませんが、それについては耐震を進めるようにはしたいと考えております。

○議長（比与森光俊君）　前田メディカルクリニック。

○健康介護支援課長（前田哲夫君）　前田メディカルクリニックは、医療救護病院として指定しています。

○議長（比与森光俊君）　５番、笹岡　優君。

○５番（笹岡　優君）　③に移ります。

病院など関係機関の災害時の役割分担や行動を事前に計画しておく、地域ごとの医療救護活動の行動計画の策定と準備、その進捗状況をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君）　健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君）　お答えします。

地域ごとの医療救護活動の行動計画につきましては、香美市災害医療救護行動計画として、今年度バージョン１を策定しました。この計画を策定するに当たっては、県の中

央東福祉保健所の支援を受けながら、防災対策課とも連携し、医師会、歯科医師会等との検討を重ねてまいりました。

計画は、香美市を４つのエリア、山田エリア、繁藤エリア、香北エリア、物部エリアに分けて、それぞれのエリアごとに地域の資源や負傷者を見える化して、医療救護活動の具体的なイメージを目指す姿と発震から７２時間までの各関係機関のタイムラインの構成となっており、香美市の被害想定を踏まえた具体的なイメージや課題を関係者で共有するためのものとして作成しています。タイムラインについては、香美市内の医療機関、福祉施設等の行動状況をアンケート調査で把握したものをもとに策定しています。今年度策定しました計画については、既に県・市のホームページから閲覧できるようになっておりますので、あわせて御報告いたします。

しかしながら、まだバージョン１であり、基本的なベースができたところでありますので、完全なものとしていくには、地元関係者と一緒に各エリアごとの検討会や訓練等を実施しながら、今後も計画の見直しを続けていく予定となっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　５番、笹岡　優君。

○５番（笹岡　優君）　　本当にさっきの救急体制の問題もそうですが、医師不足、この前の高知新聞にも出てました。２７日付で「地域連携これまで以上に」ということで、医師の偏在化があります。特に高知市に集中してると、高知県の場合。全体的な医師の数というのは全国平均よりも高いんですが、やっぱり高知市に集中してる問題もありますので、ぜひこのことを、救急というかこの問題を考える前にお願いしたいと思います。地域の本当に状況を聞いてください、医師会も含めて。

（４）です。

昨年発生した土砂災害は３，４００件を超え、過去最多となったと国土交通省が発表しました。

そこで伺います。高知県の土砂災害警戒区域等で香美市の崖崩れ、土石流、地すべり指定箇所数を警戒区域、特別警戒区域に分けて町別に示してください。お願いします。

○議長（比与森光俊君）　　防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君）　　お答えいたします。

お配りしました資料の上段に①としまして、町別に整理した表を掲載しましたので、ごらんいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君）　　５番、笹岡　優君。

○５番（笹岡　優君）　　ぜひ、本当は答弁で入れていただければ、議事録に残りませんので、お願いしたいと思います。

それで、問題はこれ本当に多いといいますか、見直しはどのように進めているんでしょうか。

○議長（比与森光俊君）　　防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君）　　区域の指定につきましては、高知県によりまして進められております。この資料に最新告示日として、ことし２月２６日の日付を掲載しておりますけれども、これの前の前回の指定がなされたのは平成２８年１０月７日が最新の指定日でございました。順次調査がなされておるということでございます。

また、これに加えまして、本年度から平成３１年度の２カ年にわたりまして、土砂災害特別警戒区域の指定に必要な基礎調査が現在市内で実施されております。調査が完了し、特別警戒区域に相当する区域が明らかになった場合は、区域指定を待つことなく順次事務説明が行われると聞いております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君）　　５番、笹岡　優君。

○５番（笹岡　優君）　　②に移ります。

土砂災害防止対策として、森林環境税活用事業（森林基本図や森林計画図等の基本情報を一元管理するＧＩＳとモノのインターネットや航空レーザー測量データ等）、こういう科学的な手だてを打った、その有効活用が今後大変重要と思います。積極的な活用が可能と思いますが、構想をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君）　　農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君）　　笹岡議員の御質問にお答えいたします。

森林環境譲与税は、森林所有者の自発的な施業への支援を基本とする従来の施策のみでは森林整備が困難な状況であったことから、森林経営管理法を踏まえ、森林整備等に必要な地方財源を確保する観点から創設されました。

当市の森林環境税活用事業では、航空レーザー測量の成果を森林基本図や森林計画図等の基本情報と合わせることにより、作業道の開設や高度な森林資源の把握に活用できるよう、未来の森づくり委員会において検討を進めたいと考えております。これらの成果を、森林所有者の合意形成、効率的な木材の生産や有利な木材販売につなげるとともに、森林整備が進み、森林の多面的機能が発揮されることにより、土砂災害の防止が図られるように努めてまいります。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　５番、笹岡　優君。

○５番（笹岡　優君）　　先ほどの指定地域を含めて重ねていけば、治山治水の対策も有効にもなりますし、山の再生にもつながっていくと思いますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

③です。

剣山系、三嶺周辺で鹿の食害によって山の崩壊等のリスクが高まっています。これが（資料を示しながら説明）三嶺に鹿が、登り口のところ。それから、これが（資料を示しながら説明）三嶺の崩壊のところです、随時起こってます、崩壊が。そして、これが

鹿食害で、これでだから木が全部倒木していくということで。

ですから今、四国で一番鹿被害が多いのは、この剣山系と嶺北地方と、あと幡多のほうの黒尊地域なんですね、黒尊地域の地図がこれです（資料を示しながら説明）。こういう状態がこうなってます。ですから、三本杭というところも調べてきましたがこういう形で、山が本当に木がどんどんなくなっています。

そこで、今のこの内容を踏まえて、現状と今後の取り組みについてお聞きしたいと思います。

○議長（比与森光俊君）　　農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君）　　お答えいたします。

鹿による森林生態系への被害は依然深刻な状況が続いており、急傾斜地や谷筋の崩壊、表土流失が深刻なものとなっております。しかし、猟友会による捕獲作業や三嶺の森をまもるみんなの会の活動により、一部緑が復活した場所もあります。今後とも猟友会に捕獲作業を継続していただくとともに、三嶺の森をまもるみんなの会の事業に積極的に協力していきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　５番、笹岡　優君。

○５番（笹岡　優君）　　鹿は減っていってるのか、ふえてるのかどうか、お願いします。

そして本当に、先日も私も参加しましたが、三嶺の森をまもるみんなの会の活動には本当に頭が下がります。本当に積極的な取り組みと、また相乗的に生かすためにも、兵庫県の日本ではここしかない森林動物研究センター、ここととの連携が必要じゃないでしょうか。野生動物の研究をちゃんとしてます、鹿の特性含めてやってますので、やっぱり科学的な知見と地域を守る会の方々のマンパワーを生かして、どう効果的な対応をするかということが必要と思いますが、その点はどうでしょうか。

○議長（比与森光俊君）　　農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君）　　お答えいたします。

例年２，０００頭を超える捕獲数を誇っておりましたが、本年は１，０００頭をちょっと超えるぐらいで、最終１，５００頭にはいかないと思われます。ただ、捕獲の頭数が減ったから実際鹿が減ったかというと、そこについてはちょっと、現状については把握できておりません。

また、議員がおっしゃられました専門機関との連携は必要であると思いますし、現在また剣山地域のニホンジカ被害対策協議会というのが高知県と徳島県、そして関係市町村等での協議会もございますので、その辺で検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　５番、笹岡　優君。

○５番（笹岡　優君）　　④です。

さきにも紹介した倉敷市の教訓からも、避難がおくれて甚大な被害が起こるということは、なぜかといえば、倉敷の場合も中山間でたくさんの雨が降ったと。ところが、倉敷そのものは雨が少なかったということで、判断を間違って、結局、避難の指示がおくれたという結果です。香美市も奥に深い地形をしてます。高知県、香美市の地形や地域特性をしっかり把握し、気象情報を読み解く力を養う人材づくり、人づくりが必要ではないでしょうか、見解を求めます。

○議長（比与森光俊君）　　防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君）　　お答えいたします。

災害の態様、形態はさまざまであり、１つとして同じ災害はないと言っても過言ではありません。しかも災害発生時には環境が激変し、平常時とは全く異なる状況の中で、人命にもかかわる事項について、迅速かつ的確な対応をとることを防災担当者は求められることになります。そのためには平素から災害を意識し、災害発生後に起こり得る事態を具体的にイメージすることによって、災害発生前の段階から被害軽減のために行うべきことを把握することが必要であると考えます。

災害に強い地域づくりのためには、施設整備は必要条件であっても十分条件ではないと考えます。災害対応業務においては、近年、従来の気象情報や気象警報などに加えて、レーダー雨量や解析雨量、降水短時間予報などの雨量に関する情報、流域雨量指数の６時間先までの予測値や洪水警報の危険度分布などの洪水に関する情報、そして、土砂災害警戒判定メッシュ情報など、さまざまな防災情報が関係機関から提供されるようになっており、これらを総合的に分析して的確な判断をすることが重要となっております。災害に強い人づくりを通じて、災害に強いまちづくりを目指したいと考えます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君）　　５番、笹岡　優君。

○５番（笹岡　優君）　　よろしくお願いします。

⑤です。

香美市地域防災計画に現地災害対策本部の設置の規定があります。豪雨や地震によって香北町、物部町の道路等が遮断され、孤立化するおそれがあるのではないでしょうか。局地的な災害に対応するためにも、現地災害対策本部の具体的な検討を急ぐ必要があるのではないでしょうか、見解を求めます。

○議長（比与森光俊君）　　防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君）　　お答えいたします。

香美市地域防災計画では、香北・物部の両支所を、災害対策本部を構成する活動組織において、香北災害対策支部、物部災害対策支部として位置づけております。両支所においては、それぞれ支所版の災害時職員初動マニュアルを作成し、風水害、地震への対応手順を定めておりますので、自立的な即応体制は確保されているものと考えております。

現地災害対策本部につきましては、平成２４年７月、物部町で発生した県道の土砂災害対応において設置した実績がございます。局地的な災害対応では、両支所の機能をフル活用するとともに、本庁本部との緊密な連携が求められますので、情報伝達や物資・人員の支援など、事前の体制整備を進めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君）　５番、笹岡　優君。

○５番（笹岡　優君）　（５）に移ります。昨年の７月豪雨での物部川の堤防決壊リスクとどう向き合うかが災害対応として大変急務になっています。

①です。

ことしの梅雨までに下ノ村地域のパイピング対策など１３カ所の治水対策はどうなっていますか。また、掘削やしゅんせつ等による河道確保も喫緊の課題となっていますが、全体の治水対策の進捗状況をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君）　建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君）　まず、下ノ村地区堤防漏水対策についてですが、１０月の議会にて報告していますが、国土交通省による災害復旧事業により工事を着手しています。現在、漏水対策に先立ち、流下能力の向上を目的とした旧堤防の撤去作業を行っており、本年の洪水が多発する時期までには下ノ村の引堤事業を完了させ、引き続き漏水対策を進め、来年の３月の完成を目指しているとのことです。なお、これも１０月議会にて報告しておりますが、他の災害復旧工事についても随時着手予定、一部着手しゆうところもございます。

続いて、河道整備についてですが、前段、依光美代子議員への答弁と重なりますが、防災・減災、国土強靭化のための３か年緊急対策などにより、本年度補正及び来年度予算対応により実施となっています。これにより、河川内の樹木繁茂や砂利等の堆積による洪水の流下阻害が懸念される箇所における樹木伐採や河道の掘削が進められ、適正な河道整備が強力に推進されます。

治水対策については、計画的で継続的な実施でないと成果が見えてきません。今後も今以上、関係機関及び関係自治体と情報共有を図りながら、早期実施に向け要望し、心安らぐ憩いの場、物部川であるように取り組んでいきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　５番、笹岡　優君。

○５番（笹岡　優君）　来年３月完成ということですが、ことしはどういう豪雨になるかわかりませんので、ぜひ進捗状況を含めて検証していただきたいと思います。

②ですが、昨年の１０月議会での一般質問で、物部川流域ふるさと交流推進協議会と物部川２１世紀の森と水の会を発展させ、治水・利水・濁水問題を流域全体で協議する必要性を聞きました。この間の取り組みをお聞きします。また、市長のイニシアチブを

求めましたが、どのような取り組みをしてきたのでしょうか、お聞きします。

○議長（比与森光俊君）　　定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君）　　笹岡議員の御質問にお答えいたします。

香美・南国・香南の３市で構成される物部川流域ふるさと交流推進協議会は、物部川流域のまちづくりを基軸とし、主に環境保全活動、環境学習や環境保全広報活動などを行っております。

環境学習として、１０月２５日に物部川の現状を知る視察研修、１１月１５、１６日には静岡県の天竜川、愛知県の矢作川の視察研修を行いました。広報活動としては、３市内で展示する物部川の環境保全に関するパネルを作成いたしました。また、県へ要望書を提出するための意見交換会を３月２０日に開催する予定となっております。

民間団体である物部川２１世紀の森と水の会への協力については、物部川流域ふるさと交流推進協議会から環境保全活動のための助成金を出しております。活動協力といたしましては、２月２４日の水辺林整備活動への参加、香北町橋川野で行われました。その参加や、３月１７日に工科大で開催されます「物部川に感謝する日」と題したイベントへも参加する予定となっております。また、そのイベントにおいて、高知県清流保全パートナーズ協定を結んでおります、民間企業の株式会社伊藤園と株式会社あさのからの物部川流域ふるさと交流推進協議会への寄附贈呈式を行う予定となっております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君）　　建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君）　　主に治水関係となりますが、物部川改修期成同盟会を通じ、防災・減災、国土強靭化のための３か年緊急対策などによる来年度治水関係予算増額要望を、事務局であり会長職でもある香美市長を代表として、２月２０、２１日に、地元選出国会議員及び国土交通省に、流域であります南国・香南市とともに、議会からも議長に同行願い、行っています。

また、平成１６年、１７年の台風等の災害により、物部川上流部の槙山川、上韮生川の上流域において大規模な山腹崩壊があり、これ以降濁水が頻繁に起こっております。あわせ長期化し、下流域ではアユの生育や農業等に支障を来しております。

ほかの課のところになりますが、このため平成１７年、学識経験者や流域の関係者を構成委員とする物部川濁水対策検討会を設置し、検証及び検討を協議しています。本市からは市長が委員となっております。検討会において現地調査を行い、発生源である山腹崩壊への対応や森林整備の推進、堆積土砂対策など項目ごとに検討を行い、あわせ関係機関が対応の結果、平常時には透明度が一部回復し、一定の改善は見られましたが、対策が十分と言えない状況です。また、降雨量などの自然環境に左右されるため、今後も検証及び検討をしていかなければならないと考えています。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　５番、笹岡　優君。

○５番（笹岡　優君）　先ほどありましたように、物部川２１世紀の森と水の会との関係を含めて、物部川改修期成同盟会もあるし、物部川濁水対策検討会もあるという中で、一番大事なことは、今、物部川に起こっている現状認識の共有が要るんです。今どういう状態なのかというまず認識の一致というのを見出して、そうしないと打開の方向が出てきません。処方箋が出てきませんので、その点はどうでしょうか、その必要性について。

○議長（比与森光俊君）　建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君）　各部署各部署によるやり方、どうしたらいいかという形の中で、共通認識はある程度持ち、全体の中で進んでいってます。今、市側からの説明の中で、各協議会などいろいろ推進の会がありますが、その会のメンバー、特にうちの場合、市長を中心としてイニシアチブをとって行っています。全体的な中で、各課をまたいだ形で進んでおるという認識でおります。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君）　お答えいたします。

先ほど建設課長が申し述べましたように、定住推進課、また建設課、農林課、環境上下水道課などとともに、一緒に連携をしながら進めていっております。この天竜川とか矢作川の研修におきましても、建設課のほうも同行していただきましたし、また３月に意見交換会をするときにも、建設課のほうとも一緒に、３市で協議をしながらやってまいりたいと、取り組んでいきたいと考えております。

○議長（比与森光俊君）　５番、笹岡　優君。

○５番（笹岡　優君）　市長のイニシアチブ、ぜひこれからもよろしくお願いしたいと思います。

③ですが、さきにも質問した森林環境税活用事業での情報を効果的に生かし、物部川の治水対策に反映すべきではないでしょうか。未来の森づくり委員会との連携の必要性について見解を伺います。

○議長（比与森光俊君）　農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君）　お答えいたします。

森林環境税を活用した森林整備を進めることで、森林の表土の流出を防ぎ、森本来が持つ保水力をよみがえらせることが周辺環境の悪化防止につながると考えますので、未来の森づくり委員会ではよりよい施策を考えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　５番、笹岡　優君。

○５番（笹岡　優君）　山が元気になる。森林の保全なくして治水も利水も、まして濁水解決もできません。ぜひ未来の森づくり委員会の取り組みと連携は本当に極めて重要と思いますので、よろしくお願いします。

④です。

永瀬ダムの堆砂対策はどう進んでいるんでしょうか、お伺いします。

○議長（比与森光俊君）　　建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君）　　県永瀬ダム管理事務所に確認を行いました。

現状においてダムへの堆砂は治水への影響はなく、洪水調整機能及び下流域への甚大な被害は考えられないとのことです。ただし、上流に山がある限り、土砂等の流入は今後も避けられないため、将来的な影響は懸念されていると考えています。

そのため県においては、毎年県単独事業などにおいて、佐岡貯砂ダム付近の土砂搬出を行っています。また、本年度は７月豪雨災害復旧事業において、仙頭大橋付近から佐岡貯砂ダム付近まで、復旧延長約１，７００メートル、埋塞土砂取り除き約９万１，０００立米を行う計画となっています。

ダムの堆砂問題は大きな課題であることと認識していますし、少ない可能性であっても不測の事態に対応するため、県永瀬ダム管理事務所では、点検整備基準により、毎週１回、湖面や陸上から貯水池周辺の崩壊状況、また大規模崩壊の前兆現象などに注意し巡回を行っており、異常な状況があれば市への連絡網もあります。

今後もダム管理事務所を初めとする関係機関との連絡を密とし、情報などの共有を図り、地域の宝であり、誇りでもある「命の水物部川」を守っていくことに取り組んでいきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　５番、笹岡　優君。

○５番（笹岡　優君）　　よろしくお願いします。

２番へ移ります。

改定高知広域都市計画区域マスタープランについてですが、プランには、東日本大震災での教訓を南海トラフ地震などの自然災害に生かすとしています。こういうプランをつくってますが（資料を示しながら説明）、市街化区域の見直しや人口の一極集中の改善は明記されていません。香美市はどういう対応をしてきたんでしょうか。

（１）　です。

香美市としてどのような意見提言をしてきたんでしょうか。

○議長（比与森光俊君）　　建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君）　　お答えいたします。

高知広域都市計画マスタープランは、高知広域での都市づくりの大きな方針のことで、高知県が高知県都市計画審議会で審議し、国土交通大臣の同意を得て都市計画決定をしたものです。改定素案作成の手続としましては、本市を含めた広域４市町で素案の住民説明や縦覧を行い、本市では公述などの申し出はありませんでした。また、意見照会として香美市都市計画審議会において審議し、既存集落の維持に関する意見などがありましたが、同意を得、県へ報告しています。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　５番、笹岡　優君。

○５番（笹岡　優君）　　公述の申し出がなかったということで、香美市都市計画審議会に諮ったと。審議会と同じく、庁舎内でも意見がなかったんでしょうか。

○議長（比与森光俊君）　　建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君）　　先ほども言いましたが、香美市都市計画審議会においての場で、当然、議会のほうからも４名に出ていただいてますが、既存集落の維持に関しての意見が出ました。その意見を市としまして審議会の案という形で県へつけて出しておりますが、それ以外に関して、全体の流れとしましては、おおむね同意を得、出しております。その前に、庁内におきましてもいろいろと検討は行っております。ただ、その中で都市計画という形になれば、今の都市計画区域の中をどうするかという話の中でありましたが、同じようにやはり周辺集落をどうするのかという、どういう形で維持をしていけばいいのかという意見が同じような形で出ておりました。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　５番、笹岡　優君。

○５番（笹岡　優君）　　（２）ですが、南海トラフ地震による被害想定「市街化区域の３９％が浸水」とこう書いてます。この（資料を示しながら説明）県のマスタープランの中にですね。それに対する打開策が明記されていません。市民の生命と財産を守るという政治の役割の原点が曖昧にされた都市計画がなぜ必要なのか、大きな疑問を持っています。

そこで、①を聞きます。

物部川の氾濫は、香美市から香南市も含めて南国市、高知市地域に甚大な被害をもたらします。物部川の治水対策についてもマスタープランにしっかり位置づけるべきではないでしょうか。

その点について、今、皆さんのところに資料も配ってますが、物部川の川の排水の流れがわかると思います。浦戸湾に全てと言いますか、流れていく方向になってますので、この点お願いします。

○議長（比与森光俊君）　　建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君）　　南海トラフ地震に対して区域マスタープランでは、事前・応急・復旧・復興の多重防御型まちづくりを記載しています。前段、依光議員の答弁でも答えておりますが、国・県・市、流域３市になりますが連携し設置している、物部川大規模氾濫に関する減災対策協議会などで協議を重ねている、ハード、ソフトが一体となった取り組みについても計画が推進しています。事業としては、治水対策などのハード対策と避難体制づくりのソフト対策になると思います。

本市には直接津波の被害想定がありませんが、国土交通省高知河川事務所によると、万一地震により堤防等の亀裂や崩壊などの災害が生じた場合、応急的な仮設対応とし、

その後本復旧を行い、豪雨等による水位上昇による氾濫を防ぐことを確認しています。

また、物部川洪水浸水想定区域については、市街化調整区域がメーンとなっております。市街化調整区域は市街化を抑制し、農林業を当然、保護する区域です。自然災害などが発生しないように乱開発などの制御はすべきで、そのため防災面については、農業施策や地域防災計画などによる検討が課題と考えています。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　５番、笹岡　優君。

○５番（笹岡　優君）　　お手元にこの資料があると思いますけど（資料を示しながら説明）、こういう資料を配ってますが、地図見てもろうたら、新川井筋と書いているところから、これ後免のまちですよね。そして、そのずっと西のほうに行ったところに介良があり、高須があります。ですから、ここ市街化区域です。ですから、市街化区域が物部川の氾濫によって影響を受けるということです。

県のマスタープランの中にこう書いています。災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針で、「溢水あるいは冠水のおそれのある地域、また、南海トラフ地震での津波による浸水のおそれのある地域は、原則として市街化を認めません。」と、認めませんと書いてるのに、この市街化区域は影響を受けるわけですので、調整区域やからということじゃなしに、高知市もそうです。こう新聞に出てます。大学の研究者も。市内が大きな影響を受けるわけですので、津波の被害と物部川の決壊被害を受けるわけですので、都市計画、まちづくりを考えた場合、このことを置かなければならないと思いますが、やっぱり実態に即した研究と議論を重ねるプランじゃないといかんのですが、その点について意見はどうでしょうか。

○議長（比与森光俊君）　　建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君）　　広域ででの検討課題という認識は持っております。ただ、広域に関してですので、やはり私どもは香美市に関して、自分の愛するこのまちをどうするかということを考えなければならない、そのために、まちの中に人にどう住んでもらうのかというのが市街化やと認識しています。市街化を守るいうことで、今後も区域区分による制御というのは大事やという認識でおります。

また、物部川の地図にありますが（資料を示しながら説明）、これは多分山田堰井筋の関係の地図やという認識しております。山田堰井筋というのは、物部川から分水した分水の部分がメーンとなり、南国市、高知市高須まで行っておる野中兼山の舟入川を中心とした用水ですか、そこが氾濫という形では当然あるのかと思いますが、物部川本線での氾濫ということとはまた一線を期しての検討でないと、一緒くたの検討でなくて、部分部分に分けた検討でいかなければならないという認識でおります。ただ、それがほかの市町村になるため、私どもは香美市のこと、愛する香美市を一番に考えなければならないという認識でおります。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　５番、笹岡　優君。

○５番（笹岡　優君）　　県の防災マップも含めて、そして国土交通省が出してるのもこれと同じところが浸水するようになってるんです。物部川の決壊も含めてなってますので、そこはちょっと認識が違うと思いますので、よく検討をしてください。

②です。

お手元に示してますように、香美市の市街地下流域である明治や岩村地域の排水対策について考慮すべきじゃないでしょうか。これ（資料を示しながら説明）カラーでやってますので、このカラーで赤いのが用水路です、用排水一部入ってますが。そしてもう一つが、グリーンが排水路です。排水路はないんです。そして、この水がほとんど高知の浦戸湾に行ってるんです。鏡川の水も浦戸湾、全部が浦戸湾に流れ込むような水系になっています。

ですからこういう中で、今、高知市の北側、正蓮寺に上がる山は本当に急峻な山で、竹やぶがふえています。高知市自身が本当にもたなくなってるんじゃないでしょうか。流域全体で考えるマスタープランは、このことも考慮した議論をしなければならないと思いますが、どうでしょうか。

○議長（比与森光俊君）　　農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君）　　お答えいたします。先ほどの建設課長の答弁を踏まえてお答えさせていただきます。

明治・岩村地域など下流域の農用地を中心とした排水対策につきましては、これまでも農業基盤強化を目的として国や県、市の補助事業を活用し、排水対策に取り組んでまいりました。今後も農業施策による補助事業を活用して農業用水路の整備を行っていただくことで、地域の水路の整備を図っていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　５番、笹岡　優君。

○５番（笹岡　優君）　　マスタープランですので、地域の一帯のあれをつくる必要がありますので、ちゃんとこれも排水対策も位置づけないといかんじゃないですかという話ですが、その点はどうでしょうか。

○議長（比与森光俊君）　　建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君）　　後の多分、環境上下水道課からの回答とダブる場合もありますが、市街化区域内の排水対策が今後の香美市の都市計画の課題やと認識しています。その中で、やっぱり水というのは高いところから低いところへ絶対落ちます。ただし、落ちる時間帯を制御したり、落ちる量の制限、落ちる量は変えられないと思いますが、タイム差などの検討は、まちづくりとしての今後の一番の課題と考えています。そちらのほうで対応していかなければならない課題と認識しています。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　５番、笹岡　優君。

○５番（笹岡　優君）　　（３）に移ります。

高知広域都市計画区域と市街化区域が実情に合わなくなっているのではないでしょうか。先ほど紹介した、本当に津波の被害のこともありますので、抜本的な見直しが必要だと思いますが、見解を伺います。

○議長（比与森光俊君）　　建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君）　　先ほども述べましたが、高知県都市計画審議会で審議し、国土交通大臣の同意を得て都市計画決定したものであるため、現段階での抜本的な見直しは考えられません。

高知県の人口が減少し高齢化が進む中、市街地には都市機能や人口を誘導し、利便性の高いまちづくりを進めることや、都市運営コスト軽減を考慮したまちづくり、自然や農地を保全する区域で土地利用を明確にするための区域区分を維持すると明示されています。

本市としましては、初日の萩野議員から同様の質問もありましたが、既にコンパクトなまちとなっていることを考え、区域区分は絶対的に必要であるし、見直し等の考えは当然ありません。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　５番、笹岡　優君。

○５番（笹岡　優君）　　３番の質問に移ります。香美市の都市計画マスタープランの見直しの考え方です。

①ですが、広島市での教訓からも、都市計画マスタープランに基づく市街化区域の指定は、大規模自然災害から生命と財産を守ることをベースにすべきではないでしょうか。見解を聞きます。

○議長（比与森光俊君）　　建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君）　　上位計画でもある高知広域都市計画マスタープランの考え方に即した見直しを考えており、当然、災害の備えや防災機能の強化は主要課題の１つであると考えています。市街化区域を指定するということは、将来市街化を促進する地域ということで、効率的なインフラ整備、生命と財産を守るための地域であるため、見境のない見直しはすべきでないと考えています。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　５番、笹岡　優君。

○５番（笹岡　優君）　　例えば、ここに書いてますが、今回、宮ノ口地域での開発問題が起こっています。市街化調整区域において、こう書いてますね。自然な豊かな環境を保全するための手段として、開発許可制度の厳格な運用を図ってきましたとこう書いています。しかし、実態はそうなっていないんじゃないでしょうか。地域の環境も生活圏も脅かすような開発が住民不在で進められてきています。これは都市計画のエリア内です。市街化と調整区域、調整かけたところが大規模開発で生命と財産が脅かされる事

態が起こっている。固定価格買取制度、ＦＩＴ法が後からできたんですね。だから、実態とマスタープランがかみ合ってないんじゃないでしょうか。そういうことはどうでしょうか。

○議長（比与森光俊君）　　建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君）　　あくまでも調整区域での事項だという認識をしております。開発でもなければ、建築確認が出る要因ではありません。建設課サイド、私どものサイドとしましては、その区間に関しまして農業施策なり林業施策なり、それと国土防災的な話があるかもしれませんが、そちらのほうでの対応を願うべきと考えています。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　５番、笹岡　優君。

○５番（笹岡　優君）　　ぜひ研究が必要と思います。

それでは、②に移りますが、ここにちょっと、スクリーン見てください（スクリーンを示しながら説明）。グリーンのところが大雨のときにはつかるという、浸水する地域の図です。

そこで伺います。この佐岡地域からの用水路が雪ケ峰の下を通って、鏡野中学校のところまで運ばれてきます。そして、もう一つ新改川から来る、八王子宮の裏側を抜けて、そして旧の青葉荘の方向を向いて、鏡野井用水路で運ばれてきます。災害警報が鳴った時点で水はとめるんですが、山から降ってくる水がこの町なかに悪水を運んでくるんですね、その悪水対策はどうなっていくのか。そして、同時に市街化区域の雨水・排水対策は、市街化区域で処理をする抜本的な対策が必要ではないでしょうか。見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（比与森光俊君）　　環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君）　　お答えいたします。

農業用水路を経由して、市街化区域へ流れ込む悪水及び市街化区域内の雨水対策につきましては、平成２７年１１月に建設課、上下水道課、産業振興課で土佐山田地区浸水対策プロジェクトチームを設置し、主に’９８豪雨当時の浸水区域を対象に、関係各課が相互連携を図りながら、ソフトとハードの対策を講じて効果を発揮しております。引き続き既設水路等の既存ストックを活用しながら、浸水被害リスクの高い箇所から経済的かつ効率的な整備を図り、浸水被害の最小化を目指してまいります。

○議長（比与森光俊君）　　５番、笹岡　優君。

○５番（笹岡　優君）　　具体的にどのような、市街化区域の水は市街化区域でおさめる、同時に悪水を運んでくる対策は対策でとるという認識でいいでしょうか。その構想を聞かせていただきたいと思いますが。

○議長（比与森光俊君）　　環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君）　　お答えいたします。

笹岡議員も御存じのとおり、香美市流域関係公共下水道事業計画というのがございま

す。この中で、土佐山田地区、特に市街地を中心とした雨水計画が示されております。それを基本として、香美市におきましては、平成７年から現在も浸水対策について対応を図っているところであります。

今後の計画につきましては、平成３１年度、来年度予算にソフト事業、調査の要望もさせていただいております。先ほども説明させていただきましたが、主にスライドにあります'９８豪雨の浸水エリアを中心に対策を講じてまいりたいと考えております。予定としましては、平成３１年度から平成３５年度をめどに、ソフトとハードの随時実施を行っていきたいというふうに考えております。

特に、計画としましては、あけぼの街道の中央雨水幹線、これは土生川へ合流する計画ですが、そのエリア、これには建設課の都市計画道路も絡んでおりまして、これが中央雨水排水と接続し、中心地の排水を処理するという計画であります。次に戸板島排水区、これは戸板島の放流口、物部川へ放流するエリアでございます。この２つの排水区域につきまして、おのおのに整備を図っていく計画になっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　５番、笹岡　優君。

○５番（笹岡　優君）　先ほど言ったように、ここの前のホームセンタータカセのところにたくさんの水が集まってきて浸水しますし、その水等が結局下段の明治・岩村地域に押し寄せてくるわけですね。ですから、市街化区域の水は市街化区域でおさめるということをまず明確に示していただきたいんです。

○議長（比与森光俊君）　環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君）　笹岡議員のおっしゃるとおり、市街地で降りました雨水につきましては市街地で対応すると。それにあわせて区域外、市街化区域から流れ込んできております杉田ダムの悪水、鏡野川の悪水についても現在も対応しております。引き続き市街化に流れ込む悪水、それと雨水については市街化で対応するという基本的な考えは変わっておりません。

○議長（比与森光俊君）　５番、笹岡　優君。

○５番（笹岡　優君）　ぜひ、先ほど言ったように、排水問題がまちづくりの基本なんですね。旧土佐山田町の場合、高いところにありますので、下流域との合意形成をやっていかなければ排水対策は進みません。そのためにはこの問題をマスタープランの中にしっかり位置づけて、手だてを打っていかないとだめじゃないかと思いますが、その点はどうでしょうか。

○議長（比与森光俊君）　環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君）　お答えいたします。

既に香美市のマスタープランにつきましては、自分も幹事として参加して、排水対策についての書き込み、文言についてはお願いをしているところであります。

○議長（比与森光俊君）　５番、笹岡　優君。

○５番（笹岡　優君）　　よろしくお願いします。

③ですが、都市計画の変更がこの間されました。市民の生活実態にそぐわない第１種低層住居専用地域の基準、以前は建蔽率４０％、容積率６０％、この見直しがされていました。今後もこの見直し等を検討する必要があるんじゃないでしょうか。どうでしょうか。

○議長（比与森光俊君）　　建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君）　　第１種低層住居地域は、低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するための地域であり、香美市都市計画区域のメーンと考え、「進化する自然共生文化都市・香美市」の中心です。あけぼの街道の延伸により、幹線道路沿いには第１種低層住居専用地域には定めない用途地域指定基準があり、第２種中高層住居専用地域へ、平成２５年１月に都市計画用途地域の変更決定をしております。また、それにあわせ第１種低層住居専用地域の建蔽率を４０％から６０％へ、容積率を６０％から１００％へ変更しています。なお、第２種中高層住居専用地域は建蔽率６０％、容積率２００％へ変更しております。

実際、市民の実態にそぐわないとはどれだけあるのかということについてですが、当課としまして、緩和により宅地化が促進されていると思います。また、住宅における建築確認の受け付け状況を少し確認をしてみましたが、用途地域等にかかわらず、実態として建蔽率は６０％以内におさまっており、容積率も、いろいろありますが、それは４０％から８０％前後で建てられている方が多いので、現行の割合で支障はないものと考えています。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　５番、笹岡　優君。

○５番（笹岡　優君）　　建蔽率４０％、容積率６０％はやっぱり実情に合ってなかったということでいいんでしょうか、見直しをしたということは。それと同時に、第１種を第２種に変えてますね、それはなぜなのか含めてお願いします。

○議長（比与森光俊君）　　建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君）　　あくまでも住居の環境関係になります。４０％の６０％は確かにちょっときついのかなという認識は担当課として持っておりました。ただし、４０％の６０％で建てたほうが住環境は全然違う、いいのではないかという認識を持っています。庭もでき駐車場もとれて、子供の遊べる広場もとれるという形の中で、ただ、それが時代にそぐうちゅうかそぐうてないかという認識の観点の中ででの変更だったと思います。ただ、建蔽率４０％が６０％になったことで、明らかに住居誘導が促進したことも事実であるという認識も持っています。

またあわせて、あけぼの街道が通ったことにより、あけぼの街道の沿線に関して一部用途指定の基準の見直しを行ったという形をとっております。やはりあけぼの街道の延伸、開通によりまして、旧土佐山田町の流れといいますか、まちが随分変わったという

認識は持っておりますし、メーンが駅北へ移ったのも事実でありますし、ただ、通ったことにより都市計画区域内の人口は減っておりませんし、今後もまだふえる可能性は十分あるところだと認識しています。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　５番、笹岡　優君。

○５番（笹岡　優君）　　ぜひその施策を含めて、見直し等を含めてマスタープランにしっかり位置づけていただきたいと思います。それがやっぱり人口を呼び込むことにもなりますので、先ほど言ったように。

④ですが、香美市の市街化区域の地価の高騰は異常ではないでしょうか。市街化区域の拡大と区域内の土地利用促進施策が必要ではないかと思いますが、特に上位法である第２次香美市振興計画では、市街化調整区域の土地利用については、地域の実情に合った規制緩和を検討しますと書いています。それとの整合性を含めて答弁を求めます。

○議長（比与森光俊君）　　建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君）　　価格についてですが、価格というものは結局、需要と供給により変動します。つまり香美市は人気が高いということだと認識しています。当市の市街化区域はほぼ横ばい状態であり、他市町の、けなされませんけんど地価が勝手に下がっているだけだということで、割高感が生じていると考えています。これも本市都市計画の成果だと思います。ただし、いつまでもこのような状況が続くとは限りません。今後も市街化区域を中心に、魅力あるまちづくりをしていかなければなりません。

また、市街化区域の拡大については、上位計画の高知広域マスタープランでは、市街化区域の拡大は制御されています。市街化調整区域においては、地区計画などによる計画的な開発は認められていますので、都市計画マスタープランにて検討はしなければなりません。必要であれば、工業系、産業系の地区計画も可能ですが、先ほどからの答弁でありますように、排水問題等を解決する必要もあります。

振興計画との整合性についてですが、基本構想と基本計画を踏まえ、財政的な裏づけや社会経済情勢などを判断しながら、基本計画に定めた施策、当課では、都市計画道路新町西町線などの命の道づくりを中心とした事業をできる限り実施しなければならないと思っています。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　５番、笹岡　優君。

○５番（笹岡　優君）　　ぜひ、人気が高いということですので、マスタープランで本当に人を呼び込んでいく。先ほど言ったように、県のマスタープラン見ていただいたとおり、市街化区域の３９％が浸水すると書いてるわけですよね。高知市が本当に飽和状態になるんじゃないでしょうか。そういう中での今のこの間のまちづくり、高知県は北に四国山脈、南に太平洋ですので、扇形の県です。だから、人口を集中させてきたわけですね、高知市中心に。それが今、本当に災害問題等が大きくなってますので、やっぱ

り今度の香美市のマスタープランはその辺を考慮して、排水対策と人を呼び込む手だてを考えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

４番ですが、基金の管理についてです。基金のあり方についてお聞きします。

香美市の基金条例では、最も確実かつ有利な方法により管理しなければならないとしています。スクリーンにありますが（スクリーンを示しながら説明）、国の国債、これは以前の状況です。これ見ていただいたように２０１５年ですね、２０１５年のときの日本の国債は、その他の民間金融機関が一番たくさん持っていて、保険会社、そして国内銀行等があって、そしてどんどん日本銀行が今、国債を持つようになったわけです。下に海外があります。海外はほとんど持たれてませんでした。

ところが、それが今どうなっていってるのか。これですね（スクリーンを示しながら説明）。今現在このようになっていまして、これが国債、そして短期の国債、そして全体です。これ見たら、これ日銀です。この短期の国債というのは何なのか。短期の国債というのは、政府が一時的に生じる資金不足を補うために、今、海外のお金に依存してるんです。長期国債の場合は海外はまだ１６．１％ぐらいです。ところが、短期の資金繰りを全部海外のお金に依存してきていると。そして、全体の中でもこの１１％以上を海外に今、日本の国債が握られたと。

毎月の企業の国勢調査と言われます勤労統計のずさんなやり方が国会でも今問題になっています。日本の経済の判断基準になります。これは国民への影響もあります。雇用保険の問題や国民の保険給付のときに大きな影響を与えていますが、今そういう中で、内閣府が昨日、１月の景気動向指針の速報値を発表しました。日本の景気が既に後退期に入ったと。これ帝国バンクのデータでもそのことを示しています。そういう中で、ことしの１０月から消費税増税です。

可処分所得は落ち込み、家計消費は低迷し、食料を含めた物価高が今進んでいます。そして、１０月からの消費税１０％増税の影響、オリンピック特需の終結など、日本経済の先行き、本当に不透明感が広がっているんじゃないでしょうか。

そういう中で、ここにもちょっと持ってきましたが（資料を示しながら説明）、以前も紹介しました。日本の借金の異常というのは、これは本当に深刻です。１，０００兆円以上の借金、平成元年の消費税導入までは借金なかったんです、日本は。それがたったこの３０年間で１，０００兆円の借金をつくってしまった。同時に、その結果が今こういう形で起こっています。もう出ていく金と入ってくる金の乖離、これを今現在赤字借金でやっているから、毎年毎年の予算がもう大変になって借金で予算組む。その結果、社会保障費と同額の借金払いの金になっているというのが今の日本の現状なわけです。こういう皆さん財政運営をしていることが今、日本の不安定さをつくってきてるんじゃないでしょうか。

そこでお聞きします。外資系からの揺さぶりによって、今、国債の暴落リスクが高まってきているのではないでしょうか。認識をお伺いします。

○議長（比与森光俊君）　　会計管理者兼会計課長、森　安伸君。

○会計管理者兼会計課長（森　安伸君）　　笹岡議員の御質問にお答えいたします。

現在、日本銀行は、２％の物価安定の目標の実現を目指しておりまして、これを安定的に維持するために必要な時点まで現在の金融緩和政策を継続するとしておりまして、当分の間は現在の極めて低い長短金利の水準を維持するために、長期国債の買い入れを続けておるということです。笹岡議員の資料にもございましたように、今現在、日銀の保有が４割を超えるような状況であります。それとあわせてほかの銀行と、それから生命保険会社等の分を合わせますと、国内の保有割合は９割近くを保有しているという現状でありますが、今現在、こういう国内の保有者が９割ほどおるという状況の中では、大規模な売却による暴落のリスクは低いと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　５番、笹岡　優君。

○５番（笹岡　優君）　　暴落は心配ないということです。そしたら、暴落したときの損益金の責任は誰がとるんでしょうか。

○議長（比与森光俊君）　　会計管理者兼会計課長、森　安伸君。

○会計管理者兼会計課長（森　安伸君）　　お答えいたします。

暴落したときの損益金の弁償はということですが、国債が暴落したときには損益の弁償ということはありません。満期を待たずに途中で債券価格が暴落した場合、購入価格を下回る価格で売却すれば損益を出すことになりますが、国債は国が発行元でありまして、元本を保証しているという状況でありますので、満期まで保有すれば定期的に利息を受け取ることもできますし、元本が償還されますので、損益は生じないということになります。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　５番、笹岡　優君。

○５番（笹岡　優君）　　そしたら聞きますが、平成２９年で構いませんが、今、短期証券で野村證券、三菱ＵＦＪ銀行、日興証券に預けているということですが、一体配当というのはどれぐらい、それによってあるのか教えてください。

○議長（比与森光俊君）　　会計管理者兼会計課長、森　安伸君。

○会計管理者兼会計課長（森　安伸君）　　お答えいたします。

平成２９年度実績におきましては、１年未満の国庫短期証券は保有しておりません。平成２９年度は５年以上の長期国債を保有しておりまして、これの合計の利息が、４０９万６，４００円の利息がございました。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　５番、笹岡　優君。

○５番（笹岡　優君）　　②ですが、ペイオフの回避の対策としての国債購入でしょうか。

（サイレンにより中断）

○議長（比与森光俊君）　　会計管理者兼会計課長、森　安伸君。

○会計管理者兼会計課長（森　安伸君）　　お答えいたします。

国債は預金保険機構の保護対象外で、ペイオフリスクのない安全性の高い金融商品と考えておりまして、元本が保証されますので、安全性を重視した運用に適しているということで購入しております。

ペイオフにつきましては、地方自治法で指定金融機関その他の確実な金融機関への預け入れ、その他の最も有利な方法によって保管するということで行ってますので、ペイオフとは関係なく国債を購入しております。

○議長（比与森光俊君）　　５番、笹岡　優君。

○５番（笹岡　優君）　　今、基金の運用という問題で書いてますが、例えばですよ、今現在、ゆうちょ銀行を含めて、香美市もそうらしいですが、民間の金融機関で振替口座、金利ゼロであればペイオフで１，０００万円やなしに全額保証されますね。

ですから今、そういう振替口座等に基金管理をさせて、今回の予算でも出てますけど、公共下水道、香北町の下水道ですね、これに今現在、一般会計から繰り入れているのが１億３，０００万円です。そして、その中身を見ますと、結局、元金の借金払いが約６，４００万円、それで利子が約１，３００万円、約７，８００万円のお金を払うために一般会計から繰り入れているわけです。このお金をなぜ基金を使って貸し付けてでも繰り上げ償還させないのか。そうすれば、利子の分の１，３００万円は支払う必要ないわけです。香北も、そして龍河洞の集落排水も含めて、これから新たな事業がない事業です。そういうところの借金払いをなぜ繰り上げ償還して、この基金の金を使ってでも負担軽減をさせないのか。その工夫が要るんじゃないでしょうか、この基金というのは。そこはどうでしょうか。

○議長（比与森光俊君）　　会計管理者兼会計課長、森　安伸君。

○会計管理者兼会計課長（森　安伸君）　　お答えいたします。

基金は地方自治法により特定の目的のために基金を設けることができ、目的に応じ、確実かつ効率的に運用をしなければならないと定められております。基金の管理につきましては、先ほどのペイオフの関係もございますが、安全性を考慮しまして、まず金融機関が破綻した場合を考えまして、全額保証されます金融機関の決済用普通預金に預金をしております。これは、もし金融機関が破綻した場合でも全額保証されます。次に、定期で運用する場合では、預け入れ先の借入金額と相殺できるように、借入額の範囲内で定期を行っています。それ以上に中長期的に運用が可能な分は、先ほど申し上げましたペイオフとは関係のない国債、地方債で運用を行っております。

香美市の基金条例においても、基金に属する現金は、銀行その他金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないとされておりまして、よって、先ほど御提案ありました基金による貸し付けについては、基金を管理する、現金

を保管する会計課としましては、貸し付けは考えておりません。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　５番、笹岡　優君。

○５番（笹岡　優君）　　財政担当としてはどうでしょうか。

○議長（比与森光俊君）　　企画財政課長、川田　学君。

○企画財政課長（川田　学君）　　お答えします。

今、会計課長が申しましたように、基金の使い方は明記されているような方法しか今のところ活用できないと考えておりますので、貸し付けによる繰り上げ償還は現在のところいたしません。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　５番、笹岡　優君。

○５番（笹岡　優君）　　目的を定めればやれるわけですよね。だから、普通の家庭でも考えたらそのとおりやるんですよ。ですから、ぜひ検討してください。

○議長（比与森光俊君）　　昼食のため、１時まで休憩します。

（午後　０時０５分　休憩）

（午後　１時００分　再開）

○議長（比与森光俊君）　　正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

５番、笹岡　優君。

○５番（笹岡　優君）　　あと少しですのでよろしくお願いします。

５番目です。自衛官募集についてです。

自衛隊の隊員の皆さんは本当に災害等対応等を含めて大変苦労されています。だからこそ、その募集は法令遵守でやっていくことが大切ではないでしょうか。

そこでお伺いします。①です。

自衛官募集に関して、香美市から入隊に適した未成年の１８歳の方、また２２歳の方々の名簿を自衛隊地方協力本部に提出しています。その国から来るお金は４万６，０００円です、平成３０年度予算で。自衛官募集事務委託金に含まれる法定受託事務としてやってるんでしょうか。

憲法第１３条はこう書いています。個人の尊重、「すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と、こういうのが憲法第１３条です。そして第２２条では、職業選択の自由、「何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。」。そして、香美市の個人情報保護条例の第７条にはですね…。

○議長（比与森光俊君）　　笹岡議員、①と②が一緒に質問になっています。気をつけてください。①と②が一緒の質問になりゆうみたいな、通告の。

○５番（笹岡　優君）　　①です。

４万６，０００円は法定受託事務でしょうか。

○議長（比与森光俊君）　　総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君）　　お答えいたします。

自衛官募集事務は、地方自治法第２条及び地方自治法施行令第１条並びに自衛隊法施行令第１６２条により、自衛隊法施行令第１１４条から第１２０条までに規定される事務は、第１号法定受託事務と定められております。御質問の自衛隊地方協力本部に対し、募集対象者情報の名簿を提出することについては、自衛隊法施行令第１２０条を法的根拠に外部提供を行っておりますので、法定受託事務であると考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　５番、笹岡　優君。

○５番（笹岡　優君）　　そしたら、作業量はどれくらいになるのか。住民基本台帳でやってます。そして、どのようなやり方で抽出してるんでしょうか。

○議長（比与森光俊君）　　総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君）　　お答えいたします。

募集候補者名簿の作成については、住基システムで抽出を行い、名簿の印刷を行っておりますので、これに係る費用等はほぼかかっておりません。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　５番、笹岡　優君。

○５番（笹岡　優君）　　以前、同僚議員の質問で、要請文書が来ているという答弁をしてますが、平成２７年ですか、それ現在も要請文書は来てるんでしょうか。

○議長（比与森光俊君）　　総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君）　　お答えします。

依頼文書は来ております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　５番、笹岡　優君。

○５番（笹岡　優君）　　②ですが、そこで、先ほど言った憲法第１３条と憲法第２２条との関係です。先ほど言った内容で個人の尊重の問題、「すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求権に対する国民の権利については、立法その他の国政の上で最大の尊重を必要とする。」という問題と、第２２条の職業選択の自由、「何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。」とこう書いています。

そういう中で、先ほど言った施行令第１２０条を含めて、自衛隊法第９７条でもそうですが、自治体の首長が自衛官などの募集で事務の一部を行うようになっています。事務の一部とは、募集ポスターを張ったり、立て幕をやったり、宣伝物や試験会場を提供することじゃないでしょうか。そして、先ほど言った第１２０条には、自衛官などの募

集に関して首長に資料の提供を求めるようになっています。これは募集対象年齢の住民人口といった統計的なものを指しています。個人情報をまとめて提供することは含まれてないんじゃないでしょうか。

この問題が大きくなったのは、２０１９年、平成３１年２月１７日の高知新聞に書かれてました。２０１４年度に自衛隊の方々が高知市に行って、法定受託事務やから出せという話をしたときに、この批判を受けた防衛省は国会で、法令の理解が十分でない不適切な要請だったと、こう釈明しています。当時の中谷元防衛大臣も地方公共団体が実施し得る可能な範囲での協力をお願いしているということを言っています。その点はどうでしょうか。

○議長（比与森光俊君）　　総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君）　　お答えいたします。

自衛隊では、香美市から提出した募集対象者情報を利用して、募集対象者に自衛官募集に係るパンフレット等を同封したダイレクトメールを送付しております。送付するダイレクトメールは自衛官募集のお知らせであり、自衛隊入隊を強制的に強いるものではありません。日本国憲法第１３条で定める、生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利は最大の尊重を必要とする、及び第２２条で定める、職業選択の自由を侵すものではないと考えております。

また、香美市個人情報保護条例第７条では、個人情報の収集の制限について定めており、香美市で作成しております個人情報保護事務の手引きにある条例解釈では、第７条第１項第２号の「法令又は他の条例に定めがあるとき。」について、法律、政令、省令及び条例を言い、本人以外の者が実施機関に個人情報を提供することを義務づけている場合のほか、「法令又は他の条例の趣旨、目的から判断して本人以外から収集することができると解される場合も含まれる。」とありますので、個人情報を収集できるものと判断しております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君）　　５番、笹岡　優君。

○５番（笹岡　優君）　　今、日本全国で人手不足で困っています。企業が優秀な人材を確保するために、新入社員採用期間よりも早く、卒業見込みの学生や生徒の採用を推進する青田買いが大きな問題となっています。今、香美市のやっていることはこの青田買い、先に名簿を渡して協力を要請する。職業選択の自由を侵害し、これ脱法行為じゃないでしょうか。今そういう状況の中で、やる合法性はないと思います。

そこで、市長に聞きたいんですが、住民情報は原則非公開で皆さんから預かってるんです。個人の尊厳より公益性を優先するという考え方は戦前と同じになりますよ。そうじゃないでしょうか。何人も個人の情報を権力の、国や政府に対して出す、別のところへ出す、要支援の方々に対しても、今、災害時のために個人の承諾の同意を求めてるんじゃないでしょうか。それを緊急性もない自衛隊募集に名簿を渡すということは、これ

は許されることじゃないと思うんですが。結局、個人の大切な尊厳を公益性という名のもとに市が勝手にやっていることになるんじゃないでしょうか。どうでしょうか、見解を求めます。

○議長（比与森光俊君）　　市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君）　　笹岡議員のお尋ねにお答えしたいと思います。

私ども香美市におきましては、ただいま総務課長から説明のあったとおりでございまして、今後におきましてもそのように取り扱うところでございます。

○議長（比与森光俊君）　　５番、笹岡　優君。

○５番（笹岡　優君）　　ぜひこれは、全国でも問題になっていることです。法定受託事務というやったら、明確にそしたらそれをどうして書かないのですか、国が、明確に名簿。書いてるんですか、その事務の中に。それをお願いします。

○議長（比与森光俊君）　　総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君）　　お答えいたします。

自衛隊法施行令第１２０条では、報告または資料の提出という項目になっておりますが、「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。」ということになっております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君）　　５番、笹岡　優君。

○５番（笹岡　優君）　　ですから、資料の提出は、先ほど言ったように統計的なものであり、個人のプライバシーまで出せということになってるんですかということを言ってるんです。そこをちゃんと示してください。

○議長（比与森光俊君）　　総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君）　　お答えします。

平成２８年度の防衛省の全自治体を対象にした調査では、全自治体がどういうふうな取り扱いを行っているかという調査でございますが、適齢者名簿をつくり自衛隊に提出しているという自治体が３６％、適齢者名簿をつくり閲覧、書き写しを自衛隊に認めるが３４％、住民基本台帳の閲覧、書き写しを自衛隊に認めるが２０％、そのほかが２０％となっており、９０％の自治体が協力しているということになります。自治体によって提供の仕方が違っていることにつきましては、困惑するところではございますが、ほぼ４割の自治体は地方自治法、自衛隊法に基づいて名簿を提出しているということでございますので、違法ではないと考えます。

○議長（比与森光俊君）　　５番、笹岡　優君。

○５番（笹岡　優君）　　だから明確に書かれてない。住民基本台帳は一般的に閲覧はできるんですよ、自衛隊が来てから見て写していくことは可能なんですよ。それをなぜ市がしているかという根拠が示せないわけじゃないですか。ぜひそこはよく議論してい

ただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、６番に移りたいと思います。

米軍の低空飛行問題ですが、ここにあります（資料を示しながら説明）。これが今、四国で私が落としました。これヘリポートです。ヘリポートのところにずっと米軍機のオレンジルートがあります。そして、こういう形で来てます。このちょうど徳島県の入り口です。入り口ではこういう形で入ってくるわけです。戦闘機が入ってきます。これでずっと今やられています。

① です。

米軍岩国基地に空母艦載機が本格配備され、沖縄米軍基地との一体でオレンジルートでの米軍機低空飛行訓練が強化される動きが強まっています。政府として環境レビューの提供を受け了知したと日本政府は言ってきました。今までオレンジルート等は知らないというのが日本政府の見解でした。ところが、オスプレイの配備の関係で、アメリカからオレンジルートが特定され、このルートで低空飛行訓練をしますということをやって、初めて政府は了知した、認識したとなったんです。知った以上は、低空飛行訓練の空域としては妥当かどうかを検証し、態度を明確にしない限り、アメリカは認めてくれたといってオレンジルートを使い続けます。米軍がオスプレイ、また攻撃機等の低空飛行訓練として位置づける、オレンジルートはだめという行動を起こすことが必要ではないでしょうか、見解を求めます。

○議長（比与森光俊君）　　市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君）　　オレンジルートに関するお尋ねにお答えをしたいと思います。

議員も十分御承知の上で質問なされてるんだというように思いますけれども、ここは市議会でございますので、答弁にも限界があることをお断りをしたいというふうに思います。この内容については安倍首相に直接お聞きになるほうが、成果を得てよろしいんじゃないかというふうに思いますが、議員が言われることについては理解はしますが、私のほうから答えるべきお答えは今ありません。

○議長（比与森光俊君）　　５番、笹岡　優君。

○５番（笹岡　優君）　　オレンジルートは以前もここでも問題になったらしいですが、大西地域で飛んだことも動画になりまして、大きな問題になったわけですけど。以前、私も中国地方に調査に行ってまいりました。四国ともう全然位置づけが違います。中国地方は山が低いんですね。ですから、今アメリカ軍はパイロットの退官が多くて、パイロットの維持が大変になっているということで、日本の位置づけがされていまして、中国地方は山が低いために初心者のパイロットが、まあ言うたら空域として練習してます。エリアを含めてですね。

そして、四国の場合は２，０００メートル級の山があり谷が深いということで、戦闘機のパイロットの一番の問題は、Ｇがかかって脳から血が下がる、そのためにパイロッ

トは耐Ｇスーツで締めつけて、脳から血が下がらん状態でやりゆうわけです。ですから大西地域のあれは、あそこの発電所を１つの標的にやったわけですが、あれも八百数十キロメートルでやったわけですけど、あれで４Ｇです。６Ｇやったら早明浦ダムと同じように、失神して墜落してしまいます。そういう訓練をこれからやります。

物部町の大西を飛んだ飛行機は、ＥＡ－１８Ｇグラウラーです。うなる者という名前ですが、最大の重量が３０トン、燃料を９トン積んでます。タンクローリー車ぐらいの規模を積んでるわけです。今、四国では、中国にはない１２回の墜落をこの間してきました。６２名の方が亡くなっています。この前も室戸沖で亡くなりました。そして、今言ったように、香美市のドクターヘリ等のヘリポートのところをやっているわけでしょう。だから香美市が関係ないということにならん。

安倍首相にそれは直接言えば一番いいわけですが、やっぱり香美市として行動を起こすことが必要じゃないでしょうか。その点、もう一度高知県知事も、また関係市町村長ともオレンジルートでの低空飛行については、ちゃんと意見を上げていくことが必要じゃないでしょうか。

そこでお伺いします。これから強化されるという方向の認識でしょうか。この地域での訓練が、どうでしょうか。

○議長（比与森光俊君）　　市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君）　　訓練が強化されるかどうか。議員のほうは強化をされるとこういうお話でありますけれども、私のほうはそのようなことについて、今しかとした資料を持っているわけではございませんので、答える立場にありません。

○議長（比与森光俊君）　　５番、笹岡　優君。

○５番（笹岡　優君）　　残念なことですが、これから本当に起こる事態についてぜひ対応をお願いしたいと思います。

②ですが、お手元に資料配っています。今、アメリカ軍の方々に対して、航空法特例法によって、航空機運航の際に除外される義務としてこういうことが除外されています。まず、ｂは飲酒・麻薬・心身障害の操縦禁止も許されています。そして、ｔの飛行禁止区域の遵守。飛行区域では、１９８８年には米軍大型輸送機ヘリが伊方原発から８００メートルに墜落しました。伊方原発の上も飛んでいるわけです。そして、最低安全高度の遵守についても、こういう形で守らなくても許される。一応約束義務はありますが、速度制限の遵守もない。衝突予防義務もありません。ヘリと衝突した場合は全部ヘリのほうが悪くなるわけです。回避義務は防災ヘリ、ドクターヘリにあるわけです。そして、粗暴な操縦の禁止も許されています。爆発物の輸送もオーケー、曲技飛行もオーケーと。

そこで伺います。余りにもひどい航空法特例の問題、この除外義務、これはやっぱり見直すべきじゃないでしょうか。

次に、下を見てください。

下を見ていただいたら、これが日本政府とアメリカ政府との関係で結んでいる低空飛

行についての内容です。「軍事訓練は、日米安全保障条約の目的を支えることに役立つものである。」と書いて、「戦闘即応体制を維持するために必要とされる技能の一つが低空飛行であり、」というて、そして、真ん中ぐらいですね、「１、最大限の安全性を確保するため、在日米軍は、低空飛行訓練を実施する区域を継続的に見直す。」こととなっている。見直しをしてもらえば、低空飛行が必要であれば見直しをしてもらう。この点について、除外規定と日米地位協定の抜本的な見直しを求めるべきじゃないでしょうか、見解を伺います。

○議長（比与森光俊君）　　市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君）　　議員から見直しをというお話であります。また、日米の地位協定についてもということでございますけれども、これも国と国との約束であって、国の形を定めるものでありまして、私どもが申し上げられることは、市民の皆さんが危険な状態になるとか、あるいは市民が恐怖を感じるような環境があれば、このことについては申し出ていくということはありますけれども、今申し上げましたように、地位協定等について、これを見直せということについては、直接申し上げるということを今ここでお約束することはできません。

○議長（比与森光俊君）　　５番、笹岡　優君。

○５番（笹岡　優君）　　オスプレイの危険性は言われています。ぜひ、国民主権ですので、市町村に本当に主権者が住んでいます。その主権者の方々の願いに沿った手だてをやっていくことが必要ですので、市長としてもこの問題をぜひ知っていただいて、声を上げるようにしていただきたいと思います。

これで全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（比与森光俊君）　　笹岡　優君の質問が終わりました。

日程第２、議案第４３号、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件につきましては、本日、議会運営委員会で協議していただいておりますので、委員長から報告を求めます。議会運営委員会委員長、利根健二君。

○議会運営委員会委員長（利根健二君）　　７番、利根です。本日招集されました平成３１年第１回香美市議会定例会の運営につきまして、本日、議会運営委員会を開催しましたので、協議の結果を御報告いたします。

議案第４３号、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、本日定例会の議題とし、議事日程第２とします。これは一般質問の後、市長に提案理由の説明を求めることになりました。本日は提案理由の説明までとします。こういうことに決定をしております。

協議結果はお配りしました協議結果報告書のとおりでありますので、議員各位の格段の御協力をよろしくお願いをいたします。

以上、議会運営委員会の報告を終わります

○議長（比与森光俊君）　　議会運営委員会委員長の報告を終わります。

お諮りします。委員長報告のとおり、議案第４３号の提案説明を市長に求めることに御異議ございませんでしょうか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君）　　異議なしと認めます。

日程第２、議案第４３号の提案理由の説明を求めます。市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君）　　今期定例会に追加で上程します議案について提案申し上げます。

議案第４３号は、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定です。

以上、追加議案１件の提案でございますが、議案の詳細につきましては、議案細部説明書を御参照くださいますようよろしくお願いをいたします。

○議長（比与森光俊君）　　これで市長の提案理由の説明を終わります。

本日の日程は全て終わりました。

本日はこれで散会します。

次の会議は３月１１日午前９時から開会します。

（午後　１時２６分　散会）

地方自治法第１２３条第２項の規定による署名者

議　　長

署名議員

署名議員

平成３１年第１回

香美市議会定例会会議録（第５号）

平成３１年３月１１日　月曜日

平成３１年第１回香美市議会定例会会議録（第５号）

招集年月日　平成３１年２月２７日（水曜日）

招集の場所　香美市議会議場

会議の日時　３月１１日月曜日（会期第１３日）　午前　９時０１分宣告

出席の議員

１番	萩野義和	１１番	山崎晃子
２番	山口　学	１２番	濱田百合子
３番	久保和昭	１３番	山﨑龍太郎
４番	甲藤邦廣	１４番	大岸眞弓
５番	笹岡　優	１６番	依光美代子
６番	森田雄介	１７番	村田珠美
８番	山本芳男	１８番	小松紀夫
９番	爲近初男	１９番	島岡信彦
１０番	舟谷千幸	２０番	比与森光俊

欠席の議員

７番	利根健二	１５番	小松　孝

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	法光院晶一	ふれあい交流ｾﾝﾀｰ所長	明石清美
副市長	今田博明	福祉事務所長	佐竹教人
総務課長	山中俊明	農林課長	西本恭久
企画財政課長	川田　学	商工観光課長	竹崎澄人
会計管理者兼会計課長	森　安伸	建設課長	井上雅之
管財課長	秋月建樹	建設課林業土木担当参事	澤田修一
定住推進課長	中山繁美	環境上下水道課長	安井幸一
防災対策課長	中山泰仁	《香北支所》	
市民保険課長	植田佐智	支所長	黍原美貴子
健康介護支援課長	前田哲夫	《物部支所》	
税務収納課長	公文　薫	支所長	近藤浩伸

【教育委員会部局】

教育長	時久惠子	教育振興課長	横山和彦
教育次長	野島惠一	生涯学習振興課長	岡本博章

【消防部局】

消防長　寺田　潔

【その他の部局】

監査委員事務局長　三谷由香理

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長　　猪　野　高　廣　　議会事務局書記　　山　本　絵　里
議会事務局書記　　一　圓　まどか

市長提出議案の題目

議案第　　１号　平成３１年度香美市一般会計予算
議案第　　２号　平成３１年度香美市簡易水道事業特別会計予算
議案第　　３号　平成３１年度香美市公共下水道事業特別会計予算
議案第　　４号　平成３１年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
議案第　　５号　平成３１年度香美市農業集落排水事業特別会計予算
議案第　　６号　平成３１年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
議案第　　７号　平成３１年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算
議案第　　８号　平成３１年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算
議案第　　９号　平成３１年度香美市後期高齢者医療特別会計予算
議案第　１０号　平成３１年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計予算
議案第　１１号　平成３１年度香美市水道事業会計予算
議案第　１２号　平成３１年度香美市工業用水道事業会計予算
議案第　１３号　平成３０年度香美市一般会計補正予算（第７号）
議案第　１４号　平成３０年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）
議案第　１５号　平成３０年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）
議案第　１６号　平成３０年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第４号）
議案第　１７号　平成３０年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第３号）
議案第　１８号　香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第　１９号　香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第　２０号　香美市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第　２１号　香美市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第　２２号　香美市指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第　２３号　香美市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制

定について

議案第　２４号　香美市特定環境保全公共下水道事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　２５号　香美市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　２６号　香美市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について

議案第　２７号　香美市未来の森づくり委員会設置条例の制定について

議案第　２８号　香美市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定について

議案第　２９号　香美市農業集落排水区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定について

議案第　３０号　市有財産の無償貸付けについて

議案第　３１号　香美市香長児童クラブの指定管理者の指定について

議案第　３２号　香美市くじら児童クラブの指定管理者の指定について

議案第　３３号　香美市めだか児童クラブの指定管理者の指定について

議案第　３４号　香美市たけのこ児童クラブの指定管理者の指定について

議案第　３５号　香美市うぐいす児童クラブの指定管理者の指定について

議案第　３６号　香美市かたじ児童クラブの指定管理者の指定について

議案第　３７号　香美市大宮小学校児童クラブの指定管理者の指定について

議案第　３８号　香美市もんべえクラブの指定管理者の指定について

議案第　３９号　大井平体験実習館の指定管理者の指定について

議案第　４０号　美良布地区集落活動センターの指定管理者の指定について

議案第　４１号　香美市バイクライダー交流宿泊施設の指定管理者の指定について

議案第　４２号　香美市べふ峡休憩所の指定管理者の指定について

議案第　４３号　香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議員提出議案の題目

なし

議事日程

平成３１年第１回香美市議会定例会議事日程

（会期第１３日目　日程第５号）

平成３１年３月１１日（月）　午前９時開議

日程第１　議案第　１号　平成３１年度香美市一般会計予算

日程第２　議案第　２号　平成３１年度香美市簡易水道事業特別会計予算

日程第３　議案第　３号　平成３１年度香美市公共下水道事業特別会計予算

日程第４　議案第　４号　平成３１年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算

日程第５	議案第	５号	平成３１年度香美市農業集落排水事業特別会計予算
日程第６	議案第	６号	平成３１年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
日程第７	議案第	７号	平成３１年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算
日程第８	議案第	８号	平成３１年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算
日程第９	議案第	９号	平成３１年度香美市後期高齢者医療特別会計予算
日程第10	議案第	１０号	平成３１年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計予算
日程第11	議案第	１１号	平成３１年度香美市水道事業会計予算
日程第12	議案第	１２号	平成３１年度香美市工業用水道事業会計予算
日程第13	議案第	１３号	平成３０年度香美市一般会計補正予算（第７号）
日程第14	議案第	１４号	平成３０年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）
日程第15	議案第	１５号	平成３０年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）
日程第16	議案第	１６号	平成３０年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第４号）
日程第17	議案第	１７号	平成３０年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第３号）
日程第18	議案第	１８号	香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第19	議案第	１９号	香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
日程第20	議案第	２０号	香美市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第21	議案第	２１号	香美市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第22	議案第	２２号	香美市指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第23　議案第　２３号　香美市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第24　議案第　２４号　香美市特定環境保全公共下水道事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
日程第25　議案第　２５号　香美市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
日程第26　議案第　２６号　香美市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について
日程第27　議案第　２７号　香美市未来の森づくり委員会設置条例の制定について
日程第28　議案第　２８号　香美市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定について
日程第29　議案第　２９号　香美市農業集落排水区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定について
日程第30　議案第　３０号　市有財産の無償貸付けについて
日程第31　議案第　３１号　香美市香長児童クラブの指定管理者の指定について
日程第32　議案第　３２号　香美市くじら児童クラブの指定管理者の指定について
日程第33　議案第　３３号　香美市めだか児童クラブの指定管理者の指定について
日程第34　議案第　３４号　香美市たけのこ児童クラブの指定管理者の指定について
日程第35　議案第　３５号　香美市うぐいす児童クラブの指定管理者の指定について
日程第36　議案第　３６号　香美市かたじ児童クラブの指定管理者の指定について
日程第37　議案第　３７号　香美市大宮小学校児童クラブの指定管理者の指定について
日程第38　議案第　３８号　香美市もんべえクラブの指定管理者の指定について
日程第39　議案第　３９号　大井平体験実習館の指定管理者の指定について
日程第40　議案第　４０号　美良布地区集落活動センターの指定管理者の指定について
日程第41　議案第　４１号　香美市バイクライダー交流宿泊施設の指定管理者の指定について
日程第42　議案第　４２号　香美市べふ峡休憩所の指定管理者の指定について
日程第43　議案第　４３号　香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

会議録署名議員

７番、利根健二君、８番、山本芳男君（会期第１日目に会期を通じ指名）

議事の経過

（午前　９時０１分　開議）

○議長（比与森光俊君）　　ただいまの出席議員は１７人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

７番、利根健二君は、病気のため欠席、１４番、大岸眞弓さんは、遅刻との連絡がありました。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

これから議案質疑を行います。

日程第１、議案第１号、平成３１年度香美市一般会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第２、議案第２号、平成３１年度香美市簡易水道事業特別会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第３、議案第３号、平成３１年度香美市公共下水道事業特別会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第４、議案第４号、平成３１年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（比与森光俊君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第５、議案第５号、平成３１年度香美市農業集落排水事業特別会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第６、議案第６号、平成３１年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第７、議案第７号、平成３１年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

これで質疑を終わります。

日程第８、議案第８号、平成３１年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘

定）予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第９、議案第９号、平成３１年度香美市後期高齢者医療特別会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第１０、議案第１０号、平成３１年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第１１、議案第１１号、平成３１年度香美市水道事業会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（比与森光俊君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第１２、議案第１２号、平成３１年度香美市工業用水道事業会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第１３、議案第１３号、平成３０年度香美市一般会計補正予算（第７号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第１４、議案第１４号、平成３０年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第１５、議案第１５号、平成３０年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第１６、議案第１６号、平成３０年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第４号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第１７、議案第１７号、平成３０年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第３号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第１８、議案第１８号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

５番、笹岡　優君。

○５番（笹岡　優君）　　産業医の関係で、近隣市と同等額としたんですが、近隣市の南国市、香南市、高知市等の金額を教えていただきたいです。

○議長（比与森光俊君）　　総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君）　　お答えいたします。

香南市は４８万円、南国市２４万円、高知市は時間で１万２，２００円となっております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君）　　ほかに質疑はありませんか。

○議長（比与森光俊君）　　これで質疑を終わります。

日程第１９、議案第１９号、香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第２０、議案第２０号、香美市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第２１、議案第２１号、香美市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第２２、議案第２２号、香美市指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第２３、議案第２３号、香美市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第２４、議案第２４号、香美市特定環境保全公共下水道事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（比与森光俊君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第２５、議案第２５号、香美市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（比与森光俊君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第２６、議案第２６号、香美市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

５番、笹岡　優君。

○５番（笹岡　優君）　これを新しくつくるということなんですが、これ対象者が出てきたという認識でいいんでしょうか。それから、最長３年ということになるんでしょうか。

○議長（比与森光俊君）　総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君）　お答えします。

まず、期間ですが、最長３年ということになります。

それと、対象者が出てきたということではなくて、高知県の、この制度をしている市町村数が、都道府県で比べた場合に制定率が非常に低いということで、県のほうから依頼がございまして、今回つくるということになりました。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君）　ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第２７、議案第２７号、香美市未来の森づくり委員会設置条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（比与森光俊君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第２８、議案第２８号、香美市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（比与森光俊君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第２９、議案第２９号、香美市農業集落排水区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第３０、議案第３０号、市有財産の無償貸付けについて、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

５番、笹岡　優君。

○５番（笹岡　優君）　　貸借対照表をいただいたんですが、現金及び預金のところがマイナス約９２４万円という形になってるんですが、マイナスということ自身がわからないんですね。ですから、現金と預金の関係はどうなってるかというのは、これちゃんと聞いてるんでしょうか。

それとあと、最後の端に製造原価報告書がありまして、この賃金手当等は何人分になるかということと、その前の役員報酬の金額が損益計算書の中にあるんですが、その役員賞与と役員報酬で何人分なのか、お願いします。

○議長（比与森光俊君）　　香北支所長、黍原美貴子さん。

○香北支所長（黍原美貴子君）　　お答えいたします。

現金と預金に関して、詳しいものは今ちょっと手元に持っておりませんので、後で詳しいものを御説明させていただきます。

職員等の人数に関しては２３名と聞いております。あと、役員に関しては５名となっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　ほかに質疑はありませんか。

１２番、濱田百合子さん。

○１２番（濱田百合子君）　　１２番、濱田です。

減価償却引当金ですけれども、どういったものに対してこういう金額が出てきたのか、お願いします。

○議長（比与森光俊君）　　香北支所長、黍原美貴子さん。

○香北支所長（黍原美貴子君）　　こちらに関しては、菌床の製造に当たっての釜とか、もともとあったものの毎年の減価償却費、１年たったら古くなるので、その分金額が減ってきたと思っております。

○議長（比与森光俊君）　　ほかに質疑はありませんか。

○議長（比与森光俊君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第３１、議案第３１号、香美市香長児童クラブの指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（比与森光俊君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第３２、議案第３２号、香美市くじら児童クラブの指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（比与森光俊君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第３３、議案第３３号、香美市めだか児童クラブの指定管理者の指定について、

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（比与森光俊君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第３４、議案第３４号、香美市たけのこ児童クラブの指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（比与森光俊君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第３５、議案第３５号、香美市うぐいす児童クラブの指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（比与森光俊君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第３６、議案第３６号、香美市かたじ児童クラブの指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（比与森光俊君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第３７、議案第３７号、香美市大宮小学校児童クラブの指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（比与森光俊君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第３８、議案第３８号、香美市もんべえクラブの指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（比与森光俊君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第３９、議案第３９号、大井平体験実習館の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

５番、笹岡　優君。

○５番（笹岡　優君）　　組織の会員が２名なんですが、実際１年間の指定管理ということで、年齢的な問題も含めて、支える方が高齢なのかなということを含めて体制がないのかなという、ちょっと状況をお願いしたいんですが。

○議長（比与森光俊君）　　香北支所長、黍原美貴子さん。

○香北支所長（黍原美貴子君）　　この会員さん２名は今まで数名、たくさんいた人が順番に高齢のために作業することがなくなって、今残ったお二人になっております。活動自体は、そちらでおみそをつくるとかをしているというふうに聞いております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　ほかに質疑はありませんか。

○議長（比与森光俊君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第４０、議案第４０号、美良布地区集落活動センターの指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（比与森光俊君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第４１、議案第４１号、香美市バイクライダー交流宿泊施設の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

１１番、山崎晃子さん。

○１１番（山崎晃子君）　　１１番、山崎です。

バイクライダーのほう、今回初めて公募したわけですけれども、どれぐらい応募があったのかということと、それと、見てみますと、事業所のほうは高知市ということで、この運営管理、特に管理になるかと思うんですけども、どういった運営管理をしていくのか、その点お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君）　　物部支所長、近藤浩伸君。

○物部支所長（近藤浩伸君）　　山崎議員の御質問にお答えいたします。

公募の応募数が少なかったということですが、今回提案している合同会社和田屋の１社のみで、もう一つの興味を示していました団体等が今回は見送るということで、１社となっております。

それと、今後どのようにして管理していくかということですが、今まで緊急時等に対しては、施設のほうは地元の方を２名ほど雇って対応するということでした。今後どのように運営していくかというようなことですが、施設のバイクに、社長というんですか、代表がバイクに乗った経験もありますので、そういう関係でオフ会などを開いたり、またバーベキュー等もやったり、あと物部川のブラックバス等の釣り大会を行ったりというような、いろいろ事業のほうも考えておられまして、今後期待するところです。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　ほかに質疑はありませんか。

○議長（比与森光俊君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第４２、議案第４２号、香美市べふ峡休憩所の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

１１番、山崎晃子さん。

○１１番（山崎晃子君）　　今回、指定期間が１年間ということになってますけれども、これまではもう少し長かったと思いますが、１年間になった、どういう状況でなったのか、お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君）　　物部支所長、近藤浩伸君。

○物部支所長（近藤浩伸君）　　お答えいたします。

今回の指定管理者の更新に当たりまして、１月１０日に別府峡保勝会と協議しました。これまで同様に５年間指定されても営業を継続できるかというようなお話をしてきました。今後、高齢化も進み、会員の方も少なくなったために、毎年指定管理の期間の判断をさせていただきたいというような要望がありまして、今回１年ということになりました。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　ほかに質疑はありませんか。

○議長（比与森光俊君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第４３、議案第４３号、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

１３番、山﨑龍太郎君。

○１３番（山﨑龍太郎君）　まず、追加上程に至った経過についてお尋ねします。

○議長（比与森光俊君）　市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君）　お答えいたします。

私のほうで失念しておりましたので、当初のときにお配りすることができませんでした。

○議長（比与森光俊君）　１３番、山﨑龍太郎君。

○１３番（山﨑龍太郎君）　失念する案件なんでしょうか。ということをまず、ある分猛省をしていただきたいと思います。その点について見解を。

○議長（比与森光俊君）　市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君）　十分反省しております。ほかのことに気をとられていたというのは言いわけにしかなりませんので、十分反省して、今後このようなことがないようにいたします。済みませんでした。

○議長（比与森光俊君）　ほかに質疑はありませんか。

１８番、小松紀夫君。

○１８番（小松紀夫君）　本条例が可決をされますと、平成３１年度の国保税は大幅な増税になるということでございますので、このことに関しましては、やはり市民の皆様に何らかの説明を果たさなければならないと、そのように思います。どのような方法を考えておられるか、お聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君）　市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君）　お答えします。

今のところ考えておりますのが、ホームページに掲載することと広報に掲載すること、それと納付書が送られるときに説明を加えるようにしております。

○議長（比与森光俊君）　１８番、小松紀夫君。

○１８番（小松紀夫君）　そもそも自分たちが説明を受けた部分では、平成３０年度の国保税の県からの納付金の計算が非常に甘かって、本来でしたら平成３０年度も上がらなければいけないのが、平成２９年度と比べて低く設定をしてしまったと。だからその分、両方があるんで物すごい増税になっているということでございます。これ一定県に大きな責任もあると思います。ですから、説明は香美市だけではなくて、県も一緒にというふうな形をとっていただければとそういうふうに思いますが、いかがですか。

○議長（比与森光俊君）　市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君）　県のほうにはその旨お伝えしたいと思います。

○議長（比与森光俊君）　ほかに質疑はありませんか。

○議長（比与森光俊君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、日程第１、議案第１号から日程第４３、議案第４３号までの質疑は全て終わ

りました。各案件は、お手元にお配りしました議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

お諮りします。付託しました各案件は、３月２１日までに審査を終えるよう期限をつけることにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君）　異議なしと認めます。よって、付託の案件は、３月２１日までに審査を終えるよう期限をつけることに決定しました。

以上で本日の日程は全て終わりました。

次の本会議は３月２２日午前９時に開きます。

本日はこれで散会します。

（午前　９時２９分　散会）

地方自治法第１２３条第２項の規定による署名者

議　　長

署名議員

平成３１年第１回

香美市議会定例会会議録（第６号）

平成３１年３月２２日　金曜日

平成３１年第１回香美市議会定例会会議録（第６号）

招集年月日　平成３１年２月２７日（水曜日）

招集の場所　香美市議会議場

会議の日時　３月２２日金曜日（会期第２４日）　午前　９時０１分宣告

出席の議員

１番	萩野義和	１１番	山崎晃子
２番	山口　学	１２番	濱田百合子
３番	久保和昭	１３番	山﨑龍太郎
４番	甲藤邦廣	１４番	大岸眞弓
５番	笹岡　優	１６番	依光美代子
６番	森田雄介	１７番	村田珠美
７番	利根健二	１８番	小松紀夫
８番	山本芳男	１９番	島岡信彦
９番	爲近初男	２０番	比与森光俊
１０番	舟谷千幸		

欠席の議員

１５番　小松　孝

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	法光院晶一	ふれあい交流ｾﾝﾀｰ所長	明石清美
副市長	今田博明	福祉事務所長	佐竹教人
総務課長	山中俊明	農林課長	西本恭久
企画財政課長	川田　学	商工観光課長	竹崎澄人
会計管理者兼会計課長	森　安伸	建設課長	井上雅之
管財課長	秋月建樹	建設課林業土木担当参事	澤田修一
定住推進課長	中山繁美	環境上下水道課長	安井幸一
防災対策課長	中山泰仁	《香北支所》	
市民保険課長	植田佐智	支所長	黍原美貴子
健康介護支援課長	前田哲夫	《物部支所》	
税務収納課長	公文　薫	支所長	近藤浩伸

【教育委員会部局】

教育長	時久惠子	教育振興課長	横山和彦
教育次長	野島惠一	生涯学習振興課長	岡本博章

【消防部局】

消防長　寺田　潔

【その他の部局】

監査委員事務局長　　三　谷　由香理

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長　　猪　野　高　廣　　議会事務局書記　　山　本　絵　里

議会事務局書記　　一　圓　まどか

市長提出議案の題目

議案第　　６号　平成３１年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算

議案第　　１号　平成３１年度香美市一般会計予算

議案第　　２号　平成３１年度香美市簡易水道事業特別会計予算

議案第　　３号　平成３１年度香美市公共下水道事業特別会計予算

議案第　　４号　平成３１年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算

議案第　　５号　平成３１年度香美市農業集落排水事業特別会計予算

議案第　　７号　平成３１年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算

議案第　　８号　平成３１年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算

議案第　　９号　平成３１年度香美市後期高齢者医療特別会計予算

議案第　１０号　平成３１年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計予算

議案第　１１号　平成３１年度香美市水道事業会計予算

議案第　１２号　平成３１年度香美市工業用水道事業会計予算

議案第　１３号　平成３０年度香美市一般会計補正予算（第７号）

議案第　１４号　平成３０年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）

議案第　１５号　平成３０年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）

議案第　１６号　平成３０年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第４号）

議案第　１７号　平成３０年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第３号）

議案第　１８号　香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　１９号　香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　２０号　香美市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　２１号　香美市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　２２号　香美市指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

の一部を改正する条例の制定について

議案第　２３号　香美市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　２４号　香美市特定環境保全公共下水道事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　２５号　香美市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　２６号　香美市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について

議案第　２７号　香美市未来の森づくり委員会設置条例の制定について

議案第　２８号　香美市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定について

議案第　２９号　香美市農業集落排水区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定について

議案第　３０号　市有財産の無償貸付けについて

議案第　３１号　香美市香長児童クラブの指定管理者の指定について

議案第　３２号　香美市くじら児童クラブの指定管理者の指定について

議案第　３３号　香美市めだか児童クラブの指定管理者の指定について

議案第　３４号　香美市たけのこ児童クラブの指定管理者の指定について

議案第　３５号　香美市うぐいす児童クラブの指定管理者の指定について

議案第　３６号　香美市かたじ児童クラブの指定管理者の指定について

議案第　３７号　香美市大宮小学校児童クラブの指定管理者の指定について

議案第　３８号　香美市もんべえクラブの指定管理者の指定について

議案第　３９号　大井平体験実習館の指定管理者の指定について

議案第　４０号　美良布地区集落活動センターの指定管理者の指定について

議案第　４１号　香美市バイクライダー交流宿泊施設の指定管理者の指定について

議案第　４２号　香美市べふ峡休憩所の指定管理者の指定について

議案第　４３号　香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議員提出議案の題目

意見書案第　１号　混乱を招く本年１０月からの消費税増税の中止を求める意見書の提出について

意見書案第　２号　加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書の提出について

意見書案第　３号　国の責任で教員不足を解消するよう求める意見書の提出について

意見書案第　４号　後期高齢者医療の医療費窓口負担を２割にしないことを求める意見書の提出について

意見書案第　５号　沖縄県民の民意を尊重し、辺野古の新基地建設を強行しないよう求

める意見書の提出について

議事日程

平成３１年第１回香美市議会定例会議事日程

（会期第２４日目　日程第６号）

平成３１年３月２２日（金）　午前９時開議

日程第１	議案第	６号	平成３１年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
日程第２	議案第	１号	平成３１年度香美市一般会計予算
日程第３	議案第	２号	平成３１年度香美市簡易水道事業特別会計予算
日程第４	議案第	３号	平成３１年度香美市公共下水道事業特別会計予算
日程第５	議案第	４号	平成３１年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
日程第６	議案第	５号	平成３１年度香美市農業集落排水事業特別会計予算
日程第７	議案第	７号	平成３１年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算
日程第８	議案第	８号	平成３１年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算
日程第９	議案第	９号	平成３１年度香美市後期高齢者医療特別会計予算
日程第10	議案第	１０号	平成３１年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計予算
日程第11	議案第	１１号	平成３１年度香美市水道事業会計予算
日程第12	議案第	１２号	平成３１年度香美市工業用水道事業会計予算
日程第13	議案第	１３号	平成３０年度香美市一般会計補正予算（第７号）
日程第14	議案第	１４号	平成３０年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）
日程第15	議案第	１５号	平成３０年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）
日程第16	議案第	１６号	平成３０年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第４号）
日程第17	議案第	１７号	平成３０年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第３号）
日程第18	議案第	１８号	香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第19	議案第	１９号	香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
日程第20	議案第	２０号	香美市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定

について

日程第21　議案第　２１号　香美市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第22　議案第　２２号　香美市指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第23　議案第　２３号　香美市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第24　議案第　２４号　香美市特定環境保全公共下水道事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

日程第25　議案第　２５号　香美市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

日程第26　議案第　２６号　香美市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について

日程第27　議案第　２７号　香美市未来の森づくり委員会設置条例の制定について

日程第28　議案第　２８号　香美市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定について

日程第29　議案第　２９号　香美市農業集落排水区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定について

日程第30　議案第　３０号　市有財産の無償貸付けについて

日程第31　議案第　３１号　香美市香長児童クラブの指定管理者の指定について

日程第32　議案第　３２号　香美市くじら児童クラブの指定管理者の指定について

日程第33　議案第　３３号　香美市めだか児童クラブの指定管理者の指定について

日程第34　議案第　３４号　香美市たけのこ児童クラブの指定管理者の指定について

日程第35　議案第　３５号　香美市うぐいす児童クラブの指定管理者の指定について

日程第36　議案第　３６号　香美市かたじ児童クラブの指定管理者の指定について

日程第37　議案第　３７号　香美市大宮小学校児童クラブの指定管理者の指定について

日程第38　議案第　３８号　香美市もんべえクラブの指定管理者の指定について

日程第39　議案第　３９号　大井平体験実習館の指定管理者の指定について

日程第40　議案第　４０号　美良布地区集落活動センターの指定管理者の指定について

日程第41　議案第　４１号　香美市バイクライダー交流宿泊施設の指定管理者の指定について

日程第42　議案第　４２号　香美市べふ峡休憩所の指定管理者の指定について

日程第43　議案第　４３号　香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第44　意見書案第　１号　混乱を招く本年１０月からの消費税増税の中止を求める意見書の提出について

日程第45　意見書案第　２号　加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書の提出について

日程第46　意見書案第　３号　国の責任で教員不足を解消するよう求める意見書の提出について

日程第47　意見書案第　４号　後期高齢者医療の医療費窓口負担を２割にしないことを求める意見書の提出について

日程第48　意見書案第　５号　沖縄県民の民意を尊重し、辺野古の新基地建設を強行しないよう求める意見書の提出について

日程第49　閉会中の所管事務の調査について

日程第50　議員派遣の件

会議録署名議員

７番、利根健二君、８番、山本芳男君（会期第１日目に会期を通じ指名）

議事の経過

（午前　９時０１分　開議）

○議長（比与森光俊君）　おはようございます。ただいまの出席議員は１９人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

初めに、執行部から提出議案の差しかえの申し出があっておりますので、説明を求めます。農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君）　おはようございます。議案の差しかえをお願いいたします。議案第２７号、香美市未来の森づくり委員会設置条例の制定についてでございます。

４ページの最後になりますが、「」に改める。」という文言が抜けておりましたので、文言の追加をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君）　お諮りします。ただいま申し出のありました、議案第２７号の差しかえを許可することに御異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君）　異議なしと認めます。したがって、議案第２７号の差しかえを許可することに決定しました。

本日、議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員会の報告をお願いします。議会運営委員会委員長、利根健二君。

○議会運営委員会委員長（利根健二君）　おはようございます。７番、利根です。本日の会議の運営等につきまして、本日、議会運営委員会を開催いたしましたので、協議の結果を御報告申し上げます。

まず、追加議案等につきましては、議案第６号に対する修正の動議が提出されていますので、他の案件と分離し、委員会付託を省略し、提案説明から採決までを行います。

次に、意見書案が５件提出されています。この意見書案につきましても追加議題とし、委員会付託を省略し、提案説明から採決まで行います。

次に、６月定例会の会期・日程につきまして、協議の結果別紙のとおり決定をいたしましたので、予定表をお手元に配付しております。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（比与森光俊君）　議会運営委員会委員長の報告を終わります。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第１、議案第６号、平成３１年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算から日程第４３、議案第４３号、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてまで、以上４３件を一括議題とします。

お諮りします。先ほど議会運営委員会委員長から報告がありましたが、議案第６号は、本日他の案件と分離し、審議することに御異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君）　　異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

これから、各常任委員会の委員長の報告を求めます。予算決算常任委員会委員長、島岡信彦君。

○予算決算常任委員会委員長（島岡信彦君）　　おはようございます。１９番、島岡信彦でございます。今期定例会において、予算決算常任委員会が付託を受けた各議案の審査の経過及び結果について報告いたします。

本委員会が付託を受けた平成３１年度の各会計予算である議案第１号、第２号、第３号、第４号、第５号、第６号、第７号、第８号、第９号、第１０号、第１１号、第１２号の各案件は、それぞれ総務分科会、教育厚生分科会、産業建設分科会において、各分科会委員長より報告を受けたところでございます。

それでは、議案第１号から審査の経過及び結果を報告いたします。

初めに、議案第１号、平成３１年度香美市一般会計予算を議題とし、分科会委員長への質疑の後、討論はなく、採決の結果、議案第１号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第２号、平成３１年度香美市簡易水道事業特別会計予算を議題とし、分科会委員長への質疑の後、討論はなく、採決の結果、議案第２号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第３号、平成３１年度香美市公共下水道事業特別会計予算を議題とし、分科会委員長への質疑の後、討論はなく、採決の結果、議案第３号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第４号、平成３１年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算を議題とし、分科会委員長への質疑の後、討論はなく、採決の結果、議案第４号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第５号、平成３１年度香美市農業集落排水事業特別会計予算を議題とし、分科会委員長への質疑の後、討論はなく、採決の結果、議案第５号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第６号、平成３１年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算を議題とし、分科会委員長への質疑の後、討論はなく、採決の結果、議案第６号は、賛成多数にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第７号、平成３１年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算を議題とし、分科会委員長への質疑の後、討論はなく、採決の結果、議案第７号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第８号、平成３１年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算を議題とし、分科会委員長への質疑の後、討論はなく、採決の結果、議案第８号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第９号、平成３１年度香美市後期高齢者医療特別会計予算を議題とし、分

科会委員長への質疑の後、討論はなく、採決の結果、議案第９号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第１０号、平成３１年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計予算を議題とし、分科会委員長への質疑の後、討論はなく、採決の結果、議案第１０号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第１１号、平成３１年度香美市水道事業会計予算を議題とし、分科会委員長への質疑の後、討論はなく、採決の結果、議案第１１号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第１２号、平成３１年度香美市工業用水道事業会計予算を議題とし、分科会委員長への質疑の後、討論はなく、採決の結果、議案第１２号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、平成３０年度各会計の補正予算案である議案第１３号、第１４号、第１５号、第１６号、第１７号の各案件は、３月１１日、本会議終了後、本委員会を開催し、審査から採決まで行いました。それでは、議案第１３号から順に報告いたします。

初めに、議案第１３号、平成３０年度香美市一般会計補正予算（第７号）を議題とし、質疑の後、討論はなく、採決の結果、議案第１３号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第１４号、平成３０年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）を議題とし、質疑の後、討論はなく、採決の結果、議案第１４号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第１５号、平成３０年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）を議題とし、質疑の後、討論はなく、採決の結果、議案第１５号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第１６号、平成３０年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第４号）を議題とし、質疑の後、討論はなく、採決の結果、議案第１６号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第１７号、平成３０年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第３号）を議題とし、質疑の後、討論はなく、採決の結果、議案第１７号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で予算決算常任委員会の報告を終わります。

○議長（比与森光俊君）　　予算決算常任委員会委員長の報告が終わりました。

次に、総務常任委員会副委員長、森田雄介君。

○総務常任委員会副委員長（森田雄介君）　　６番、森田雄介です。

今期総務常任委員会に付託された案件は、議案第１８号、１９号、２６号、３０号、３９号、４０号、４１号、４２号の以上８件です。以下、審査の経過と結果を報告いたします。

最初に、議案第１８号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、審査に入りました。産業医の仕事の内容についてはの質問に対し、年１回の安全衛生委員会への出席及び施設の点検、病休者の復職判定委員会へ意見をいただくなどであると答弁。また、今回の条例改正は、学校薬剤師の費用弁償の記述が間違っており訂正するのか。また、報酬の基準はないのかについては、香南市と比べ単価が非常に低く、同じに合わせたものである。また、報酬の基準については、１１市各市がばらばらで市の判断によると答弁。以上で質疑を終え、討論もなく、採決の結果、議案第１８号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第１９号、香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、審査に入りました。今回の使用料に大きな変更はないということかについては、今までは手数料により税条例と手数料条例の２つにまたがっており煩雑になるので、今回、手数料条例に一元化して明文化するものであると答弁。以上で質疑を終え、討論もなく、採決の結果、議案第１９号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第２６号、香美市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定についてを議題とし、審査に入りました。他市で条例を適用した事例はあるか。また、休業中の給与についてはの質問に対し、他市の状況はわからない。条例制定は１１市の中で５市のみ、６市は条例制定がまだなので余り適用がないと思う。休業中の給与は無給であると答弁。以上で質疑を終え、討論もなく、採決の結果、議案第２６号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第３０号、市有財産の無償貸付けについてを議題とし、審査に入りました。無償貸し付けをいつまでするのか、市の見解について、約２２億円の総事業費で、平成２年から４年にかけての補助事業で３５年間の減価償却があるので、平成４０年４月以降となる。現在、建物譲渡すると３０％の法人税がかかるようになる。また、無償譲渡すると、償却が済んでいないので、国と県へ約３，８００万円の補助金返還が必要になると答弁。以上で質疑を終え、討論もなく、採決の結果、議案第３０号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第３９号、大井平体験実習館の指定管理者の指定についてを議題とし、審査に入りました。質疑、討論もなく、採決の結果、議案第３９号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第４０号、美良布地区集落活動センターの指定管理者の指定についてを議題とし、審査に入りました。指定管理期間がなぜ平成３１年から３３年の２年間なのかについては、前回も平成２９年４月より３１年４月までの２年間であった。現在、駐車場を整備しているので、今後の動向を見ながら、次回に期間を長くするかどうかは考えると答弁。集落活動センターの活動が韮生野地区への広がりはないのかについては、現

在、美良布６地区（上町、泉町、本町、新田、住宅、本田）ですが、その後ワークショップなどへ個人で参加してくれる人も出てきている。毎月発行のセンターだよりは韮生野地区や香北町全体へ回覧している。今後、参加したい人ができれば一緒に取り組んでいきたいと答弁。以上で質疑を終え、討論もなく、採決の結果、議案第４０号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第４１号、香美市バイクライダー交流宿泊施設の指定管理者の指定についてを議題とし、審査に入りました。集客をふやしていくということだが、利用料金の変更や業績が上がれば指定管理料の見直しはあるのかについては、利用料金は条例に沿って現状のままでいく。指定管理料は、運営がうまくいき高額のもうけが入ってきたときは見直しもあるだろうが、現状では集客のための広報や宣伝活動も必要なので、現在の指定管理料は妥当と考える。また、集客に関しては、今までは年間利用者は２０７人でしたが、集客数を上げていきたい。初年度５１８人、次年度６４５人、３年目８８３人と、近年の２倍から３倍にふやす目標を掲げていると答弁。以上で質疑を終え、討論もなく、採決の結果、議案第４１号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第４２号、香美市べふ峡休憩所の指定管理者の指定についてを議題とし、審査に入りました。質疑、討論もなく、採決の結果、議案第４２号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（比与森光俊君）　　総務常任委員会副委員長の報告が終わりました。

次に、教育厚生常任委員会委員長、濱田百合子さん。

○教育厚生常任委員会委員長（濱田百合子君）　　１２番、濱田百合子です。

今期定例会において教育厚生常任委員会が付託を受けました案件は、議案第２０号、２１号、２２号、３１号、３２号、３３号、３４号、３５号、３６号、３７号、３８号、４３号の１２件であります。以下、審査の経過と結果を報告いたします。

まず、議案第２０号、香美市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。本市でこの事業の適用事例があるのかとの質疑に、本市ではまだ行われていないが、今後、事業所が設置された場合を想定して制定するものと答弁。本文中に「介護職員初任者研修課程を修了した者」とあるが、何か資格が取れるのか、その費用は国から来るのかとの質疑に、そのあたりはまだ把握はできていないと答弁。「サテライト型」という文言があるが、どういうスタイルかという質疑に、出先ということで、市が窓口ではないと思っていると答弁。本文中に「身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。」とあるが、検討する委員会を立ち上げるのか、ガイドライン的なものをつくるのかとの質疑に、認知症への対応についての項目と思う。本人や家族の意思や状況をつかんで、相談もして対応していくこととなると答弁。ほかに質疑、討論はなく、採決の結果、議

案第２０号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第２１号、香美市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。本市に該当するところはないと思うが、どういう機能が備わるのか介護医療院の説明をとの質疑に、医療的なケアが必要な介護度の高い方を受け入れ、みとりや終末期ケアをする、医療機能と生活施設としての機能とを兼ね備えた施設であると答弁。ほかに質疑、討論はなく、採決の結果、議案第２１号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第２２号、香美市指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。「住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。」とあるが、本市にとっても課題だと思う。このような状況をどのようにつくっていくかが大事だと思う。どのようにしていくのかとの質疑に、社協や今ある団体等との連携、地域の集いの場に出向いていくなどを考えていると答弁。社協との連携ももちろん大事だが、地域で自発的に活動している団体などがあるので、ぜひ地域包括支援センターが出向き、働きかけ、日ごろから介護予防や予防医療のことを話題にしてもらうなど、地域住民への意識づけが大事ではないかとの質疑に、マンパワーが少ないので通常業務の中では難しいが、地域への意識づけはしていきたいと答弁。ほかに質疑、討論はなく、採決の結果、議案第２２号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第３１号、香美市香長児童クラブの指定管理（後に「指定管理者」と訂正あり）の指定についてを議題としました。今後、児童クラブは保護者負担が軽減され、指導者の処遇が改善されるということで期待するところだが、落ちつくまでやはり市が関与して相談に乗る必要があると思うがどうかとの質疑に、今後そのようになることを期待しているが、連携をとりながらしていきたいと答弁。事務所の場所はとの質疑に、ＮＰＯの所在地は理事長の自宅だが、児童クラブが建設されれば、実務的な連絡をとり合うなどの事務所は児童クラブの中の部屋を事務所に利用することを考えていると答弁。第三者委員会の検討はの質疑に、まだ検討はしていないが、第三者委員会を検討してほしい旨の話があったことは伝えていくと答弁。ほかに質疑、討論はなく、採決の結果、議案第３１号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第３２号、香美市くじら児童クラブの指定管理（後に「指定管理者」と訂正あり）の指定についてを議題としました。質疑、討論はなく、採決の結果、議案第３２号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第３３号、香美市めだか児童クラブの指定管理（後に「指定管理者」と訂

正あり）の指定についてを議題としました。質疑、討論はなく、採決の結果、議案第３３号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第３４号、香美市たけのこ児童クラブの指定管理（後に「指定管理者」と訂正あり）の指定についてを議題としました。保護者負担が他の児童クラブと違うが、問い合わせがあればどのように説明するかとの質疑に、そのような問い合わせは今までないが、設備面やおやつの内容などが違うということで説明をしたい。将来的には一定統一していかなければならないと答弁。ここは身障者トイレがないがどのように考えているかとの質疑に、施設の改造は難しいので、できるだけ早く、予定では平成３２年度に建設をしたいと答弁。ほかに質疑、討論はなく、採決の結果、議案第３４号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第３５号、香美市うぐいす児童クラブの指定管理（後に「指定管理者」と訂正あり）の指定についてを議題としました。質疑、討論はなく、採決の結果、議案第３５号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第３６号、香美市かたじ児童クラブの指定管理（後に「指定管理者」と訂正あり）の指定についてを議題としました。質疑、討論はなく、採決の結果、議案第３６号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第３７号、香美市大宮小学校児童クラブの指定管理（後に「指定管理者」と訂正あり）の指定についてを議題としました。質疑、討論はなく、採決の結果、議案第３７号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第３８号、香美市もんべえクラブの指定管理（後に「指定管理者」と訂正あり）の指定についてを議題としました。質疑、討論はなく、採決の結果、議案第３８号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第４３号、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。国保の滞納世帯数はとの質疑に、平成３０年６月１日時点で被保険者資格証明書６２世帯、短期証１９４世帯、合計で滞納世帯は２５６世帯と答弁。滞納分も翌年度に繰り越されるので、新たな保険料となるということかとの質疑に、滞納繰越の入金分は保険税算定に反映されると答弁。ほかに質疑、討論はなく、採決の結果、議案第４３号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で教育厚生常任委員会の報告を終わります。

済みません。訂正をお願いします。議案第３１号から議案３８号までの指定管理者と言うべきところを「指定管理」の指定と申し上げましたので、「指定管理者」の指定ということに訂正をしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（比与森光俊君）　教育厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

次に、産業建設常任委員会委員長、甲藤邦廣君。

○産業建設常任委員会委員長（甲藤邦廣君）　３番、甲藤です。

産業建設常任委員会が付託を受けました、議案第２３号、２４号、２５号、２７号、

２８号、２９号についての審査を行いました。以下、審査の経過と結果を報告をいたします。

議案第２３号、香美市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。区域外の対象戸数は把握しているのかという質疑があり、沿線上になるのでわからないという答弁。神母ノ木地区の対象戸数はとの質疑に、議員協議会でも説明をしたが、供用開始区域を個々に判断していくことになるため、確認できないと答弁がありました。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、全員賛成で議案第２３号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第２４号、香美市特定環境保全公共下水道事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。接続戸数は把握しているのかという質疑があり、当初から接続意思を確認しているが、資料を持ち合わせていないので、資料を提出するという答弁がありました。なお、後日、委員長宛て資料が提出され、委員には配付済みであります。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、全員賛成で議案第２４号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第２５号、香美市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。質疑、討論もなく、採決の結果、全員賛成で議案第２５号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第２７号、香美市未来の森づくり委員会設置条例の制定についてを議題としました。未来の森づくり委員会には４つの部会があり、その中に市産材活用部会があるが、目的は、市内にあっては森林の整備が主になると思われる。都市部では森林が少ないため、木材の利活用、普及啓発が主になる。税の中身は森林面積割が５０％、人口割が３０％、林業就労者割が２０％であり、人口の多い横浜市を例にとると、２０１９年度の１億４，０００万円から、２０３３年度以降は毎年４億７，０００万円ほどになるということであります。今回の森林環境譲与税、森林環境税は、香美市にとって大きなビジネスチャンスであり、見解はとの質疑があり、港区ではみなとモデルという全国的な自治体が対象のネットワークを立ち上げており、今後研究していくと答弁。また、県のＴＯＳＡＺＡＩセンターで県産材を使った建物の研修があり、市から都市部へ出荷できるように取り組んでいくと答弁。また、県との連携は重要であるが、都市部への売り込みは他市町村との競争になると考えられ、あくまで市が主体的にセールスをすべきではとの質疑があり、香美森林組合が認証制度の導入を検討しており、市産材をブランド化して売り込んでいきたいという答弁がありました。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第２７号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第２８号、香美市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定についてを議題としました。質疑、討論もなく、採決の結果、議案第２８号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第２９号、香美市農業集落排水区域外流入分担金の徴収に関する条例の制

定についてを議題としました。質疑、討論もなく、採決の結果、議案第２９号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（比与森光俊君）　各常任委員会の委員長の報告が終わりました。

これから、常任委員会委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（比与森光俊君）　質疑なしと認めます。これで常任委員会委員長に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず初めに、原案に反対の方の発言を許します。

１４番、大岸眞弓さん。

○１４番（大岸眞弓君）　１４番、大岸眞弓です。日本共産党及びくらしと福祉を守る会を代表し、議案第４３号、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてに反対の立場で討論を行います。

今期定例会の初日の議員協議会において、国保税が大幅に引き上がるという説明がありました。引き上がる理由は、平成３０年度の県に納める納付金が国レベルの調整であることから、県において普通調整交付金の推計が難しく歳入不足が生じたこと、療養費の計算の見積もり違いなどで、平成３０年度の各自治体の支払うべき納付金額が低く算出されていたというものです。それにより、平成３０年度の不足分がそのまま納付金に反映され、３１年度は一転して大幅な国保税の引き上げとなりました。

市民保険課が国保税の計算例として示す資料のモデルケースでは、夫婦合わせて２０５万円の所得、子供が２人いる世帯で、平成３０年度より７万７，１００円の引き上げで３５万７００円の保険税額となりました。単純計算で、このケースでは所得に対し１７．１％の負担率です。また、試算ではどの所得層も引き上がり、特に多子多人数の世帯が大変です。

甘い見積もりをして不正確な納付金を示した県の責任は重大で、県の責任においてあらゆる負担軽減策を検討する必要があったことと、もともと正確な数字が算出できない仕組みになっているという制度上の欠陥も指摘しておきたいと思います。

また、一般質問において、市は、国保加入者は所得水準が低いのに保険料が高い、国費の負担も十分でないという国保の構造上の欠陥を認めました。そして、「他に類を見ない増税となった。市民の皆様の負担が重いことは重々承知をしているが、安定的な国保の財政運営のためには御負担いただくしかない」と述べる一方で、重い負担で収納率が下がるおそれがあるとの懸念も示しました。収納率が下がれば、翌年度払う納付金が上がると同時に、滞納分も繰り越されるため、さらなる保険料の引き上げにつながります。そうなれば安定的な財政運営にも逆行しますが、その認識はあるでしょうか。

補正予算の質疑で、国保の滞納世帯は、先ほど委員長からも報告がありましたが２５６世帯、その中の６２世帯が被保険者資格証明書、１９４世帯が短期証を交付されてい

ることがわかりました。保険税が払えなくて資格証明書になった方は、病院の窓口で１０割の医療費を支払わなくてはなりません。今回の引き上げで、体の不調に気づいても、痛みがあっても病院に行けない方々をさらにふやしていくのではないでしょうか。国保加入者の負担は限界を超えております。どうか払える保険料にしてください。

香南市や高知市、南国市、須崎市も今回の事態に、負担増回避に必要なだけ国保の基金を投入し、あるいは一般会計から法定外繰り入れをするなどして、緊急対策をとりました。

今、市民の医療に対する香美市の姿勢が厳しく問われています。国保加入者がつくった国保会計の基金は負担軽減に十分活用するとともに、財政安定化支援事業費も合併した平成１８年度からルール上の不足分を国保会計に繰り入れてください。基準内繰り入れを怠りながら、市民負担増は行政論としても成り立ちません。

最後に保険者として、課税標準所得額ゼロ円の世帯が約半数を占める本市国保の状況を十分に認識して運営に当たること、また、市民に寄り添った行政であるように願い、本条例に反対の討論といたします。

○議長（比与森光俊君）　ただいま議案第４３号について、原案に反対の討論がありました。

次に、議案第４３号の原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君）　討論がないようですから、これで議案第４３号についての討論を終わります。

次に、議案第４３号以外で討論はありませんか。

○議長（比与森光俊君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第６号に対しては、笹岡　優君ほか６名から修正の動議が提出されています。修正案について、発議者の説明を求めます。５番、笹岡　優君。

○５番（笹岡　優君）　５番、笹岡　優です。私は、日本共産党、くらしと福祉を守る会、香美市をよくする会を代表して、議案第６号、平成３１年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算に対する修正案の提案説明を行います。

本予算は、これまで各市町村が保険者、健康保険事業の運営主体として単独で運営してきたものに対し、平成３０年４月１日から新たに都道府県、高知県も保険者となり、県単位で運営することになりました。そして、６年サイクルで運営するとして、市町村が国民健康保険税を算定する参考値として標準保険料率を示し、香美市でもそれを参考に平成３０年度からの国民健康保険税を確定してきました。ところが、国民健康保険の制度設計によるルールによって、国が払うべき普通調整交付金の額が県試算より下回り、高額医療費に対する国の負担も分析ミスして減収するなど、保険者としての失策によって新制度１年目から大きな危機に直面しています。

そして、予算審議でも明らかになったことは、香美市の国民健康保険加入者の医療に

対する保険給付費は同額が県からの支出金で賄われますが、全国規模で調整され、各都道府県の保険給付や国保加入者の所得によるものは県でも試算が難しいと言っているように、一方的に請求される納付金の動向は、香美市の判断で対応できないシステムになったわけです。

この点を大前提にして、本予算を修正する必要性を説明します。

まず第１に、平成３１年２月、私たちに県がつくった支部別市町村説明会資料（資料を示しながら説明）、この資料が大変不透明です。そして、本来、医療給付の関係の精算は制度設計があります。これ制度設計に基づいて整理して示すべきではないでしょうか。医療給付等の総額から前期高齢者交付金を引いた残りの費用を国と県で５０％負担する。そして、残りの５０％分を健康保険、共済保険、組合健保などの共同事業と高額医療費共同事業からの拠出金、そして７割、５割、２割減額と低額所得者軽減への公費繰入金分、そして、香美市が負担すべき制度上の財政安定化支援事業繰入金を差し引いた、その残りを香美市の国民健康保険税として賄う形になっています。ところが、その点が明らかにされていません。

第２に、県は国保財政安定化基金から１０億円取り崩して平成３０年度の不足額を補塡するとの説明でした。しかし、この基金は国が都道府県化に伴う激変緩和策として予算化した２，０００億円の補助金でした。高知県の国保加入者は０．６％ですので、２，０００億円掛ける０．６で１２億円の基金です。このこともはっきりしました。

３番目に、市町村の納付金を低減する国からの激変緩和用の暫定措置や追加の激変緩和用の特別調整交付金、また子供分の特別調整交付金の香美市への配分額は示されていません。努力支援制度の分も不透明です。

第４に、以上の点から明らかになったことは、運営主体の保険者である県のミスによって納付金が増額になった対策として、高知県の予算から財政支援がないことです。少なくとも独自の財源策を持つべきではないでしょうか。

５番目に、香美市の姿勢についてです。平成１８年度から香美市になりましたが、財政安定化支援事業費の１００％の国民健康保険会計の繰り入れを怠ってきました。先ほども紹介しましたが、国民健康保険制度のこの制度そのものにちゃんと明確に１００％入れるということがこの制度の設計です。香美市が繰り入れるべき財政安定化支援事業費を１００％繰り入れることで成り立つ仕組みになっています。ところが、保険者である香美市は総額３億５，１７３万円も繰り入れていません。その一方で、一般会計で毎年収支の黒字を計上し、その半額を財政調整基金に積み上げてきました。その伸びは平成１８年１８億７，０００万円から平成２９年度末で４９億円、２．６倍強です。他の基金も含めれば、総額５１億円から１１９億６，０００万円、２．３％強となっています。

国民健康保険は国民皆保険を支える重要な支柱です。国民には人間らしく生きる権利（生存権）を保障する義務、憲法第２５条に基づく義務を国や保険者である香美市に求めているのではないでしょうか。市民の基本的人権にかかわる問題です。

２月２７日、定例議会開会日に突然説明を受け、基礎分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の全てで所得割、均等割、平等割で多額の増税を提案されて、議会として承認するなどできるでしょうか。それは保険者として運営責任の誤算を国民健康保険加入者である市民に転嫁することになるのではないでしょうか。今回の提案は、緊急的な対応として、国民健康保険加入者が積み上げてきた基金を活用し、増税は中止すること。そして一度立ちどまって、納付金が上がり続ける危険性を持った今回のこの県一本化の制度、システムとしてそのあり方を、また対応を協議すべきとの判断で修正案を提案するものです。

それでは、議案第６号、平成３１年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算に対する修正案を朗読して提案します。

平成３１年３月２２日、香美市議会議長　比与森光俊殿

発議者　香美市議会議員　笹岡　優、同　濱田百合子、同　森田雄介、同　大岸眞弓、同　山﨑龍太郎、同　依光美代子、同　山崎晃子

議案第６号、平成３１年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算に対する修正動議

上記の動議を、地方自治法第１１５条の３及び香美市議会会議規則第１７条の規定により別紙のとおり修正案を添えて提出します。

議案第６号、平成３１年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算に対する修正案

第１表　歳入歳出予算の一部を次のように改める。

お手元に配付してある内容のとおりです。国民健康保険税を修正し、減額し、国保会計の基金から積み上げる内容ですので、同僚議員の賛同をよろしくお願い申し上げます。

【修正動議　巻末に掲載】

○議長（比与森光俊君）　　修正案の説明が終わりました。

これより修正案に対する質疑を行います。発議者への質疑及び確認のため、執行部への質疑も許します。質疑はありませんか。

１８番、小松紀夫君。

○１８番（小松紀夫君）　　まず、この修正案につきまして、確認のために担当課のほうにお伺いをしておきたいと思いますが、修正案の９１ページの１目、１節ですけれども、医療給付費分現年課税分、これを３億８，８００万円余りに減額修正をされております。この金額は平成３０年度当初予算の金額と同額であります。そして、そのベースは平成２９年度の決算額を推計した金額というふうに認識をしておるところですけれども、この減額修正した金額について担当課の見解をお伺いしたいと思います。

もう一点、９３ページですけれども、この基金繰入金についてお伺いをしておきます。

修正案では、基金繰入金を８，５００万円余りというふうに増額した修正をされておりますけれども、平成３０年度の国保会計というのは現在進行中でありまして、出納閉

鎖の５月末まで歳入歳出ともに不透明ということでございますけれども、このような基金繰り入れが果たして可能なのかということの見解をお伺いしておきます。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君）　　小松議員の御質問にお答えします。

小松議員がおっしゃるように、平成３０年度当初予算は、予算要求時点の被保険者の人数、所得等に平成２９年度の資産割を含めた４方式での保険税率と収納率を掛けて算定したものです。ですから、平成３０年度の保険税率による課税額であれば、修正案より少なくなります。また、財政調整基金繰入金につきましては、３月１５日時点で平成３０年度の決算額を試算しましたところ、未確定の数字が多いため、あくまでも現時点での推計ではありますが、１億３，８００万円強の基金取り崩しが必要で、調整基金の期末残高は８，６００万円強と見込まれます。ですので、予算の上では修正案で成り立っております。

○議長（比与森光俊君）　　１８番、小松紀夫君。

○１８番（小松紀夫君）　　わかりました。済みません。もう少し担当課のほうにお聞きしたいんですけれども、この修正案のとおりで、平成３１年度の国保会計が成り立っていくのか。先ほど税額はかなり修正案の額よりも減少するというふうなこともおっしゃられておりましたので、成り立つのかどうか。また、この修正案で平成３１年度の国保会計を運営していった場合に、平成３２年度以降の国保の会計の見通しというものはどういうふうな見解をお持ちか、お伺いします。

○議長（比与森光俊君）　　市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君）　　お答えします。

先ほど申しましたように、平成３０年度の保険税率では、国保税現年課税分などの調定額が修正案より少なくなりますので、補正予算等で１億１，０００万円以上の減額修正が必要になると思われ、この歳入不足を何かで補塡しなければなりません。県の国保財政安定化基金を借り入れて補塡する場合、平成３３年度から返済しなければなりませんので、負債を後年度へ先送りすることになります。また、一般会計からの法定外繰り入れで補塡する場合は、財政班との協議や政策的判断により実施することとなります。

また、平成３２年度以降の見通しの御質問に対しましては、高知県の平成３０年度国保会計で赤字が見込まれる１０億円が国保事業費納付金に上乗せされてくることから、平成３１年度以上の歳入不足が予想されます。法定外繰り入れ等によりこのまま他市よりはるかに低い保険税率を維持していくのか、徐々に応分の負担を被保険者に求めるのか、検討しなければならないと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　１８番、小松紀夫君。

○１８番（小松紀夫君）　　わかりました。次に、提出者にお伺いしたいと思います。

先ほどの担当課の推計、あくまで推計であって上振れしたり下振れしたりはするとは思いますけれども、推計によりますと、修正案の根拠となる平成３０年度の保険税率による課税額の場合、修正案の金額に対して１億１，０００万円以上の歳入不足になるということがわかりました。また、修正案の基金繰入金は可能であります。しかし、基金残高はゼロに等しくなってくるということもわかりました。さらに、平成３２年度以降は３１年度以上の歳入不足が予想されると、こういうことであります。

先ほどの提案理由の説明の中で、今後のあり方を考えていこうと、こういうことにはもちろん賛同をいたしますし、政治判断も必要なのだろうと、そういうふうにも考えます。

そこで、ひとまずその発議者に対して修正案のこの金額、推計された、計上されたこの修正の金額の根拠をお伺いをしたいと思います。

○議長（比与森光俊君）　　５番、笹岡　優君。

○５番（笹岡　優君）　　まず、今回の値上げという、増税という問題を執行部のほうが提案されますが、議会が開会日の２月２７日にあって、この中身を分析するような時間があったでしょうか。そして、先ほど言ったんですが、この県の説明資料が（資料を示しながら説明）大変わかりづらいし、制度上で全然示されてません。これまで香美市の場合は、国保会計の制度上全部チェックができたんです。ところがこの提案ではできません。その中で私たちが判断したのは、平成３０年度のもし予算がおかしくなれば、途中で修正の補正をやらなければおかしいわけです、香美市として。去年の夏に、県は自分たちのミスを気がついたという。ところがなぜそれが、１０月議会もあり１２月議会もあったのに、この問題が説明されずに３月議会になったのか。そういう中でこれを判断するって難しかったです。

ですから、私たちがもらっている資料は、平成３０年度分の中で今回の提案をしました。それがなぜかといえば、去年と同じ税率で集めた金額を提案すると同時に、退職者の関係等は平成３１年度を根拠にする。それから滞納分も３１年を根拠にする。それで足らない分を現在の基金で繰り入れれば、予算上は成り立つということです。それと同時に、先ほども提案しましたが、３億数千万円の、本来この制度上のお金を入れなければ、もともと成り立たない問題なわけです。それをやってきてない香美市の怠った問題もはっきりしなければならないということで、今回の修正案の中身です。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　ほかに質疑はありませんか。

１８番、小松紀夫君。

○１８番（小松紀夫君）　　今、答弁を聞いておりますと、自分はこの修正案の金額の根拠をどのように考えて計上されたかということでありますけれども、余り論理的ではなくて、感情的に行われているように。自分も感情的にはもちろん、被保険者の方の負担がどうというのは当然、苦しいところでありますけども、それはそれとして、後年度

につけを送るよりは徐々に上げていくということは必要だと感じました。

また、先ほどから、これまでずっと何年間も法定外繰り入れが１００％行われていなかったと、その分を入れろと、こういう話も出ておりますけれども、これは当初予算を可決をして決算を承認をしてきたわけでありますので、これはまたもう切り離して今後のことを考えるべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（比与森光俊君）　５番、笹岡　優君。

○５番（笹岡　優君）　先ほど大岸議員からもありましたとおり、他の市町村は激変緩和策でやってるわけですよ。法定外繰り入れもやってるわけですね。だから、法定内繰り入れをまず入れるということは大前提やないでしょうか。そうしないと、この制度上はそれによって国保税を決める仕組みになっている。ちゃんとこの金額は１００％入れるということを国も県も認めてます。ですから、それをやってきてないということは、今回の大幅値上げのときには、市民に対して説明がつくでしょうか。そのことを問いかけています。それを含めてそうです。

それから、先ほどの感情的という話がありましたが、感情的じゃないんです。１回、短期間でこういう判断をするときは、立ちどまりませんかという話での提案になるわけですので、その点を御理解ください。

○議長（比与森光俊君）　ほかに質疑はありませんか。

○議長（比与森光俊君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず初めに、原案に賛成、修正案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

○議長（比与森光俊君）　次に、原案及び修正案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

○議長（比与森光俊君）　次に、原案に賛成、修正案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

○議長（比与森光俊君）　次に、修正案に賛成、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

１１番、山崎晃子さん。

○１１番（山崎晃子君）　１１番、くらしと福祉を守る会の山崎晃子です。私は、議案第６号、平成３１年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算に対する修正動議に賛成の立場で討論を行います。

今回、国民健康保険税を増税するための条例の一部改正が提案されていますが、国保税を大幅に引き上げるときに考えるべきは、国民健康保険法第１条の規定ではないでしょうか。国民健康保険法第１条には、「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。」と明記しています。このことから考えても、突然の大幅値上げは看過することができません。

県の担当課の説明では、昨年の夏ごろに国との関係での見積もりの甘さがわかり、市町村の担当者には説明したとのことでした。私たち議員は９月に改選され、昨年の９月２４日から任についています。そして、昨年の１０月と１２月には議会が開催されています。それなのに、なぜ２月２７日の定例議会開会日まで状況説明が行われなかったのか疑問です。また、今回提案されている増税するための条例改正案も、議会開会日には提案されていませんでした。県も含め保険運営の主体である保険者として、こんな乱暴なやり方は許されることではありません。

特に、なぜ財政安定化支援事業費を１００％繰り入れしなかったんでしょうか。国保法第１条の精神からも逸脱しているのではないでしょうか。発議者からも指摘がありましたが、３億数千万円を国民健康保険会計に繰り入れていれば、今回の大幅な増税を提案する必要もありませんし、今後の運営にも柔軟な対応ができました。

そして、今議会の常任委員会審議でも明らかになりましたが、納付金は毎年上がり続け、その財源を確保するために国民健康保険税を増税するか、一般会計から繰り入れするかの選択しかないことです。

国民健康保険は、心身の機能低下で病気やけがをする危険性が高い高齢者や、収入が低く不安定な非正規労働者など、他の公的医療保険に加入できない人たちの健康と命を守る大切な公的医療保険となっており、国民皆保険を支える重要な制度となっています。根本的な解決には、全国知事会が求めている医療保険制度間の公平と今後の医療費の増嵩に耐え得る財政基盤の確立を図るため、中略いたしまして、国定率負担の引き上げ等さまざまな財政支援の方策を講じることと、全国市長会の求めている国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、中略いたしまして、国庫負担割合の引き上げなど国保財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において実効ある措置を講じること以外にはないと考えます。

市の姿勢としても、市民に負担を強いるのではなく、可能な負担軽減策を講じることが大事です。本修正案は国民健康保険加入者が積み立てた基金を活用して負担軽減を図る内容です。本修正案に賛成の意を表明し、討論を終わります。

○議長（比与森光俊君）　ほかに討論はありませんか。

○議長（比与森光俊君）　討論がないようですから、これで修正案が提出されています議案第６号についての討論を終わります。

これより採決を行います。

日程第１、議案第６号、平成３１年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算を採決します。

まず、本案に対する笹岡　優君ほか６人から提出されました修正案について採決をいたします。

本修正案に賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君）　　起立少数であります。よって、議案第６号の修正案は、否決されました。

次に、原案について採決します。

原案についての委員長の報告は可決であります。原案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君）　　起立多数であります。よって、議案第６号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第２、議案第１号、平成３１年度香美市一般会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君）　　全員起立であります。よって、議案第１号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第３、議案第２号、平成３１年度香美市簡易水道事業特別会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君）　　全員起立であります。よって、議案第２号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第４、議案第３号、平成３１年度香美市公共下水道事業特別会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君）　　全員起立であります。よって、議案第３号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第５、議案第４号、平成３１年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君）　　全員起立であります。よって、議案第４号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第６、議案第５号、平成３１年度香美市農業集落排水事業特別会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君）　全員起立であります。よって、議案第５号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第７、議案第７号、平成３１年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君）　全員起立であります。よって、議案第７号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第８、議案第８号、平成３１年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君）　全員起立であります。よって、議案第８号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第９、議案第９号、平成３１年度香美市後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君）　全員起立であります。よって、議案第９号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第１０、議案第１０号、平成３１年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君）　全員起立であります。よって、議案第１０号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第１１、議案第１１号、平成３１年度香美市水道事業会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君）　全員起立であります。よって、議案第１１号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第１２、議案第１２号、平成３１年度香美市工業用水道事業会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君）　全員起立であります。よって、議案第１２号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第１３、議案第１３号、平成３０年度香美市一般会計補正予算（第７号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君）　全員起立であります。よって、議案第１３号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第１４、議案第１４号、平成３０年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君）　全員起立であります。よって、議案第１４号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第１５、議案第１５号、平成３０年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君）　全員起立であります。よって、議案第１５号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第１６、議案第１６号、平成３０年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第４号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君）　　全員起立であります。よって、議案第１６号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第１７、議案第１７号、平成３０年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第３号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君）　　全員起立であります。よって、議案第１７号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第１８、議案第１８号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君）　　全員起立であります。よって、議案第１８号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第１９、議案第１９号、香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君）　　全員起立であります。よって、議案第１９号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第２０、議案第２０号、香美市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君）　　全員起立であります。よって、議案第２０号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第２１、議案第２１号、香美市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君）　全員起立であります。よって、議案第２１号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第２２、議案第２２号、香美市指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君）　全員起立であります。よって、議案第２２号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第２３、議案第２３号、香美市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君）　全員起立であります。よって、議案第２３号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第２４、議案第２４号、香美市特定環境保全公共下水道事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君）　全員起立であります。よって、議案第２４号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第２５、議案第２５号、香美市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君）　全員起立であります。よって、議案第２５号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第２６、議案第２６号、香美市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定する

ことに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君）　全員起立であります。よって、議案第２６号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第２７、議案第２７号、香美市未来の森づくり委員会設置条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君）　全員起立であります。よって、議案第２７号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第２８、議案第２８号、香美市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君）　全員起立であります。よって、議案第２８号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第２９、議案第２９号、香美市農業集落排水区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君）　全員起立であります。よって、議案第２９号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第３０、議案第３０号、市有財産の無償貸付けについてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君）　全員起立であります。よって、議案第３０号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第３１、議案第３１号、香美市香長児童クラブの指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君）　全員起立であります。よって、議案第３１号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第３２、議案第３２号、香美市くじら児童クラブの指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君）　全員起立であります。よって、議案第３２号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第３３、議案第３３号、香美市めだか児童クラブの指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君）　全員起立であります。よって、議案第３３号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第３４、議案第３４号、香美市たけのこ児童クラブの指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君）　全員起立であります。よって、議案第３４号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第３５、議案第３５号、香美市うぐいす児童クラブの指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君）　全員起立であります。よって、議案第３５号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第３６、議案第３６号、香美市かたじ児童クラブの指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君）　全員起立であります。よって、議案第３６号は、委員長報

告のとおり可決されました。

日程第３７、議案第３７号、香美市大宮小学校児童クラブの指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君）　全員起立であります。よって、議案第３７号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第３８、議案第３８号、香美市もんべえクラブの指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君）　全員起立であります。よって、議案第３８号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第３９、議案第３９号、大井平体験実習館の指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君）　全員起立であります。よって、議案第３９号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第４０、議案第４０号、美良布地区集落活動センターの指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君）　全員起立であります。よって、議案第４０号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第４１、議案第４１号、香美市バイクライダー交流宿泊施設の指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君）　全員起立であります。よって、議案第４１号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第４２、議案第４２号、香美市べふ峡休憩所の指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君）　全員起立であります。よって、議案第４２号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第４３、議案第４３号、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君）　起立多数であります。よって、議案第４３号は、委員長報告のとおり可決されました。

１０時４５分まで休憩します。

（午前１０時３３分　休憩）

（午前１０時４４分　再開）

○議長（比与森光俊君）　正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

日程第４４、意見書案第１号、混乱を招く本年１０月からの消費税増税の中止を求める意見書の提出についてから日程第４８、意見書案第５号、沖縄県民の民意を尊重し、辺野古の新基地建設を強行しないよう求める意見書の提出についてまでの５件は、追加の案件であります。会議規則第３７条第３項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君）　異議なしと認めます。よって、日程第４４、意見書案第１号から日程第４８、意見書案第５号までの５件の案件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから日程第４４、意見書案第１号、混乱を招く本年１０月からの消費税増税の中止を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。１３番、山﨑龍太郎君。

（提出者朗読）

【意見書案第１号　巻末に掲載】

○議長（比与森光俊君）　説明が終わりました。

これから本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（比与森光俊君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず初めに、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

１０番、舟谷千幸さん。

○１０番（舟谷千幸君）　　１０番、公明党の舟谷千幸です。私は、消費税増税の中止を求める意見書案に対し反対の立場で討論をいたします。

安倍首相は昨年１０月の臨時閣議で、２０１９年、本年１０月に消費税率１０％への引き上げを予定どおり実施すると表明。国では本年１０月導入に向け、先月２月７日には、軽減税率対応レジ導入の支援などの２０１８年度２次補正予算が成立しております。

本来、誰しも消費税増税を望む人はいないでしょう。しかし、なぜ増税が必要になるのか。その理由は、少子高齢化が急速に進む中で、年金、医療、介護や子育てなど、社会保障費の安定した財源を何としても確保しなければならないということからです。

また、消費税は所得の少ないほど負担感が重いという逆進性があり、その負担感を緩和するために、どうしても必要な制度が軽減税率であると公明党が粘り強く主張してきました。これは、酒類や外食を除く飲食料品全般と定期購読の新聞が８％に据え置かれるものです。

海外でも消費税の軽減税率は多くの国で導入されています。また、プレミアム商品券やポイント還元でも、公明党の消費税導入に伴う景気の落ち込みを防ぐ負担軽減策です。これは国の２０１９年度の予算案に盛り込まれています。

そして、インボイス制度は、正式には適格請求書等保存方式と呼ばれ、準備期間を設け、４年後の２０２３年１０月から実施される予定です。京都大学大学院の諸富徹教授によると、インボイス制度は、１、複数税率のもとであっても正確な税額計算が可能となる、２、取引業者間で適正な税額計算をチェックできる、３、益税の発生を阻止できるとあります。

現在、事業者免税点制度により、売り上げが年間１，０００万円以下の免税事業者は消費税納税の義務が免除されているにもかかわらず、仕入税額控除が認められているため、益税が発生しています。しかし、インボイス制度のもとでは、課税事業者のみがインボイスを発行できるとされています。免税事業者はインボイスを発行できなくなるので、仕入税額控除ができなくなり、益税がなくなるわけです。

そもそも益税は、消費者から預かった消費税を事業者が国庫に納めることなく、合理的にその事業者の収入としてしまうことです。消費税を支払っているのは消費者です。税率引き上げにより益税も拡大していきます。インボイス制度の導入により益税の発生を抑止し、消費税の透明性、公平性、信頼性は高まると申し上げ、反対討論といたします。

○議長（比与森光俊君）　　次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

５番、笹岡　優君。

○５番（笹岡　優君）　　５番、日本共産党の笹岡　優です。意見書案第１号、混乱を招く本年１０月からの消費税増税の中止を求める意見書案に賛成の立場で討論を行います。

消費税の増税の引き上げを議論するときに考慮すべきは、日本経済、地域経済の現状とその影響ではないでしょうか。

今月７日に発表された内閣府の景気動向指数の速報値で、景気が既に後退期に入ったと日本経済が厳しい局面に入ったことを認め、帝国データバンク景気動向調査も同じ指摘をしています。日本経済（ＧＤＰ・国内総生産）の６割を占める家計諸費も実質賃金も落ち込んでいます。逆に物価は上昇し続けています。

政府の言う就労人口の増加も、その中身は深刻です。年金だけでは生活できない、年金が減らされ、これからの生活が不安と苦しむ高齢者の就労であり、また、学費や親からの仕送りが減り、アルバイトを余儀なくされている学生が主な実態です。今、市民の実感として、景気が好転しているとは思えないのではないでしょうか。こんな経済状況の中で消費税を増税すれば、冷え込んだ経済に冷水を浴びせることになり、日本経済も地域経済も壊滅的な打撃を受けるのではないでしょうか。

また政府は、いただいた消費税を全て還元する規模の十二分な対応を講じると述べていますが、最初から戻すくらいなら増税しなければいいのではないでしょうか。ポイント還元、複数税率、セットで税率が３％、５％、６％、８％、１０％の５段階から成り、煩雑な実務負担などで極めて無駄な浪費社会になります。また、インボイス制度についても、業界団体から異論が出るなど理解が進んでいません。そもそも国税を税務署でもない事業者などがなぜ集めなければならないのでしょうか。

昨年の１０月議会でも紹介しましたが、消費税が導入された平成元年当時には日本の借金は１５７兆円でした。それしかありませんでした。たった３０年で１，０００兆円以上の借金大国になりました。そして、毎年社会保障関係費と同額規模の借金払いをしなければならない深刻な事態に直面しています。そして、財務省はその結果、社会保障費の圧縮を迫って、結果として国保税や介護保険、また後期高齢者など、保険料はどんどん上がり続けて国民負担はふえています。特に消費税導入後、景気後退と税金の取り方のひずみによって、地方交付税財源の減少は看過できない問題です。余りにも低過ぎる大企業の法人税率を単一税率から累進課税で引き上げる、株の高額配当や株取引に欧米並みの課税を行い、年間約６，０００兆円にも及ぶ為替取引に０．０１％の課税をするなどすれば、消費税を増税しなくても財源は生まれます。

以上の点を指摘して、日本の経済も国民の暮らしも壊す、ことし１０月からの消費税増税はきっぱり中止するよう求めて、本意見書案に賛成の討論とします。

○議長（比与森光俊君）　　ほかに討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君）　　これで討論を終わります。

これから、意見書案第１号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君）　　起立少数であります。よって、意見書案第１号は、否決されました。

次に、日程第４５、意見書案第２号、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。１２番、濱田百合子さん。

（提出者朗読）

【意見書案第２号　巻末に掲載】

○議長（比与森光俊君）　　説明が終わりました。

これから本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（比与森光俊君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（比与森光俊君）　　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第２号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君）　　全員起立であります。よって、意見書案第２号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第４６、意見書案第３号、国の責任で教員不足を解消するよう求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。６番、森田雄介君。

（提出者朗読）

【意見書案第３号　巻末に掲載】

○議長（比与森光俊君）　　説明が終わりました。

これから本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

１０番、舟谷千幸さん。

○１０番（舟谷千幸君）　　３月１６日付の高知新聞には、県の教育委員会がことし、「２０１９年度公立校募集　最大規模」との見出しがありまして、その後、今月２１日付では新規採用の方がこの２０年で最も多い３４１人に上っていると。そしてまた、再任用も２４０人と過去最高との記事が掲載されておりましたけれども、これについて、県教育委員会も取り組みをしているかと思います。この評価についてはどのようにお考えでしょうか、見解をお願いします。

○議長（比与森光俊君）　　６番、森田雄介君。

○６番（森田雄介君）　　そのニュースを見まして、私も県はできる範囲で努力をされてるなというふうに思ったところです。今回の意見書はさらに国にもそういった努力を求めるように求めたいということで提出をしております。

○議長（比与森光俊君）　　ほかに質疑はありませんか。

１０番、舟谷千幸さん。

○１０番（舟谷千幸君）　　それから、もう一点ですけれども、この意見書の中のことですが、「教員は、人間形成を支え、」のところは本当にそのとおりだと、教員は本当に高い責任を負っているという、この部分ではすごくそのとおりだと思うんですけど、その後、「その責任を果たし、豊かな教育実践を求めるためにも教員の増員はまったなしの課題」とこのようにありまして、本当にこの前段のところと、やっぱり教員の増員をする、そしてむやみに増員をすることが資質をかえって低下させるという、そういったことも危惧をされるわけですけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君）　　６番、森田雄介君。

○６番（森田雄介君）　　また詳しい資料等も示したいとは思いますが、まず口頭で申し上げれるべきことは、もともと１人当たりの教職員の方が持っていた授業の時間数、これが約３０年前から、今、特に改訂によって求められる授業の内容がふえております。具体的には道徳の教科化であったりとか、そういったものもふえております。あと、学校の週休２日制で週５日制に変わったことにより、学校に来る時間が短くなった中で授業をこなさなければならないといったところも出ております。そういった教員１人当たりの負担というのがふえてきているというのが現状あるということであります。その解消のためには、まず教員の増員が必要であるということであります。

そして、教員の技術の継承というところで申し上げておきたいのが、ふえればかえって教員の質の低下になるのではないかというお話でしたけれども、むしろ授業の進め方とかを先輩教員に習ったり、また研修等を通じて継承していくということがどうしても必要だと思っております。近年、退職期を迎える先生というのは、第２次ベビーブームのころ教員になられた先生も結構多いと聞いております。なので、そういったベテランの先生方が退職してしまった後では、なかなか継承できない内容というものも出てくるかと思いますので、できるだけ早い教員の増員というのを求めたいと思っております。

○議長（比与森光俊君）　　ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君）　　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず初めに、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

○議長（比与森光俊君）　　ないようですので、次に、原案に賛成の方の発言を許します。

１３番、山﨑龍太郎君。

○１３番（山﨑龍太郎君）　　１３番、山﨑龍太郎です。意見書案第３号、国の責任で教員不足を解消するよう求める意見書案に賛成の立場で討論をします。

学校現場の多忙化、負担増が明らかになってくる中で、対策を検討した中央教育審議会の答申は、業務の役割分担の明確化や１年単位での変形労働時間制の導入であり、最も基本的な教員１人当たりの授業コマ数を適正にする中身になっておりません。

教員１人当たりが受け持つ授業コマ数がふえた理由の１つ目は、学校週５日制を教員増なしで行ったことです。そして、授業時数の確保を求める通知や学習指導要領の改訂で、１日４コマ週２４コマから、１日５コマ、６コマへとふえています。まず１人当たりが受け持つ授業コマ数を適正化できるだけの教員数を確保することが必要ではないでしょうか。そのための改革は待ったなしの情勢です。

また、心身に不調を来し休職する人もふえています。文部科学省が出す公立教職員の精神疾患による休職数を見てみますと、１９８９年に１，０３７人であったのが、直近の２０１７年には５，０７７人へと、この３０年間で５倍になっております。多忙化を解消し、若手教員への指導、技術継承を図るためにも、教員の使命感や責任感に頼り過ぎない教育政策と教員の確保が喫緊の課題であります。

最近では、１９７０年代の第２次ベビーブームへの対応で採用した教員の大量退職が進む一方、若手志願者の減少が進んでいます。学校現場の多忙化や民間企業の採用意欲の高まりにより、教員志望者が民間へ流れやすい環境が強まっている中で、本年度の山田小学校の教育実習生はゼロであったと聞いております。

このように、高知県における教員不足は構造的なものであり、地方の努力だけでは解決できない深刻な状況です。

よって、以上のことから、長時間業務の改善には１日４コマを基準にした教員配置を基本に据え、授業以外の業務の軽減を図るよう求めて、本意見書案に賛成の討論とします。

○議長（比与森光俊君）　　ほかに討論はありませんか。

○議長（比与森光俊君）　　これで討論を終わります。

これから、意見書案第３号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君）　　起立少数であります。よって、意見書案第３号は、否決されました。

日程第４７、意見書案第４号、後期高齢者医療の医療費窓口負担を２割にしないことを求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。１２番、濱田百合子さん。

（提出者朗読）

【意見書案第４号　巻末に掲載】

○議長（比与森光俊君）　説明が終わりました。

これから本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（比与森光俊君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず初めに、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

○議長（比与森光俊君）　ないようですので、原案に賛成の方の発言を許します。

１４番、大岸眞弓さん。

○１４番（大岸眞弓君）　１４番、大岸眞弓です。意見書案第４号、後期高齢者医療の医療費窓口負担を２割にしないことを求める意見書案に賛成の立場で討論をします。

昨年６月に、政府は骨太の方針を閣議決定し、医療や介護の適正化、効率化、給付と負担の適正化を図るとして、社会保障費の徹底削減の方針を打ち出しました。その中の１つが後期高齢者医療の窓口負担の２割化で、全国で１７０万人に影響すると言われており、本市では平成３１年１月調べで５，６５２名の高齢者に影響が出ます。

７５歳になった途端、家族の保険から切り離される後期高齢者医療保険は、導入以来、保険料が上がり続けており、年金からの天引きも高齢者の暮らしを圧迫しています。地域に入れば、今でも食費を節約し、薬も１日３回の服薬を２回にして、病院に行く回数を減らしているという方がおられます。月額４万円足らずの年金で暮らし、極力買い物をせず、家の中でさえ２本のつえをついているのに、畑で野菜をつくっているという方もおられます。また、高齢になると誰でも病気にかかりやすくなり、通院が１つの医療機関で済まなくなります。

このような生活状況の中で窓口負担を２割にすれば、高齢者をますます医療から遠ざけることとなってしまい、健康寿命も維持できなくなります。また、負担増で使えるお金が減れば、消費行動にも影響してきます。高齢者が安心して暮らせてこそまちも元気になるのであり、こんな負担増はするべきでありません。

以上のことから、本意見書案に賛成の意を表明し、討論とします。

○議長（比与森光俊君）　ほかに討論はありませんか。

○議長（比与森光俊君）　これで討論を終わります。

これから、意見書案第４号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君）　起立少数であります。よって、意見書案第４号は、否決されました。

次に、日程第４８、意見書案第５号、沖縄県民の民意を尊重し、辺野古の新基地建設を強行しないよう求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。５番、笹岡　優君。

○５番（笹岡　優君）　　５番、笹岡　優です。意見書案第５号、沖縄県民の民意を尊重し、辺野古の新基地建設を強行しないよう求める意見書案を提案します。

原案を提案する前に補足説明をさせていただきます。

沖縄県の人口は、以前は高知県と同じくらいでした。しかし、今は１５０万人にもなろうかとしています。全国トップの出生率、そして、県都那覇市の隣の豊見城市では、市民の平均年齢が３８歳代など、驚異的な若者定住が進んでいます。観光客もハワイを抜き、全日空ＡＮＡは物流の拠点を沖縄に移しました。アジア圏地域に近い地理的な優位性から、大きな発展の可能性が生まれています。このように今、基地への依存率は数％です。

故翁長知事は、米軍基地が沖縄発展の最大の阻害要因と明確に位置づけ、オール沖縄の願いとして、米軍基地のない沖縄、アジア地域の平和の拠点としての発展を目指す２１世紀ビジョンとして、玉城デニー知事に引き継がれています。昨年１０月２０日付の高知新聞の社説でも、民意のじゅうりんは許されないとして、国民全体で考えるべきテーマであるとしています。今、地方政治に携わる者として、沖縄県の県民の苦難を対岸の火事とせず、行動することが重要との思いで提案するものです。

それでは、意見書案を読み上げて提案とします。

（提出者朗読）

【意見書案第５号　巻末に掲載】

○議長（比与森光俊君）　　説明が終わりました。

これから本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず初めに、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

１８番、小松紀夫君。

○１８番（小松紀夫君）　　１８番、自由クラブの小松紀夫でございます。意見書案第５号に反対の立場で討論を行います。

本年２月２４日に沖縄県にて県民投票が行われ、基地問題に対する沖縄県民の皆さんの意思が明確になりました。基地問題に対する沖縄県の皆様方の意思を、政府は真摯に向き合って、沖縄県と今後の協議を行わなければならないと考えます。また、日本の安全保障のために、沖縄県民の皆様に多大な基地負担を担っていただいているということを日本国民はしっかりと自覚をしなければならないと考えます。

しかしながら、本意見書につきましては賛成をすることはできません。意見書案裏面の３行目から５行目にかけて反論をさせていただきます。

３行目中ほどから、「辺野古への新基地建設によって負担が軽減されるのではなく、」とございますが、辺野古への基地移設の目的は、世界一危険な基地と言われております普天間飛行場の危険除去であります。御存じのとおり、普天間飛行場は宜野湾市の面積の約４分の１、４８０ヘクタールを占めておりまして、周辺には学校や多くの住宅がございまして、その上をヘリや戦闘機が飛行しております。また、離着陸の騒音も大きな問題であります。この普天間飛行場を、辺野古にございます米海兵隊キャンプ・シュワブの沿岸海域１６０ヘクタールを埋め立てて移設することによって危険を除去し、騒音問題を解決するものでございます。また、辺野古移設に伴い、普天間飛行場は返還をされ、沖縄県にいる米軍約２万８，０００人の３分の１に当たる海兵隊約９，０００人がグアムを初め海外に移転することになることから、これは一定の軽減になると考えます。さらに、新基地建設と強調されておりますけれども、新しく基地をつくるのではなく、既存の基地、キャンプ・シュワブの拡張であるということも申し添えておきます。

次に、４行目に「日米軍事同盟の強化」とございますけれども、これは憲法第９条第２項、「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。」と明記をされております。御存じのとおりでございます。このことから、日本は軍を持つことはできませんし、軍はございません。すなわち軍事同盟は存在をしないということでございます。

最後に、「日米同盟の強化につながり、決して受け入れる事ができない」とございますけれども、文脈からは沖縄県民の方にとってはと読めますけれども、提出者の思いがかなりあろうというふうに推察をいたします。

国の外交におきまして優位に立つための重要な裏打ちというものは、これは軍事力であります。中国は経済発展以上に防衛力を強化し、国防費はもう既に２０兆円でございます。この軍事力を持って外交を優位に進めようとしております。これが現実の世界なのです。

御存じのとおり、北朝鮮は核兵器を保持したことから米国との首脳会談を実現をさせた。日本はどうか。先ほど述べましたとおり、外交の裏打ちとなる軍を持っておりません、持つことができません。日本にとって軍にかわるものが世界一の軍事力を持つ米国です。これが日米同盟でございます。ですから、日米同盟の強化を受け入れることのできないという考え方は、私は決して受け入れることはできないということでございます。

以上申し上げまして、意見書案第５号に対する反対討論といたします。

○議長（比与森光俊君）　次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

６番、森田雄介君。

○６番（森田雄介君）　６番、日本共産党の森田雄介です。意見書案第５号、沖縄県民の民意を尊重し、辺野古の新基地建設を強行しないよう求める意見書案に賛成の立場で討論をします。

沖縄県民の民意は明確です。辺野古新基地建設反対の県民の意思は、昨年他界された

翁長前知事が４年前に現職知事を破って獲得した支持を、昨年の知事選では玉城デニー知事が過去最多の３９万票の得票で示しました。それを、先ほどもありました県民投票では、反対票７２％、４３万票でより一層明確に反対の意思を示しました。この結果は沖縄県民がみずから民意を明確にしたものであり、はかり知れない重みがあります。

また、沖縄防衛局は埋め立て予定海域で確認された軟弱地盤の改良工事に向けて、沖縄県に設計変更を申請するとしていますが、軟弱地盤は建設予定地一帯に広がり、海面から約９０メートルにまで達しています。マヨネーズ状の超軟弱地盤です。この深さでくいをかたい地盤まで打ち込む方法は、日本でも世界でも確立されておらず、数兆円規模の莫大な税金と歳月を必要とすることが国会でも明らかになりました。そして今、民主主義、地方自治権として不合理な政策ややり方に対して、住民が声を上げる必要性を改めて浮き彫りにしています。

もともと米軍普天間飛行場の返還合意に向けた協議、この協議の中で辺野古代替とあります。今言われましたけれども、米国側は海兵隊の沖縄からの撤退も視野に検討していたという話も私どもは聞き及んでいるところです。それに対して日本側から、撤退ではなく、辺野古への移設案ということを提案をし、決まったという経過を聞くところであります。

今、普天間飛行場は返還されるどころか滑走路は整備され、新しい米軍住宅まで建設されようとしております。那覇空港の使用まで米軍側は要求してきていると言います。沖縄戦を体験した沖縄県民は、今、米軍基地のない沖縄を求めています。政府としては強引な姿勢ではなく、沖縄県民の民意を尊重し、一度工事を中止して話し合うことが必要ではないでしょうか。

そしてまた、現実のパワーバランスの話もありましたけれども、軍にかわる外交中心の国同士の同盟強化、関係強化を求めることが大事ではないかと考えております。そして何よりも沖縄県民の基本的人権と主権を守り、地方自治権の尊重と民主的なやり方で政治を進めるよう強く求め、本意見書案の賛成討論とさせていただきます。

○議長（比与森光俊君）　ほかに討論はありませんか。

○議長（比与森光俊君）　これで討論を終わります。

これから、意見書案第５号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君）　起立少数であります。よって、意見書案第５号は、否決されました。

日程第４９、閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

議会運営委員会、常任委員会及び特別委員会の各委員長から、会議規則第１１２条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君）　異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第５０、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件について、お手元に配付のとおり議員を派遣することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君）　異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

この際お諮りします。ただいま決定しました議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合には議長に一任をお願いしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君）　異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

以上で今期定例会に付された事件は全て議了しました。

閉会に当たり一言御挨拶申し上げます。

春の日差しを感じる気候となり、日中は暖かな日々が続くきょうこのごろとなりました。

来年の東京オリンピックまであと４９０日となり、開催に向け機運を高めるため、五輪旗とパラリンピック旗を披露するフラッグツアーの歓迎イベントが去る２月１６日に開催され、イベントでは山田高校卒業生の近代五種日本代表山中詩乃さんから尾﨑知事に旗が手渡されました。その五輪旗とパラリンピック旗が３月３日から県内１６市町村を巡回しています。先日展示しました土佐清水市では、広報もされ、来庁者が記念撮影などでにぎわったようにお聞きしたところでございます。来週２５日月曜日、香美市庁舎１階フロアに、１日のみではありますが、この五輪旗とパラリンピック旗が展示されます。一目見ておきたいという気がしているところでございます。

２月２７日に開会しました平成３１年第１回香美市議会定例会は、本日までの２４日間でしたが、議案４３件、同意２０件、意見書案５件、それぞれ議員各位の慎重な審査と審議がなされました。平成３１年度当初予算も可決されました。執行部におかれましては、市政発展のため誠実に積極的に取り組んでいただきたく思います。

一般質問では、１１名の議員がそれぞれの立場で市政全般にわたり真剣に質問がなされました。執行部におかれましては、しっかり精査された上、行政運営に生かしていただきたく思います。

さて、３月末をもちまして総務課長山中俊明君、教育次長野島惠一君、環境上下水道

課長安井幸一君の３名が定年退職されます。長年にわたり市政発展のため尽力されましたことに、議会を代表しまして心より感謝申し上げます。大変御苦労さまでした。お三人ともまだまだお若うございます。退職後もお元気で御活躍され、市政発展のため御協力賜りますようよろしくお願いいたします。

本日で平成３１年第１回香美市議会定例会は閉会いたしますが、議員各位には議事運営に対しまして格段の御協力を賜り、予定の日程どおり閉会できますことに感謝とお礼を申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

次に、市長から発言を求められておりますので、これを許します。市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君）　平成３１年第１回香美市議会定例会閉会に当たり一言御挨拶を申し上げます。

まだ厳しい寒さが残る中、２月２７日に開会いたしました本定例会も審議を尽くし、本日閉会の運びとなりました。本定例会に上程をいたしました平成３１年度香美市一般会計予算を初め、全ての議案につきましてそれぞれ御決定を賜りました。ここに厚く御礼を申し上げます。御決定を賜りました上は、行政を挙げて市政の発展・充実、健全財政、そして開かれた行政を目指して一層努力をしてまいりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

また、本定例会一般質問におきましては、１１名の議員の皆さんが質問に立たれました。今回は共通する質問事項が多かったように思います。マスタープランに関すること、国民健康保険について、児童虐待に関して、教育環境の整備、電子機器による子供への健康の影響について、また道路整備と子供の安全通学など、それぞれの視点、立場から御質問があり、行政としても大変勉強になったところであります。御質問いただきましたことにつきましてはそれぞれ答弁をいたしましたが、全ての質問につきましてなお一層検討、議論を重ね、その質問の趣旨を生かすように努めてまいります。

香美市議会につきましては、積極的に議会改革に取り組む議会として注目され、また評価をされていまして、その御努力に対して深く敬意を表するものであります。このたびはさらなる改革ということで、通年議会の実施に関する研究をされるということでございます。行政としましてもさまざまな課題があろうかと思いますので、同時に研究を進めてまいりたいと考えております。その過程では議会の皆様との意見交換も大切になろうかと思いますので、どうかよろしくお願いをいたします。

このところ次第に寒さも緩みまして、鏡野公園の桜も間もなく開花といった様子でございます。よい季節となりましたが、花冷え、春の嵐などこの時期の気象の不安定さをあらわす言葉もございますので、議員の皆様にはくれぐれも健康に気をつけられまして、香美市のために、また市民の皆様のために、それぞれ一層御活躍なさいますように心より祈念を申し上げまして、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

○議長（比与森光俊君）　　どうもありがとうございました。

以上をもちまして平成３１年第１回香美市議会定例会を閉会いたします。

（午前１１時４６分　閉会）

地方自治法第１２３条第２項の規定による署名者

議　　長

署名議員

署名議員

平成３１年第１回

香美市議会定例会会議録

巻　末　掲　載　文　書

平成31年第1回香美市議会定例会会期及び会議（審査）の予定表

会　期	月日(曜日)	会　　議　　等	
	2月 22日(金)		議会運営委員会
第1日	27日(水)	本会議	会議録署名議員の指名 、会期の決定、諸般の報告・議長の報告 市長の行政の報告及び議案提案・提案理由の説明まで
		散会後	議員協議会
第2日	28日(木)	休　会	【一般質問通告期限(午前10時)・抽選(午前11時)】 議案精査のため
第3日	3月 1日(金)	休　会	〃
第4日	2日(土)	休　会	休日、議案精査のため
第5日	3日(日)	休　会	〃
第6日	4日(月)	休　会	議案精査のため
第7日	5日(火)	休　会	〃
第8日	6日(水)	本会議	一般質問①　協働・参画調査研究特別委員会
第9日	7日(木)	本会議	一般質問②　議会改革推進特別委員会
第10日	8日(金)	本会議	一般質問③　会派代表者会議
第11日	9日(土)	休　会	休日、議案精査のため
第12日	10日(日)	休　会	〃
第13日	11日(月)	本会議	議案質疑～委員会付託、予算決算常任委員会、総務常任委員会・分科会
第14日	12日(火)	休　会	教育厚生常任委員会・分科会
第15日	13日(水)	休　会	産業建設常任委員会・分科会(午後1時30分から)
第16日	14日(木)	休　会	議案精査整理のため
第17日	15日(金)	休　会	〃
第18日	16日(土)	休　会	休日、議案精査整理のため
第19日	17日(日)	休　会	〃
第20日	18日(月)	休　会	議案精査整理のため
第21日	19日(火)	休　会	〃
第22日	20日(水)	休　会	予算決算常任委員会(午後1時30分から)
			議員協議会
第23日	21日(木)	休　会	祝日(春分の日)、議案精査整理のため
第24日	22日(金)		議会運営委員会
		本会議	議案採決(付託議案の報告～採決)
		閉会後	議会運営委員会

委員会審査結果一覧表

１．議　案　関　係

事件の番号	件　　名	所管委員会	審査結果	備　　考
議案第１号	平成３１年度香美市一般会計予算	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第２号	平成３１年度香美市簡易水道事業特別会計予算	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第３号	平成３１年度香美市公共下水道事業特別会計予算	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第４号	平成３１年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第５号	平成３１年度香美市農業集落排水事業特別会計予算	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第６号	平成３１年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算	予算決算常任委員会	原案可決	賛成多数
議案第７号	平成３１年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第８号	平成３１年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第９号	平成３１年度香美市後期高齢者医療特別会計予算	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第10号	平成３１年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計予算	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第11号	平成３１年度香美市水道事業会計予算	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第12号	平成３１年度香美市工業用水道事業会計予算	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第13号	平成３０年度香美市一般会計補正予算（第７号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第14号	平成３０年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第15号	平成３０年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第16号	平成３０年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第４号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第17号	平成３０年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第３号)	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第18号	香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第19号	香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成

事件の番号	件　　名	所管委員会	審査結果	備　　考
議案第20号	香美市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第21号	香美市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第22号	香美市指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第23号	香美市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	産業建設常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第24号	香美市特定環境保全公共下水道事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について	産業建設常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第25号	香美市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について	産業建設常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第26号	香美市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第27号	香美市未来の森づくり委員会設置条例の制定について	産業建設常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第28号	香美市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定について	産業建設常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第29号	香美市農業集落排水区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定について	産業建設常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第30号	市有財産の無償貸付けについて	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第31号	香美市香長児童クラブの指定管理者の指定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第32号	香美市くじら児童クラブの指定管理者の指定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第33号	香美市めだか児童クラブの指定管理者の指定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第34号	香美市たけのこ児童クラブの指定管理者の指定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第35号	香美市うぐいす児童クラブの指定管理者の指定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成

事件の番号	件　　名	所管委員会	審査結果	備　　考
議案第36号	香美市かたじ児童クラブの指定管理者の指定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第37号	香美市大宮小学校児童クラブの指定管理者の指定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第38号	香美市もんべえクラブの指定管理者の指定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第39号	大井平体験実習館の指定管理者の指定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第40号	美良布地区集落活動センターの指定管理者の指定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第41号	香美市バイクライダー交流宿泊施設の指定管理者の指定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第42号	香美市べふ峡休憩所の指定管理者の指定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第43号	香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案可決	賛成多数

平成３１年３月２２日

香美市議会議長　比与森　光　俊　殿

発議者　香美市議会議員　笹　岡　　優

〃　　濱　田　百合子

〃　　森　田　雄　介

〃　　大　岸　眞　弓

〃　　山　﨑　龍太郎

〃　　依　光　美代子

〃　　山　崎　晃　子

議案第６号　平成３１年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算に対する修正動議

上記の動議を、地方自治法第１１５条の３及び香美市議会会議規則第１７条の規定により別紙のとおり修正案を添えて提出します。

別紙

議案第６号　平成３１年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算に対する修正案

第１表　歳入歳出予算の一部を次のように改める。

（歳入）　　（単位：千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比　　較
1. 国民健康保険税	573,037 ~~614,521~~	591,222	△ 18,185 ~~23,299~~
2. 使用料及び手数料	1,000	1,200	△ 200
3. 県支出金	3,172,287	3,331,398	△ 159,111
4. 繰入金	414,415 ~~372,931~~	284,015	130,400 ~~88,916~~
5. 繰越金	1	1	0
6. 諸収入	13,446	17,533	△ 4,087
歳　入　合　計	4,174,186	4,225,369	△ 51,183

意見書案第１号

混乱を招く本年１０月からの消費税増税の中止を求める意見書の提出について

地方自治法第９９条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成３１年３月２２日提出

香美市議会議長　　比与森　光　俊　殿

提出者　香美市議会議員　　山　﨑　龍太郎

賛成者　　〃　　笹　岡　　優

賛成者　　〃　　森　田　雄　介

混乱を招く本年１０月からの消費税増税の中止を求める意見書（案）

政府は２０１９年１０月から消費税率を引き上げようとしています。

しかし一方で、増税実施にかかわり、複数税率の導入や、プレミアム商品券やポイント還元などが検討されています。

また、複数税率のもとでインボイス制度を導入する予定となっています。

インボイスは商品やサービスの売買の際、売り手が買い手に発行する書類です。中小企業にとっては８％と１０％が混在する場合など、煩雑な実務負担が必要となってきます。

また、インボイスを発行できるのは課税業者のみとなっており、売り上げ１，０００万円以下の免税業者は、このインボイスを発行できないとなっています。

実施まで半年近くで始まる消費税増税は、多くの国民に理解できないものであり、中小零細業者や国民生活にも混乱を招くことは必至です。本年１０月からの消費税増税はもっと議論を尽くす必要があります。

よって、政府におかれては、混乱を招く本年１０月からの消費税増税を中止するよう求めます。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

平成３１年３月２２日

衆議院議長　大島理森殿
参議院議長　伊達忠一殿
内閣総理大臣　安倍晋三殿
総務大臣　石田真敏殿
財務大臣　麻生太郎殿
経済産業大臣　世耕弘成殿

高知県香美市議会議長　比与森　光　俊

意見書案第２号

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める
意見書の提出について

地方自治法第９９条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成３１年３月２２日提出

香美市議会議長　　比与森　光　俊　殿

提出者　香美市議会議員　　濱　田　百合子

賛成者　　〃　　依　光　美代子

賛成者　　〃　　甲　藤　邦　廣

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書（案）

加齢性難聴は日常生活を不便にし､コミュニケーションを困難にするなどＱＯＬ（生活の質）を落とす大きな要因となります。

また、最近では認知症・うつ病の危険因子になることも指摘されています。加齢性難聴により、コミュニケーションが減り、会話することで脳に入ってくる情報が少なくなることが脳の機能低下につながり、認知症・うつ病につながるのではないかと考えられています。

日本補聴器工業会の２０１８年の調査によれば、補聴器を使用することで「会話がしやすくなった」「安心感がある」「出かけることに自信がついた」などの効果が確認されています。欧米諸国と難聴率では大差はないですが、補聴器所有率では欧米が３０～５０％であるのに比べ、日本は１４．４％と低い水準にとどまっています。日本でも普及が求められますが、補聴器の価格は片耳あたり概ね３万円～２０万円と高価で

保険適用がありません。

欧米では補聴器購入に対し、公的補助制度がありますが、日本では公的補助の対象が、身体障害者福祉法第４条に規定される身体障害者などに限定されており、ほとんどの対象者が、自費で購入することになるため、特に低所得の高齢者への手立てが必要です。

補聴器のさらなる普及で、高齢になってもＱＯＬ（生活の質）を維持し、健やかにすごせることは、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸や医療費の軽減にもつながると考えます。

よって、国におかれては、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設するよう強く要望します。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

平成３１年３月２２日

衆議院議長　大島理森殿
参議院議長　伊達忠一殿
内閣総理大臣　安倍晋三殿
財務大臣　麻生太郎殿
厚生労働大臣　根本　匠殿

高知県香美市議会議長　比与森　光　俊

意見書案第３号

国の責任で教員不足を解消するよう求める意見書の提出について

地方自治法第９９条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成３１年３月２２日提出

香美市議会議長　　比与森　光　俊　殿

提出者　香美市議会議員　　森　田　雄　介

賛成者　　〃　　依　光　美代子

賛成者　　〃　　山　崎　晃　子

国の責任で教員不足を解消するよう求める意見書(案)

近年、香美市・高知県においても慢性的な教員不足が続いています。臨時教員がクラス担任に就くのは常態化しており、その臨時教員や再任用教員も絶対的に不足している状況です。

学校の教員不足、多忙化の背景には、授業時数が増えたのにも関わらず、それに対応する教員の確保が出来ていないことがあります。また、対応すべき学校教育への要望も強まっています。これらによる長時間労働の常態化が、若者の教員離れにまで繋がっています。

国は学校における働き方改革として対策を打ち出しましたが、事務や部活動の負担軽減を進めるとした一方、現場の求める教員数の増加には応えていません。

教員は、人間形成を支え、広い教養や深い専門的な知識・技能が求められる尊い専門職です。専門家として、子どもの成長・発達に固有の責任を負っています。その責任を果たし、豊かな教育実践を進めるためにも教員の増員はまったなしの課題です。

よって、政府におかれては、国の責任で教員不足を解消するよう強く求めます。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

平成３１年３月２２日

衆議院議長　大島理森殿
参議院議長　伊達忠一殿
内閣総理大臣　安倍晋三殿
財務大臣　麻生太郎殿
文部科学大臣　柴山昌彦殿
内閣官房長官　菅　義偉殿

高知県香美市議会議長　比与森　光　俊

意見書案第４号

後期高齢者医療の医療費窓口負担を２割にしないことを求める
意見書の提出について

地方自治法第９９条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成３１年３月２２日提出

香美市議会議長　　比与森　光　俊　殿

提出者　香美市議会議員　　濱　田　百合子

賛成者　　〃　　森　田　雄　介

賛成者　　〃　　山　崎　晃　子

後期高齢者医療の医療費窓口負担を２割にしないことを求める意見書（案）

後期高齢者（７５歳以上）医療の医療費窓口負担を現行の１割から２割にする論議が、経済財政諮問会議（内閣府）や財政制度審議会（財務省）ですすめられ、社会保障制度審議会（厚生労働省）でも議論が開始されました。

被保険者１人当たりの平均保険料額（月額）は、２年の改定毎に上ってきていますが、生活を支える唯一の公的年金は減少してきています。後期高齢者の７割が所得１００万円（年金収入２２０万円）未満であり、厳しい生活を強いられています。一人暮らしの高齢者の約半数は生活保護基準を下回り、高齢世帯の２７％が貧困状態に陥っています。来年度からは低所得者への「特例軽減措置」も廃止されるようになっており、負担が増大します。

医療費窓口負担の２割化は、受診抑制に繋がり、高齢者の生活と健康に大きな影響を及ぼします。

よって、政府におかれては、後期高齢者医療の医療費窓口負担を２割にしないことを強く求めます。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

平成３１年３月２２日

衆議院議長　大島理森殿
参議院議長　伊達忠一殿
内閣総理大臣　安倍晋三殿
財務大臣　麻生太郎殿
総務大臣　石田真敏殿
厚生労働大臣　根本匠殿

高知県香美市議会議長　比与森　光　俊

意見書案第５号

沖縄県民の民意を尊重し、辺野古の新基地建設を強行しないよう求める
意見書の提出について

地方自治法第９９条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成３１年３月２２日提出

香美市議会議長　　比与森　光　俊　殿

提出者　香美市議会議員　　笹　岡　　優

賛成者　　〃　　依　光　美代子

賛成者　　〃　　山　崎　晃　子

沖縄県民の民意を尊重し、辺野古の新基地建設を強行しないよう求める意見書(案)

昨年９月３０日投票で行われた辺野古への新基地建設の是非を最大の争点とした沖縄知事選挙で、新基地建設反対を訴えた玉城デニー氏が大差で新知事に選出されました。

しかし政府は、国民の救済が目的である行政不服審査法まで使い、昨年１２月１４日辺野古の海を埋め立てる土砂投入開始を強行しました。これは、民意を顧みず法治主義も、民主主義も地方自治も踏みつけにしているのではないでしょうか。

そもそも米軍普天間基地は、１９９５年の「沖縄米兵少女暴行事件」を糾弾する「オール沖縄」の激しい怒りと悲しみから島ぐるみで「無条件返還」を求めてきたものです。それが代替え基地を造らなければ「返還」しないとされ、名護市辺野古への新基地建設が押し付けられてきました。

「沖縄米兵少女暴行事件」から２３年経過しても沖縄の基地負担は軽減されず、米

軍機の事故は頻発し、殺人、強姦など米兵の犯罪は後を絶ちません。

特に、基地のない沖縄を掲げる「２１世紀ビジョン」の実現、基地に頼らない振興策で大きく前進させてきた沖縄県民にとっては、辺野古への新基地建設によって負担が軽減されるのではなく、米軍基地機能と日米軍事同盟の強化につながり、決して受け入れる事ができないことだからです。

いま政府が行うべきことは辺野古への新基地建設の押し付けではなく、沖縄の基地負担の軽減と沖縄県民、日本全国で国民を苦しめている「治外法権」的な日米地位協定の抜本的見直しです。昨年の８月には全国知事会も初めて抜本的見直しを政府に提言しています。

香美市でも、辺野古への新基地建設は無関係ではありません。米軍岩国基地への空母艦載機本格配備と輸送機オスプレイの配備は、沖縄との一体となった本土での訓練の増大による低空飛行がいっそう強化されることが懸念されています。

よって、政府におかれては、（県民投票でも示された）沖縄県民の民意を尊重し、辺野古の新基地建設を強行しないよう強く要望します。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

平成３１年３月２２日

衆議院議長　大島理森殿
参議院議長　伊達忠一殿
内閣総理大臣　安倍晋三殿
外務大臣　河野太郎殿
防衛大臣　岩屋　毅殿
内閣官房長官　菅　義偉殿

高知県香美市議会議長　　比与森　光　俊

平成31年2月香美市議会定例会議決一覧表

１．議　案　関　係

事件の番号	件名	議決結果	議決年月日
議案第１号	平成３１年度香美市一般会計予算	原案可決	31. 3.22
議案第２号	平成３１年度香美市簡易水道事業特別会計予算	原案可決	31. 3.22
議案第３号	平成３１年度香美市公共下水道事業特別会計予算	原案可決	31. 3.22
議案第４号	平成３１年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算	原案可決	31. 3.22
議案第５号	平成３１年度香美市農業集落排水事業特別会計予算	原案可決	31. 3.22
議案第６号	平成３１年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定) 予算 〔「議案第６号平成３１年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算に対する修正動議」を否決〕	原案可決	31. 3.22
議案第７号	平成３１年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算	原案可決	31. 3.22
議案第８号	平成３１年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)予算	原案可決	31. 3.22
議案第９号	平成３１年度香美市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決	31. 3.22
議案第10号	平成３１年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計予算	原案可決	31. 3.22
議案第11号	平成３１年度香美市水道事業会計予算	原案可決	31. 3.22
議案第12号	平成３１年度香美市工業用水道事業会計予算	原案可決	31. 3.22
議案第13号	平成３０年度香美市一般会計補正予算（第７号）	原案可決	31. 3.22
議案第14号	平成３０年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）	原案可決	31. 3.22
議案第15号	平成３０年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）	原案可決	31. 3.22
議案第16号	平成３０年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第４号）	原案可決	31. 3.22
議案第17号	平成３０年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第３号)	原案可決	31. 3.22

事件の番号	件名	議決結果	議決年月日
議案第 18 号	香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	31. 3.22
議案第 19 号	香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	31. 3.22
議案第 20 号	香美市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	31. 3.22
議案第 21 号	香美市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	31. 3.22
議案第 22 号	香美市指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	31. 3.22
議案第 23 号	香美市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	31. 3.22
議案第 24 号	香美市特定環境保全公共下水道事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	31. 3.22
議案第 25 号	香美市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	31. 3.22
議案第 26 号	香美市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について	原案可決	31. 3.22
議案第 27 号	香美市未来の森づくり委員会設置条例の制定について	原案可決	31. 3.22
議案第 28 号	香美市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定について	原案可決	31. 3.22
議案第 29 号	香美市農業集落排水区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定について	原案可決	31. 3.22
議案第 30 号	市有財産の無償貸付けについて	原案可決	31. 3.22
議案第 31 号	香美市香長児童クラブの指定管理者の指定について	原案可決	31. 3.22
議案第 32 号	香美市くじら児童クラブの指定管理者の指定について	原案可決	31. 3.22
議案第 33 号	香美市めだか児童クラブの指定管理者の指定について	原案可決	31. 3.22
議案第 34 号	香美市たけのこ児童クラブの指定管理者の指定について	原案可決	31. 3.22

事件の番号	件名	議決結果	議決年月日
議案第 35 号	香美市うぐいす児童クラブの指定管理者の指定について	原案可決	31. 3.22
議案第 36 号	香美市かたじ児童クラブの指定管理者の指定について	原案可決	31. 3.22
議案第 37 号	香美市大宮小学校児童クラブの指定管理者の指定について	原案可決	31. 3.22
議案第 38 号	香美市もんべえクラブの指定管理者の指定について	原案可決	31. 3.22
議案第 39 号	大井平体験実習館の指定管理者の指定について	原案可決	31. 3.22
議案第 40 号	美良布地区集落活動センターの指定管理者の指定について	原案可決	31. 3.22
議案第 41 号	香美市バイクライダー交流宿泊施設の指定管理者の指定について	原案可決	31. 3.22
議案第 42 号	香美市べふ峡休憩所の指定管理者の指定について	原案可決	31. 3.22
議案第 43 号	香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	31. 3.22
同意第 1 号	農業委員会委員の任命について	原案同意	31. 2.27
同意第 2 号	農業委員会委員の任命について	原案同意	31. 2.27
同意第 3 号	農業委員会委員の任命について	原案同意	31. 2.27
同意第 4 号	農業委員会委員の任命について	原案同意	31. 2.27
同意第 5 号	農業委員会委員の任命について	原案同意	31. 2.27
同意第 6 号	農業委員会委員の任命について	原案同意	31. 2.27
同意第 7 号	農業委員会委員の任命について	原案同意	31. 2.27
同意第 8 号	農業委員会委員の任命について	原案同意	31. 2.27
同意第 9 号	農業委員会委員の任命について	原案同意	31. 2.27

事件の番号	件名	議決結果	議決年月日
同意第 10 号	農業委員会委員の任命について	原案同意	31. 2.27
同意第 11 号	農業委員会委員の任命について	原案同意	31. 2.27
同意第 12 号	農業委員会委員の任命について	原案同意	31. 2.27
同意第 13 号	農業委員会委員の任命について	原案同意	31. 2.27
同意第 14 号	農業委員会委員の任命について	原案同意	31. 2.27
同意第 15 号	農業委員会委員の任命について	原案同意	31. 2.27
同意第 16 号	農業委員会委員の任命について	原案同意	31. 2.27
同意第 17 号	農業委員会委員の任命について	原案同意	31. 2.27
同意第 18 号	農業委員会委員の任命について	原案同意	31. 2.27
同意第 19 号	農業委員会委員の任命について	原案同意	31. 2.27
同意第 20 号	教育委員会委員の任命について	原案同意	31. 2.27
意見書案第 1 号	混乱を招く本年１０月からの消費税増税の中止を求める意見書の提出について	原案否決	31. 3.22
意見書案第 2 号	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書の提出について	原案可決	31. 3.22
意見書案第 3 号	国の責任で教員不足を解消するよう求める意見書の提出について	原案否決	31. 3.22
意見書案第 4 号	後期高齢者医療の医療費窓口負担を２割にしないことを求める意見書の提出について	原案否決	31. 3.22
意見書案第 5 号	沖縄県民の民意を尊重し、辺野古の新基地建設を強行しないよう求める意見書の提出について	原案否決	31. 3.22